

2018（平成30）年度博士論文

文化遺産としての「巡礼路」の保存と継承の研究
～熊野参詣道伊勢路を事例に～

A Study of the Conservation and Inheritance of “Pilgrimage Route”
as a Cultural Heritage
-A Case study on the Kumano Pilgrimage Route Iseji-

筑波大学大学院 人間総合科学研究科 博士後期課程 世界文化遺産学専攻

学籍番号 201630495

伊藤文彦

目 次

第 I 章 序論	1
1 研究の背景	1
2 研究目的	4
3 既往研究から見る本研究の位置づけ	6
4 研究対象	6
5 本研究の構成と方法	7
第 II 章 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」と「熊野参詣道伊勢路」	10
1 本章の目的と方法	10
2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」	10
3 熊野参詣道の位置付けと内容	15
4 熊野参詣道伊勢路の特徴	18
5 熊野参詣道伊勢路の現況	22
6 第 II 章の小結	25
第 III 章 熊野参詣道伊勢路の空間	27
1 本章の目的	27
2 研究方法	27
3 基本的経路の把握	29
4 選択的経路の把握	45
5 第 III 章の小結	76
第 IV 章 熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素	89
1 本章の目的	89
2 礼拝施設の展開	92
3 見所の展開	125
4 第 IV 章の小結	153

第V章 現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を構成する諸要素	154
1 本章の目的	154
2 文化遺産保護制度が保護対象とする文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素	155
3 行政・地域住民が管理運営対象とみなす文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素	164
4 観光者が観光対象とみなす文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素	181
5 第V章の小結	194
第VI章 巡礼路に対する価値認識の変遷	197
1 本章の目的	197
2 巡礼者が熊野参詣道伊勢路に見出した価値	197
3 巡礼路に対する価値認識の変遷	212
4 まとめ	216
第VII章 結論	218
1 本研究のまとめ	218
2 巡礼路の保存と継承に向けて	221

図版目次

図 1 研究の構成	9
図 2 紀伊山地の霊場と参詣道構成資産	14
図 3 熊野参詣道伊勢路位置図	22
図 4 熊野参詣道伊勢路の基本経路	34
図 5 選択的経路のある礼拝施設位置図	45
図 6 瀧原宮への選択的経路	47
図 7 『西国三十三所名所図会』「瀧原宮」	48
図 8 図7の赤枠部分拡大	48
図 9 瀧原宮神域森林内部の道	49
図 10 天狗倉山付近地形図	51
図 11 天狗岩	52
図 12 役行者小祠	52

図 13	清水寺付近地形図	54
図 14	旧清水寺境内の地蔵	55
図 15	大吹峠より清水寺への経路上の石段・石積痕跡	55
図 16	『西国三十三所名所図会』「七里濱」	56
図 17	清水寺への経路上からの眺め	56
図 18	確認した寛永通宝	57
図 19	柏野入口の道路遺構	60
図 20	不動野橋から間弓区間の道路遺構	60
図 21	阿曾一間弓間の基本的経路と選択的経路	61
図 22	大日本帝国陸地測量部 大正 2 (1913) 年「五万分の一地形図 尾鷲」(部分)	66
図 23	国土地理院 平成 27 (2015)「電子地形図 2 5 0 0 0」	67
図 24	国土地理院 昭和 22 (1947 年) 撮影「USA-R266-No1-39」(部分)	67
図 25	はまぐり石	70
図 26	銚子川渡河の基本的経路と選択的経路	70
図 27	道引地蔵	75
図 28	熊野参詣道伊勢路 詳細位置図	77
図 29	礼拝施設位置図	95
図 30	神宮寺跡を示す石碑	97
図 31	岩屋堂外観	99
図 32	岩屋堂堂内	100
図 33	岩屋堂境内鳥居	100
図 34	日輪寺堂内三躰石仏	103
図 35	石仏庵石柱「巡礼道引観世音」銘	109
図 36	三十三躰石仏	109
図 37	千福寺の石柱「順礼手引」銘	111
図 38	『西国三十三所名所図会』「岩船地蔵堂」	113
図 39	岩船地蔵堂跡	114
図 40	相賀一三木里区間位置図	117
図 41	相賀から三木里の宿休・茶屋・礼拝施設立地状況	118
図 42	熊野参詣道伊勢路沿道の礼拝施設立地状況	124

図 43	重要な見所位置図	127
図 44	『西国三十三所名所図会』「田丸城下」	131
図 45	田丸城下付近現況	132
図 46	『西国三十三所名所図会』「蚊野松原」	134
図 47	蚊野松原付近現況	135
図 48	長者屋敷付近現況	137
図 49	『西国三十三所名所図会』「荷坂嶺」	139
図 50	荷坂峠付近現況	139
図 51	『西国三十三所名所図会』「西行松」	141
図 52	西行松付近現況	142
図 53	鬼が城現況	143
図 54	あふま権現二王石現況	145
図 55	親しらず子しらず現況（志原川河口付近）	146
図 56	南海の眺望現況	149
図 57	熊野参詣道伊勢路沿道の見所立地状況	150
図 58	熊野参詣道伊勢路沿道の礼拝施設・見所立地状況	152
図 59	文化遺産「熊野参詣道伊勢路」所在地の地域人口と入込客数の変化	174
図 60	重要な礼拝施設・見所位置図	185
図 61	クラスター分析結果	187
図 62	空間の記述冊数	188
図 63	物（礼拝施設・見所）平均記述個所数	189
図 64	推奨観光行動記述冊数	189
図 65	発行時期別ガイドブックの特徴	190
図 66	発行主体別ガイドブックの特徴	191
図 67	道中日記に記述される 1 里ごとの内容	205
図 68	伊勢山田から熊野までの正の感情・負の感情の変化	210
図 69	道路空間の装置性と価値の認識モデル	213
図 70	道路空間の装置性と価値認識の変遷	215

表目次

表 1	熊野参詣道の経路ごとの特徴	18
表 2	熊野参詣道伊勢路の構成資産	20
表 3	分析対象の道中案内一覧	29
表 4	道中案内記載の伊勢山田から熊野新宮までの地名表	31
表 5	検討に使用した近代刊行地図一覧	32
表 6	瀧原宮への経路記述状況	47
表 7	天狗窟屋への経路記述状況	50
表 8	清水寺への経路記述状況	54
表 9	阿曾一間弓における大内山川渡河記述状況	59
表 10	臨時的な渡し船記述状況	62
表 11	道中案内の銚子川渡河記述状況	66
表 12	長島から木本への海路に関する記述	72
表 13	三木里から新鹿への経路に関する記述	73
表 14	井田から上野への経路に関する記述	74
表 15	分析対象の道中案内一覧	93
表 16	礼拝施設の道中案内記載状況	94
表 17	天狗岩窟の道中案内記述状況	99
表 18	八鬼山日輪寺の道中案内記述状況	102
表 19	清水寺の道中案内記述状況	105
表 20	花の岩やの道中案内記述状況	106
表 21	道中案内に見る日輪寺と茶屋の立地状況	120
表 22	元禄年間から天保年間まで記述のある礼拝施設の立地	123
表 23	観音庵・千福寺の立地	123
表 24	分析対象の道中案内一覧	126
表 25	7冊の道中案内のうち4冊以上で紹介されている見所	127
表 26	『西国三十三所名所図会』挿絵一覧（伊勢山田から熊野新宮まで）	128
表 27	田丸城・田丸城下の道中案内記述状況	130
表 28	蚊野松原の道中案内記述状況	133

表 29	長者屋敷の道中案内記述状況	137
表 30	伊勢紀伊国界の道中案内記述状況	138
表 31	西行松の道中案内記述状況	141
表 32	鬼が城の道中案内記述状況	143
表 33	あふま権現二王石の道中案内記述状況	144
表 34	親しらず子しらずの道中案内記述状況	147
表 35	南海の眺望の道中案内記述状況	149
表 36	見所の立地・視対象・情報と性格	151
表 37	『月刊文化財』における「保存管理計画」関係記事一覧	156
表 38	文化庁による保存管理計画にかかる行政通知等施策	158
表 39	熊野参詣道伊勢路の保存管理方法	162
表 40	『「熊野古道」アクションプログラム』一覧	166
表 41	策定経過の変遷	170
表 42	策定内容の変遷	170
表 43	三重県施策の変化	178
表 44	熊野古道 AP と取り巻く状況の変化	180
表 45	分析対象のガイドブック一覧	182
表 46	クラスター分析によるガイドブック表紙の抽出語	187
表 47	ガイドブックの傾向と巡礼路の認識	193
表 48	分析対象とした道中日記一覧	200
表 49	視対象の分類	200
表 50	感情（評価）に関する語句の分類	202
表 51	視対象・感情数一覧表	203
表 52	距離と視対象数等関係表	205
表 53	各区間における視対象記述数の上位 5 項目	206
表 54	主成分分析結果（1）	207
表 55	主成分分析結果（2）	207
表 56	区間ごとのタイプ数	208
表 57	巡礼者の眺めの体験と感情	211
表 58	価値認識の変遷の関係	217

第 I 章 序論

1 研究の背景

(1) 文化遺産としての「道」の保護

本研究で対象とする巡礼路の検討を行うにあたって、そもそも「道」全般に関する文化遺産としての保護についてみてみれば、我が国において、「道」にかかる文化遺産¹が法的保護²の対象となったのは、決して新しいことではないことに気づく。

大正 8 (1919) 年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法 (大正八年四月十日法律第四十四号、以下「旧法」) に基づき翌年に告示された「史蹟名勝天然紀念物保存法保存要目」 (大正 9 (1920) 年 2 月 16 日付官報告示、以下「保存要目」) においては、「七、古關陘、一里塚、窯陘、市場陘其ノ他産業交通土木等ニ關スル重要ナル史蹟」が挙げられ、交通施設の保護の制度が開始した。旧法下においては、主に関跡や一里塚の指定が進められたが、一方で日光杉並木街道や箱根旧街道など、街道そのものの指定も行われた³。第二次世界大戦後の昭和 25 (1950) 年に制定された文化財保護法⁴においても交通にかかる史跡の指定は継続しており、その中には街道そのものの指定も含まれている。

また、昭和 53 (1978) 年には文化庁の「歴史の道事業」が開始した。「歴史の道事業」は、「歴史の道」と呼ばれるべき古道や水路、及びそれに沿う地域に残された各種文化財、さらには周囲の環境をも含めて、総合的、集約的に保存、整備し、国民一般が広くこれを文化財として活用できるようにすることを目的とするもので⁵、この事業の開始以降、関、本陣、一里塚などの道関連遺産ではなく、中山道や熊野参詣道など、「道」そのものの文化財指定が急速に進んだ⁶。

一方、ヨーロッパにおいては、欧州評議会による「文化の道」の登録制度が 1980 年代から開始する。欧州評議会が定義する「文化の道」は物理的な道路そのものではなく、ある特定の文化的な文脈の中で選択される特定の順序だった行程を物語るより幅広い個々の都市の集合体とされる^{7, 8}。

さらに、遺産保護の世界的枠組みの一つである世界遺産条約⁹においては、平成 5 (1993) 年にサンティアゴ・デ・コンポステラへの巡礼路が登録され、その後も平成 16 (2004) 年には日本の「紀伊山地の霊場と参詣道」が、平成 26 (2014) 年には中国、カザフスタン、キルギスタンによる「シルクロード:長安-天山回廊の交易路網」が登録されるなど、「道」にかかる遺産の登録が相次いでいる。また、「世界遺産条約履行のための作業指針」の付属

資料3には、「遺産の道」についての記述が掲載され、「「遺産の道」は、文化的意義が国や地域の交流や多次元的な対話からもたらされ、経路に沿った空間的・時間的相互作用を示す有形の要素で構成されている。」とされている¹⁰。

また、国際記念物遺跡会議（ICOMOS/ International Council on Monuments and Sites、以下 ICOMOS）は、「文化の道憲章（THE ICOMOS CHARTER ON CULTURAL ROUTES）¹¹」を制定して、文化の道について、有形の文化遺産だけでなく、無形の文化遺産も含めて把握することを提唱している。憲章では続けて、構成要素の特定方法、文化の道の類型、文化の道を特定するための方法論等を示している。

このように、道にかかる文化遺産の保護は、我が国内外において、進展を見せている状況にある。

（2）文化遺産としての「道」の保護の課題

しかし、道に関する文化遺産の保護について課題がないとは言えない。その1つが、道に関する構成要素をいかに把握するかという問題である。

我が国の史蹟／史跡保護制度においては、旧法下の保存要目の交通に関する史蹟において「古關趾」と「一里塚」が例示され、昭和25（1950）年までに、新居関跡、箱根関跡や須賀川一里塚、小金井一里塚など、関跡や一里塚の指定が進められた。これらは、近世の交通を示す史蹟として指定され、必ずしも東海道など街道の構成要素として指定されたものではないが、旧法下における文化遺産としての道の構成要素に関する認識を端的に示していると考えられる。また、道そのものが史蹟に指定されたものとして、箱根旧街道、日光杉並木街道があるが、実際には並木が保存対象であったという指摘がある¹²。

一方、「歴史の道事業」においては、調査の対象として、「歴史の道」と呼ばれるべき古道や水路など道そのもの、宿場など道に直接的な関連を持つもの、そのほか個々の建造物や美術工芸品である有形文化財や、無形文化財あるいは民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物などの各種文化財、さらに周囲の環境も含めて総合的、集約的に保存、整備するとしており¹³、これらが歴史の道の構成要素としてみなされていると考えられる。さらに具体的には、「両側1km幅の街道等文化圏に残る遺跡」として「関、番所（口留番所、遠見番所、烽等）、一里塚、宿場、本陣、脇本陣、庄屋等屋敷、御茶屋、詰所、御飯屋、城館、陣屋、奉行所、古戦場、会所、並木、石畳、橋梁、隧道、常夜燈、道標、地藏、道祖神、井戸、河岸、渡船場、渡止、湊津、港湾施設等、及び歴史的名所（社寺・札所・霊場・温泉・

宿坊等)・名勝(庭園)・伝統的建造物群(街並)」等の分布保存状況について調査するとされており、これらも歴史の道の構成要素としてみなされていると考えられる¹⁴。

また、ICOMOSの「文化の道憲章」においては、文化の道の存在を決定する不可欠な物理的要素として、「経路そのもの」をあげ、さらに、その他の基本的な実質的要素としては、「歴史的道としての機能に関連する有形遺産(中継地、税関、保管場所、休息所、宿泊施設、病院、市場、港湾、守備要塞、橋梁、通信手段など交通と輸送の手段。産業、鉱業その他の事業所、並びに製造業及び貿易に関連するものであって、その様々な時代における技術的、科学的及び社会的適用並びに進歩を反映するもの。都市の中心、文化的景観、神聖な場所、崇拜と献身の場所など)と、その道に沿って関係する人々間の交流と対話の過程を証する無形遺産の要素¹⁵」をあげている。

しかし、こうした構成要素と「道」との関係性は一般論にとどまっており、個別に検討すべきと考えられる。なぜなら、同じ「道」という文化遺産に分類されても、その対象となる「道」に、これまでの歴史学的、人類学的研究によっていかなる歴史的意義、文化的意義が見出されてきたかによって、構成要素は変化すると考えられるからである。たとえば、我が国の近世の「街道」と古代の「官道」とを比較すれば、近世の街道にあっては、「宿場」や「本陣」などが構成要素となると予想されるのに対して、古代の官道にあっては「官衙」や「駅家」が構成要素になると予想され¹⁶、歴史的意義が見出される時代によって構成要素は異なることが予想される。あるいは、同時代に利用されたとしても、近世の五街道のように幹線道路として大名の参勤交代など政治的な目的等で利用されたことに意義が見出されている道と、伊勢参りや西国巡礼など巡礼目的で利用されたことに意義が見出されている道とでは、同様に「道」を構成する要素は異なることが予想される。

このように、ある「道」に関する構成要素を特定する方法論の確立は、文化遺産としての「道」を保護することにおいて大きな課題であるといえる。

もう一つの課題は、保護の手法である。我が国の「歴史の道事業」は、歴史の道を中心として、周囲の環境をも含めて、総合的、集約的に保存、整備し、国民一般が広くこれを文化財として活用できるようにすることを目的としている。これは、「多くの人々に歩いてもらい、その雰囲気にも浸ってもらうことに価値」があり、「歩く場所という道本来の機能の復活を目指す¹⁷」ことになるとされる。

しかし、文化財への指定という観点では、古道はすでに開発事業などの影響によって変化が甚だしく、昔の面影が失われている箇所も少なくないことや、利用が途絶え、人々に

忘れられた道も存在するため、そもそも当初から古道全区間の指定を目指すことは困難と文化庁は認識しており¹⁸、法的保護の対象は、文化遺産としての「道」の構成要素の全体に及んでいない可能性がある。

また、道を「多くの人々に歩いてもらい、その雰囲気によってもらうことに価値がある」とされながらも、道にかかる文化遺産の一つで、世界遺産にも登録されている熊野参詣道について、「世界遺産登録前後から飛躍的に増加したおびただしい観光客のほとんどは、資産価値を理解していない」という指摘¹⁹や、「巡礼の道という雰囲気からあまりにはずれるようなイベントやスポーツ登山のような利用は好ましくない」という指摘²⁰があるなど、観光者等の利用者が文化遺産としての「道」を十分に利用できていない状況があるものとみられる。

このように、文化遺産としての道については、保護の手法についても解決すべき課題をはらんでいる。

2 研究目的

前節において見られた文化遺産としての「道」の保護にかかる課題のうち、まず、「道」の構成要素はいかにして明らかにしえるだろうか。

道にかかる研究としては歴史学的研究が挙げられる。これは、道の歴史的意義について、文献史料などから解明するものである²¹。しかし、概念上、ある土地とある土地を結ぶ「道」が何らかの歴史的役割を果たしたことを指摘しえても、地理上のどの位置に「道」があり、その構成要素を具体的に指摘することは難しい。

また、歴史学的研究とならんで、道において実際に行われている行為を明らかにする人類学的研究・社会学的研究がある。主に巡礼研究で多くみられるもので、今日において、道で行われている行為の持つ意義を明らかにするものである²²。これは、道の文化的意義を解明する研究と捉えることができる。しかし、今日行われている行為から人間の特性を解明する研究であっても、人と道との関係性を具体的に特定する研究では必ずしもない。

これら歴史的意義や文化的意義の研究に対し、道という空間が人に影響を及ぼすと考え、その影響を及ぼす諸要素を解明する研究がある。

例えば、参道空間の研究²³においては、今日存在する参道が、参拝者に何らかの影響を与えている空間であるにとらえ、人に影響を与える諸要素を解明している。人に影響を与える諸要素を「道」の構成要素と捉えるのならば、このような人に影響を与える諸要素が

文化遺産としての「道」の構成要素として把握できる可能性がある。しかし、参道空間の研究は今日存在する参道に対する研究であり、歴史上の人の行為に基づく研究ではなく、ただちに文化遺産としての「道」の構成要素の解明に応用できるわけではない。

道にかぎらず、過去において、移動する過程において空間が人にどのような影響を与えていたかを明らかにする研究もある。たとえば、近世の遊楽空間の研究²⁴では、現代まで残されている絵図を用いて芝居町や遊里の空間構成を把握し、その空間が人々の気持ちに変化を与えていたことを解明し、これを「空間の装置性」という語で把握している。この場合、人に影響を与えていた諸要素もしくは装置性が、文化遺産の構成要素として把握されうることになるだろう。

特定の区域において、過去の空間を当時の人々がどのように認識していたかを明らかにする研究もある。たとえば、松島における眺めの研究²⁵においては、過去の旅行記から人々が、何を、どこから、どのように眺めていたかを把握し、松島という空間に対する認識の変遷を明らかにしている。この場合、当時の人々が眺めの対象とし、価値を見出していた空間の諸要素を文化遺産の構成要素として把握することが可能になると思われる。

以上の研究を踏まえ、本稿においては、今日、文化遺産として把握されうる過去の道の構成要素は、道が機能していた段階において、当時の人々が価値を見出し、影響を受けていた道という空間の諸要素として把握されるという立場をとる。特に、巡礼路という特定の目的に沿った道では、その傾向は顕著と考えられる。

同様の観点から、文化遺産としての道の保護は、「歩く場所という道本来の機能の復活を目指す」という指摘を踏まえ、巡礼路という特定の目的に沿った道が機能していた段階において、当時の人々が価値を見出し、影響を受けていた空間の諸要素に対し、今日においても道を歩く人々が価値を見出し、影響を受ける状況にあるという状態を保護されている状態と見做す立場をとる。

以上をふまえ、本稿においては、以下の3点を研究目的とする。

- (1) 巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となる以前に、人々が巡礼路に対して価値を見出した諸要素を解明する。
- (2) 巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となって以降に、人々が道に対して価値を見出した諸要素を解明する。
- (3) 上記2点の比較を踏まえ、文化遺産としての巡礼路の保護を検討するため、人々が道に対して如何なる価値を見出していたか、道に対する価値認識の変遷を解明する。

3 既往研究から見る本研究の位置づけ

文化遺産としての巡礼路を含む「道」の保護についての研究は決して多くはない。

まず、「道」の文化遺産の保護の政策的枠組みを研究したものとして、ヨーロッパで行われている「文化の道」政策の特徴を明らかにし、広域に分布する文化遺産群を保護する枠組みを明らかにした論考²⁶、文化庁の「歴史の道」事業の展開を整理し、古道は歴史的象徴性が乏しいことなどから地域住民の保存に対する熱意を促すことができず、その結果整備事業が全国的に進展しなかったことを指摘した研究²⁷、三重県の「熊野古道」を事例に、行政施策の整理から、行政と地域住民の遺産保護を取り巻く関係を整理した研究²⁸がある。

また、日本における「道」の文化遺産の法的保護の課題を指摘する研究として、熊野参詣道を事例に、史跡の保護の歴史的経緯から、歴史の道事業において保護の対象となった範囲と世界遺産としての「参詣道」との間では齟齬があることを指摘した研究²⁹、自然災害による被害と復旧事業の実情から、「道」という文化遺産は可動的で史跡指定範囲が不十分であることを指摘した論考³⁰がある。

さらに、「道」の文化遺産の構成要素の評価基準の研究として、近世の土木遺産について価値判断の評価基準を作成することをめざし、道路遺産を構成する要素の抽出を行い、評価基準の作成を試みたものがある³¹。この研究で示された構成要素は、(1)道路の通行を容易にしたり、維持管理の便を図るためのもの、(2)旅人の道案内、(3)その他に分類されており、道との関係性が明示されている。ただし、この研究では、道の構成要素はあくまで物理的な道に付属する土木工作物に限定されており、これまで文化庁や ICOMOS が示してきた構成要素とは大きな開きがある。

このように、文化遺産としての「道」について、道が機能していた段階において、人々が影響を受け、価値を見出していた諸要素という視点から構成要素を特定し、「道」が保護されているかについて検討する研究は見られない。

4 研究対象

研究対象は、熊野参詣道伊勢路とする。熊野参詣道伊勢路は、主に17世紀以降に利用された巡礼路である。これまでの歴史学的研究により、近世以前に巡礼路として利用されていたことが明らかになっており、道の利用目的が明確である。また、その区間は伊勢神宮の外宮が鎮座する伊勢山田（現在の三重県伊勢市）と、熊野三山の一座である熊野速玉大社が鎮座する熊野新宮（現在の和歌山県新宮市）の間であり、起点と終点が明確で限定的

な区間である。さらに、近世の巡礼者は、伊勢山田から熊野新宮へ向かって一方通行の巡礼を行っていたことが判明している。このように、きわめて長大な距離をもつ巡礼路の中にあつて、空間に対する人々の認識を研究しやすい条件が整っている巡礼路といえる。

さらに保護の状況としては、平成 14(2002)年に文化財保護法に基づき史跡に指定され、平成 16(2004)年に世界遺産条約に基づき世界遺産に登録された文化遺産であり、国内法である文化財保護法と国際条約である世界遺産条約の双方により保護が図られている。また、指定・登録されたのは巡礼路の一部であり、保護や利用に関して多様な状況が発生していることが予想される。こうしたことから、道が文化財として指定・登録されて以降に、人々が何をもって道の諸要素とみなし、それらに対してどのような価値を見出したかを解明するのに適している。

以上の理由から、熊野参詣道伊勢路を本研究における事例として取り上げる。なお、熊野参詣道伊勢路については、第Ⅱ章で詳述する。

5 本研究の構成と方法

本研究は7章から構成する(図1)。

第Ⅰ章序論においては研究の背景、研究目的、研究の位置づけを整理し、研究対象を選定し、論文の全体構成を提示する。

第Ⅱ章「紀伊山地の霊場と参詣道」と「熊野参詣道伊勢路」においては、研究対象とする熊野参詣道伊勢路について、文化遺産としての保護の枠組みと、史跡・世界遺産として指定・登録される根拠となった文化遺産としての価値を把握する。主な史料には登録推薦書や国指定等文化財データベースを用い、文献調査を実施する。

第Ⅲ章熊野参詣道伊勢路の空間では、伊勢から熊野へ至る熊野参詣道伊勢路の経路の空間的位置の特定を行う。文献史料、地理史料、考古資料を主な検討資料とし、文献史料としては主に当時のガイドブックである「道中案内」を、地理資料としては近代以降に刊行された地形図と航空写真を、考古資料としては、現地に遺存する道路遺構や巡礼関連遺物の分布状況、遺物の銘文等をそれぞれ検討する。調査方法は文献調査と現地踏査による。

第Ⅳ章熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素では、熊野参詣道伊勢路が巡礼路として機能していた段階において、巡礼者が影響を受け、また価値を見出していた諸要素を特定する。主な史料には道中案内を用いて文献調査を行い、特定された諸要素と巡礼との関係性の把握のために、史料や自治体史からそれぞれの礼拝施設、見所の性格を明らかにするととも

に、巡礼路の縦断図を作成し、立地の特性や配列を明らかにして、巡礼者の礼拝施設・見所のもつ機能を明らかにする。

第V章現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を構成する諸要素では、現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して、文化遺産保護制度が保護対象とする空間と諸要素、地域住民や行政が管理運営の対象と見做す空間と諸要素、観光者が観光対象と見做す空間と諸要素を明らかにする。保護対象の解明には主に保存管理計画と整備計画を対象に文献調査を行う。管理運営の対象の解明にあたっては、熊野古道アクションプログラム、新聞記事、自治体の予算資料を対象に文献調査を行う。また、観光対象の解明にあたっては、行政関係機関、大手出版社、その他が発行するガイドブックの文献調査を行い、テキストマイニングとクラスター分析の統計的な処理とその結果の読み取りによる。

第VI章巡礼路に対する価値認識の変遷では、以上の各章の検討に基づき、熊野参詣道伊勢路および文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素を整理し、人々がそれぞれの時代や立場によって巡礼路に対しいかなる価値を見出してきたかについて、その変遷を整理する。そのうえで、巡礼路の保護状況を検討する。

第VII章の結論では、以上の研究内容をまとめ、巡礼路の文化遺産の保存と継承について提言を行う。



図 1 研究の構成

第Ⅱ章

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」と「熊野参詣道伊勢路」

1 本章の目的と方法

本章においては、第Ⅰ章において研究対象地として選定した熊野参詣道伊勢路について、熊野参詣道伊勢路の文化遺産としての価値について整理するとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」における位置付けを把握する。また、熊野参詣道伊勢路以外の熊野参詣道との比較により、熊野参詣道伊勢路の特徴を把握する。

研究の方法は、世界遺産の登録推薦書、世界遺産登録記念誌、保存管理計画、国指定文化財等データベースおよび伊勢路にかかる歴史研究の論文等の文献調査による。

2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

(1) 世界遺産の登録にあたって証明された価値

我が国は、昭和47(1972)年にユネスコにおいて採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を平成4(1992)年に批准³²して以来、国内の遺産のうち、登録要件に合致するものの世界遺産登録を順次推進してきた。その中で「紀伊山地の霊場と参詣道」は平成16(2004)年に世界遺産リストに記載された³³資産で、本州の中央部、紀伊半島に所在する文化遺産である。現在の三重県・奈良県・和歌山県の3県に属し、平成28(2016)年に境界線の軽微な変更が承認されて資産範囲が拡大した。拡大後の面積は506.4ヘクタールに及ぶ³⁴。

以下、『世界遺産登録推薦書³⁵』および『境界線の軽微な変更に関する提案書³⁶』の記載内容から、価値証明の内容を把握する。

紀伊山地は、太古の昔から自然信仰の精神を育んだ地で、奈良盆地のすぐ南に位置することから、都の人々にも神々がこもる特別な地域として信仰されるようになった。その背景の下に、6世紀に日本に仏教が伝来し7世紀後半に国家を鎮護する宗教となって以降、紀伊山地は仏教の山岳修行の場となり、9世紀に伝えられた真言密教もまたこの地を山岳修行道場として定着した。

10世紀中頃から11世紀代には、日本古来の山岳信仰に密教や中国伝来の道教の神仙思想などを採り入れた修験道が成立した。修験道は山岳修行により超自然的な能力を獲得することを目的とする宗教で、紀伊山地の中でも特に大峰山系の山岳地帯が中心的な修行の

場となった。

また、9～10世紀にかけて仏教の影響が優勢となるにつれ、「神仏習合」の思想が広く流布することとなり、紀伊山地はその聖地としても信仰を集めるようになった。

一方、10～11世紀頃には「末法思想」が流行し、死後に阿弥陀仏の居処である極楽浄土に往生することを願う「浄土教」という仏教の教えが貴族や庶民の間に広まった。これに伴って紀伊山地には浄土があると信じられるようになり、この地の霊場としての性質がいつそう強まった。

この地方の神聖性が浄土と関連付けてことさら重要視されるようになった背景には、深い山々が南の海に迫るといった独特の地形や、両者が織りなす対照的な景観構成が大きく影響していたものと考えてよい。

このような特有の地形及び気候、植生などの自然環境に根ざして育まれた多様な信仰の形態を背景として、紀伊山地には「吉野・大峯」「熊野三山」「高野山」の顕著な三つの霊場とそれらを結ぶ「参詣道」が形成された。

「吉野・大峯」は、修験道の中心地として発展し、10世紀中頃には日本第一の霊山として崇敬を集めるようになった。また、日本各地から多くの修験者が訪れる所となり、全国各地には「吉野・大峯」をモデルに山岳霊場が形成された。

「熊野三山」は、「熊野本宮大社」「熊野速玉大社」「熊野那智大社」の三つの神社と「青岸渡寺」及び「補陀落山寺」の二つの寺院からなる。三つの神社はもともと個別に自然崇拝の起源をもっていたと考えられるが、10世紀後半に仏教の影響を受けて互いに他の二社の主祭神を合祀するに至り、それ以来「熊野三所権現」として崇められるようになった。「熊野三山」への参詣は、11世紀に皇族及び貴族の一行が修験者の行者に導かれて盛んに行うようになり、15世紀後半には庶民が中心となり、16世紀以降は「熊野比丘尼」と呼ばれる女性布教者の活動などによって大いに活況を呈した。また、「熊野三山」の社殿は他の神社建築に類例を見ない独特の形式を持ち、全国各地に勧請された約3,000ヶ所以上の熊野神社における社殿の規範ともなった。

「高野山」は空海が唐からもたらした真言密教の山岳修行道場として816年に創建した「金剛峯寺」を中心とする霊場である。金剛峯寺の伽藍形式は、真言密教の教義に基づく独特のもので、全国に4,000ヶ寺ある日本の真言宗寺院における伽藍の規範となった。

三つの霊場に対する信仰が盛んになるにつれて修行者や参詣者が増加し、「大峯奥駈道」「熊野参詣道」「高野参詣道」と呼ばれる三種類の「参詣道」が整えられた。これらの参詣

道は人々が下界から神仏の宿る浄域に近づくための修行の場に他ならず、ほかの地域における一般の街道とは明らかに性質を異にしていた。

以上のように、紀伊山地の霊場は主として修験道の拠点である「吉野・大峯」、熊野信仰の中心地である「熊野三山」、真言密教の根本道場である「高野山」の三箇所からなり、これら三つの霊場とそれらを結ぶ「参詣道」は一千年以上にわたりおびただしい数の信仰者をひきつけ、日本人の精神的・文化的な側面における発展と交流に極めて重要な役割を果たしてきた。

また、日本古来の自然崇拜の思想では、深遠なる常緑樹叢及び峻厳なる岩塊に覆われた山、山肌に露出する特定の巨岩及び水量豊かな滝、巨大な老木などの自然物又は自然の地域に神が降臨するとされ、熊野速玉大社の「ゴトビキ岩」や熊野参詣道沿いの「七里御浜」に臨む「花の窟」、「那智原始林」及び「仏教岳原始林」「那智大滝」などは、このような自然崇拜の思想に基づく典型的な事例である。これら神聖視された場所は後に神社の神域として発展し、仏教とも融合する過程で、修験道などの山岳信仰における行場としても重視されるようになった。これら行場又は霊場が所在する地域は深遠な自然の山岳地帯にあり、場所が持つ強力な神聖性の故に顕著な文化的景観を形成している。

紀伊山地の霊場と参詣道は、信仰に関わる有形・無形の多様な文化的諸要素が自然の諸要素と一体となって体现された信仰の山の模範例と位置付けることが可能であり、アジア・太平洋地域を代表する信仰の山のひとつとして極めて高い価値を有する事例といえる。

このように、紀伊山地においては、中国大陸から請来された山岳密教の霊場をはじめ、日本古来の自然崇拜に根ざす山岳信仰又は神道と中国大陸及び朝鮮半島から伝来した仏教及び道教との融合によって形成された日本固有の神仏習合の霊場や修験道の霊場などが同一の山岳地域に併存している。また、これら三つの霊場が参詣道によって結ばれることにより、霊場と参詣道を含む深遠なる山岳景観が信仰に関連する顕著な文化的景観を形成している。

以上の価値証明に基づき、合致するとされた世界遺産の登録基準は(ii)(iii)(iv)(vi)である。

登録基準 ii) 紀伊山地の文化的景観を構成する記念物と遺跡は、東アジアにおける宗教文化の交流と発展を示す神道と仏教との比類ない融合の所産である。

登録基準 iii) 紀伊山地の神道の神社と仏教寺院は、それらに関連する宗教儀礼とともに、1,000年以上にわたる日本の宗教文化の発展を示すたぐいまれな証拠

である。

登録基準 iv) 紀伊山地は、日本の多くの地域における神社や寺院の建築に深遠なる影響を与えた（神社建築及び神社建築の）独特の形式を生み出す背景となった。

登録基準 vi) 同時に紀伊山地の遺跡と森林景観は、1,200 年以上の期間にわたって、永続的かつ並はずれて良好に記録された信仰の山の伝統を反映している。




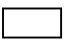
(2) 世界遺産登録資産

上述の価値の属性には、霊場の「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」と「参詣道」が挙げられ、それらの構成資産は以下のとおり示されている（図2）。

- ①吉野・大峯 吉野山 吉野水分神社 金峯神社 金峯山寺 吉水神社 大峰山寺
- ②熊野三山 熊野本宮大社 熊野速玉大社 熊野那智大社 青岸渡寺
那智大滝 那智原始林 補陀洛山寺
- ③高野山 丹生都比売神社 金剛峯寺 慈尊院 丹生官省符神社
- ④参詣道 大峯奥駈道
熊野参詣道 中辺路 小辺路 大辺路 伊勢路
高野参詣道 町石道 三谷坂 京大坂道不動坂 黒河道

なお、それぞれの構成資産はさらに文化財保護法によって法的保護の対象に指定された様々な国指定文化財によって構成されている。



-  登録資産 (2004) 霊場
-  登録資産 (2004) ルート 参詣道
-  提案資産 (2016)
-  緩衝地帯

<構成資産>

- (1) 吉野・大峯
 - 001 吉野山
 - 002 吉野水分神社
 - 003 金峯神社
 - 004 金峯山寺
 - 005 吉水神社
 - 006 大峰山寺
- (2) 熊野三山
 - 007 熊野本宮大社
 - 008 熊野速玉大社
 - 009 熊野那智大社
 - 010 青岸渡寺
 - 011 那智大滝
 - 012 那智原始林
 - 013 補陀洛山寺
- (3) 高野山
 - 014 丹生都比売神社
 - 015 金剛峯寺
 - 016 慈尊院
 - 017 丹生官省符神社
- (4) 参詣道
 - 018 大峯奥駈道
熊野参詣道
 - 019 中辺路
高野参詣道
 - 020 小辺路
 - 021 大辺路
 - 022 伊勢路
高野参詣道
 - 023 町石道
 - BIS-023-001~004 三谷坂
 - BIS-023-005 京大坂道不動坂
 - BIS-023-006~015 黒河道
 - BIS-023-016~042 女人道

『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道 境界線の軽微な変更に関する提案書』より抜粋

図 2 紀伊山地の霊場と参詣道構成資産

3 熊野参詣道の位置付けと内容

(1) 熊野参詣道の位置付け

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の「参詣道」には、大峯奥駈道、熊野参詣道、高野参詣道が挙げられている。それぞれの参詣道の違いは以下のとおり示されている。

- ・高野参詣道 金剛峯寺へと至る参詣道
- ・大峯奥駈道 吉野・大峯と熊野三山を結ぶ修行の道
- ・熊野参詣道 熊野三山に至る参詣道

さらに、熊野参詣道は以下の4つの経路からなる。

- ・中辺路 紀伊半島の西岸をとおりる紀路のうち、紀伊半島を横断して山中を通る経路
- ・大辺路 紀伊半島の西岸をとおりる紀路のうち、海岸沿いを通る経路
- ・小辺路 紀伊半島中央部を通り霊場「高野山」と「熊野三山」を結ぶ経路
- ・伊勢路 紀伊半島の東岸を通る経路

このように、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」において、熊野参詣道伊勢路は、「参詣道」のうちの一つである「熊野参詣道」の中でも、「紀伊半島の東岸を通る経路」として、登録資産となっている。

(2) 熊野参詣道の内容

次に、熊野参詣道伊勢路の内容について、『世界遺産登録推薦書³⁷⁾』の記載内容と先行研究³⁸⁾から把握する。

1) 概要

熊野三山は、都である京都からも日本の各地からも遠い紀伊半島南東部に位置するため、参詣者のそれぞれの出発地に応じて複数の経路が開かれた。

熊野三山への参詣は10世紀前半から始まり、15世紀頃まで盛んにおこなわれた。その後、熊野三山だけを目的とする熊野詣は衰退するが、民衆の社寺参詣が盛んになる17世紀以降は、多い年で年間3万人ともいう西国巡礼者が訪れた。かれらは伊勢神宮への参詣の後、熊野参詣道伊勢路を利用して最初の巡礼地(札所)である那智山の青岸渡寺へ向かい、その途中で熊野三山のひとつである熊野速玉大社(新宮)に参詣した。また西国巡礼者は、青岸渡寺から熊野参詣道中辺路を利用して次の巡礼地へ向かうが、途中で熊野本宮大社にも参詣した。

このように、中世に「熊野三山」への参詣に利用された熊野参詣道は、近世には「熊野

三山」をも含む西国巡礼の経路とされ、引き続き盛んに利用された。また、今日では、熊野参詣道は名所旧跡としての神社や仏閣を訪ね歩く人々にとっても、著名な経路としてよく知られている。

2) 熊野参詣道中辺路

熊野参詣道中辺路は、京都あるいは西日本から熊野三山へ参詣する道筋のうち、最も頻繁に使われた経路で、紀伊半島西岸の田辺から半島を横断するように東方へ進み、「熊野三山」を巡る道である。10世紀前半を最初として参詣者の記録が数多く遺されている。道の途中に熊野神の御子神を祀った「王子」もしくはその遺跡が点在するのが特徴で、登録資産には21ヶ所の「王子」と茶屋跡の遺跡13ヶ所が含まれる。11～13世紀の上皇及び貴族の参詣に際しては、これらの王子において、修験者の指示に従って奉幣、読経といった神仏混淆の宗教儀式的ほか、法楽のための舞、相撲、和歌会などが行われた。また15世紀に数が増し、17世紀以降は全国から訪れるようになった西国巡礼者が利用した道である。

湯峯温泉は湯垢離場で、有史以前に発見されたと伝えられる。温泉の薬効に基づく薬師信仰の場であり、12世紀初期には湯屋が置かれていた。

熊野川は紀伊山地の北部に源流を発し、南流して熊野灘に注ぐ全長183kmの河川である。熊野参詣道中辺路を通り「熊野三山」を参詣する場合には舟運によって往復することが多く、ほかに類例の少ない「川の参詣道」として貴重である。兩岸には山が迫り、点在する奇岩怪石の数々はすでに12世紀には「熊野権現の持ち物」と考えられ、また、後には形の特徴に応じて独特の命名が行われた。

3) 熊野参詣道大辺路

熊野参詣道大辺路は紀伊半島西岸の田辺から熊野参詣道中辺路と分かれて海岸線に沿って南下し、熊野三山に至る道である。熊野参詣道中辺路と比較すると距離が長く、奥駈をする修験者や、西国巡礼を三十三回行う「三十三度行者」と呼ばれる専門の宗教者が通る経路であった。17世紀以降は、観光と信仰を兼ねた、俳人や歌人など時間に余裕のある人が利用した。

4) 熊野参詣道小辺路

熊野参詣道小辺路は紀伊半島中央部を南北に通り、「熊野三山」と「高野山」の両霊場を最短距離で結ぶ経路である。約70kmの行程の間に標高1,000m以上の峠を三度も越えねばならず、熊野参詣道の中でも最も険しい道の一つである。天正元(1573)年に高野山からこの道を通って熊野に詣でた武士の記録があり、17世紀、18世紀の記録もある。大坂方面か

ら熊野に参詣するのに都合のよい経路として開かれた。沿道には小規模な寺院や旅館の遺跡のほか、道標や石仏などがあり、現地の岩石を割って敷設した石畳も所々に遺っている。

5) 熊野参詣道伊勢路

熊野参詣道伊勢路は、紀伊半島東岸中部にあり天皇の祖先神を祀る神社として古代以来崇敬を集めてきた「伊勢神宮」と熊野三山を結ぶ道である。当時の参詣者の日記によると、10世紀後半には参詣道として成立していたことが推定できるが、通行する人々が増えるのは、15世紀後半以降に地方民衆の巡礼が活発化し、伊勢神宮への参詣と青岸渡寺を出発点とする西国巡礼が盛んになる17世紀以降のことである。伊勢神宮への参詣道である伊勢本街道からの分岐点・田丸を起点とし、途中の「花の窟」からは、海岸沿いに七里御浜を通り熊野速玉大社へ至る「七里御浜道」と、内陸部を熊野本宮大社へ向かう「本宮道」に分岐する。七里御浜道の沿道には、景勝の地として参詣者に知られた熊野の鬼ヶ城と獅子巖もあり、良好な文化的景観を形成している。

七里御浜は平坦な砂礫の海岸で、参詣道の一部として使われてきた。当初参詣者は海浜を歩いていたが、17世紀初期に黒松の防風林が植えられて以降は防風林の中を歩くようになった。しかし19世紀後半になっても、海浜を歩いて熊野速玉大社へ向かう旅人もいたことが、文献等で確認できる。弓なりに22kmにわたって広がる雄大な景観は、熊野参詣道伊勢路第一の景勝の地として親しまれ、現在も良好な文化的景観が保たれている。

花の窟は、熊野参詣道伊勢路の分岐点の海岸に位置し、日本の神話に登場する国産みの祖先神・伊弉冉尊の葬地という伝承を持ち、人々の信仰を集めてきた神社である。神体は高さ45mほどの巨岩そのもので、一般の神社に見られる神殿や拝殿が未だ成立していない古代の自然崇拜の形態を彷彿とさせる。10～11世紀頃に書かれた紀行文に、熊野詣の帰りに花の窟に詣でたという記載がある。三重県指定の重要無形文化財である「花の窟のお綱かけ神事」は神話に記された祭礼と同様の内容を持つもので、現在も毎年2月・10月に行われている。

熊野の鬼ヶ城と獅子巖は石英粗面岩の岸壁が波や風の浸食を受けて独自の地形を生み出した自然の景勝地である。鬼ヶ城は数段にわたる階段状の洞窟をなし、獅子巖はその名の示すとおり獅子の形状をしている。江戸時代に作成された旅行案内記にも奇景として紹介され、熊野参詣道沿いの名所として多くの参詣客の目を楽しませる良好な文化的景観である。

4 熊野参詣道伊勢路の特徴

(1) 他の熊野参詣道との比較

前節までの記述内容から、熊野参詣道の4つの経路について特徴を整理した(表1)。

表1 熊野参詣道の経路ごとの特徴

経路名	経路位置	起点／終点	利用の盛期	利用者	利用目的	通行方向
中辺路	紀伊半島を横断	田辺／熊野三山	10世紀から19世紀	皇族・貴族・武士・庶民	熊野詣 西国巡礼	双方向
大辺路	西海岸沿い	田辺／熊野三山	17世紀から19世紀	修験者・宗教者、俳人・歌人	熊野詣 修行 観光	双方向
小辺路	中央部、紀伊半島を縦断	高野山／熊野三山	16世紀から19世紀	畿内の住人	熊野詣 西国巡礼	双方向か
伊勢路	東海岸沿い	伊勢神宮／熊野三山	17世紀から19世紀	地方民衆	西国巡礼	一方通行

まず、熊野参詣道の4つの経路はいずれも共通して起点と熊野三山を結んでいる。これは、熊野参詣道が熊野三山への参詣道であるということに起因する。また、いずれも19世紀に利用を終える。

一方、経路の起点は、大きくは紀路として京都や西日本から紀伊半島の西海岸に入り、その途中の田辺となる中辺路・大辺路と、霊場の高野山、伊勢神宮の小辺路・伊勢路に分かれる。なお、伊勢神宮は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された霊場に含まれていないが、天皇の祖先神を祀る神社として古代以来崇敬を集めてきたきわめて重要な神社である。

利用の盛期は、10世紀以降継続的に利用された中辺路に対し、残りの経路はいずれも、主に地方民衆による旅が活発化する17世紀から19世紀にかけて利用されている。伊勢路は10世紀から11世紀にさかのぼる記録は存在するが、断片的である。利用者は、中辺路が皇族・貴族から庶民まで幅広い人々がみられるのに対し、大辺路は修験者・文学者、伊勢路は地方民衆が利用しており違いがみられる。

利用の目的はいずれも熊野三山への参詣であるが、熊野を最終目的地とする「熊野詣」と、札所として熊野三山へ参詣する「西国巡礼」の二種類がある。このうち、西国巡礼に限定的に用いられたのは伊勢路のみである。また、通行方向は、中辺路、大辺路、小辺路が双方向的に通行されたとみられるのに対し、伊勢路は伊勢神宮参拝後に熊野三山へ向か

う経路であることから一方通行である。

このように、熊野参詣道はいずれも熊野三山への参詣道であり、19世紀には巡礼路としての利用を終える共通性がみられる一方で、伊勢路は、中辺路・大辺路・小辺路と比較して、利用された期間が限定的であること、利用者が西国巡礼目的の民衆が多かったこと、通行方向が伊勢神宮から熊野三山への一方通行であることに特徴があるといえる。

(2) 熊野参詣道伊勢路の内容と登録資産

前節において既に把握したように、熊野参詣道伊勢路を構成する登録資産には、田丸を起点とし、花の窟で分岐して熊野速玉大社へ至る「七里御浜道」と熊野本宮へ至る「本宮道」からなる「参詣道」と、沿道に立地し古代の自然崇拜の形態を彷彿とさせる「花の窟」と景勝の地として参詣者に知られた「熊野の鬼ヶ城」と「獅子巖」が含まれている。

世界遺産登録の前提となる国内法では、文化財保護法によって史跡として熊野参詣道にぶら下がる形で伊勢路、七里御浜、花の窟が、天然記念物及び名勝として熊野の鬼ヶ城、獅子巖が指定されている。また、熊野参詣道伊勢路のうち史跡指定されているのは、個別に名称を付された細切れの区間のみとなっており、全長約 160 kmのうち、32.9 kmの区間となっている³⁹ (表2)。

このように、熊野参詣道伊勢路は、史跡に指定され、世界遺産に登録されている区間とされていない区間が存在し、礼拝所である花の窟と景勝地である熊野の鬼ヶ城と獅子巖が含まれるなど、複雑な状況が看取される。

表 2 熊野参詣道伊勢路の構成資産

名 称	区 間	総延長又は面積	
史跡熊野参詣道・伊勢路	ツヅラト峠道	度会郡大紀町大内山志子谷から北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原間	1.8 km
	荷坂峠道	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島地内	1.1 km
	三浦峠道 (熊ヶ谷道)	北牟婁郡紀北町紀伊長島区道瀬から同区三浦間	1.8 km
	始神峠道	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦から同町海山区馬瀬間	1.6 km
	馬越峠道	北牟婁郡紀北町海山区相賀から尾鷲市北浦町間	2.5 km
	八鬼山道	尾鷲市矢浜大道から同市三木里間	6.6 km
	三木峠道 羽後峠道	尾鷲市三木里から同市賀田間	1.8 km
	曾根次郎坂・太郎坂	尾鷲市曾根町から熊野市二木島町間	4.0 km
	二木島峠道 逢神坂峠道	熊野市二木島町から同市新鹿町間	3.1 km
	波田須の道	熊野市波田須町地内	0.3 km
	大吹峠道	熊野市西波田須町から同市大泊町間	1.4 km
	観音道	熊野市大泊町地内	0.9 km
	松本峠道	熊野市大泊町から同市木本町間	0.7 km
	横垣峠道	南牟婁郡御浜町神ノ木から同町阪本間	2.0 km
	風伝峠道	南牟婁郡御浜町栗須から熊野市紀和町矢の川間	1.1 km
本宮道	熊野市紀和町矢の川地内	0.8 km	
	〃 〃 小川口から小栗須	0.6 km	
	〃 〃 小栗須から湯の口	0.2 km	
	〃 〃 湯の口から大河内	0.4 km	
	〃 〃 楊枝川地内	0.2 km	
史跡熊野参詣道	七里御浜	熊野市井戸町から南牟婁郡紀宝町鶴殿	18.0 km
	花の窟	熊野市有馬町字上ノ地130-1、130-2、130-3	19,707 m ²
天然記念物及び名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖	熊野市木本町字城山1789、同市井戸町字馬留596	45,752 m ²	

(3) 国指定史跡熊野参詣道の価値づけ

世界遺産登録の前提となった文化財保護法に基づく国史跡指定に際しては、熊野参詣道は一括して指定がなされており、熊野参詣道伊勢路単独の指定は行われていない。国指定に際し、熊野参詣道として見出されている文化遺産としての価値は以下の通りである。

指定名称：熊野参詣道 紀伊路 中辺路 大辺路 小辺路 伊勢路 熊野川 七里御浜
花の窟

指定年月日 : 平成 12 (2000) 年 11 月 2 日

分離・追加指定年月日 : 平成 14 (2002) 年 12 月 19 日

追加年月日 : 平成 28 (2016) 年 3 月 1 日

指定基準 :

我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
内容 :

熊野参詣道は、熊野三山、すなわち熊野本宮（熊野坐神社）、新宮（熊野速玉大社）、那智（熊野夫須美神社・那智大社）の三社に参詣する道で、院政期には紀伊路と伊勢路があった。中世において最も利用されたのは紀伊路のうち中辺路であり、京より南下してきた熊野参詣道は、田辺で海沿いに行く大辺路と分かれ、山間を縫って本宮を目指した。院政期には、多数の参詣者が通行したが、特に上皇の参詣は多く、後白河上皇 3 4 回、後鳥羽上皇 2 8 回、鳥羽上皇 2 1 回、白河上皇 9 回、女院も待賢門院の 1 3 回とかなりの頻度で参詣を重ねている。そうした利用につれて参詣道の整備も進んだ。当時の参詣の様子は、藤原為房の『為房卿記』、藤原宗忠『中右記』、藤原定家『後鳥羽院熊野御幸記』など多くの貴族の日記、記録に詳細に綴られているが、貴顕のみならず庶民や病者も多かったことが記されている。本宮参詣ののちは熊野川を川下りして新宮を参詣し、そののち海岸沿いに浜の宮に至り、それより再び内陸に入り那智に参詣した。その後、新宮から熊野川を上って本宮に至る、来たときと逆の行程を辿るか、大雲取越・小雲取越を経て本宮に戻ることもあった。また、本宮から湯峰に道が通じており、湯峰の湯に入り疲れを休めた。

熊野参詣道は、古代末期より近世、近代に至るまで、貴顕のみならず一般庶民また病苦の民衆までが熊野三山への信仰と憧憬によって歩んだ古道であり、我が国の歴史ならびに社会・文化を知る上で欠くことのできない貴重な交通遺跡として平成12年に史跡に指定されたものである。

史跡指定理由を見ると、世界遺産登録にあたって見出された霊場をつなぐ道という評価よりはむしろ、古代から中世にかけて上皇・貴族らによって行われた熊野参詣の歴史的事実に中心をおいており、近代にいたるまで利用された我が国の歴史ならびに社会・文化を知る上で欠くことのできない交通遺跡としての重要性に価値が見出されている。

5 熊野参詣道伊勢路の現況

上述のように、熊野参詣道伊勢路（図3）の一部は、平成14（2002）年に総延長32.9kmの区間が文化財保護法によって史跡に指定され、平成16（2004）年に世界遺産に登録された。その後、平成18（2006）年には『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』⁴⁰が策定され、熊野参詣道伊勢路は三重県を管理団体として、日本の国内法のもと保護が図られてきた。しかし、平成26（2014）年には登録後10年が経過し、熊野参詣道伊勢路の課題が次第に明らかとなってきた。

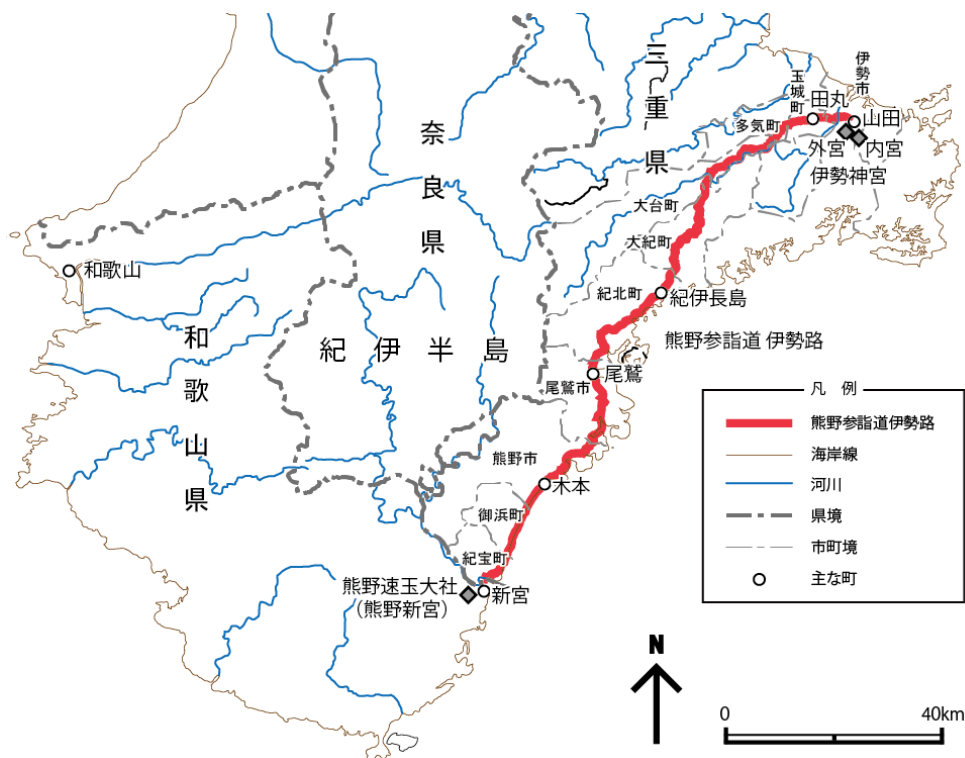


図3 熊野参詣道伊勢路位置図

(1) 巡礼者の状況

まず、「伊勢神宮」から「熊野三山」へ向かう巡礼者は、今日ではほとんど見られない。17世紀から19世紀まで盛んであった伊勢参詣と西国巡礼が結合した巡礼旅は、近代に入り急速に衰退した。これは、西国巡礼の道中案内から、伊勢の記述が消滅することや、沿道の寺院の石造物調査などからも明らかである⁴¹。その後、今日まで伊勢から熊野まで徒歩巡礼をする者はほぼ皆無であり、徒歩旅行をするものも極めて少ない。今日、「伊勢神宮」から「熊野三山」まで徒歩旅行をする者は年間100人程度⁴²と推定される。

(2) 来訪者数と利用状況

一方、世界遺産登録区間への訪問者数は世界遺産登録前の平成13(2001)年の約68,000人から、世界遺産登録10周年の平成26(2014)年の428,698人へと急激に増加している。つまり、世界遺産に登録された32.9kmの、いわゆる「熊野古道⁴³」に対してのみ関心が集中している状況が発生していると考えられる。そもそも、三重県や関係自治体が構成する地域振興公社が発行する「熊野古道ガイドマップ」は、世界遺産登録区間のみを紹介しており、非登録区間は必要最小限に抑えられ、バス停や駅を起点、終点としている。また、町中に設置されている道標はバス停や駅などを示し、巡礼道の方向である熊野の方向を示さないものが見られる。一方、訪問者数は「馬越峠道」や「松本峠道」に集中していることから、その主たる観光対象は、峠道の石畳や、その周囲に聳える杉や桧の美林であると考えられる⁴⁴。さらに、世界遺産登録区間のみをコースとしたマラソン大会(トレイルランニング大会)がスポーツ用品メーカーや観光庁によって企画され実施される⁴⁵など、巡礼路としては必ずしもふさわしくない利用状況も発生している。

(3) 地域住民の活動

さらに、熊野参詣道で活動を行うボランティア団体(熊野古道保存会)の活動も、世界遺産登録区間に集中している。そのため、世界遺産の登録資産区間とその周囲の緩衝地帯の維持管理に大きな関心を払うあまり、資産の所有者である自治体や緩衝地帯の所有者である個人、あるいは管理団体である三重県との間で活動費や行政の関与をめぐって、しばしば軋轢を生んでいる。

世界遺産に登録されても、かつての巡礼者が戻ってきたわけではなく、熊野参詣道の集客は沿道集落で営業する民宿などの宿泊客数の増加には結びついていない⁴⁶。つまり沿道

集落に世界遺産の「恩恵」が行き渡らない状況が続いている。こうした結果、熊野古道保存会をはじめとしたボランティア団体に新規参加者が加入しないなど、今後の持続可能な地域住民と世界遺産の関係が危ぶまれる状況になっている。

（４）自然災害の脅威

加えて、世界遺産登録区間である道の遺構の保護も自然災害などの脅威にさらされている。平成 23（2011）年に発生した紀伊半島大水害では、世界遺産登録区間の風伝峠道と横垣峠道で斜面崩落が発生した。このうち、横垣峠道では山腹が大規模に崩落し、これに約 200m の参詣道が巻き込まれ遺構が滅失した。遺構の滅失は従来の史跡保護の考え方に基けば史跡指定の解除の可能性があり、これは世界遺産登録範囲の変更へとつながりかねない事態である。しかし、世界遺産の登録範囲の「変更」は登録の部分的な「解除」と受け取られかねず、地域住民と熊野参詣道伊勢路に乖離がみられる現在、その傾向に拍車がかかることも考えられる。

（５）調査事業の進展

一方で、熊野参詣道伊勢路の調査事業は三重県教育委員会などによって、着実に進められてきた⁴⁷。三重県教育委員会による調査は昭和 56（1981）年の『歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道』を嚆矢とし、世界遺産登録後にも、平成 19（2007）年の『熊野古道と石段・石畳』、平成 21（2009）年の『三重県石造物調査報告Ⅰ』、平成 25（2013）年の『三重県石造物調査報告Ⅱ』と、成果を重ねてきている。また、地元大学による調査も少しずつ進展している。三重大学による、巡礼者が残した納札調査の結果をまとめた平成 22（2010）年『若山家所蔵 熊野街道善根宿納札調査報告書』はその代表的なものである。さらに、景観の観点からの研究も進められており、同じく三重大学の平成 25（2013）年『東紀州地域における眺望景観保全の手法に関する共同研究－熊野古道地域（紀北地域）をケーススタディとして－』は熊野参詣道伊勢路沿道における初めての本格的な景観調査の成果と言えるだろう。

（６）徒歩巡礼復活への取組

こうした状況に対する新たな動きが、熊野参詣道伊勢路の徒歩巡礼復活に関する取組である。この取組は、世界遺産登録直後にすでにその試みられていたが、その後具体的な進

展はなかった。平成 24 (2012) 年に、地域住民や行政関係者などが集まって熊野参詣道の保全について協議をする熊野古道協働会議において三重県教育委員会職員⁴⁸から改めて提案が行われた。翌平成 25 (2013) 年には福元ひろこ氏が伊勢から熊野まで歩き旅をした様子をまとめたエッセイを出版⁴⁹、さらに平成 26 (2014) 年の世界遺産登録 10 周年に際しては、お笑い芸人による熊野参詣道伊勢路踏破実況中継や、一般参加者による踏破ウォークの実施など、三重県など行政が中心となって伊勢神宮から熊野三山までの徒歩巡礼を意識した記念事業を展開した。平成 27 (2015) 年には、伊勢神宮から熊野三山までの詳細な歩き旅用のガイドブック⁵⁰が出版され、平成 30 (2018) 年には、地域住民が伊勢から熊野までの統一目印設置を目指すセーフティネット伊勢路を立ち上げるなど、徒歩巡礼復活の取組は進展を見せている。ただし、復活した徒歩巡礼によって人々が巡礼路にどのような価値を見出し、また影響を受けるのかについて、また、近世の巡礼者が見出していた価値や受けていた影響とどのような違いがあるのかについて、学問的検証は行われてはいない。

6 第Ⅱ章の小結

本章では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に対して認められた文化遺産としての価値について把握し、その構成要素で本稿の研究対象である熊野参詣道伊勢路の特徴を把握した。

まず、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、「中国大陸から請来された山岳密教の霊場をはじめ、日本古来の自然崇拝に根ざす山岳信仰又は神道と中国大陸及び朝鮮半島から伝来した仏教及び道教との融合によって形成された日本固有の神仏習合の霊場や修験道の霊場などが同一の山岳地域に併存し」、「これら三つの霊場が参詣道によって結ばれることにより、霊場と参詣道を含む深遠なる山岳景観が信仰に関連する顕著な文化的景観を形成している」ことに価値があると認識されていた。

次に、これら価値を示す属性には霊場の「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」と「参詣道」が挙げられ、さらに「参詣道」は高野参詣道、大峯奥駈道、熊野参詣道から構成され、熊野参詣道は熊野三山に至る参詣道とされていた。

さらに、熊野参詣道は、中辺路、大辺路、小辺路、伊勢路からなっていた。これら4種の経路を比較すると、伊勢路は、盛んに利用された期間が限定的であること、利用者が西国巡礼目的の地方民衆が多かったこと、通行方向が伊勢神宮から熊野三山への一方通行であることに特徴があることが判明した。また、国史跡指定にあたっては、霊場を結ぶ巡礼

路というよりはむしろ、古代から近代にいたるまで利用された我が国の歴史ならびに社会・文化を知る上で欠くことのできない交通遺跡としての重要性に価値が見出されていた。

さらに、伊勢路は、史跡に指定のうえ世界遺産に登録されている区間とされていない区間が存在し、礼拝所である花の窟と景勝地である熊野の鬼ヶ城と獅子巖が含まれるなど、複雑な保護の状況が把握された。

加えて、現在の熊野参詣道伊勢路においては、世界遺産登録区間における来訪者は見られても徒歩巡礼者は見られず、徒歩巡礼復活への取組はなされていても学問的な検証は行われていない状況が把握された。

このように、熊野参詣道伊勢路はきわめて長大な距離をもつ巡礼路の中にあって、利用者、利用期間、利用目的、歩行方向が限定的で、かつ道だけにとどまらない資産を含み、文化遺産としての保護のあり方は多様で、空間に対する人々の認識を研究しやすい条件が整っている巡礼路であることが把握された。

第三章 熊野参詣道伊勢路の空間

1 本章の目的

本章では伊勢から熊野までの巡礼路の経路について検討を行い、その位置の特定を行う。

熊野参詣道伊勢路の経路については、昭和 56（1981）年に三重県教育委員会による調査報告が刊行されている⁵¹。この調査では、現地踏査や地域住民への聞き取り調査の結果に基づき、今日まで遺存している近世の道路遺構や関連する石造物等遺物についてまとめ、経路と遺構・遺物を地図上に示している。今日に至るまで熊野参詣道伊勢路に関する最も基礎的な調査成果と言えよう。

このほか、熊野参詣道伊勢路の経路について、複数の経路が存在することを指摘したのが、塚本明である⁵²。塚本は田中智彦の西国巡礼における調査方法⁵³を援用しながら、道中日記の通行経路を調査し、梅ヶ谷－古里間、相賀－尾鷲間、三木里－曾根間、波田須－大泊間に複数経路が存在することを指摘している。

しかし、伊勢から熊野までの巡礼路の経路については、管見の限りこれら以外に調査・研究は存在しない。またこれら先行調査についての検証も行われていない。そこで、本章においては、これら先行研究の成果を基礎に、伊勢から熊野までの巡礼路の経路の特定を行うことを目的とする。

2 研究方法

過去に行われた巡礼の巡礼経路特定方法としてもっともすぐれた成果を示したのは田中智彦の研究であろう⁵⁴。田中は近世における西国巡礼の経路を明らかにする研究を行い、巡礼者による旅の実態に即した行程を明らかにした。田中は史料として道中案内を用い、巡礼路を既存の道を利用して札所間を最短距離で結ぶ基本的経路と、名所旧跡への立ち寄り、寺社参詣、危険回避などを目的として基本的経路から分岐する発展的経路に分類した。このうち、発展的経路については、文政年間刊行の道中案内とそれより以前の道中案内とを比較し、発展的経路がいつ頃、どのような必要性によって発生したのかを明らかにした。この田中の研究方法は必ずしも単線的ではない巡礼路の複雑な経路を明らかにするのに極めて有効であったと考えられる。さらに、田中は個別の経路復元を行う際に現地踏査を実施して現存する道標の確認も行うなど、現地との照合を行い、経路特定の蓋然性を高めている。

そこで本研究においてはこの田中の調査手法を参考に調査を実施する。経路の把握に当たっては、「基本的経路」と「選択的経路」の2者により把握を行う。田中が提唱したのは、基本的経路と発展的経路の2者であった。しかし、発展的経路の呼称は基本的経路の成立後に経時的に徐々に成立していく歴史的過程を重視した呼称である。また、発展という語は、よりよい方向という意味をも包含しており、発展的経路はより好ましい経路という意味にもとらえうる。しかし、巡礼旅において、複数の経路が存在する際に、何をもってより好ましいとするのか決定することは本来かなり困難であろう。そこで、本研究においては、基本的経路から分岐する経路のことを選択的経路と呼称することとする。そのうえで、田中の調査手法を参考にしながら基本的経路と選択的経路を明らかにする。

次に本研究では田中の調査手法を用いながらも、資史料は、文献史料、地理資料、考古資料の3者を用いる事とする。まず、文献史料としては主に「道中案内」を用いる。田中は「17世紀半ば以後、木版刷りの順礼関連出版物が多数刊行され」、それらの中に「巡礼のガイドブックである巡礼案内記」があるとし、巡礼路の経路については「巡礼案内記」に基づき実態解明を行っている。一方、『道中記は「旅行の日記。紀行」以外に「旅路の宿駅・里数・名所・旧跡などを記した書籍。旅行の案内記」という意味もある。前者は旅人が記した肉筆の記録であり、後者は巡礼案内記のような木版刷りガイドブック類に相当する。道中記ではこの両者が混同される恐れがあるので、ここでは敢えて実際の旅の記録を道中日記と表現する。』とし、「道中日記」と版本である「巡礼案内記」を分離している。また、塚本明は、「道中記と呼ばれる史料には、旅人が実際に著したものと、書店などが刊行・販売し、旅の便宜に供された物とがある。(中略)前者を道中日記、後者を道中案内記と区別して表記し、両者を合わせて道中記と呼ぶことにする」とし、田中の見解を踏襲している⁵⁵。これら先行研究を踏まえ、本研究では近世に刊行され、旅の便宜に供された道中記を「道中案内」と呼称し、これを史料として経路の検討を行う。

ついで、地理資料としては、近代以降に刊行された地形図と航空写真を用いる。近代以降の地形図は、近代測量技術を用いて調製されていることから、現代の地図と照合することが容易である。また、地図には集落などの名称と、道路が示されており、地図刊行時点での道路状況を把握することが出来る。加えて、明治・大正期に測量・刊行された地図の場合、近世以前の道路状況を反映している可能性があり、資料的価値が高いと考えられる。一方、今日利用可能な航空写真には、1940年代にアメリカ軍によって撮影された白黒写真をはじめ、その後日本の国土地理院等によって1960～70年代に撮影されたものがある。こ

れら航空写真は現在では失われてしまった地形や地割りの判読から、地図には反映されない近世以前の道路状況を推定できる可能性がある。これ以外に、三重県教育委員会の調査報告書掲載の経路図については基本図として参照する。

さらに、考古資料としては、現地踏査を実施して遺構と遺物の分布状況を確認する。主な考古資料としては、現地に遺存する道路遺構や、巡礼関連遺物の分布状況、遺物の銘文等があげられ、これらと、その他の資史料の記述・記載内容とを照合して巡礼経路を推定する。

本研究では、以上の3資史料をもとに巡礼路の経路の特定を行うものとする。

3 基本的経路の把握

(1) 文献史料の分析

現在までに収集できた以下の道中案内（表3）を用いて検討を行うこととする。これら文献は、いずれも書店などが刊行・販売し、あるいは配布されて旅の便宜に供された旅行の案内書であり、その旅行の目的は西国巡礼である。このことから、これら文献に記される基本的経路は西国巡礼路として記述され、読者である巡礼者にも西国巡礼路として認識されていたものと考えられる。

表 3 分析対象の道中案内一覧⁵⁶

書名	発行年	
	和暦	西暦
『西国三十三所道しるへ』	元禄3年	1690
『順礼案内記』	享保13年	1728
『西国巡礼細見記』	安永5年	1776
『順礼道中指南車』	天明2年	1782
『西国巡礼道中細見増補指南車』	文化3年	1806
『新增補細見指南車』	文政12年	1829
『天保新增 西国順礼道中細見大全』	天保11年	1840

上記の文献においては、記述の方法に若干の違いはあるものの、いずれも途中に通過する集落と、集落間相互の距離を記述し、行程を紹介する方法をとっている。そこで、これら道中案内から、通過する集落名について抽出し、現在の地名と比較整理を行った(表4)。

その結果、まず、近世の巡礼路は伊勢から熊野への一方通行であることが改めて確認できた。いずれの道中案内も伊勢神宮の所在する伊勢を起点とし、熊野新宮から那智山を目指す。これは、先行研究でも指摘されているように、伊勢参宮を終えた巡礼者が引き続き西国巡礼に向かったためであると考えられる。

ついで、通過する集落については、田丸から栃原の区間を除き、7史料で通過する集落名に大きな変化はないことが看取できた。ただし、田丸から栃原の区間については、『西国三十三所道しるへ』のみが田丸から相可、佐奈、北栃原へ至る経路を示し、そのほかの史料では、田丸から原、相鹿瀬を經由して栃原へ至る経路を示している。相可経由の経路は、相可までは伊勢本街道（初瀬街道）を通ることになり、距離も長く、巡礼路としては不適當であり、道中案内がこの経路を紹介するのには違和感を覚える。そこで、『西国三十三所道しるへ』の田丸の項を詳細に検討すると、「是より熊野路におもく道なり」との記述があることに気づく。すなわち、田丸を熊野方面への分岐点として認識しているものと考えられるのである。つまり、『西国三十三所道しるへ』の筆者は、この道中案内を作成する旅の道中において、単純に道を誤ったものと考えられ、その誤った経路をそのまま紹介したものとするのが妥当であろう。それ以降の道中案内で、相可回りを紹介しているものはなく、田丸での分岐を強調している記事が多いことも、このことを間接的に支持するであろう。

以上より、17世紀から19世紀半ばにかけて、通過する集落に大きな変化はなく、近世を通じて、基本的経路は変化がなかったものと考えられる。

表 4 道中案内記載の伊勢山田から熊野新宮までの地名表

西国三十三 所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼 細見記	順礼道中 指南車	西国巡礼道 中細見増補 指南車	新增補細見 指南車	天保新增 西国順礼道 中細見大全	国土地理院 発行地図
元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840	平成10年 1998
宇治橋	伊勢山田	山田	山田	山田	山田	山田	伊勢市
		やなぎ	やなぎ	柳	柳／河端	川端 柳	川端町
					ぼんど村	ぼんど村	坂東
					上地村	上地村	上地町
		(ゆた野)	ゆたの	いたの	いた野	ゆた野	湯田野
			のしば	のしば	しば		
					田丸新町	田丸新町	
たまる	田丸	田丸	田丸	田丸	田丸	田丸	田丸
						野篠村	野篠
池辺						蚊野村	蚊野
	原	原	はら	原	原	原	原
あふか						野中村	野中
					鳴川村	鳴川村	成川
さな	あふかせ	大かせ	大かせ	おおかせ	大がせ	相鹿瀬	相鹿瀬
						千代村	千代
					柳原村	柳原村	柳原
北とち原	とち原	とち原	とちが原	とちが原	栃原村 椽原	栃原	栃原
						神瀬村	神瀬
					下楠	下楠	下楠
あお	あを	あほ	あを	あを	栗生	栗生	栗生
三瀬村	ミせ	みせ	三せ	みせ	三瀬	三瀬	下三瀬
野尻	のじり	野じり	のじり	のじり	野尻	野尻	滝原
あそふ	あそ	あそ	あそ	あそ	阿曾	阿曾	阿曾
柏野	かしハの	柏野	かしわの	かしわの	柏野	柏野	柏野
山崎	さき	さき	さき	さき	崎	崎村	崎
こま	こま	こま	こま	こま	駒	駒村	駒
まゆミ	まゆミ	まゆみ	まゆみ	まゆミ	間弓	間弓	間弓
		大津村	大津村	大津村	大つ	大津	大津
梅が谷		梅が谷村	梅が谷村	梅が谷	梅ヶ谷	梅ヶ谷	梅ヶ谷
					片上村	片上村	片上
にがう		から村	にがう村	二がう村	かう村	かう村	東長島
長嶋	長嶋	長島	ながしま	長嶋	長嶋	長嶋	長島
古里		ふる里村	ふる里村	ふるさと村	古里村	古里村	古里
たう瀬		どうぜ村	どうぜ村		同瀬村	同瀬村	道瀬
三浦	ミうら	三うら	三うら	三浦	三浦	三浦	三浦
馬瀬	むまぜ	馬瀬	むまぜ	馬ぜ	馬瀬	馬瀬	馬瀬
鳥井村			とりい村	とりみ村	鳥井村		
上里村		上里村	上ミ里村	上さと村	上里村	上里村	上里
中里村		中里村	中里村	中里村	中里村	中里村	中里
下里村		下里村	下里村	下里村			
						船津新田	新田 中新田
舟津		船津村				船津村	船津
香の本	この本	香の本	こうのもと	香の元	香本	木本	相賀
原びんの村		ひんの村	びんの村	びんの村	びんの村	びんの村	便ノ山
			まごせ村				鷲下
おわし	おハし	おわし	おわし	尾わし	尾鷲	尾鷲	尾鷲市
					八之濱村	八之濱村	矢浜
三鬼	ミき	三鬼	みき	三鬼	三鬼	三木	三木里町
かた					加田	加田村	賀田町
曾根	そね	そね	そ瀬	そね	曾祢	曾祢	曾根町
二鬼嶋	にきしま	にぎ島	にぎじま	二鬼嶋	二鬼嶋	二木嶋	二木島町
あたしか	あたしか	あたじか	あたしか	あたしか	新鹿	新鹿	新鹿町
はたす	はだす	はだす	はだす	はだす	波田須	波田須	波田須町
大泊	大とまり	大とまり	大とまり	大泊	大泊	大泊	大泊町
木之本	木の本	木の本	木の元	木の本 木の元	木本	木本	木本町
有馬	ありま	有馬	ありま	ありま	有馬	有馬	有馬町
			一木村	一木村		市木村	下市木
あたわ	あたハ	あたわ	あたわ	あたわ	阿田和	阿田和	阿田和
伊田		伊田村	井田村	井田村	井田村	井田	井田
うハ野					宇和埜村	宇和野村	上野
なる川		なる川	なる河村	なる川村	鳴川村	鳴川村	成川
新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮市

(2) 地理資料の分析

次に地理資料の分析を行う。まず、先行研究の文献調査を実施した。熊野参詣道伊勢路の伊勢山田から熊野新宮までの区間について街道経路の調査を実施した例は、昭和 56 (1981) 年の三重県教育委員会による調査しかない⁵⁷。この調査報告書では、調査対象地の旧街道を地図上に経路として示している。また、西国巡礼道については、本文中でその経路とその経路上に見られる寺社や石造物を紹介する。そこで、当該調査報告書で示されている地図上の街道経路と、本文中で示される経路、本稿で検討した集落を通過する経路を照合した。その結果、想定される基本的経路が抽出できた。

さらに、抽出した経路について、明治時代から大正時代に作成された地図と比較を行い、検討を行った(表 5)。近代に刊行された地図には、近世以前の道路状況を反映している可能性が高く、資料的価値が高いと考えられる。三重県教育委員会の調査もこれら近代の地図を参照していると考えられるが、その確認を行うとともに、修正箇所の有無を検討するものである。その結果、東相鹿瀬における谷越え、道瀬一三浦間、相賀一鷺下間など、三重県教育委員会の調査について修正を加えるべき箇所が認められた。

表 5 検討に使用した近代刊行地図一覧

発行者	測量年	発行年		縮尺	図郭
大日本帝国陸地測量部	明治 25 年	大正 7 年	1918	2 万分の 1 地形図	山田
大日本帝国陸地測量部	明治 25 年測量 明治 31 修正	明治 31 年	1898	2 万分の 1 地形図	田丸町
大日本帝国陸地測量部	明治 25 年	明治 27 年	1894	2 万分の 1 地形図	五谷村
大日本帝国陸地測量部	明治 25 年	明治 27 年	1894	2 万分の 1 地形図	川添村
大日本帝国陸地測量部	明治 25 年	明治 27 年	1894	2 万分の 1 地形図	滝原村
大日本帝国陸地測量部	明治 44 年	大正 2 年	1913	5 万分の 1 地形図	長嶋
大日本帝国陸地測量部	明治 44 年	大正元年	1912	5 万分の 1 地形図	嶋勝
大日本帝国陸地測量部	明治 44 年	大正 2 年	1913	5 万分の 1 地形図	尾鷲
大日本帝国陸地測量部	明治 44 年	大正 2 年	1913	5 万分の 1 地形図	木本
大日本帝国陸地測量部	明治 44 年	大正 2 年	1913	5 万分の 1 地形図	阿田和
大日本帝国陸地測量部	明治 44 年	大正 2 年	1913	5 万分の 1 地形図	新宮

(3) 現地踏査

現地踏査は、伊勢山田から熊野新宮までの全経路を徒歩により実施したほか、必要な箇所は別途踏査を実施した。その結果、これら経路の大半は、既に道路幅が近世よりも拡幅され、曲線が緩やかに変更され、あるいは渡河部分に架橋されているなど、道路遺構としては近世の状況を留めていないものの、現況の道路の線形から、近世の経路を推定することができた。なお、一部の区間は、鉄道敷設や圃場整備、川の渡渉や渡船の消滅、渡渉位置と橋梁位置のずれ等により、消滅していた（図4）。

以上の調査の結果、伊勢山田から熊野新宮までの基本的経路について把握することができた。

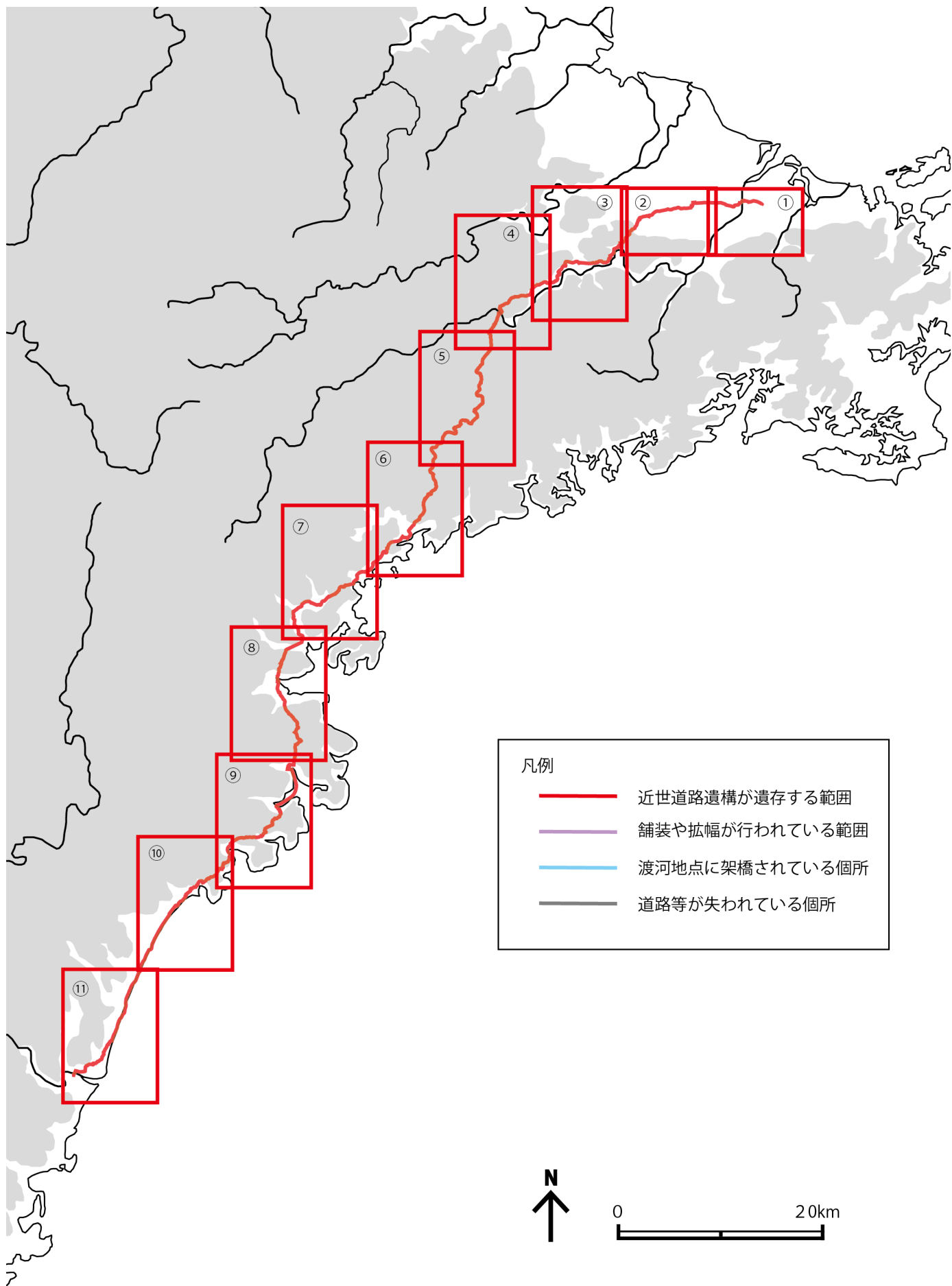


図 4 熊野参詣道伊勢路の基本経路

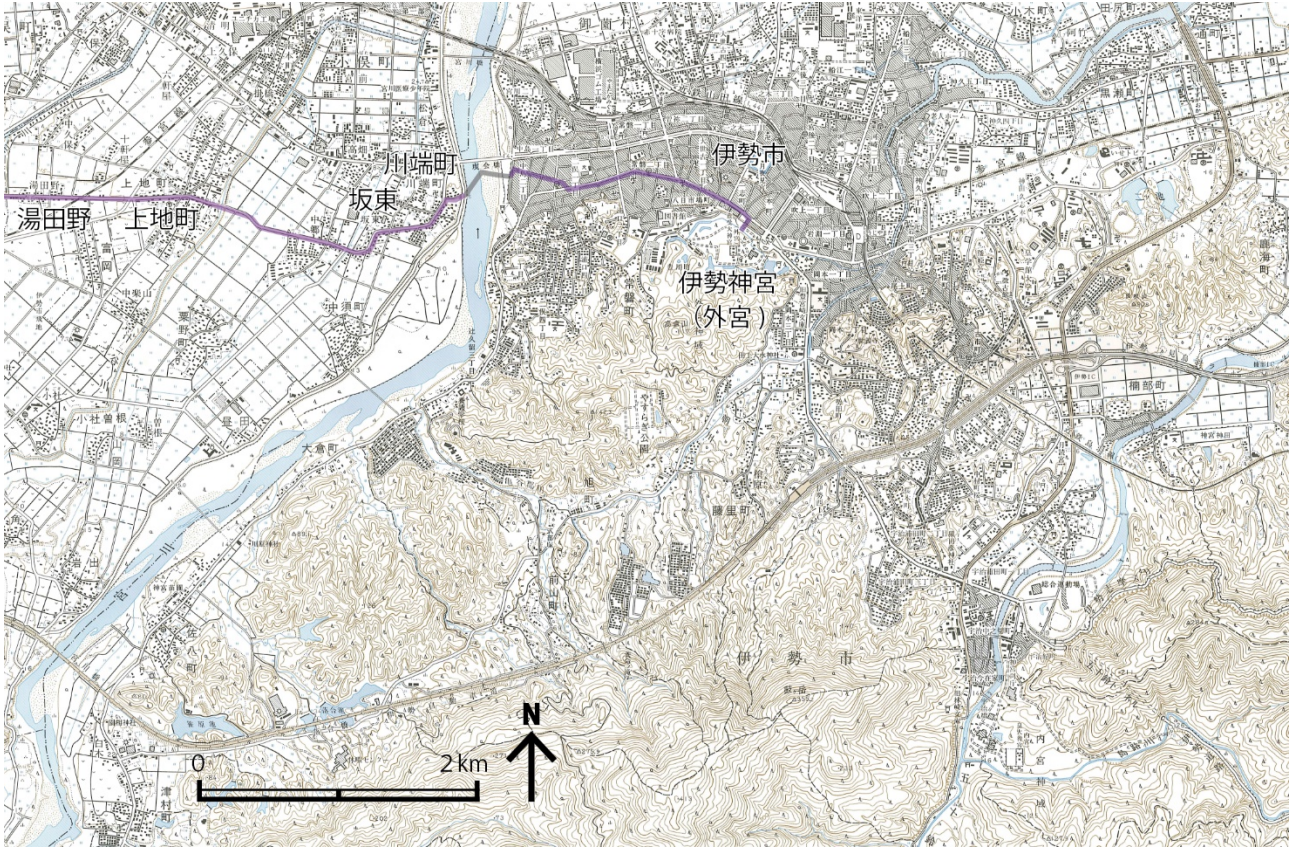


図 4 - 2 熊野参詣道伊勢路の基本経路①

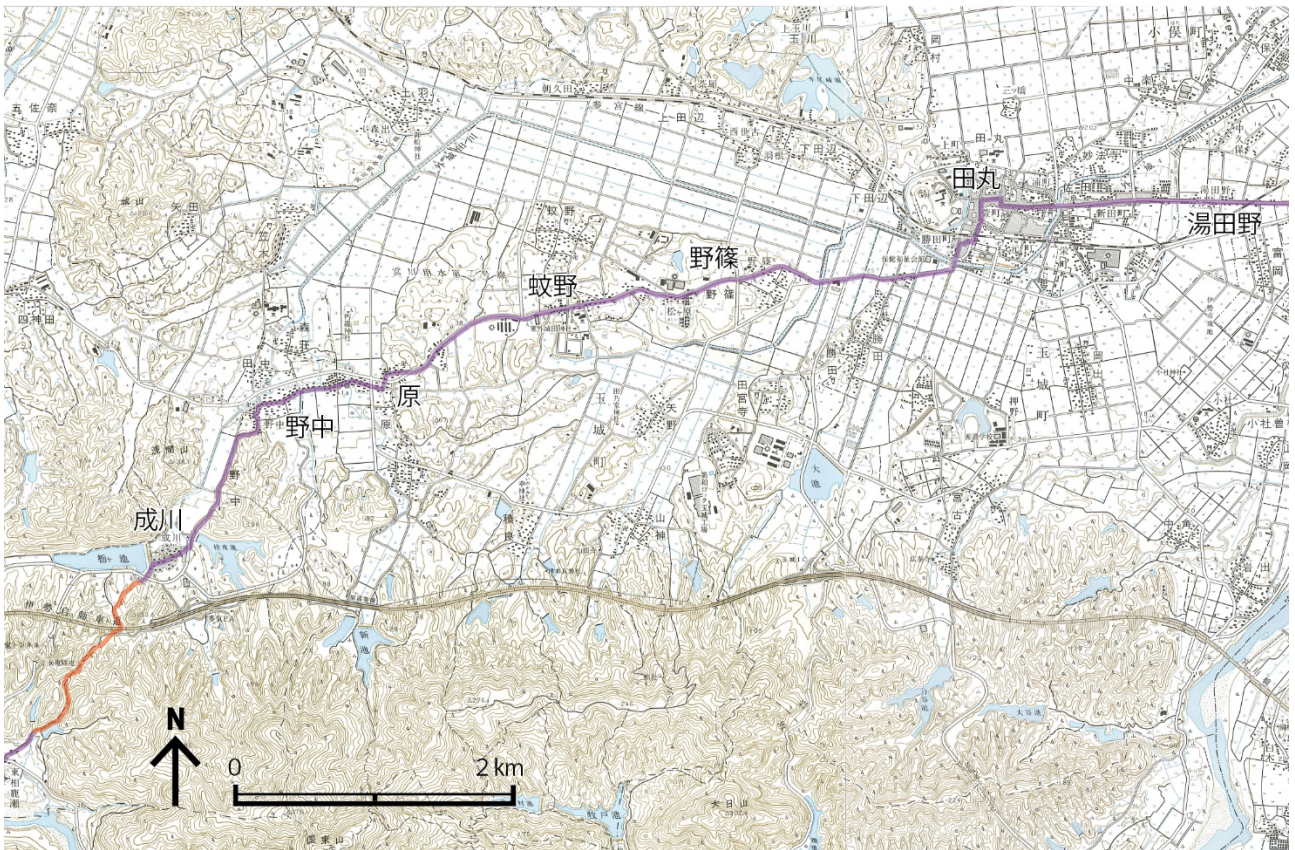


図 4 - 3 熊野参詣道伊勢路の基本経路②



図 4 - 4 熊野参詣道伊勢路の基本経路③

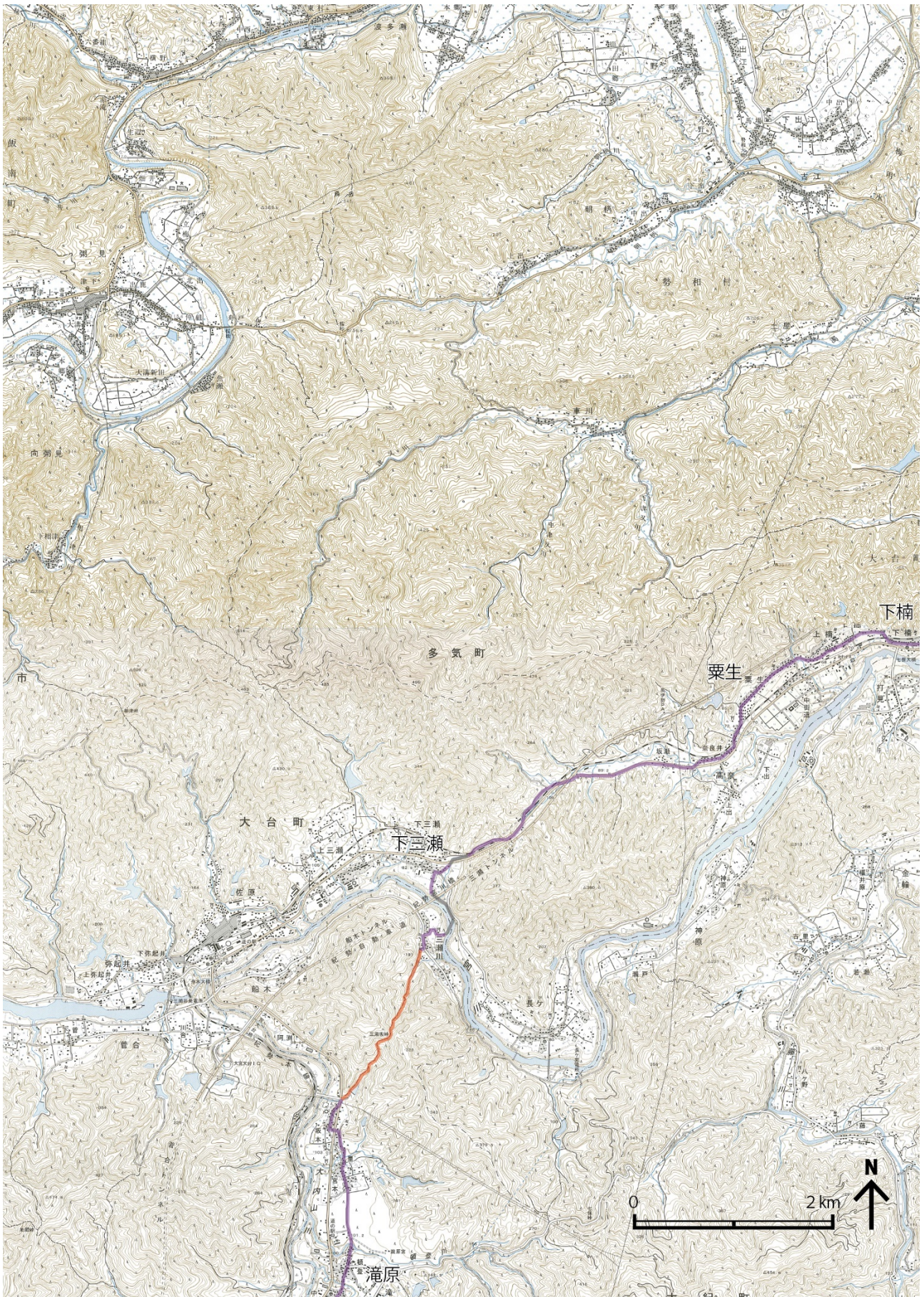


図 4 - 5 熊野参詣道伊勢路の基本経路④

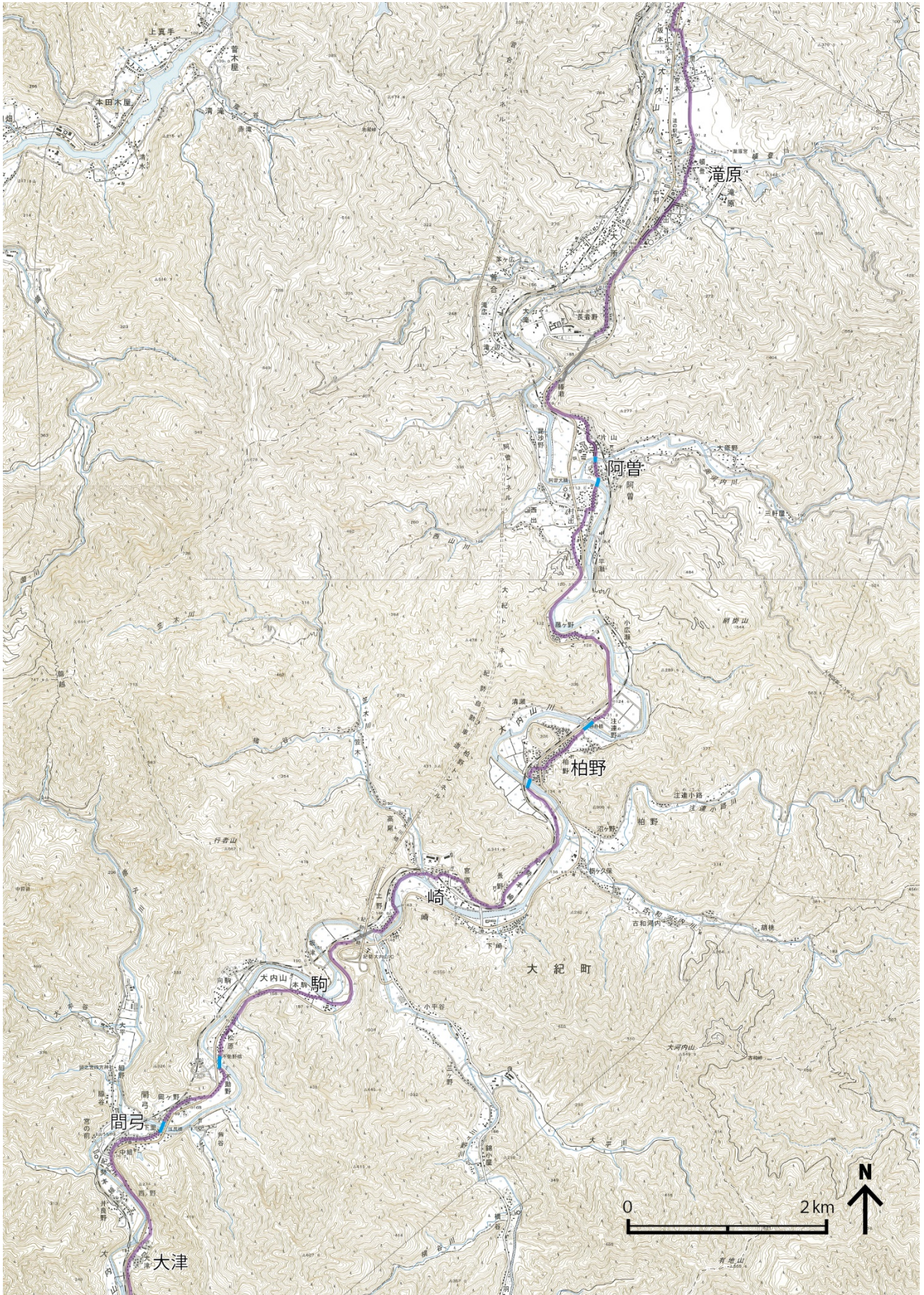


図 4 - 6 熊野参詣道伊勢路の基本経路⑤

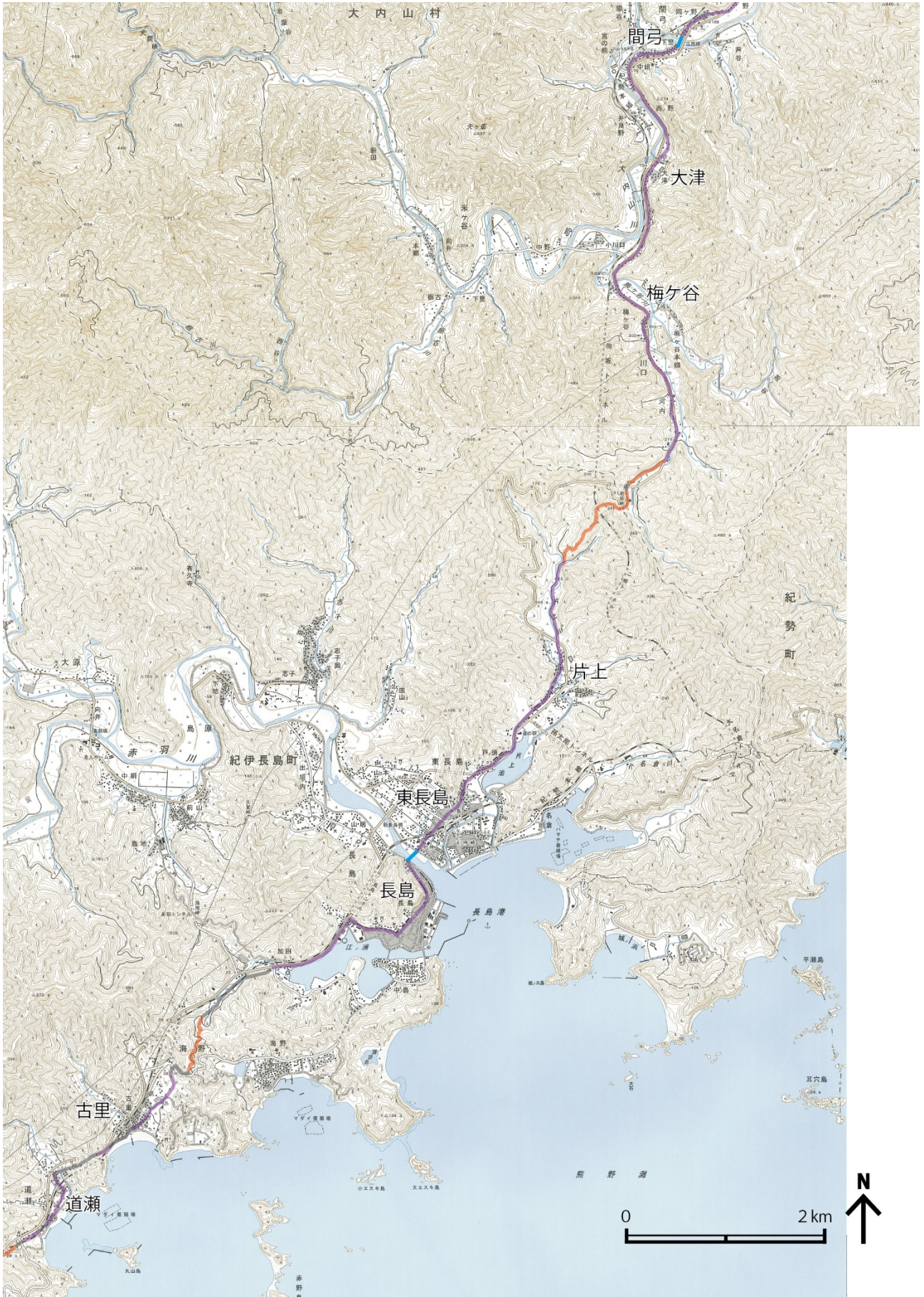


図 4 - 7 熊野参詣道伊勢路の基本経路⑥



図 4 - 8 熊野参詣道伊勢路の基本経路⑦



図 4 - 9 熊野参詣道伊勢路の基本経路⑧

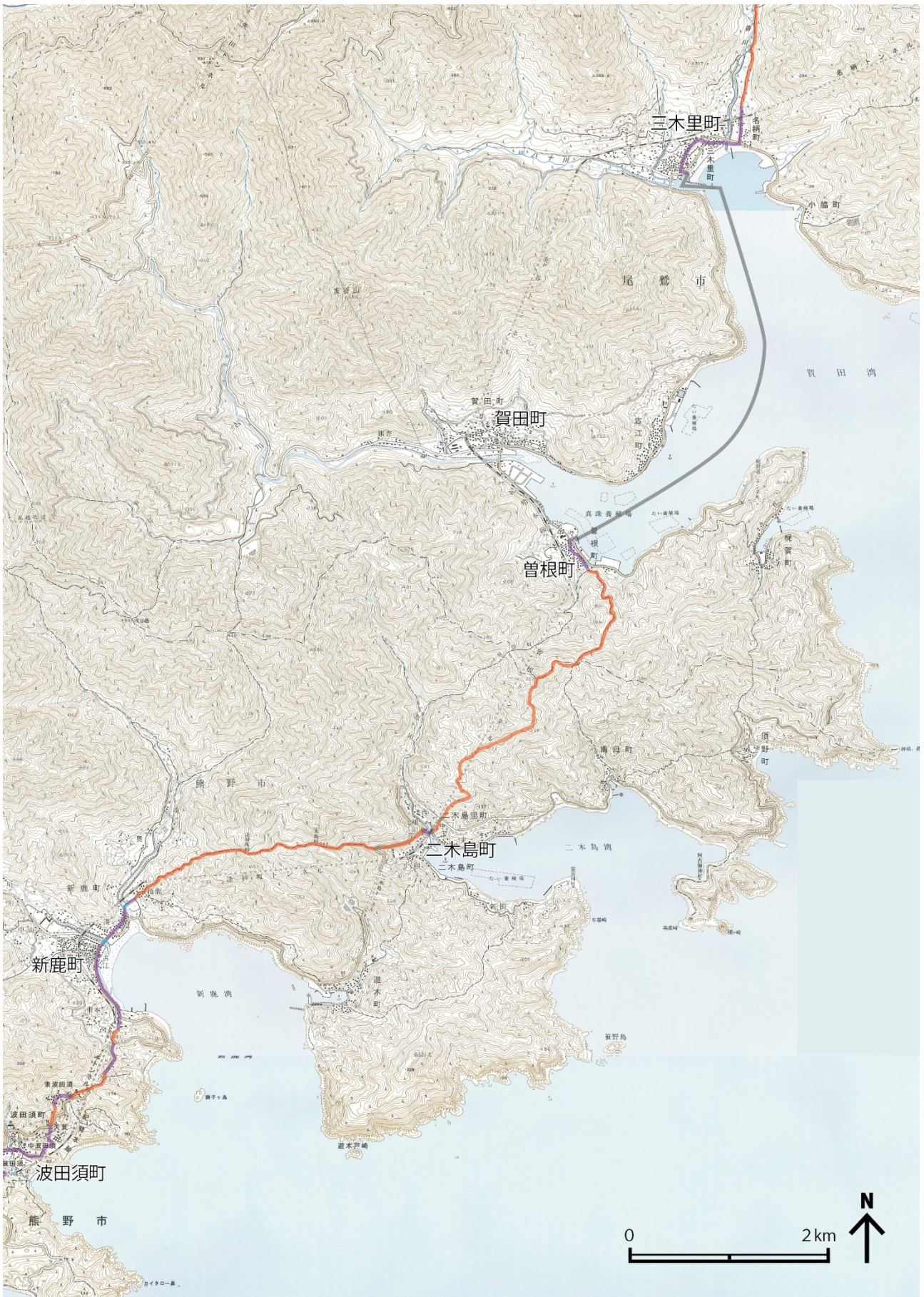


図 4 - 10 熊野参詣道伊勢路の基本経路⑨



図 4 - 11 熊野参詣道伊勢路の基本経路⑩



図 4 - 12 熊野参詣道伊勢路の基本経路①

4 選択的経路の把握

選択的経路の把握については、基本的経路の把握で用いたのと同じ文献を用いて検討を行った。

まず、各道中案内から「かけぬけ」「廻り」といった記述のある箇所を抽出した。次いで、同一箇所におけるその他の道中案内の記述状況を確認した。さらにそれらの選択的経路の利用目的を把握し、その利用目的に応じて、礼拝施設への回り道、安全確保のためのまわり道、近道・通行容易な道の3種類に分類した。

(1) 礼拝施設への回り道

選択的経路のうち礼拝施設へ立ち寄るための経路を瀧原宮、天狗岩窟、清水寺の3箇所を確認した(図5)。

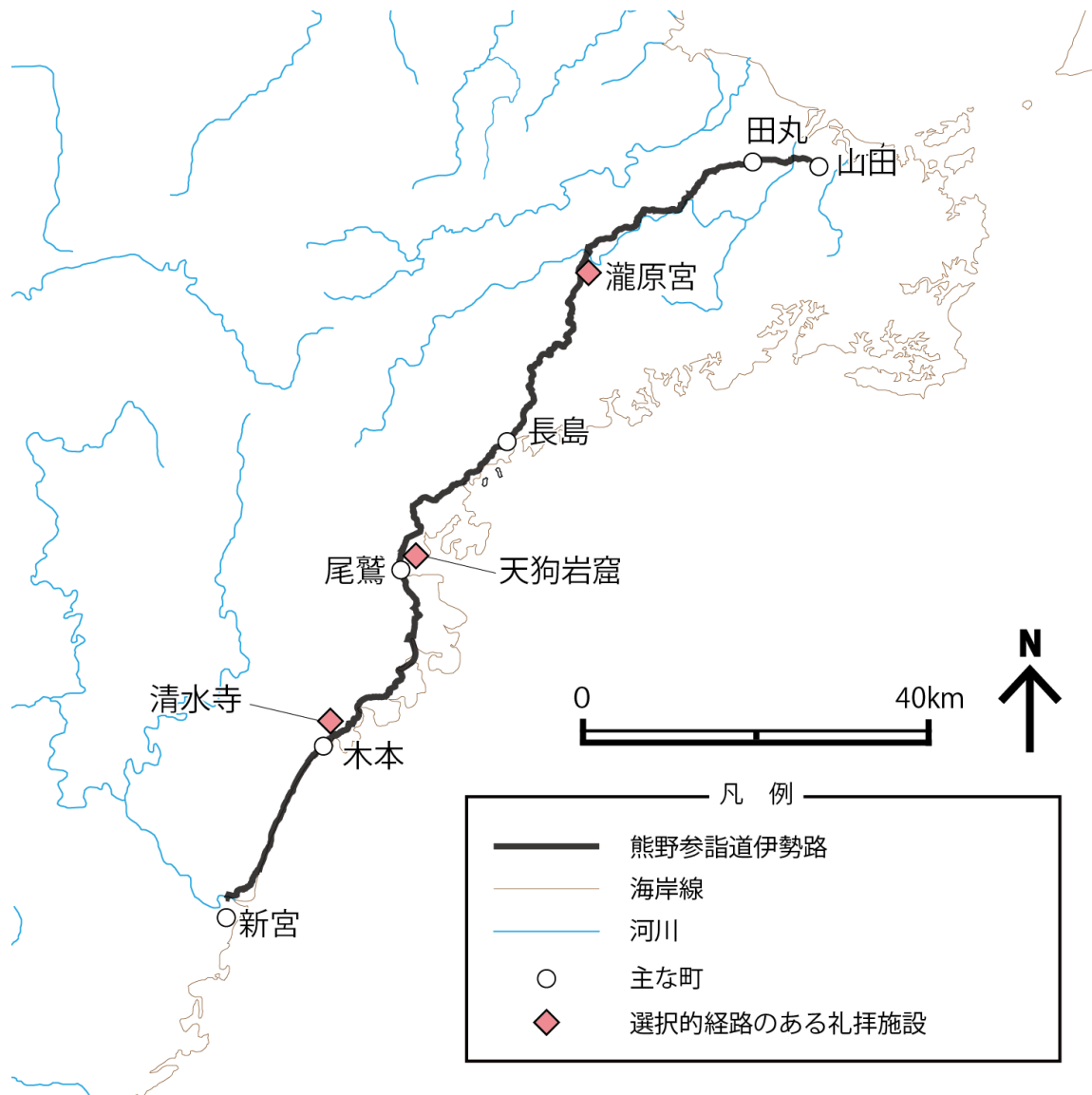


図5 選択的経路のある礼拝施設位置図

1) 瀧原宮への経路

瀧原宮への経路に関する道中案内の記述を整理した(表6)。記述のある2種類の文献について記述内容を比較すると、記述内容はほぼ同一である。「森の北口より入て正面南の口へかけぬけ二町ばかり廻り也」、すなわち瀧原宮の所在する北口から入り、社殿の正面を経由し、南の出口へ進む経路で、二町(約200m)ほどの回り道である、という意味である。

次に地図資料によりこの経路の確認を行った。まず、現代の地図⁵⁸でこの経路を確認すると、瀧原宮の神域の森林内に道路の表示は認められない。次いで、近代の地図⁵⁹でこの経路を確認すると、この地図でも道路の表示は認められなかった。すなわち、地図上においては19世紀末まで遡ってもこの経路の痕跡は認められない。

そこで、嘉永6(1853)年の『西国三十三所名所図会』⁶⁰の挿絵(図7、8)を確認した。その結果、「北ノ口ヨリ此道へ出」という説明文とともに、瀧原宮の社殿左側から出てきて、正面鳥居のほうへ向かって歩く旅人の様子が描かれていることが確認できた。

最後に、現地を踏査した。現在、瀧原宮周辺の森林は神域として立ち入りが禁じられているため、森林内部の踏査は出来ない。そこで、森林の北縁と社殿へ向かう参道から森林内部の状況を観察した。その結果、森林内部には道が存在する状況を確認した(図9)。ただし、この森林内に存在する道が近世以前に遡るかについては、確認できなかった。

瀧原宮の神域として広がる森林は広大で、正面鳥居から瀧原宮の社殿へL字状の経路に行くよりは、森林を斜めに横切り社殿へ向かう方が、幾分近道となったと考えられる。また、道中日記には、瀧原宮の森林の中には様々な御利益や意味を与えられた名木が多く生えていることを記すものもあり⁶¹、森林そのものが瀧原宮と一体となった空間として認識されていたと考えられる。このようにこの経路は、瀧原宮への参詣を目的とした選択的経路として機能していたと考えられる(図6)。

なお、近代以降の地図にはこの経路は一切示されていない。また、現在もこの経路については、参拝者は利用する事が出来ない。これは、近代の神祇制度改革や西国巡礼者の激減にともない、入口を西側鳥居の一箇所に限ったためであると考えられる。

表 6 瀧原宮への経路記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840
記事内容	此所ニ瀧原大明神の社有	此所にたきの原太神宮の御やしる	△瀧の原大明神の社	△瀧の原太神宮	▲滝が原太神宮の社	村中十町バ かり行左之 森の中ニ瀧 原太神宮の 社あり御本 諾伊伊伊伊 神を祭る所 の当社ハ造 宮御一年儀 度公儀造替 御造替とぞ	村中十町斗 行左の森の 中瀧原の社 に宮の本社 御伊伊伊伊 座冊二神を 祭る所有外 末社内外の は御造替の 一年前より 儀造替とぞ
						森の北口よ り入て正面 南の口へ二 けぬけ町廻 りハかり廻 り也	森の北口よ り入て正面 南の口へ二 けぬけ町廻 りハかり廻 り也

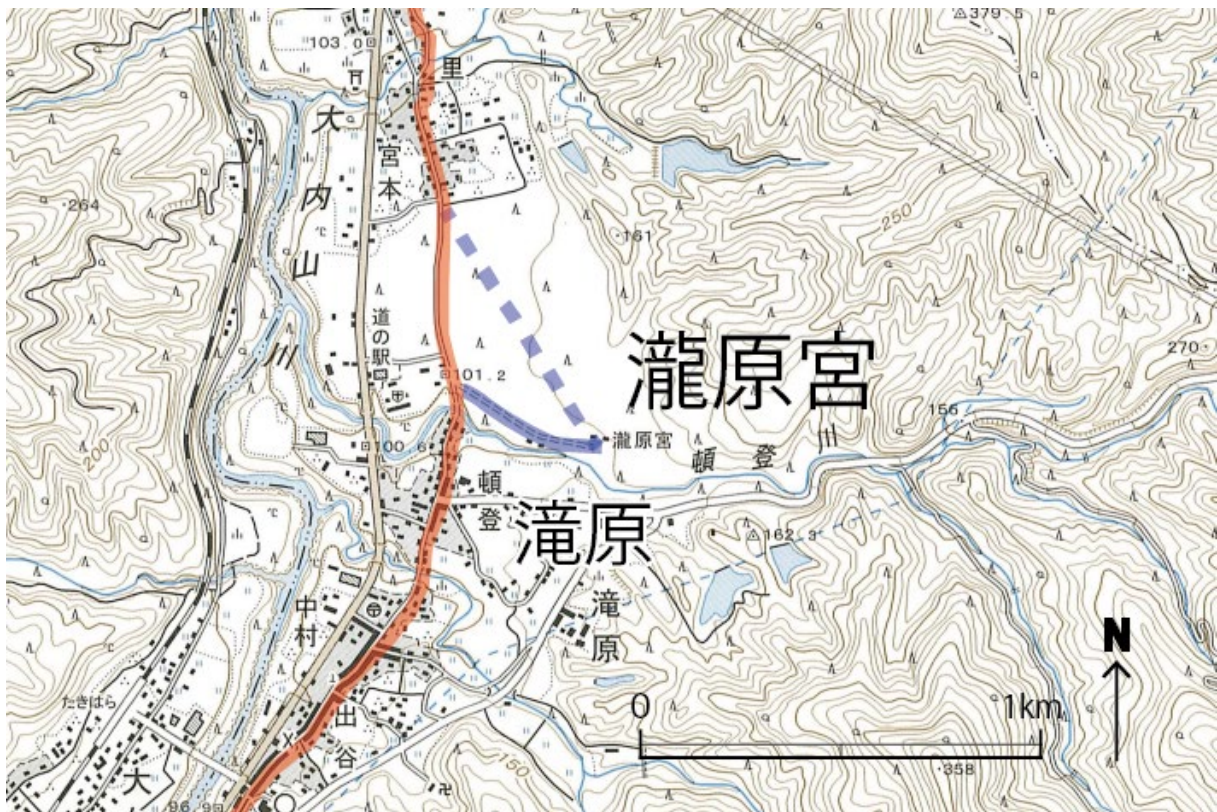


図 6 瀧原宮への選択的経路

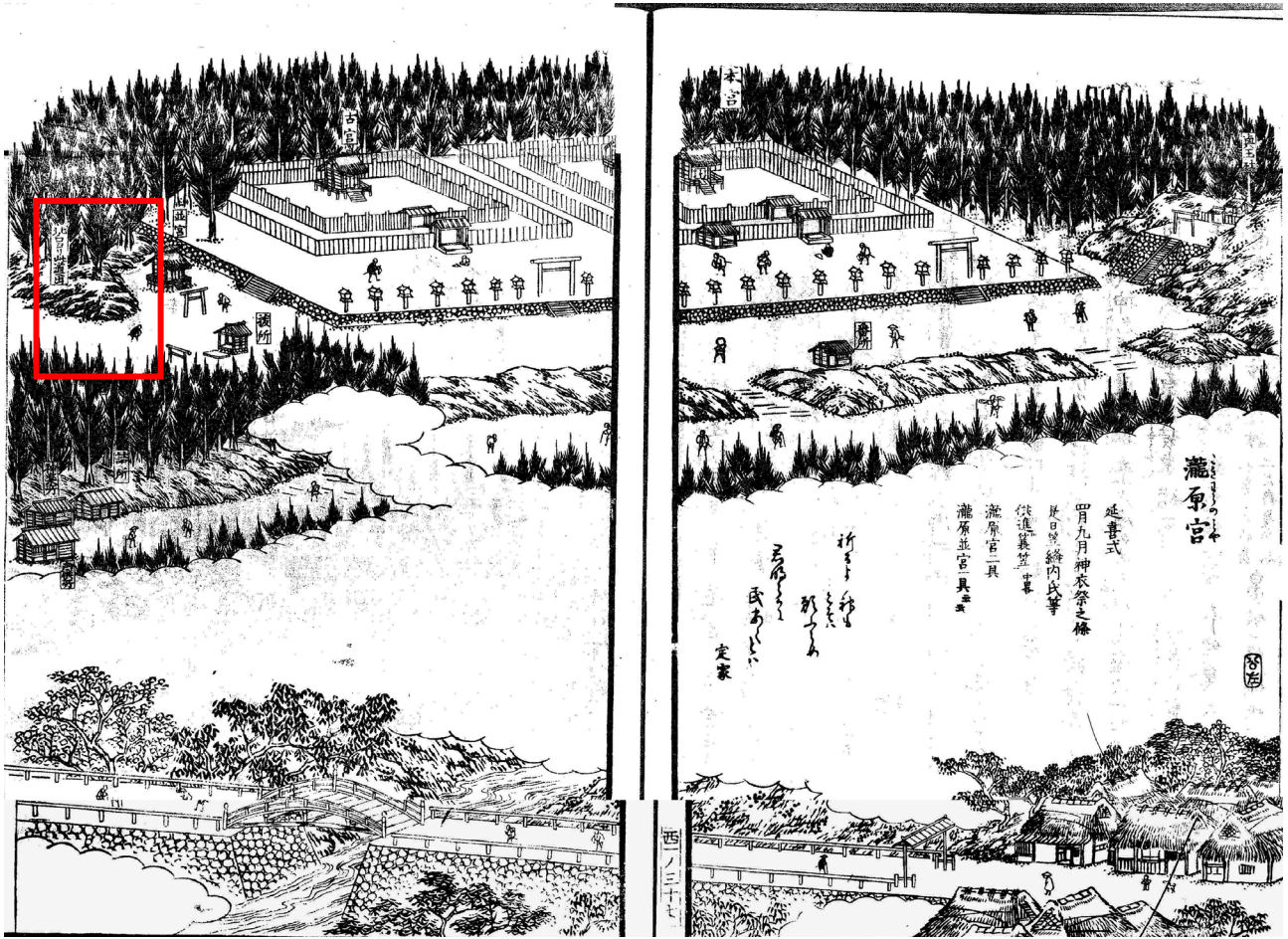


図 7 『西国三十三所名所図会⁶²⁾』「瀧原宮」(赤枠は図5の拡大部分)



図 8 図7の赤枠部分拡大



図 9 瀧原宮神域森林内部の道

2) 天狗岩窟（てんぐのいわや）への経路

天狗岩窟への経路に関する道中案内の記述は表 7 のとおりである。

記述を比較すると、その内容はいずれもほぼ一致する。記述は、左の峯（天狗岩）とその山下に位置する天狗岩窟を經由して尾鷲へ抜ける道が存在するというを示唆する。また、『新增補細見指南車』と『天保新增 西国順礼道中細見大全』では、その道は雨天には行きにくい、ということも付記される。さらに、この項目は間越坂の峠の記述に続いて記述されており、この経路は峠を起点としていると理解される。加えて、『西国三十三所名所図会』には、間越の峠にありと記される「岩船山地蔵堂」の項目に、「これより左の峯に天狗岩天狗岩窟あり是へまわりて尾鷲へ出る道あり」、「天狗巖」の項目に「岩船地蔵堂の左の山上にあり峠より凡六丁ばかり岩の傍に一間四面の板葺の小堂を立役行者の木造を安置す長凡一尺二寸斗也此地は街道ニハあらず廻て尾鷲へ出る也然れとも雨天にハ行へからず」、「天狗岩窟」の項目に「天狗岩より下へ十二丁斗下ニあり」とあって、間越峠から天狗巖、天狗の岩窟を経て尾鷲へ至る経路が記されている。

次に、現代の地図⁶³で確認すると、峠から東方の天狗倉山（てんぐらさん）に向かう道が示されている。また、天狗倉山の南方には、山中で途切れる道が記され、それは尾鷲へ

つながっていることが確認できる。ただし、天狗倉山とこの道の間には断絶がある(図 10)。

最後に、現地を踏査した。その結果、天狗倉山の山頂には天狗岩と呼ばれる巨大な巖があり、この巖の横には役行者の小祠が存在していて、この巖が「天狗巖」であると考えられる(図 11、12)。さらに天狗岩から、岩屋堂と呼ばれる天然の岩屋を仏堂として利用した寺院へとつながる道が存在する。この岩屋堂の中には石像聖観音菩薩坐像と、西国三十三所札所本尊を模した三十三体石仏等が安置されている。『西国三十三所名所図会』には、「岩屋の奥行凡二間余内に九尺ニ二間の堂を立石仏の観音を安す長一尺五寸斗弘法大師の作と云岩屋の左右ニ卅三体の石仏の観音を立」と記されており、この場所が道中案内に記される天狗岩窟であると考えられる。ここから尾鷲へは下る道がつながっている。これは道中案内や『西国三十三所名所図会』に示された経路であると考えられる。

このように、この経路は、天狗巖と天狗窟屋への参詣を目的とした経路であると考えられる。

表 7 天狗窟屋への経路記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840
記事 内容	まごし坂の左の峯に天狗岩とて大きな立岩有またふもとに岩屋あり此岩屋大師の作とも天狗のいわやともいふ也	(記述無し)	左りの峯に天狗岩とて大石有ふもとに岩屋石仏有大師の作とも又天狗岩窟ともいふ	(記述なし)	(記述なし)	峠に地藏堂前に茶や一軒有左の峯に天狗岩といふ大岩あり其山下に天狗の窟屋石仏有大師の作之由	峠に地藏堂前に茶や一軒あり左の峯に天狗岩と云大岩有ニ窟天狗の岩窟石仏有大師の作と云
						是へ廻りてをわしへ出る道あれども雨天にハ行かたし	是へ廻りてをわしへ出る道あれども雨天ニハ行がたし



图 10 天狗倉山付近地形図



图 11 天狗岩



图 12 役行者小祠

3) 清水寺への経路

清水寺への経路に関する道中案内の記述は表8のとおりである。

記述内容について比較すると、まず、すべての文献で、清水寺は大泊の集落の右の方に位置すると記す。また、距離は十二丁から十三丁でほぼ一致する。さらに、『西国三十三所道しるへ』は「是（筆者註 はたすの集落のことを指す）より大泊り村の観音へ道あり」とあり、『新增補細見指南車』と『天保新增 西国順礼道中細見大全』は、「はたすよりかけぬけ道有」と記す。これは、はたすからの別経路が存在することを示している。つまり、清水寺への経路は、

ア) 「はたす」→「大泊」→「清水寺」→「大泊」

イ) 「はたす」→「清水寺」→「大泊」

の2者が存在したことがうかがえる。

次に現代の地図⁶⁴で経路を確認した。現在の国土地理院地図にはすでに世界遺産登録後に三重県が発行した「熊野古道」ルート地図⁶⁵等に記される「熊野参詣道伊勢路」が記入されている。波田須から清水寺の区間においては、大吹峠を經由する基本的経路とは別に、清水寺へ直接向かう経路が「熊野参詣道伊勢路」として示されている。さらに、清水寺周辺には建物を示す薄桃色の四角い表示や、建物へつながる道路が示されている（図13）。

最後に現地を踏査した⁶⁶。まず、大泊の集落から北東方向に清水寺は位置する。そのため、大泊の集落に立ち、清水寺の立地する北方を眺めると、清水寺は右斜め前方に立地しており、道中案内の「右の方」の記述と一致する。また現在遺されている清水寺までの上り坂には石畳が敷設されているほか、沿道には昭和初期に設置された三十三体観音石仏が見られる。石畳の敷設状況からは、この道が近世の道を踏襲している可能性が高く、これが大泊から清水寺へ向かう経路と考えられる。また、清水寺は既に廃寺となっているが、その寺院痕跡は明瞭であり、今日でも旧境内には一部建築や建物基壇、石製手水鉢や地藏などが遺存している（図14）。

次に、「はたすよりかけぬけ道」についてであるが、現在の地図に示されている波田須から清水寺への「熊野古道」経路には、道として機能していた痕跡がほとんど認められない。また、谷筋を直登する経路はその他の近世の経路が明瞭な部分と比較してもかなり特異である⁶⁷。一方、現在の地図には示されていないが、大吹峠から尾根伝いに清水寺へ向かう道が存在する。これを踏査した結果、数カ所で石段・石積の痕跡が認められた（図15）。また、経路途中で、『西国三十三所名所図会』「七里の濱」の挿絵とほぼ同じ構図の眺めが

見られる箇所を確認した（図 16・17）。さらに、この経路上で寛永通宝 1 点を表面採集した⁶⁸（図 18）。

以上のことから、この経路が近世以前に道として機能していた蓋然性はきわめて高く、道中案内が示す「かけぬけ道」である可能性も高いと考えられる（図 28-⑩）。

表 8 清水寺への経路記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事 内容	是（はたす）より大泊り村の観音へ道あり					はたすよりかけぬけ道有	はたすよりかけぬけ道有
	此所（大泊）に田村丸の建立し観音あり長一寸八分千海底給ふや此右へり三丁程あり	此所（大泊）に田村丸の建立し観音あり長一寸八分千海底給ふや此右へり三丁程あり	（大泊の）右の方十二丁程山に、田村丸建立の観音堂有長一寸八分千海中より出現なり	（大泊の）右の方十二丁山上に田村丸の建立の観音堂あり	（大泊の）右の方十一丁山上に田村丸の建立の観音堂あり出現也	（大泊の）右の方十二丁山上に田村丸の建立の観音堂あり長一寸八分海中より出現秘仏なり	（大泊）右の方十二丁山上に田村丸建立の観音堂有長一寸八分海中より出現の秘仏也

※ 括弧内「はたす」「大泊」「大泊の」は筆者の追記



図 13 清水寺付近地形図



図 14 旧清水寺境内の地藏



図 15 大吹峠より清水寺への経路上の石段・石積痕跡

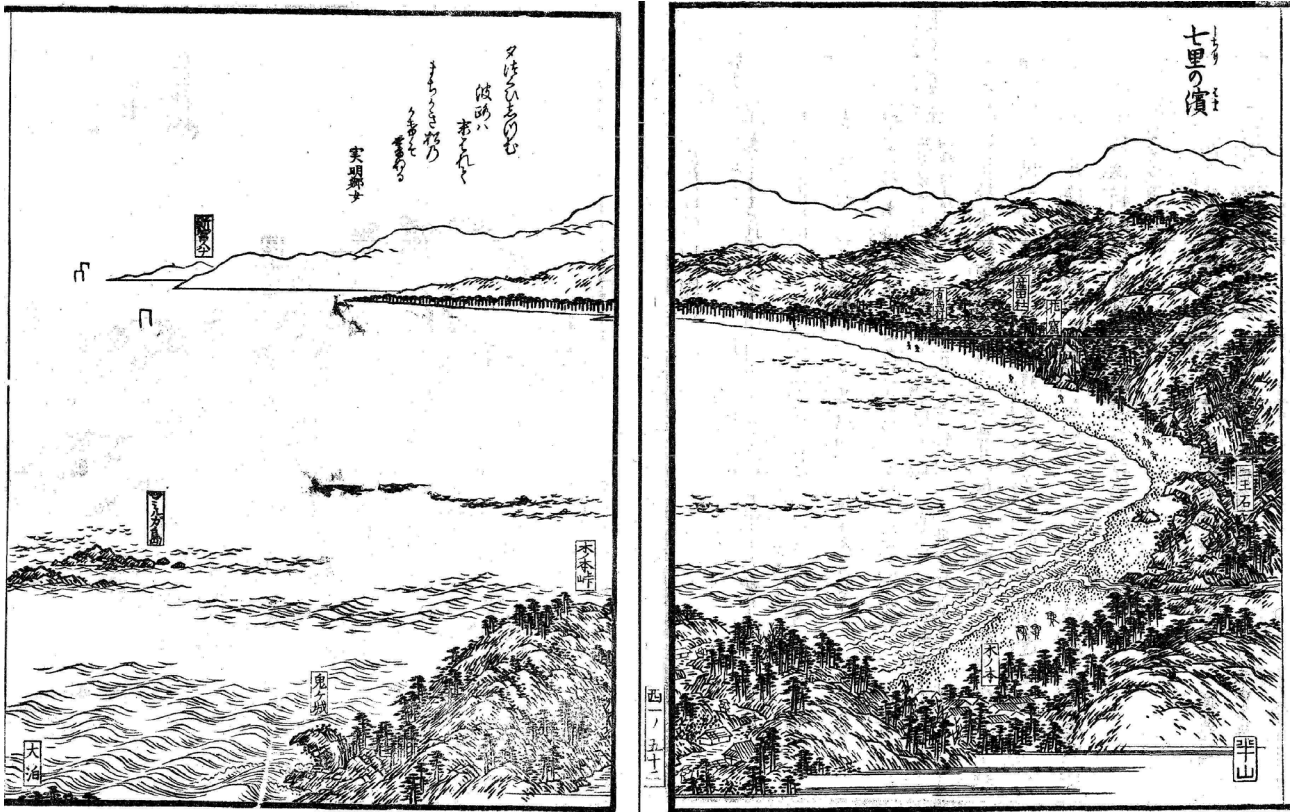


図 16 『西国三十三所名所図会』「七里濱」



図 17 清水寺への経路上からの眺め



図 18 確認した寛永通宝

(2) 安全確保のためのまわり道

選択的経路のうち、安全確保のためのまわり道を渡河地点において確認した。この渡河地点については、増水時に渡河せず別経路をとるものと、舟渡しを利用するものの2者が存在する。増水時に渡河せずに別経路をとるものとしては、阿曾一間弓間における大内山川の渡河が、舟渡しについては、8箇所認められた。

1) 阿曾一間弓の大内山川渡河

まず、道中案内から、阿曾一間弓間の集落、川、回り道に関する記述を抽出し、整理した(表9)。その結果、川を歩行渡りする基本的経路に加えて、増水時に迂回路を経由することが明らかとなった。

次に、現代の地図で、当該地の地勢と経路の検討を行った。当該地は大内山川上流の山間地にあたる。大内山川は蛇行して峡谷を形成しており、集落は山地の稜線の突端に形成されるわずかな平坦面上に立地する。このことから、基本的経路は次々と渡河を繰り返して集落を直線的に結ぶ経路、回り道は川に沿って歩き、渡河を回避する経路であることが想定された(図21)。

最後に、現地を踏査した。まず、柏野の入口において川沿いの道を敷設している状況が確認できた。この道は幅約2mの平坦面を岩壁に沿って削り出している。壁面の状況からは近代土木工事によるものではないと考えられる。また、路面にはコンクリート舗装をした痕跡が残されており、この道がごく最近まで利用されていたことが理解できる(図19)。また、不動野橋から間弓の区間においては、川沿いの未舗装の道が遺されている。この区間は「熊野古道伊勢路図会」などに基本的ルートとして紹介されている経路である(図20)。このように、断片的ながらも、迂回路の道路遺構を確認することができた。

このように、先にモデルを作成して示した経路の蓋然性は高く、この区間においては増水時に舟渡しではなく迂回路の選択的経路が存在していたと考えられる。

表 9 阿曾—間弓における大内山川渡河記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全	
刊行 年	元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840	
記事 内容	此村中ニ川あり	此所に川あり	〃川有	川有	川有	村入口に〃川あり	村入口に川あり	
		大水にハひだりへまはる	大水には左りへまはる	大水には左りへ廻る道あり	大水いづれば左りへまわる道あり	満水にハ左の山根をまはり柏埜へ出るなり	満水にハ左の山根を廻り柏野へ出る也	
	阿曾村							
	此所ニ川村中ニ巻つ	川ニツ有	〃川二つ有り	川あり	川有	柏埜村入口に〃川あり阿曾の川上也	柏野村入口に川あり阿曾の川上也	
		大水にハみぎと	大水には右と	大水ニは右へ廻る	大水のときハ右へまわるべし			
	柏野村							
	むら過て一つ有	(川)	(川)	又川あり	次ニ又川有	柏埜村出口ニ〃川あり	柏野村出口ニ川あり	
		ひだりへ入ル	左へ廻る	是ハ左りへ廻る	左へ廻るべし	大水にハ少手前より左の山根を廻りさきへ出	大水ニハ少手前より左の山根を廻りさきへ出	
						崎村前(川)	崎村前(川)	
	崎村							
	此間ニ川有	川あり	〃川有	川あり	川有	後ニ川あり	後ニ川あり	
	水出ときハ右へ廻りミちあり	大水にハ右へ入ル	大水には右へまはる	大水右へ	大水ニハ右へ行	大水には右へ行	大水ニハ此村の向ふの山根を廻る柏野より来る道也	
	駒村							
	此間川有	川あり	〃川有	川あり	川有			
		大水にハ左りへ入ル	大水には左りへまはる	大水ニハ左りへ	大水ニハ左へ行			
						村入口小川有	間弓村入口に川有	
						大水にハ右の山根をまはる	大水ニハ左の山根をまはる	
	間弓村							



図 19 柏野入口の道路遺構



図 20 不動野橋から間弓区間の道路遺構

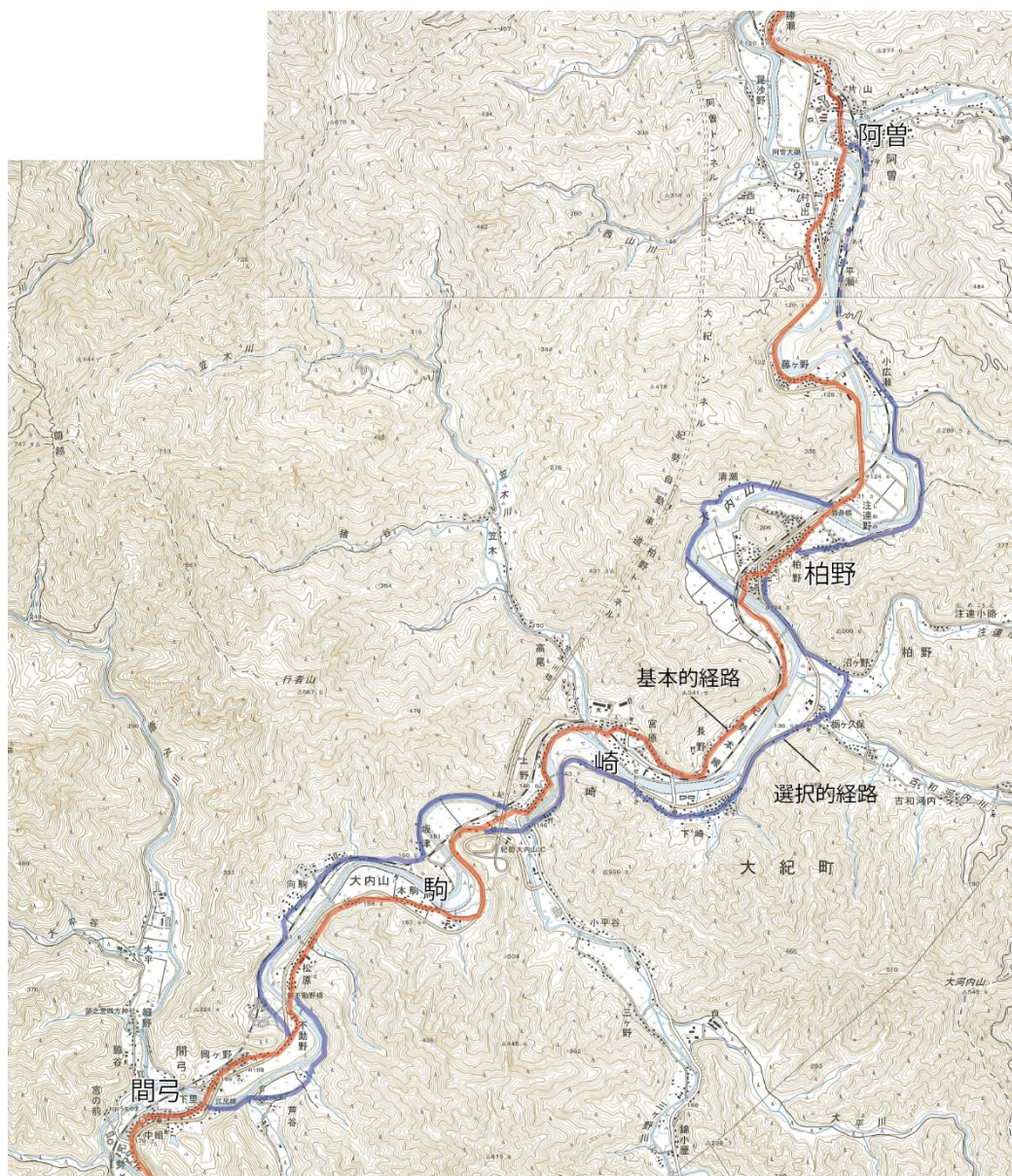


図 21 阿曾—間弓間の基本的経路と選択的経路

2) 臨時的な渡し船もしくは渡し場の変更

基本的経路は歩行渡りであるにも関わらず、大水の時などに臨時的な渡し船の利用を示す記述については、8箇所を確認できた。それらは、長島の赤羽川、中里の往古川、相賀の銚子川、尾鷲の中川と矢ノ川、有馬の志原川、市木の市木川、阿田和の尾呂志川である。

次に舟渡しの記述状況を見ると（表 10）、銚子川における舟渡しは 17 世紀にはすでに成立していることが分かる一方で、その他の川については、成立時期が 18 世紀まで下る可能性があることが分かる。このほか、往古川については、増水時に船に乗ることが出来る可能性を示唆するのみで、舟渡しが存在するとは記述しておらず、舟渡しの存在が曖昧である。さらに赤羽川と矢ノ川については、19 世紀に入ると舟渡しの記述が大水の時に限定さ

れることがなくなり、恒常的な舟渡しとしての記述へ変化している。このように、17世紀から19世紀にかけて、臨時的な舟渡しが次第に整備されていく様子が看取でき、さらにそれらの中には選択的経路から基本的経路へと転換するものも含まれることが理解できる。

表 10 臨時的な渡し船記述状況

集落名	川名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
		元禄3年	享保13年	安永5年	天明2年	文化3年	文政12年	天保11年
		1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
長嶋	赤羽川		しほとときハ川上をわたる大水にハ舟わたし	しほ時は川上をわたる大水には舟わたし	下りて川有海へちかししほ時にハ川上にて大水は舟渡し	下りて川有うミへの汐たハ渡るは舟	川あり舟わたし	川あり舟わたし
中里	往古川					手道の二あ道ハもら川の右の下湊行て渡	川あり同様の但前牛あ着へり水ての臨べ	川あり同様の但前牛あ着へり水ての臨べ
相賀	銚子川	此出二口に川二つあり水出ナハ町右のへとるん所あり三渡す	間に川三ツ有ハ少一せきハ渡川あり大わたし	川三つは、少ん舟賃あり、あはひ舟有	町の出口に川あり此所にて三つ少行といふあり	町の出口に瀨川は多し少登りハ	香本出端ニ川あり右に有	木ノ本出端に川右廻り村にわたし
尾鷲	中川矢ノ川		此間に川二ツ有ハ大水にハ舟わたし	町の出口に川二つ有ハ大水にハ舟わたし		川有舟わたし	川有舟渡	
有馬	志原川		此間に川二ツ有ハ先水は入る			右の方ニ舟わたし有	志原川波際を渡る親しらざるときは波高が右ニ渡有	
市木	市木川					此の処にも同し	此所にも川有前に同し	
阿田和	尾呂志川			あたわ川こあれもなる水には船わたし		あたわ川こあれもなる水には船わたし	阿田和川これ高波ニわたる舟わたし	

3) 渡河経路の実態～銚子川渡河を事例に～

こうした舟渡しの渡河地点については、現代の地図で確認することは出来ない。また、明治期の地図であっても、架橋されている状況を示すのみで、舟渡しの状況は確認できない。さらに、現地踏査によって渡し場の痕跡を確認することは、現代の護岸工事等により困難である。

しかし、これら9箇所(箇所)の渡河地点のうち、舟渡しに関する記述が豊富な銚子川の渡河地点については、舟渡しだけでなく、舟渡し地点への経路も含め検討できる余地がある。また、この舟渡しは17世紀から選択的経路として記述があり、熊野参詣道伊勢路の中でも重要な経路と考えられる。そこで、舟渡しも含めた渡河の実態について検討するため、銚子川の渡河を事例として取り上げ、詳細に検討する。

i) 銚子川渡河に関する先行研究

熊野参詣道伊勢路の経路に関する先行研究はほとんどないが、銚子川渡河に関しては、以下の2点が知られる。

(ア) 三重県教育委員会 1981『歴史の道調査報告書 I 熊野街道』

三重県教育委員会が歴史の道の調査事業として実施した調査である。記述の内容は以下の通りである。

「真興寺のすぐ南側にある銚子川の堤防上に「村中安全」と書かれた嘉永元年(1848)銘のある法華塔が、川を見下ろすように建てられている。ここから馬越峠の登り口である鷲下までは、街道が二つに分かれている。

便の山 一つは便の山コース、もう一つは藤ノ木コースである。どちらが本道かは即断しかねるが、このあたりのようすは十返舎一九の『方言修行金草鞋』第九編に次のように記されている。

香の本よき町なり。出口に川あり。大水の時は。此の川三カ所にて渡る。

川上のひんの村といふ所に舟渡しあり。まこせ村峠に茶屋あり。

ひんの渡しにて。

厚びんの渡しなれとて天窓から銭をおしがるつらの河舟

香の本にて。

頼もしの香の本とて暖簾をかけてつづれぬ町の繁昌

この『金草鞋』にも見られる便の山コースは、現在の町道の上、約10メートルほど高い所を通過していて、今でも点々とその道が残っているが、天保九年(1838)の巡検使通行の際に、便の山河仮橋

工事を行ったという記録もある。しかし、この道はどこで川に下り仮橋へ通じたかは、およその見当がつくけれども、その位置は明確ではない。

(中略)

藤ノ木 もう一方の藤の木コースは、国道や国鉄紀勢線と並行して流れている銚子川沿いに鷺下まで続く道であるが、この街道も、河川改修などによって、点々としか当時の街道を残していない。(後略)」

この調査では、文献史料、現地踏査、聞き取り調査を組み合わせて経路の推定を行っている。その指摘する経路は、相賀の集落の南端で渡河し、銚子川の南岸を鷺下まで進む経路と、銚子川の北岸を便の山までの手前まで進み、渡河する経路との2経路である。また、史料から舟渡しの存在も指摘している。しかし、利用している文献史料は筆者が当地を実見して記述したとは考えがたい物語文であることや、現地での聞き取り成果が近世の経路を示しているのかの検討が不十分である点が課題として挙げられる。

(イ) 塚本 明 2008「熊野街道『伊勢路』の特質－江戸時代の道中記から－」『第9回全国歴史の道会議三重県大会報告書』

「次に馬越峠の手前、銚子川を渡るところを見てみます。現在の紀北町海山区相賀という集落から馬越峠の登り口、鷺毛の集落に至る間には、銚子川という大きな川が流れております。なお、江戸時代の銚子川は下流で三本の川に分かれていたとされています。道中日記を見ますと、この川の渡り方は3種類あります。一つには浅瀬を渡る。おそらく少し濡れながらジャブジャブと歩いて渡るのだと思います。二つめには、岩と岩の間に簡便な板橋を渡して越えていった。橋銭はなかった、という記述があります。三つめが舟で渡るといふものであります。

道のルートとしては、まず相賀の集落から現在の国道42号線そのままの道を行き、小山浦という集落に向かって川を渡る道があり、次にここでは渡らずに少し川上の方に行って鷺下の集落の前くらいから渡るルート、そして、川が増水した時などに、さらに川上の便ノ山集落まで行って、舟を出してもらって渡った、という記述が道中日記にあります。つまり川の水量などによりまして、歩いて渡る、板橋を渡る、舟で渡る、という使い分けがされたのだと思われます。川の水量によって渡るルートが異なるということは、この地域に限らず大きな川のあるところでは共通してみられるものと思います。」

この調査は、主に文献史料調査によっている。また、その経路は基本的には三重県教育委員会の調査の経路を踏襲しながらも、水量によって渡河方法と渡河経路が変化している可能性を指摘している点が異なる。使用している文献が、道中案内と道中日記という現地を実見した上で記述されている同時代史料を利用していることによる成果だろう。その一方で、江戸時代の銚子川は下流で三本の川に分かれていたとしている点は課題として大きい。銚子川は両側から山塊が迫る中を蛇行しており、ごく河口に近い部分にのみ平地が広がる。そのため、川が三本に分かれる可能性は極めて低い。こうした地勢的条件を合わせて検討する必要性を示唆する。

以上の先行研究をふまえると、文献史料の丁寧な調査と、地勢条件の検討、現地踏査を組み合わせた上で検討する必要があると考えられる。

ii) 道中案内の検討

まず、道中案内の記述内容を整理して、平常時と増水時の渡河方法を特定する(表 11)。

平常時の渡河方法について、ここでは橋の記述は特になく、歩行渡りとするのが自然である。渡河の回数であるが、『順礼案内記』『西国巡礼細見記』では「川三つ」、『順礼道中指南車』では「三ヶ所にてわたる」という表現がある。また『西国三十三所道しるへ』には、「川二つあり」とある。少なくとも、2以上の川を渡る必要があることがここでは理解できる。また、『順礼案内記』には、「右へ少まハレハ一せ渡る」として、回り道による渡河回数の減少が示唆されている。

一方、「水出」「大水」「高水」の時、すなわち増水時には、舟渡しが利用できることが、いずれの史料でも言及されている。また、「此町出口より右のかたへびんの山と云所へ廻るべし原びんの村と云所ニ渡し舟あり(『西国三十三所道しるへ』)」、「大水には少し川上ひんの村に舟わたし有(『西国巡礼細見記』)」、「大水の時ニ此所にてわたれば三ヶ所にてわたるゆへ少し川上へ行びんの村といふ所に舟渡しあり(『順礼道中指南車』)」、「大水にはわたり瀬多し少シ川上へ登りびんの村へゆけハ船あり(『西国巡礼道中細見増補指南車』)」、「大水にハ右へ廻り川上にびんの村に船わたし有(『新增補細見指南車』)」、「高水ニハ右廻り川上ミびんの村に船わたし有(『天保新增 西国順礼道中細見大全』)」と、いずれも舟渡しの位置について言及しており、その位置は、この町(香本:現在の相賀)の出口から右方向の川上に位置する「びんの村」もしくは「原びんの村」という集落であることがわかる。

表 11 道中案内の銚子川渡河記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄 3 年	享保 13 年	安永 5 年	天明 2 年	文化 3 年	文政 12 年	天保 11 年
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
記事内容	香の本	この本	香の本	こうのもと	香の元	香本	木本
	此出口に川二つあり	此間に川三つ有	次に川三つあり、	町の出口に川あり	町の出口に川有	香本出端ニ川あり	木ノ本出端に川有
	次の川あしき川なり水出ニハ此町出口より右のかたへびんの山と云所へ廻るべし原びんの村と云所ニ渡し舟ありて一人三匁つにて渡す	右へ少まハれハ一せ渡るあしき川なり大水にハ舟わたし	大水には少し川上びんの村に舟わたし有舟賃三文	大水の時ニ此所にてわたれば三カ所にてわたるゆへ少し川上へ行びんの村といふ所に舟渡しあり	大水にはわたり瀬多し川上へゆけハ	大水にハ右へ廻り川上にびんの村に船わたし有	高水ニハ右廻り川上にびんの村に船わたし有

iii) 地図・航空写真の検討

続いて、地理学的資料の検討を行う。検討に利用したのは以下の地図・航空写真である。

- 1) 大日本帝国陸地測量部 大正 2 (1913) 年「五万分の一地形図 尾鷲」(図 22)
- 2) 国土地理院 平成 27 (2015) 「電子地形図 2 5 0 0 0」(図 23)
- 3) 航空写真 昭和 22 (1947) 年 国土地理院 (図 24)

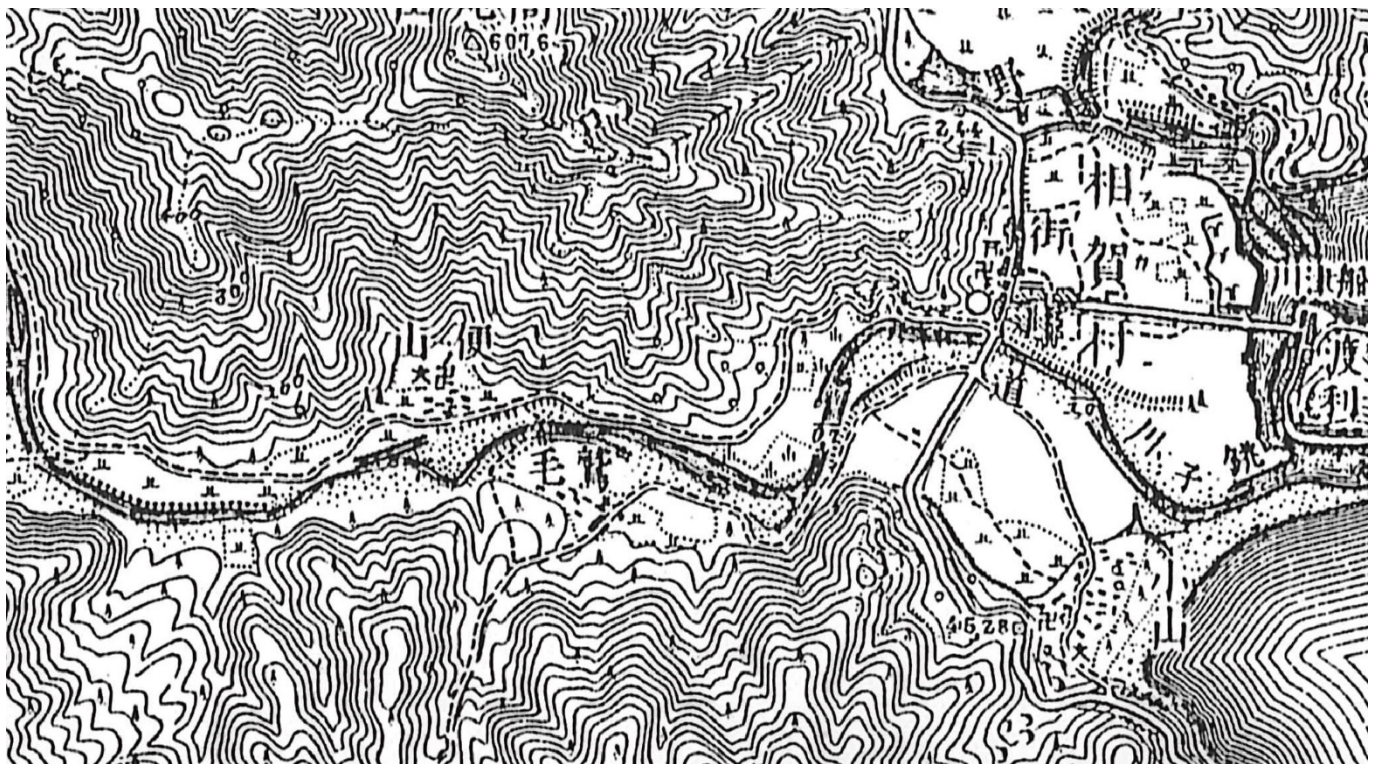


図 22 大日本帝国陸地測量部 大正 2 (1913) 年「五万分の一地形図 尾鷲」(部分)

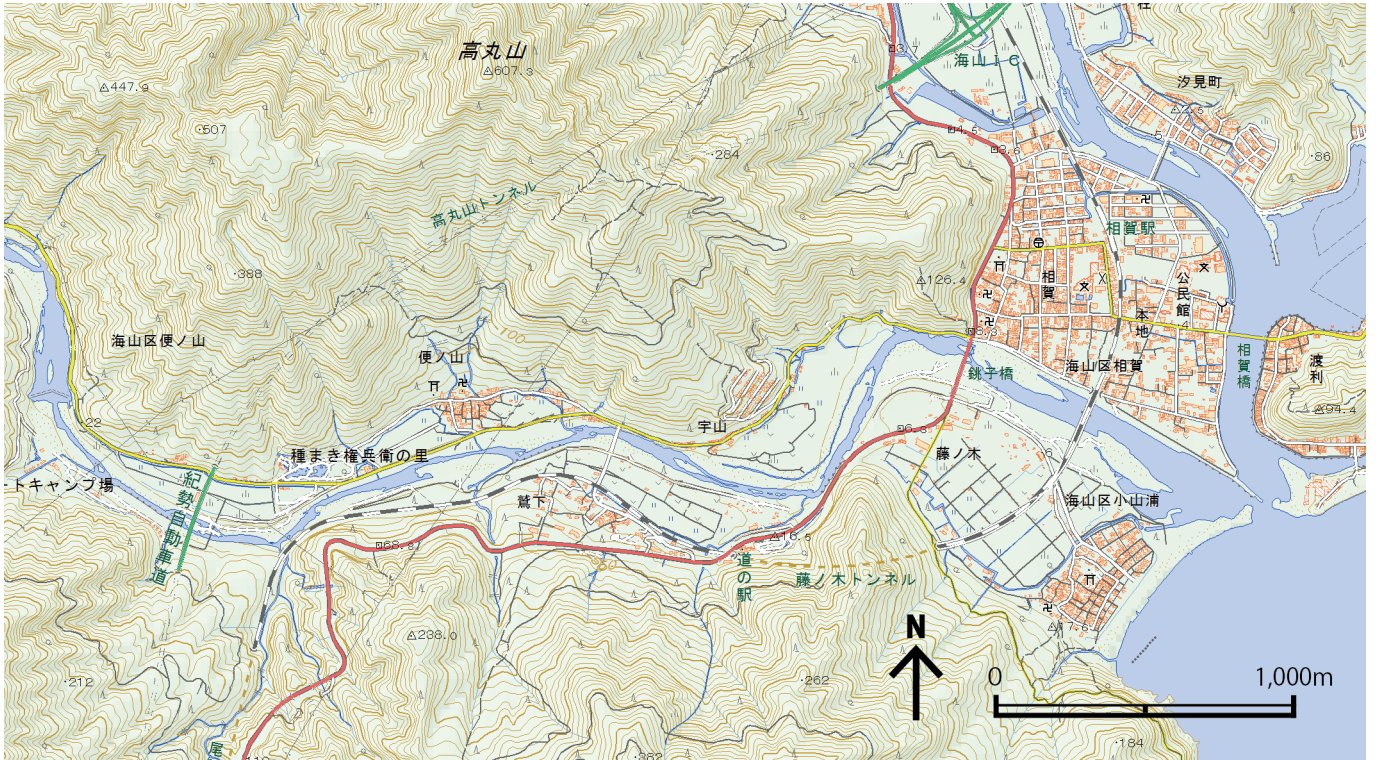


図 23 国土地理院 平成 27 (2015) 「電子地形図 25000」



図 24 国土地理院 昭和 22 (1947 年) 撮影「USA-R266-No1-39」(部分)

まず、2) の地形図から検討すると、銚子川は北側の高丸山を頂点とする山塊と南側の便石山・天倉山を頂点とする東西方向の山塊との間の峡谷を蛇行しながら東流している。そのため、流路の変更や、分流は想定しがたい。次に熊野参詣道の経路について検討すると、道中案内には「香の本（こうのもと・このもと）」と記される相賀の集落⁶⁹の中に残る街道筋は明瞭であり、鷺下の国道42号線の上り口から馬越峠へ向かう経路は今日も石畳が遺存することからも、経路は明瞭である。ここで再度地形に注目すれば、この区間の銚子川は2度にわたって90度に屈折する。そのため、仮に相賀から鷺下の馬越峠入口まで一直線に結ぶと、川を3回渡ることになる。ここで、3) の航空写真を検討すると、鷺下集落の北東に広がる農地の中に今日では失われた地割りが明瞭に認められ、さらに北岸にも同様に北東から南西方向の地割りが認められる。これは先に直線で想定した経路とほぼ一致する。つまり、「川三つ」とは、2度直角に屈曲する銚子川を3回渡河することを意味していると考えられるのである。

一方、舟渡しの経路としては、相賀の西側に便ノ山の集落がある。相賀の集落の出口から右手の川上の位置に当たる方角をみれば、1) の地図には相賀と便ノ山の間に集落はなく、鷺下の馬越峠上り口との位置関係からも、便ノ山の集落が道中案内に記す「びんの村」と考えられる。また、1) の地図には、便ノ山の対岸に便ノ山方向から直接馬越峠へ向かう道が破線で示されている。便ノ山の集落から舟渡しで南岸に渡り、一直線に馬越峠へ向かう経路にあたる可能性がある。

iv) 現地踏査

相賀と馬越峠上り口を直線的に結ぶ経路については、現在国道42号線より北東側にこれに接続する道が存在し、これは一直線に現在のJR線まで至ることを確認した。JR線のガードから北側はすでに圃場整備によって元の地割りが失われている区間であるが、ここは3) の航空写真において北東方向に直線状に道が伸びていた部分である。その延長上の堤防には今日でも川原へ降りるスロープが存在している。同様に、相賀の集落の南端には今日でも川原へ降りる階段が存在している。このほか、この地点には、現在相賀の集落内の真興寺境内に安置されている「はまぐり石」が設置されていたことが知られる⁷⁰。はまぐり石(図25)は花崗岩製の自然石で、中央に円形の窪みを造作し、そこに観音菩薩坐像を半肉彫りする。「蛤石」の銘もあり、石の形状が二枚貝に似ていることから当初よりそう呼ばれていたことが分かり⁷¹、『西国三十三所名所図会』には「蛤蜊石」として紹介される。銘文には「順れい手引観音」とあり、天保11(1840)年の設置であることが分かる。蛤は

龍に通じる動物としてとらえられてきた⁷²ことを踏まえれば、はまぐり石は水難事故除けを祈願してこの場所に設置されたものと考えることが出来る。この場合、この地点が渡河地点ということの傍証となろう。さらに、川原で渡河地点の流路状況を観察すると、3箇所いずれも川が直線に流れる平瀬の部分であり、水深が浅く、十分に歩行渡りが可能であることを確認した。

以上のことから、相賀から鷺下の馬越峠上り口まではほぼ一直線に銚子川を3度歩行渡りする経路が基本的経路として考えられていた蓋然性が極めて高いと結論できよう。

一方、舟渡しの経路については、1)の地図に相賀から便ノ山までの道が示されており、この道は近世の道を踏襲しているものと思われる。また、便ノ山の集落の南には川原に降りる階段が堤防に残されているほか、南岸にはこれまで「発掘石畳」として、石畳の存在は知られていながらもその評価が等閑に付されてきた道が存在する。この石畳道は1)の地図に破線で示された道と一致する。すなわち、相賀の集落から銚子川北岸を便ノ山の集落まで進み、舟渡しによって銚子川を渡河し、南岸の石畳道を一直線に馬越峠に向かって登っていく経路が推定できる。この経路が増水時の選択的経路として考えられていた蓋然性が極めて高いと言えよう。

なお、両経路に敷設された石畳には型式差がある。熊野参詣道伊勢路における石畳を型式分類した伊藤裕偉の分類に基づけば⁷³、基本的経路に敷設されている石畳は石畳I類A群に属するもの、選択的経路に敷設されている石畳は石畳1類B群に属するものと考えられる。それぞれの群の造営時期は必ずしも明確ではないが、少なくとも型式的にはA群はB群に先行することは明らかである。このことから、基本的経路の石畳は選択的経路の石畳に先行するとみて良いだろう。すなわち、まず基本的経路に石畳が敷設され、ついで舟渡しの重要性が増加する過程で選択的経路にも石畳が敷設されたと考えられよう。このことは、既に指摘したように、17世紀から19世紀にかけて渡し舟等の整備が継続的に進められていたことと同様のものと考えられる。



図 25 はまぐり石



(国土地理院昭和 22 年撮影「USA-R266-No1-39」(部分)に記入)

図 26 銚子川渡河の基本的経路と選択的経路

v) まとめ

以上の検討の結果、銚子川渡河の実態が判明した（図 26）。まず平常時は、相賀集落の出口から馬越峠坂道入口までを一直線に結ぶ経路であり、90 度に 2 度屈折する銚子川を 3 度歩行渡りする。一方、増水時には、相賀集落の西方にある便ノ山集落まで銚子川北岸を進み、ここで舟渡しにより渡河して、馬越峠へむかった。この 2 つの経路は歩行渡りが基本的経路、舟渡しが選択的経路として認識されていたが、舟渡しの重要性が増加する中で、基本的経路に次いで、選択的経路にも石畳が敷設された。

このように、基本的経路と選択的経路は相互補完的であり、いずれの経路も重視されていた実態が明らかとなった。

（3）近道・通行容易な道

近道や通行がより容易な道を提示する選択的経路を 3 箇所を確認した。

1) 長島から木本への海路

長島から木本への海路に関する道中案内における記述は表 12 のとおりである。この海路については元禄年間から天保年間にいたるまで確認したすべての道中案内に紹介されており、重要な選択的経路であったことが理解できる。長島から木本までの間には八鬼山越えをはじめ、多くの峠越えがある。それを海路によって現在の熊野市の中心である木本まで迂回する「近道」といえよう。海路であるためその経路が地理的に確認できるわけではないが、『西国三十三所道しるへ』には「立が崎」「鬼の岩屋」などの記述が見えることから海岸沿いに進む航路であったと考えられる。この選択的経路は『西国三十三所道しるへ』では「日よりよき時ハのるべし」とし、「日よりよからぬ時ハかならずのるまじ」という、天候不順時においては乗ってはならないとする記事が見られる一方で、『順礼案内記』から『新增補細見指南車』までは、舟はあるが乗ってはならない、とされている。また、海路の記述内容は時代が進むにつれて減少する。このことは、この海路が次第に選択的経路としての重要性を減じていく可能性を示唆すると言えよう。この背景には、単に悪天候に伴う海路の危険性のみにとどまらない別の事情を想定する必要があるだろう。例えば、和歌山藩は巡礼の乗船を禁じており、安政 4（1857）年に、尾鷲組大庄屋が長島から新宮まで船に乗せていると抗議している、という⁷⁴。こうした、熊野参詣道の陸路の宿場の要請などが背景として存在することを考慮しておく必要があるだろう。

表 12 長島から木本への海路に関する記述

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄 3 年	享保 13 年	安永 5 年	天明 2 年	文化 3 年	文政 12 年	天保 11 年
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
記事内容	此所より木の本へ海上十六里舟ちん銀卦拾匁ほと此間に立が崎的嶋 ■かなばし松鬼の岩屋 ■■■海上の一景あるといへども日よりよからぬ時ハかならずのるまじ日よりよき時ハのるべし	日よりよきときハ木の本まで十六りの間海路舟にのる無用	ひよりよき時は木のもとまで十六り舟あれどもものる事無用也	ひよりよきときには木ノ元へ十六り舟あれどもものるべからず	木のもとへ十六りの間船あれ共無用	木本へ十六り舟あれ共無用	木本へ舟有
舟の記述	○	○	○	○	○	○	○
里数の記述	○	○	○	○	○	○	
乗船の禁止	○	○	○	○	○	○	
乗船の推奨	○						
眺めの記述	○						

※ ○は記述有りを示す

2) 三木里→曾根→新鹿

三木里から曾根を経て新鹿へ至る道中案内の記述のうち、選択的経路にかかる部分を抽出したのが表 13 である。記述を見ると、三木里から曾根までの区間は入海で一里であること、舟渡しに乗ってよいことがすべての道中案内に記される。一方、陸路は二里八丁から二里あり、しかもいずれも坂道、難所、せまく山道、道悪しとしており、陸路を推奨していないことが分かる。すなわち、三木里から曾根の区間は基本的経路が海路であり、選択的経路が陸路として紹介されていると理解できる（図 28-⑨）。

この区間でさらに興味深いのは、『新增補細見指南車』において、三木里から曾根へ陸路でまわった場合に途中で経由する賀田（加田）の集落から新鹿へ直接抜ける近道が紹介されることである。本来、陸路をとった場合、三木里→賀田→曾根→新鹿の順に進むべきと

ころ、曾根へ行かず、三木里→賀田→新鹿と進む経路が示されているのである。しかし、『天保新增 西国順礼道中細見大全』では、理由を明示せず、近道があるが行ってはいけなと記述している。長島から木本への海路同様、背景に別の事情があったことが想定せねばならないだろう。

表 13 三木里から新鹿への経路に関する記述

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840
記事 内容	此所より曾根へ入海の上一里の間一人十五匁にて舟にのする此舟のりてよき所也	此所よりそねまで内海一りの舟渡し有	そね迄内海一里の舟わたしのりてよし	入海舟あり此所のりてよし	此間入り海舟ありのりてよし	三鬼よりそねへ入海一り船渡乗がよし船ちん一艘三百文割合也	三木よりそねへ入海一り舟渡乗がよし舟賃壹艘三百文割合也
	陸地をゆけば二里八丁の間ニ三鬼坂はごい坂かたの廻りとして坂三つ有	まはれハ二りのなん所なり	廻れば二里の難所			陸路ニり道せまく山道にて悪し三木より十九丁▲加田村宿有此外村里なし	陸路ニり道狭く山路にて悪し三木より九十丁加田村宿休所有此外村里なし
						加田より新鹿へ近道あり此方へゆけば■門とりてよし	加田より新鹿へ近道あれども行へからず

3) 井田→上野

井田から上野へ至る道中案内の記述を抽出したのが表 14 である。記述によれば、井田の入口に分岐点があり、『西国三十三所道しるべ』には「右へハ濱へ行道左へハ山のわきを通る道なり此山ミちとをりてよし」とあって、右が浜道、左が山道で、山道が良いとされている。それ以降の巡礼案内には、山道・浜道の記述はないが、左の道がよいということのみ記される。この記述によるかぎり、山道もしくは左の道が基本的経路として認識され、浜道もしくは右の道が選択的経路として認識されているものと考えられる。

次に、地図資料によって検討すると、井田から上野へ向かう経路は、東側に熊野灘が、西側に紀伊山地が迫っており、北から南へ向かって歩行する巡礼者からみると右側に山道、左側に浜道が続くことになる。立体交差のない近世において、右と左が入れ替わることは

なく、このことから、『西国三十三所道しるべ』の記述は誤謬であると考えられる。ところが、『西国巡礼細見記』『順礼道中指南車』『西国巡礼道中細見増補指南車』には「左の道が良い」という記述がある。これを浜道の方が良いという意味としてとらえた場合、熊野川の渡河地点である成川までの間に、鶉殿の集落を経由するになる。しかし、いずれの道中案内も鶉殿の集落は紹介されていない。このことから、この記述については、『西国三十三所道しるべ』の記述における誤謬を単純に踏襲している可能性もあると考えられる。

最後に現地を踏査すると、今日の JR 紀勢線紀伊井田駅の北側約 200m の地点で右側へ向かう分岐点がある。これを進むと山際を上野へ抜ける街道筋がある。この街道の途中には「天保二年」の墨書きがある「道引地蔵」があり（図 27）、道中案内の示す「山道」である可能性が高いと考えられる（図 28-⑩）。

なお、『新增補細見指南車』『天保新增 西国順礼道中細見大全』ではこの分岐点についての記述が見られない。つまり、17 世紀において浜道と山道の両道が機能していたものが、19 世紀には山道のみが機能するようになった可能性を示している。さらに、井田から浜道を南下し、鶉殿の集落の手前（北側）で遭遇する梶が鼻には、王子としての伝承があることを合わせて考慮にいれれば、中世以前においては浜道が基本的経路であり、のちに選択的経路として登場した山道へ次第に基本的機能が移動していった可能性をも示唆すると言えよう。

表 14 井田から上野への経路に関する記述

書名	西国三十三所道しるべ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事 内容	其次伊田村入口ニ茶屋あり右へハ濱へ行道左へハ山のわきを通る道なり此山ミちとをりてよし		次に伊田村此入口に道二つ有左の道よし	井田村此入口に道二つ有左りの方道よし	井田村入り口に道二筋有左りの方よし		

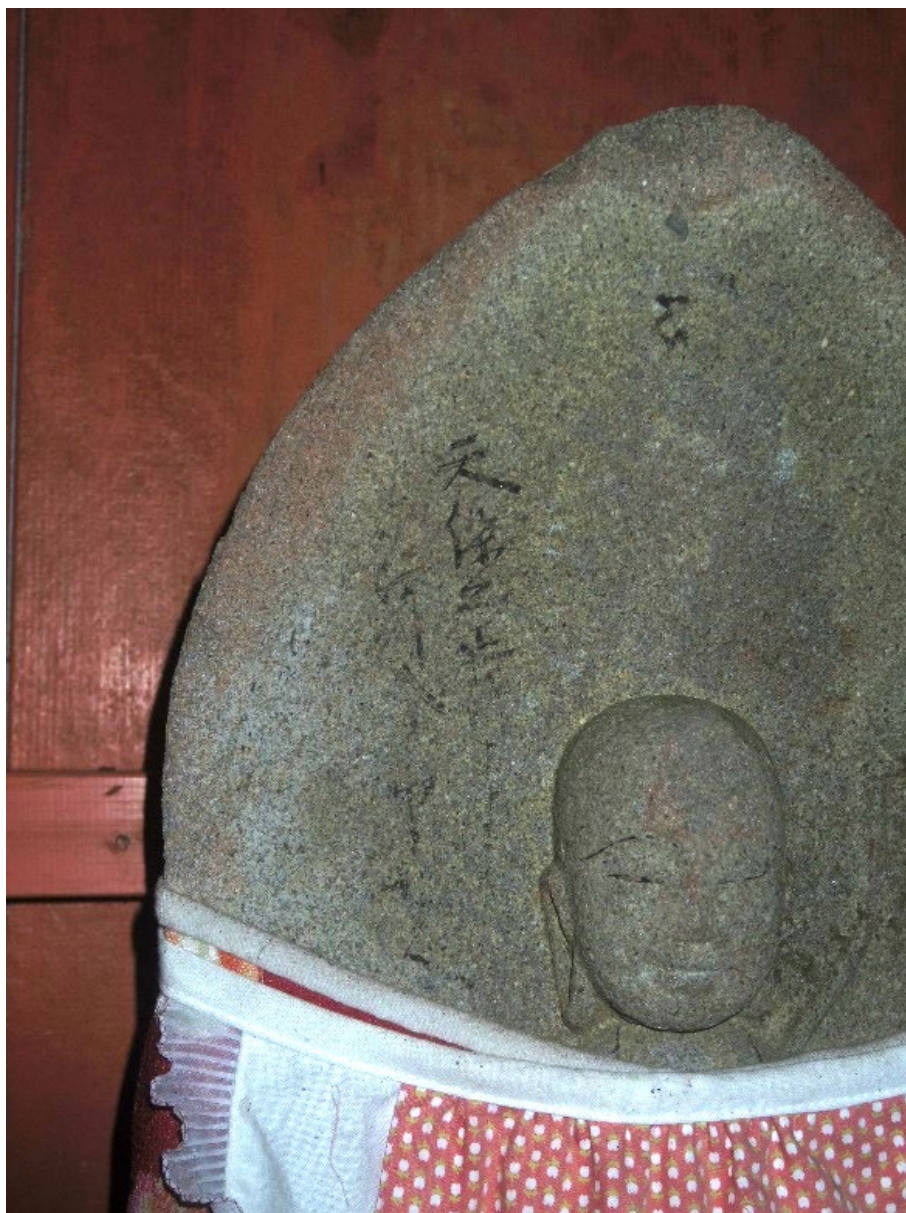


図 27 道引地藏

4) まとめ

選択的経路については、礼拝施設への回り道、安全確保のためのまわり道、近道、通行容易な道の3種類が存在していることが確認できた。また選択的経路のうち、安全確保のためのまわり道は、近世の初頭（17世紀）段階からすべて整っていたわけではなく、時間の経過に伴って次第に整備されていく状況が明らかとなった。さらに、近道、通行容易な道は、いったん巡礼者にとって便利な道として認識されながらも、その後失われるものが存在するなど、単に便利なだけではなく、地域と巡礼者との関わりの中で取捨選択がされていく状況が看取された。

5 第Ⅲ章の小結

本章においては、伊勢山田から熊野新宮までの経路として、基本的経路と選択的経路が特定された。

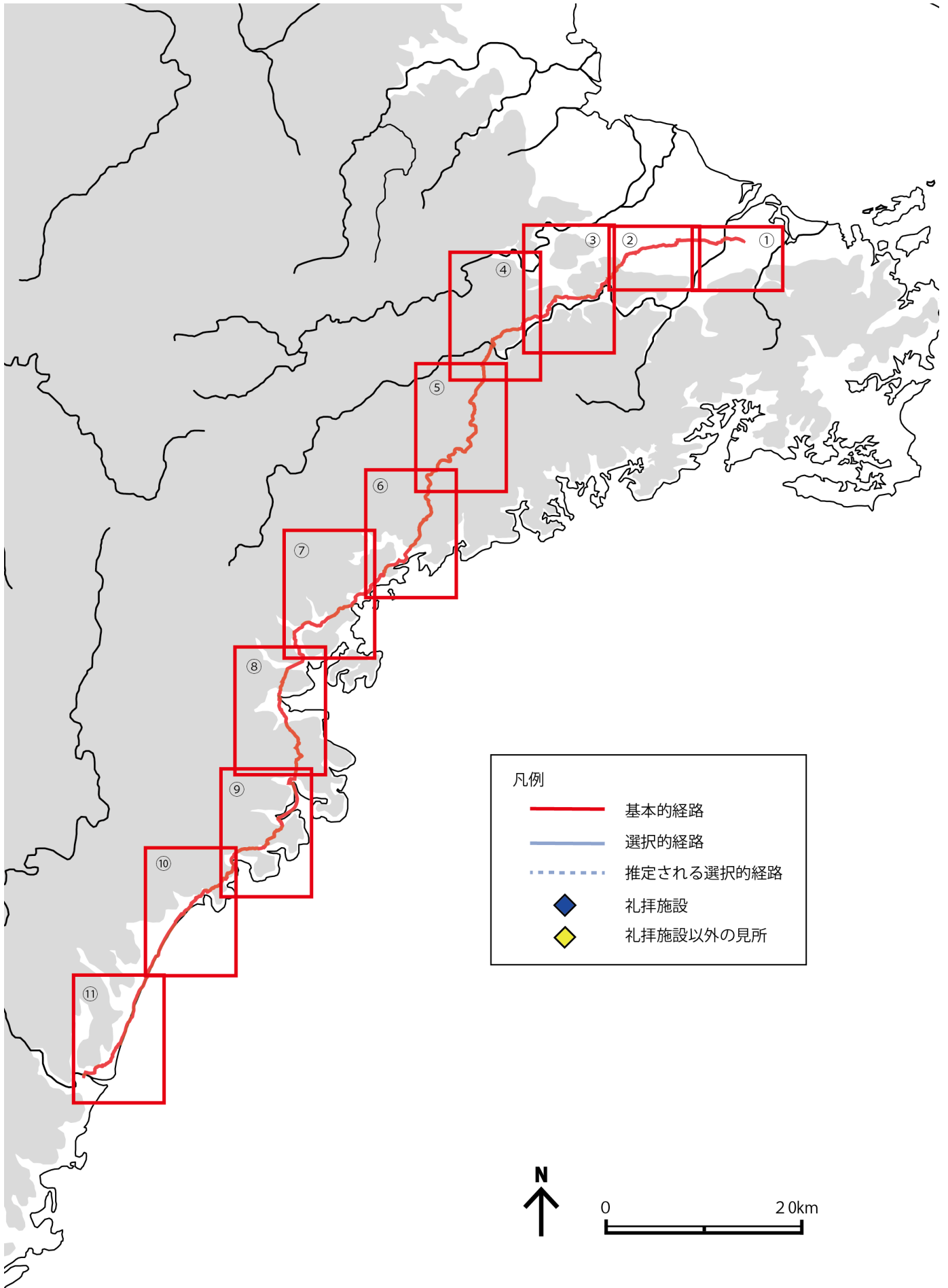
基本的経路については、集落の消長にともなう地名の増加や消滅はあっても、近世を通じて経路に大きな変化はなかったと考えられる。これは、伊勢山田から新宮までの区間が峡谷やリアス式海岸といった地勢によって、歩行経路が限定されることによるものと考えられる。選択的経路については礼拝施設への遠回り、危険回避の遠回り、近道・通行容易な道の提案の3者が存在することが判明した。このうち、危険回避の遠回りは渡河地点に代表されるものであり、増水時により安全に旅が続けられるよう準備された経路であった。

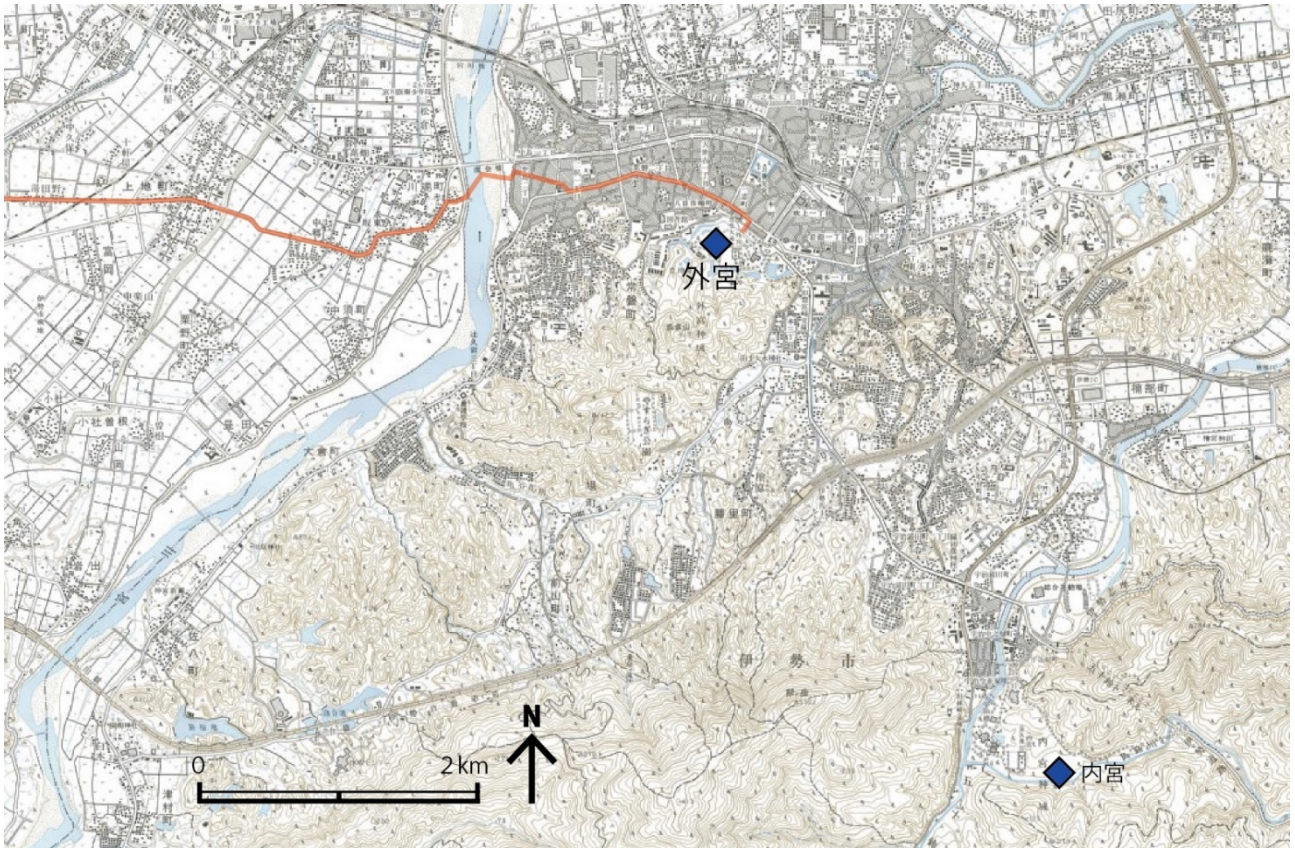
その一方で、詳細にみれば、渡河地点の舟渡しが選択的経路として成立しながらも、のちに基本的経路として認識されるものが存在した。これは、より安全に巡礼旅ができるよう、経路の改善が重ねられた結果と考えられる。反対に、より歩行が容易な経路であっても、選択的経路として定着することなく、失われる経路も存在した。このことは、巡礼者の立場だけでなく、巡礼者を支援する宿場等の事情も背景にあったことが想定され、経路の選択は巡礼者と沿道住民との関係性の中で成立していたと考えられた。このように、基本的経路と選択的経路は経時的に変化しながらも、相互補完的な関係のもと、巡礼者が歩く道として一体的に機能していたことが明らかとなった。

図 28 熊野参詣道伊勢路 詳細位置図

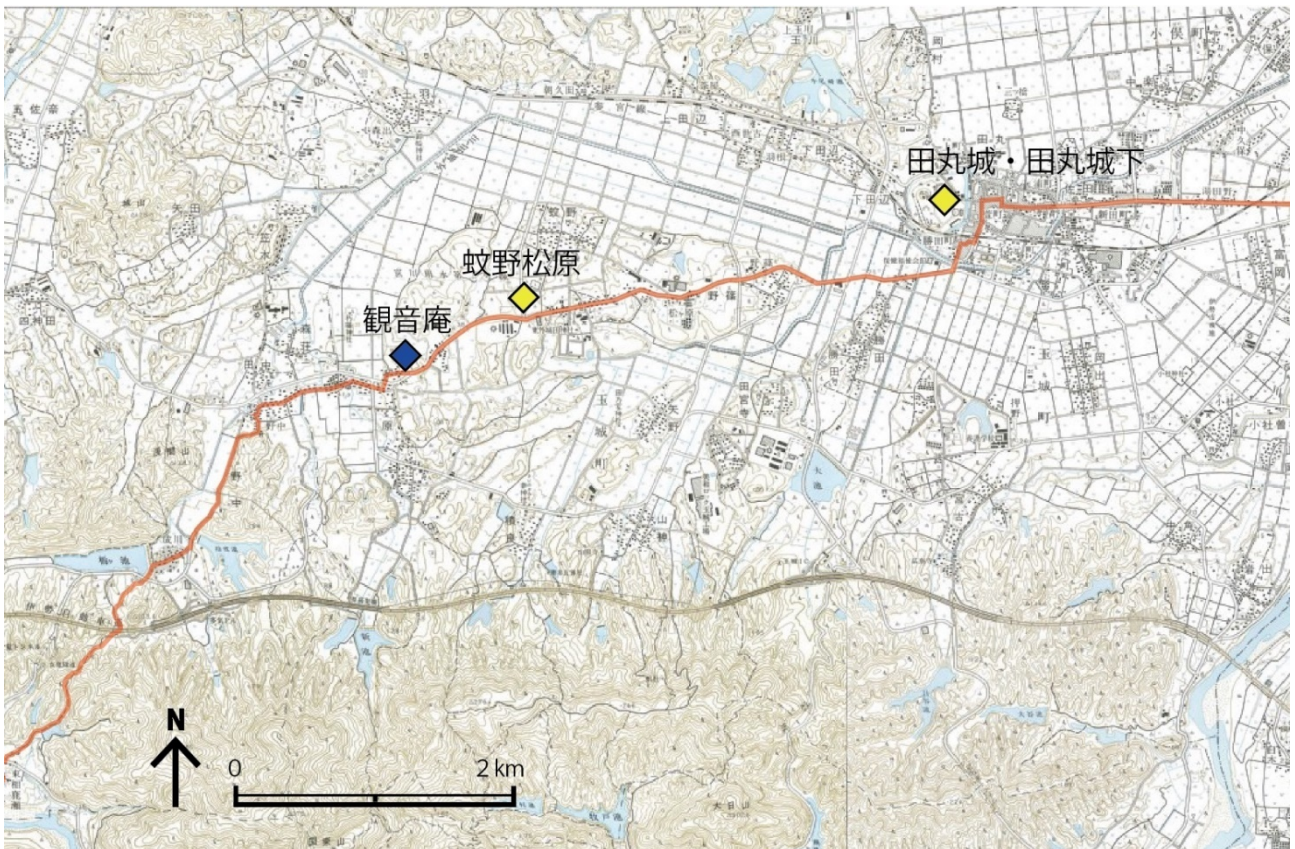
本図の作成にあたって底本としたのは以下の国土地理院発行 25000 分の 1 地形図である。

発行者	和暦	西暦	縮尺	図郭
国土地理院	平成 10 年	1998	2 万 5000 分の 1 地形図	伊勢
国土地理院	平成 12 年	2000	2 万 5000 分の 1 地形図	国東山
国土地理院	平成 10 年	1998	2 万 5000 分の 1 地形図	横野
国土地理院	平成 23 年	2011	2 万 5000 分の 1 地形図	伊勢佐原
国土地理院	平成 23 年	2011	2 万 5000 分の 1 地形図	古和浦
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	長島
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	間弓
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	島勝浦
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	引本浦
国土地理院	平成 17 年	2005	2 万 5000 分の 1 地形図	尾鷲
国土地理院	平成 12 年	2000	2 万 5000 分の 1 地形図	賀田
国土地理院	平成 17 年	2005	2 万 5000 分の 1 地形図	磯崎
国土地理院	平成 17 年	2005	2 万 5000 分の 1 地形図	木本
国土地理院	平成 17 年	2005	2 万 5000 分の 1 地形図	阿田和
国土地理院	平成 20 年	2008	2 万 5000 分の 1 地形図	鵜殿
国土地理院	平成 20 年	2008	2 万 5000 分の 1 地形図	新宮
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	脇出
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	七色貯水池
国土地理院	平成 13 年	2001	2 万 5000 分の 1 地形図	大里
国土地理院	平成 16 年	2004	2 万 5000 分の 1 地形図	大杉峡谷

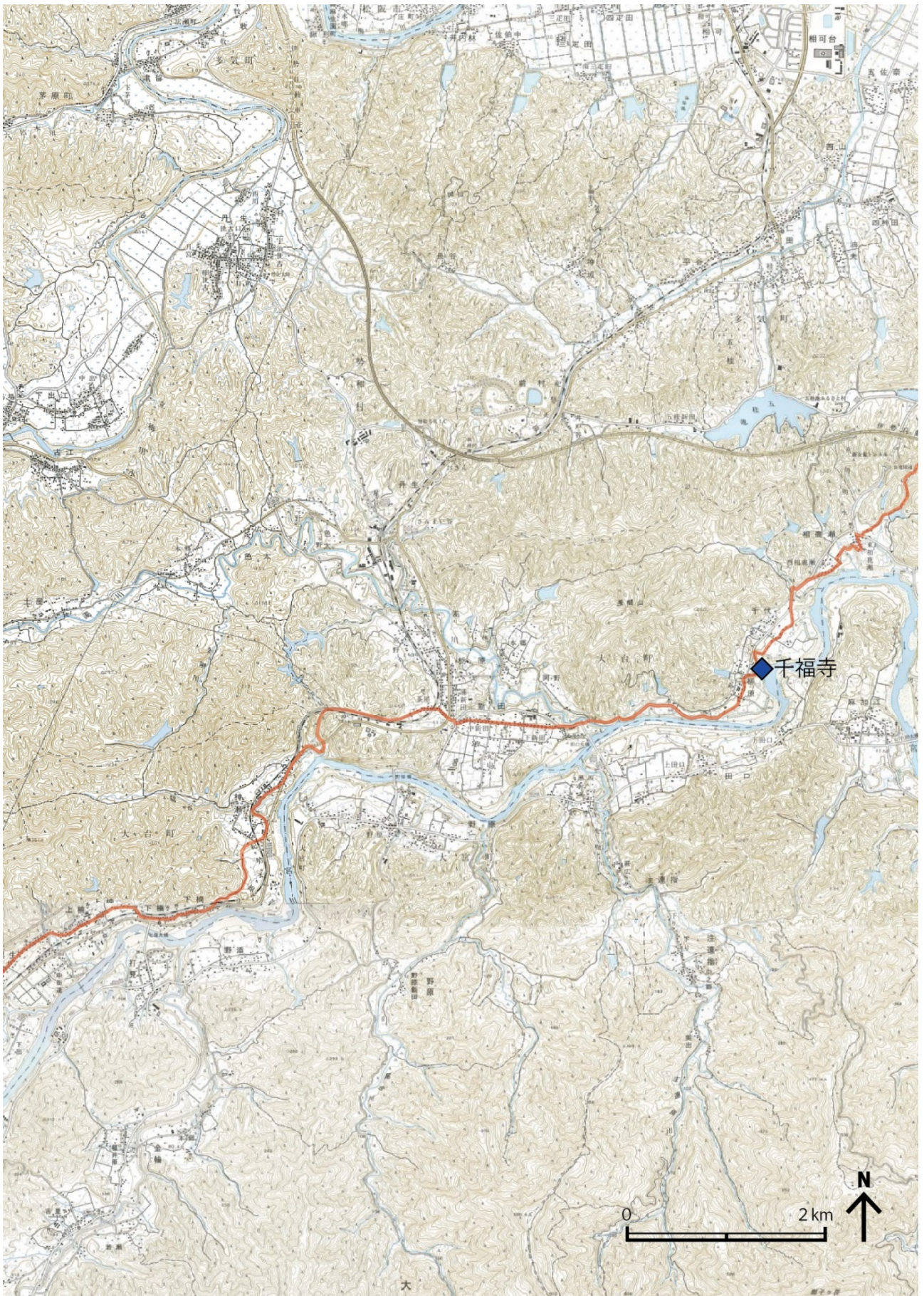




① 伊勢周辺



② 田丸から観音庵



③ 栃原付近



④ 瀧原宮付近



⑤ 連続川越付近



⑥ 長島付近



⑦ 馬瀬・上里付近



⑧ 尾鷲付近



⑨ 曾根・新鹿付近





⑪ 熊野新宮付近

第Ⅳ章 熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素

1 本章の目的

(1) 本章の目的

本章においては、熊野参詣道伊勢路が機能していた段階において、当時の人々が影響を受け、価値を見出していた空間の諸要素について論じる。

第Ⅱ章でみたように、世界遺産としての熊野参詣道伊勢路の構成要素には、参詣道、花の窟、熊野の鬼ヶ城と獅子巖が含まれ、参詣道は全長約 160km のうち、32.9 km の区間が構成要素となっていた。一方、世界遺産の登録推薦書等においては、熊野参詣道伊勢路は、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ巡礼路であり、盛んに利用された時期は、17 世紀から 19 世紀であるとされている。

そこで、本章においては、17 世紀から 19 世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路の空間に配置された諸要素を特定し、当時の人々が影響を受け、価値を見出していた対象を解明する。

(2) 先行研究の検討

熊野参詣道伊勢路について、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ巡礼路としての性格に基づき、その空間の諸要素に言及するものは極めて少ない。

熊野参詣道伊勢路の成立について最初に言及したのは五来重である。五来は、長寛勘文に見られる伊勢・熊野同体説の背景に伊勢から熊野へ向かう参詣者の存在が想定できること、『梁塵秘抄』所収の今様の中に伊勢路の存在が記されていること、鎌倉時代の藤原実重作善日記に記される信仰の形態は伊勢と熊野を同体とみて信仰していることを指摘し、中世以前に伊勢路が成立していたことを明快に論証した。しかし、五来の指摘する伊勢路は歴史上の事象としての存在であって、必ずしも空間的実態を伴ってはいなかった⁷⁵。

熊野参詣道伊勢路の近世巡礼路の性格を指摘したのが樋田清砂である。樋田は、伊勢と熊野の争いの伝承が現在の三重県度会郡多気町にあることから、中世に熊野道者が存在したことを指摘した。また、近世に刊行される西国巡礼案内書、道標や巡礼供養碑などの石造物、「焼山峠巡礼殺」などの芝居の演目、今日まで伝わる口碑から、近世に熊野参詣道伊

勢路は西国巡礼路として機能していたことを明らかにした。また、その背景として巡検使の通行等に伴う紀州藩による街道整備を指摘した⁷⁶。しかし、五来の研究同様、歴史上の事象としての熊野参詣道伊勢路の存在の指摘が目的であって、実際の巡礼旅に則した経路の特定や関連施設の整理は行っていない。

熊野参詣道伊勢路について、西国巡礼路の一部という観点から研究したのが、田中智彦である⁷⁷。田中は、それまで西国三十三所観音巡礼の起点が一番札所的那智山青岸渡寺としてとらえられてきたことについて疑問を呈し、巡礼の始点を検討した。田中は、巡礼者の意識を、巡礼案内、巡礼絵図、巡礼日記から検討し、西国巡礼の笈摺は、川端・田丸で販売されていること、巡礼絵図には山田から巡礼経路が太線・彩色で示されること、日記には山田で西国巡礼へ向かう道が分かれるという意識が示されていることから、伊勢山田が始点として認識されていたことを指摘した。さらに、巡礼空間のとらえ方として、山田から田丸では西国巡礼用具を販売していること、原の観音庵・柳原の千福寺は西国巡礼の番外札所的な機能を有していることから、山田から千福寺までが巡礼空間上の始点を形成しているとした。その結果、西国巡礼の起点は山田まで延伸されうることを指摘し、山田から千福寺を漸移帯として把握した。田中の研究は樋田のそれにくらべてより実証的であり、研究手法も巡礼案内、巡礼絵図、巡礼日記などを複合的に検討し、現地踏査も行うなど、文献史学のみにとどまらない先駆的な研究手法を有しており、歴史上の事象としての熊野参詣道伊勢路を空間的実態とともに初めて指摘したものである。ただし、伊勢山田から千福寺までの区間は十分に検討しているものの、千福寺から熊野新宮までの区間についての評価はなく、熊野参詣道伊勢路全体の空間の評価は課題として残っている。

熊野参詣道伊勢路の世界遺産登録をうけ、「熊野街道伊勢路」について、巡礼旅の実態を解明しようとしたのが塚本明である⁷⁸。塚本は主に道中案内、道中日記と、沿道の庄屋文書に依拠しながら、笈摺・精進（魚肉食の忌避）が信仰の道としての性格を示すことを指摘するとともに、巡礼者の出発地の分布の分析などを行った。また、田中智彦の研究手法に倣い、道中日記の通行経路の分析から、梅ヶ谷ー古里間、相賀ー尾鷲間、三木里ー曾根間、波田須ー大泊間に複数経路が存在することを指摘し、天狗岩窟と清水寺への立寄りについて言及した。道中案内、道中日記から巡礼路が機能していた段階における空間の認識を明らかにした研究として注目される。ただし、本文は講演録で論文化されておらず、客

観性や再現性が示されていないことから、内容については検証が難しい。塚本にはこのほか、道中記の記述内容について丁寧な史料批判を行い、道中日記には道中案内の引き写しが存在することからその記述内容については慎重な検討を要すること指摘した研究もある⁷⁹。

このほか、熊野参詣道伊勢路沿道の石造物について考察したものに伊藤裕偉の研究がある⁸⁰。伊藤は熊野参詣道でも尾鷲から三木里の区間、いわゆる八鬼山道にならぶ町石について詳細な検討を行い、町石の中には原位置を保っている可能性のあるものが存在すること、町石の寄進者名の分析から、伊勢の修験寺院である世義寺や伊勢御師が造立に関与していたことなどを論証し、沿道の日輪寺の成立年代や成立契機について慶光院清順供養塔の造立や神宮の式年遷宮にあることを指摘した。ただし、論考の関心はこうした町石や日輪寺の造営主体や造営契機にあり、その後の巡礼者の石造物に対する認識という点にはない。

このように研究史を概観すると、熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素の把握については課題として残されていることが看取される。沿道に展開する礼拝施設については、伊勢に近い観音庵や千福寺については田中の論考が、天狗岩窟と清水寺については塚本の論考が、八鬼山日輪寺については伊藤の論考がそれぞれ触れているが、熊野参詣道伊勢路の巡礼の観点から性格や立地、配列も含めた全体的な評価は行われていない。また、世界遺産の構成資産である「熊野の鬼ヶ城」や「獅子巖」などの見所などについては検討されていない。

（3）研究方法

過去における空間の把握には、当時の絵図面や、ガイドブック、旅行記などを史資料として把握する手法がある。また、現地踏査で現地に遺された遺構（道路遺構や建造物等）や遺物（石造物や陶磁器片等）を把握する方法もある。

本章においては、主に、当時のガイドブック（道中案内）を用いて、巡礼路がいかに紹介されていたかを把握するとともに、現地踏査を実施して、熊野参詣道伊勢路を構成する空間と諸要素を特定する。あわせて、特定された諸要素については、必要に応じて追加の文献調査をおこない、その性格や内容を把握する。

第2節においては礼拝施設を、第3節では礼拝施設以外の見所について検討する。まず、

近世道中案内から紹介される礼拝施設、見所の情報から、重要な礼拝施設・見所を抽出する。また、史料や自治体史からそれぞれの礼拝施設、見所の性格を把握するとともに、巡礼路の縦断図等により、その立地の特性を把握し、その配列を明らかにして、巡礼者の礼拝施設・見所のもつ機能を明らかにする。第4節では以上の検討の内容をまとめる。

2 礼拝施設の展開

(1) 本節の目的

伊勢山田から新宮までの巡礼路沿いには、多くの礼拝施設が成立する。それらは道中案内で紹介されているほか、今日でも礼拝施設として存続している施設もある。また、すでに廃絶していても、その遺構が良好に遺存している例もある。

こうした礼拝施設について、巡礼との関係性の観点から論じた先行研究はほとんど無い。その中で、田中智彦が原の観音庵・柳原の千福寺について論じたものがほとんど唯一の例である⁸¹。田中は、西国三十三所巡礼の巡礼空間上の始点を論じる中で、番外札所的な機能や「西国札所始まり」という記述などから、観音庵・千福寺が西国巡礼始点の漸移帯を構成すると論じた。この見解は今日でも十分首肯されうるであろう。このほか、塚本明が経路の分析の関係で岩屋堂と清水寺を⁸²、伊藤裕偉が石造物との関係で日輪寺を⁸³それぞれ取り上げているが、いずれも巡礼者にとっての礼拝施設の性格や機能について議論をしているものではない。このように、巡礼路沿いに展開する礼拝施設について、伊勢から熊野まで全体を論証した研究はこれまでに存在しない。

そこで、本節では伊勢から熊野までの巡礼路沿いに展開する礼拝施設について抽出を行い、その立地、性格と機能について、巡礼者との関係性の観点から検討を行うものとする。

(2) 研究方法

巡礼路沿いに展開する礼拝施設について把握するため、まず道中案内に記載される礼拝施設を抽出する。道中案内は、巡礼者に対し、注意喚起する事項を記述していると考えられる。このことから、道中案内に記載のある礼拝施設は巡礼者にとって意味のある礼拝施設であると考えられる。抽出作業にあたっては、第2章でも利用した道中案内を用いて検討を行う(表15)。

さらに、これら道中案内に記載されている礼拝施設について、経時的な記述の変化を把握し、それら礼拝施設の重要性について判断を行う。次いで、抽出した礼拝施設について、成立年代や性格、巡礼との関係性を文献調査と現地踏査により把握する。道中案内記載の礼拝施設のうち、今日でも存続している礼拝施設や、廃絶していても明瞭な遺構が遺存しているものは、市史や町史といった自治体史での記述状況を確認する文献調査と、遺存する遺構について把握する現地踏査により、礼拝施設の性格の把握を行う。加えて、伊勢山田から新宮までの地勢と当時の旅人の歩く速度を考慮して、当時の巡礼者と礼拝施設の関係を検討し、巡礼者がこれら礼拝施設をどのように認識していたのかを考察する。

表 15 分析対象の道中案内一覧

書名	発行年	
	和暦	西暦
『西国三十三所道しるへ』	元禄 3 年	1690
『順礼案内記』	享保 13 年	1728
『西国巡礼細見記』	安永 5 年	1776
『順礼道中指南車』	天明 2 年	1782
『西国巡礼道中細見増補指南車』	文化 3 年	1806
『新增補細見指南車』	文政 12 年	1829
『天保新增 西国順礼道中細見大全』	天保 11 年	1840

(3) 礼拝施設群の抽出と巡礼との関係

1) 礼拝施設の抽出

まず、沿道に展開する礼拝施設について、道中案内から抽出を行った(表 16)。その結果、以下の 3 種類の礼拝施設群を抽出することが出来た(図 29)。

A 近世を通じて紹介される礼拝施設

瀧原大神宮、天狗岩窟、日輪寺、清水寺、花の岩や

B 近世後半に新たに紹介されるようになる礼拝施設

原大辻観音庵、無量山千福寺、岩船地藏堂

C 近世半ば以降紹介されなくなる礼拝施設

浄光寺、明神、薬師尊、十王堂、地藏、観音堂、正崇寺、宮

表 16 礼拝施設の道中案内記載状況

文献上の名称	現在の名称	分類	道中案内記載の有無							
			西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全	
			元禄3年	享保13年	安永5年	天明2年	文化3年	文政12年	天保11年	
			1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840	
原大辻観音庵	石仏庵	B								○
無量山千福寺	無量山千福寺	B						○		○
瀧原大神宮	瀧原宮	A	○	○	○	○	○	○	○	○
浄光寺	佛光寺	C	○							
明神	不詳	C	○		○					
薬師尊	不詳	C	○							
岩船地藏堂	岩船地藏堂跡	B						○		○
天狗岩窟	岩屋堂	A	○		○			○		○
十王堂	不詳	C	○							
地藏	八鬼山町石	C	○		○					
日輪寺	八鬼山荒神堂	A	○	○	○	○	○	○	○	○
観音堂	不詳	C	○							
正崇寺	不詳	C	○							
宮	徳司神社か	C	○							
清水寺	清水寺跡	A	○	○	○	○	○	○	○	○
花の岩や	花の窟	A	○	○	○	○	○	○	○	○

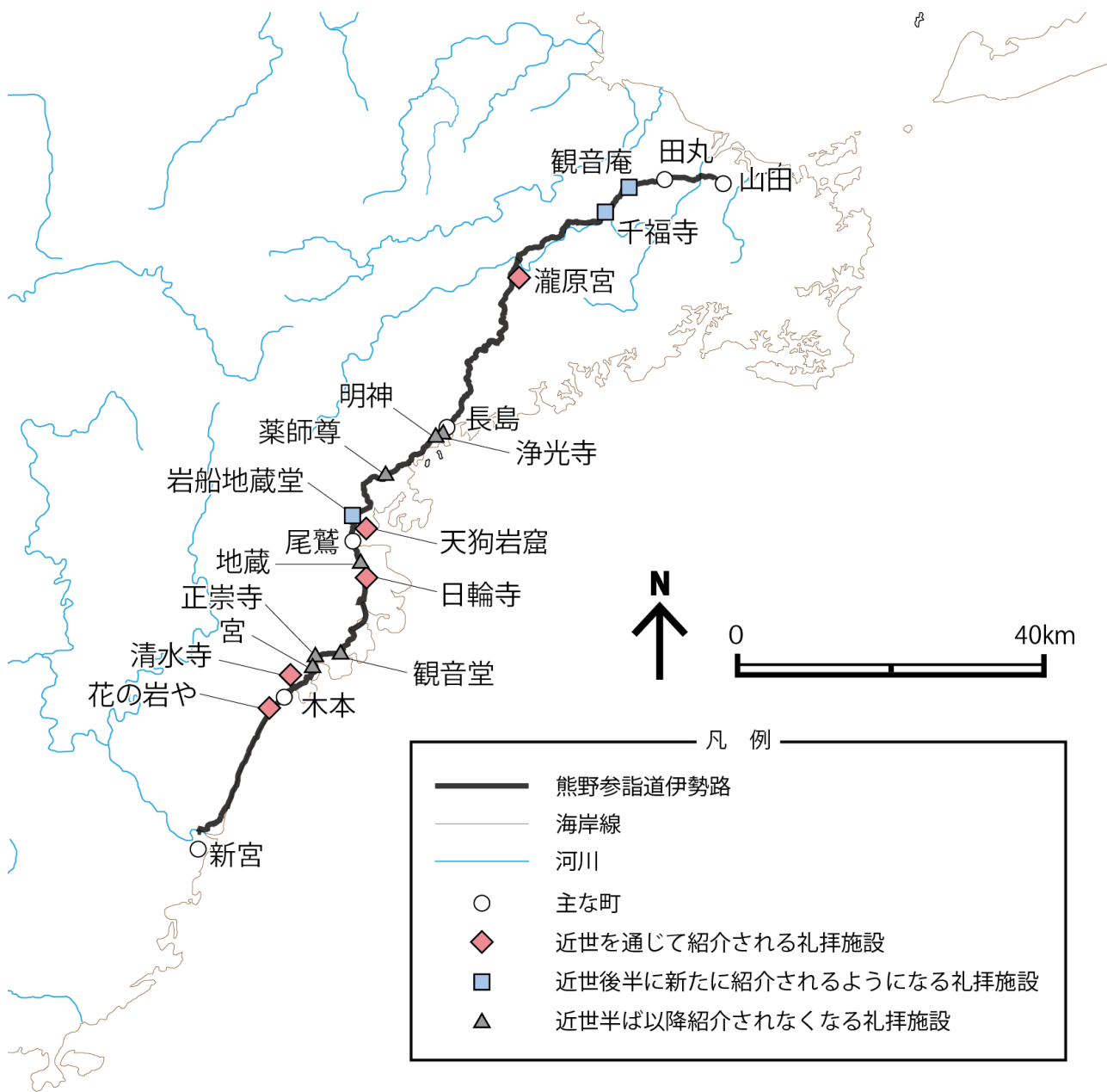


図 29 礼拝施設位置図

2) 近世を通じて紹介される礼拝施設と巡礼との関係

次に、抽出した礼拝施設について、それぞれの施設と巡礼との性格について検討を行う。まず、近世を通じて紹介される礼拝施設には、瀧原宮、天狗岩窟、日輪寺、清水寺、花の岩やがある。

ア 瀧原宮

瀧原宮は、三重県度会郡大紀町に所在する、伊勢神宮の別宮である。

延暦 23 (804) 年の『皇太神宮儀式帳』には「瀧原宮一院 伊勢志摩両国の境の大山中。太神宮の以西にあり、相去ること九十二里 並宮一院」という記述があり、今日の瀧原宮の立地とほぼ一致することから、鎮座は遅くとも平安時代以前に遡る。また、岡田登によればその鎮座は 7 世紀以前に遡る可能性があり、古代以降、伊勢神宮の別宮として深い関係をもつ⁸⁴。

近世の道中案内では、19 世紀刊行の『新增補細見指南車』『天保新增 西国順礼道中細見大全』において、「村中十町ばかり行左之森の中ニ瀧原太神宮の社あり御本社二処伊弉諾伊弉冉二神を祭るこの外末社有当社ハ内外宮御造替の度一年前ニ公儀より同御造替ありとぞ(『新增補細見指南車』)」というほぼ同一の記事があり、祭神に諾冊二神をあてるとともに、内宮・外宮同様に「造替」、すなわち式年遷宮が行われることを明示して、伊勢神宮と同様の祭祀であることを示している⁸⁵。

一方、嘉永 6 (1853) 年の『西国三十三所名所図会』には、瀧原宮の鳥居前には神宮寺があり、本尊の不動明王とは別に三十三体観音堂が設置されていることが記されている。三十三体観音は則ち西国三十三所巡礼の札所本尊となる観音の写しであると考えられ、この神宮寺は西国巡礼と関係する寺院であることを示していると考えられる。すなわち、瀧原宮は創祀が古代に遡る一方で、近世の巡礼者にとっては、伊勢神宮と西国三十三所巡礼に関連する神社としてとらえられていたものと考えられる。

なお、現地踏査すると、瀧原宮鳥居前には旧滝原小学校の跡地があり、ここに神宮寺跡を示す石碑(昭和 32 (1957) 年銘)が残るのみである(図 30)。明治元(1868)年に廃寺となり、不動明王坐像は神生山瀧原院に、西国札所観世音木造三十三軀は瀧原山宝積寺にそれぞれ移された⁸⁶。



図 30 神宮寺跡を示す石碑

イ 天狗岩窟

天狗岩窟は三重県尾鷲市南浦に所在する寺院で、今日では岩屋堂と呼称される。

まず、道中案内の記述を整理すると表 17 のとおりとなる。記事には 5 点の記述がある。まず 1 点目には、天狗巖の記述である。すでに第 2 章で述べたように、天狗巖と天狗岩窟を經由する経路は選択的経路として記述されており、天狗岩窟に先立ち天狗巖の記述が見られる。次にその麓もしくは山下に天狗岩窟があることが記される。さらに、そこには石仏があることが示される。ここで、記述は岩屋が「大師の作」であるという記述と、石仏が「大師の作」であるというものの 2 つに分かれる。最後に、この天狗巖、天狗岩窟をへて直接尾鷲へ下る経路が存在することが紹介される。

こうした記述の中で注目されるのは、天狗巖と天狗岩窟の密接な関係性である。1 つの選択的経路の中で紹介されているだけでなく、その名称にいずれも「天狗」が付されるなど、両者の有機的な関連性が想定される。

次に現地踏査を実施した。岩屋堂は天然の岩屋を仏堂として利用したものである(図 31)。

岩屋堂では今日も修験者による護摩行が修されている状況が確認できた⁸⁷（図 32）ほか、岩屋堂から天狗倉山へ向かう道の入口には木製の鳥居があり（図 33）、それよりも山頂側に岩屋堂内に安置されている三十三体石仏と一連の造立によると考えられる石仏 1 体を確認した。このように、天狗岩窟には天狗巖との有機的な関連を想起させる遺物が認められ、今日でも修験者による護摩行が修されていることや、天狗巖の横に役行者の小祠があることもあわせて考慮に入れれば、天狗巖は修験者の行場、天狗岩窟は修験者の参籠場と見做すことは可能ではないだろうか。であるならば、天狗岩窟と天狗巖は一体的な修験者の霊場であったと考えられよう。

次に、岩屋堂の堂内と堂周辺の石造物について確認すると、堂内には、室町時代造立とみられる聖観音菩薩坐像 1 軀が存在するほか⁸⁸、境内には中世末期に遡る可能性の高い五輪塔などが見られる。こうした状況は、自然地形としての岩屋が霊場へと転換したのが中世以前に遡る可能性が高いことを示唆する。その一方で、岩屋堂内には、延宝 5（1677）年発願の伝がある三十三体石仏が安置され⁸⁹、境内には、享保 5（1720）年銘の六十六部廻国供養塔も存在する。三十三体石仏は、若干の異同はあるものの、西国三十三所観音霊場の札所本尊の写しである。すなわち、岩屋堂は室町時代に聖観音菩薩坐像が安置されることで観音霊場として認識され、江戸時代に三十三体石仏が安置されるに及んで、西国巡礼に関連付けられた観音霊場として認識されるに至ったと考えられる。

このように、天狗岩窟は中世以前に修験者の霊場として成立し、室町時代に観音霊場化したものが、江戸時代に西国三十三所巡礼に関連する礼拝施設として認識されるに至ったものと考えられる。

表 17 天狗岩窟の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事 内容	坂の左の峯に天狗岩とて大きな立岩有		左りの峯に天狗岩とて大石有			左の峯に天狗岩といふ大岩あり	左の峯ニ天狗岩と云大岩有
	またふもとに岩屋あり		ふもとに岩屋			其山下に天狗の窟屋	其の山下ニ天狗の岩窟
	石仏あり		石仏有			石仏有大師の作之由	石仏有大師の作と云
	此岩屋大師の作とも天狗のいわやともいふ也		大師の作とも又天狗岩窟ともいふ				
						是へ廻りてをわしへ出る道あれども雨天にハ行かたし	是へ廻りてをわしへ出る道あれども雨天ニハ行がたし



図 31 岩屋堂外観



图 32 岩屋堂堂内



图 33 岩屋堂境内鳥居

ウ 日輪寺

日輪寺は三重県尾鷲市の熊野参詣道沿道に所在する寺院で、今日では八鬼山荒神堂と呼称されることが多い。

まず、道中案内の記述を整理すると(表 18)、経時的に記述の内容に変化はみられるものの、八鬼山越えの道中の峠もしくは峠付近に位置すること、本尊は三宝荒神で脇侍は阿弥陀、薬師、観音であることが分かる。また、尾鷲からの上り坂の途中には、「一丁一丁に石の地藏」があることが分かる。

次に現地を踏査した。まず尾鷲から八鬼山山頂への上り道の途中、八鬼山の頂上よりも、約 300m 下に、小堂が今日も存続している。堂内には、「天正四年」銘の石像三宝荒神立像が本尊として安置されているほか、祭壇右側には 3 軀の石仏を確認した⁹⁰(図 34)。法量の規格性、面貌の共通性、袈裟のような衣文の一致、石材の共通性からみて、3 軀は一具と判断される。彫刻は 3 軀とも平板で生氣に欠け、衣文も線刻で示すのみである。銘はないが、1 軀は阿弥陀定印を結んでいることから阿弥陀如来、1 軀は薬壺状のものを手にしていることから薬師如来であると考えられる。残る 1 軀は像容から仏像の種類を特定することは困難であった。銘はなく、造立年代を特定することは困難であるが、江戸時代後期の造立と推定してよいだろう⁹¹。道中案内の記述が示す脇侍の阿弥陀、薬師、観音は、堂内に安置されるその他の仏像等で該当するものが無いことから、この 3 軀仏であるとみて良いだろう。であるならば、像容不明な残る一体が観音菩薩であると考えられる。

これら、三宝荒神の脇侍とされる阿弥陀如来、薬師如来、観音菩薩は熊野三山の本地仏である⁹²。このことから、近世の巡礼者は、日輪寺を熊野三山に関係する寺院として認識し、参詣していたものと考えられる。

また、荒神堂にいたる八鬼山越えの上り道には八鬼山町石が遺存している。八鬼山町石は石造地藏菩薩立像で、地藏菩薩像の舟形光背に町数が刻まれていることから、道中案内の記す地藏はこの八鬼山町石のことであると考えられる。八鬼山町石の中には寄進した人物の名前が記されているものがあり、それらは伊勢の住人らによる寄進であることが判読できる。このことから、巡礼者はこの八鬼山町石を伊勢と関連付けて認識していたと考えられる。

表 18 八鬼山日輪寺の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840
記事内容	此坂上り下り三里有薄はへ茂り大木おおひかさなり或はひるあぶなども居て道ハせはく石たかく向を見はらし休むべき所もなし茶やもなかり上り坂に七曲と四五丁の間猶難所あり同上り坂の内二十王堂有						
	是より峠の寺まで四十九丁有	次ニやき山上ル五十丁	上り五十丁峠迄四十九丁有	これより上り五十丁	是より上り坂五十丁	これより八鬼山ニかかる八鬼山上り五十丁	是より上り坂五十丁
	此一丁一丁に石の地藏あり		一丁ごとに石ぢぞう有				
	此寺山号は八鬼山寺号ハ日輪寺と云	とうげやき山日りん寺	峠に△八鬼山日輪寺	▲八鬼山峠に日りん寺と云山伏寺あり	▲峠に八鬼山日輪寺	四十五丁めニ▲日輪寺山伏寺也	▲峠に八鬼山日輪寺
	四間半五間半の萱ぶきの丑寅向の寺也						
	本尊は石の三宝荒神長二尺五寸弘法大師の御作	本ぞんくハう神	本尊三宝荒神御長二尺五寸弘法大師御作		本尊ハ三宝荒神	本尊三宝荒神弘法大師作長二尺五寸	本尊ハ三宝荒神
	わきに阿弥陀薬師観音弘法の御影あり		脇にあみた観音薬師同御作			脇に阿弥陀観音薬師何れも同作也	
				即茶や也	山伏寺にて休ミ茶屋なり	茶所にて食物売もの有	山伏寺にて休ミ茶屋なり
	此寺向のふもとに九鬼崎と云村あり					峠より下り卅八丁め茶やあり重五る茶屋と云	
坂あり付ハ三鬼の濱へ出る		下り卅八丁難所坂をくだればみきのはまへ出る	下り三十八丁	くだり三十八丁	茶やより三鬼十八丁三鬼濱へ下る	くだり三十八丁	

さらに、尾鷲には、八鬼山荒神堂は「西国巡礼の前札所」という口碑が残り、今日も広く流布している。すなわち、西国三十三所巡礼にも関連付けられた礼拝施設であったことが理解できる

以上のことから、日輪寺は、熊野三山、伊勢、西国巡礼に関連付けられた礼拝施設として巡礼者に認識されていたものと考えられる。



図 34 日輪寺堂内三躰石仏

エ 清水寺

清水寺は三重県熊野市に所在した寺院で、今日では廃寺となっている。

まず、道中案内の記述を整理すると（表 19）、すでに第 2 章で述べたように、清水寺へは大泊と波田須からの選択的経路が存在している。つぎに、清水寺の名称の記述はなく、田村丸建立の観音堂である事が示される。また、本尊は一寸八分の黄金の千手観音であり、海中から出現したこと、また秘仏である事が記される。道中案内の記述は簡潔であるが、『西国三十三所名所図会』ではかなりの紙幅を割いて清水寺の縁起を引いている。

「抑南紀奥熊野大泊比音山清水の草創を委く尋るに人王五十一代平城天皇の御宇に当つて諸国在々に鬼神魔王蜂起して国土をなやまし人民を殺害す是によつて諸国より奏聞殊に甚し忝くも帝王嘆き思しめして坂上田村麻呂に將軍の宣旨を下し給ひ勢州鈴鹿に発向あつて東夷を退治し南蛮の悪魔を鎮めさせたまふ今の八鬼山九鬼三鬼是也然といへとも鬼族ことごとく討たれずして深山幽谷に飛行し其在所さらに見へず此に一つの高山あり將軍是によち登り一心に観音の御名を唱へ給へバ立烏帽子を着たる天女忽然とあらハれ告て曰く是より南の海辺に岩屋あり悪鬼これに蟄れり行て討べし伊勢の海熊野の奥の末までも大悲の弓に悪魔退く我ハ是まのあたり大馬権現なりけるとて白馬に乗じて西天に飛入り給ふ立烏帽子着たる天女下りし所ゆへ烏帽子山と申伝ふなり將軍急ぎ甲冑を帯し士卒を引卒し数多の兵船を浮べ鬼の城廓に漕ぎよせ給ひ彼地の躰を見給ふに岩覆ひて屋根となり三方ハ巖峨々と聳へ海水磯を穿ち人便を失ふ時に不思議や沖なる嶋の上に童子一人あらハれ出招き給ふ人々奇異の思をなし兵船おいおいかの島に漕ぎよせ礼拝恭敬す時に童子手を挙て舞颯ふ軍勢もともに舞遊ぶ鬼神是にはからずも気を奪ハれ岩屋の扉を開く所を大悲の弓に神通の矢を引放ちて鬼神を易く亡ぼし給ふ此島を魔見が嶋ろ申す也此嶋の上なる童子ハ忽ちを放ち北嶺の雲に飛去り給ふ則ち尋ね登りて見るに一丈四面の巖其中圓々たる洞穴有り紫雲空にたなびき異香四方に薫す法性無漏の浄境也田村麻呂幼稚より守とし奉りし一寸八分の閻浮檀金の千手の尊像をこの洞に納め給ひ治国平天下を祝して深く封じ給ふ其後天勅を受て大同四年に御建立国家鎮護の靈場也則山城国音羽山に似たればとて比音山清水寺と号す鬼神のむくろハ井土村の深谷に大魔権現と崇め今の世まで諸人歩みを運ぶなり其先陸奥にて大竹丸といふ鬼神を退治し天下無双の功を立しも此尊像の擁護によるされバ一度結縁の輩ハ現世安穩うたがひなきもの也」

この「清水寺縁起」の内容は道中案内の記述内容と極めてよく一致する。「清水寺縁起」は、坂上田村麻呂との関係を強く示す内容をもっており、この縁起の中でも言及されているように、京都府京都市東山区所在の音羽山清水寺との強い類似性を想起させる。音羽山清水寺は坂上田村麻呂を本願とし、本尊は千手観音、西国三十三所第十六番札所である。すなわち、清水寺は坂上田村麻呂の伝説を媒介として京都の音羽山清水寺との類似性を強く打ち出すことで、巡礼者に西国巡礼との関連を想起させていたと考えられる。なお、「清水寺縁起」は、坂上田村麻呂の当地での鬼退治を、烏帽子山、鬼ヶ城、魔見が島、大馬権現といった周囲の地形や宗教施設を背景として描いている。これは、巡礼者に縁起の記述内容にあわせて、周辺の眺めに注意を向けさせる働きをしていたものと考えられる。

表 19 清水寺の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年	享保 13 年	安永 5 年	天明 2 年	文化 3 年	文政 12 年	天保 11 年
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
記事 内容	是より大泊り村の観音へ道あり					はたすよりかけぬけ道有	はたすよりかけぬけ道有
	此町より右の山のうへなり町より道のり十三丁程あり		右の方十二丁程山に、	右の方十二三丁山上ニ	右の方十一三丁山上ニ	右の方十二丁山上に	右の方十二丁山上に
	此所に田村丸の建立し給ひし観音堂あり	此所ニ田村丸こんりうのくはんおんどう有	田村丸建立の観音堂有	田村丸こんりうのくわんおん堂あり	くわんおん堂田村丸こんりう	田村麻呂建立の観音堂あり	田村丸建立の観音堂有
	長一寸八分こかねの千手観音也		御長一寸八分の千手観音			長一寸八分	長老寸八分
	海底より揚給ふ仏とかや		海中より出現		海より出現也	海中より出現	海中より出現の
		ひ仏也	永代秘仏なり			秘仏なり	秘仏也
						木本峠に遙拝所あり	木本峠ニ遙拝所あり

オ 花の岩や

花の岩やは三重県熊野市に所在する礼拝施設で、現在の花の窟神社の神体である高さ約45mの大岩壁であると考えられる。地質的には新第三紀（中新世）の1、400万年前頃に発生した大規模な酸性の火成活動によって生成された熊野酸性岩（凝灰岩）と第三紀に堆積した音無川層群との境界に形成された岩壁である⁹³。

まず、道中案内の記述を整理すると（表20）、非常に高い「岩壁」「岩山」がありこれを大般若山と呼んでいる。その上方に穴があり、これを花の岩やと呼んでいる。また、鳥居、井垣、石灯籠があることが記され、2月に祭礼があるという。また、19世紀初頭までは、三蔵法師と関係があることが記される一方で『新增補細見指南車』『天保新增 西国順礼道中細見大全』にその記述は見られなくなる。

表 20 花の岩やの道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄3年 1690	享保13年 1728	安永5年 1775	天明2年 1782	文化3年 1806	文政12年 1829	天保11年 1840
記事 内容	大般若山あり■高さ何程ともしれず南向岩壁也	村の入口に大はんやほうむる山有	次に大はんや山高さ何ほどともしれず、南むきがんへきなり		大般若山と云数十丈の岩山に	大般若山といふ数十丈岩山に	
	此がんへきの上ほどに小き穴あり是を花の岩屋と云也		上の方に小き穴あり花の岩やといふ	花のいわや	花の岩や	花の岩や	西いづち村ニ花の岩屋といふ大岩ニ注連を曳わたし
	前に石の燈台貳つ又ハいがき鳥井あり		前に石の燈台ふたつあがき鳥居有		石の燈台いがき鳥居あり	石の燈台いがき鳥井あり	前に石燈籠鳥居あり
	此岩の前に三蔵法師の経をくり給ふ所とて聖岩と云岩あり是もいがきのうちにあり		此前に三蔵法師の経をくりたまふひじり岩あり、	ひじり岩三蔵法師経よみし所	此所は三蔵法師行場の所なりと云ふ		
	此所毎年二月二日に祭礼あると也		毎年二月二日に祭礼有			毎年二月祭礼あり	毎年二月二日祭礼あり
	此般若山ハ有馬村の入口なり					道より見ゆる	

花の岩やに関する記事は増基法師『いほぬし』の記述が最も早い。11世紀成立と見られる『いほぬし』には、「はなのいはやのもとまでつきぬ。みればやがて岩屋の山なる中をうがちて経をこめ奉りたるなりけり。これはみろくほとけの出給はんよにとり出たてまつらんとする経なり。天人つねにくだりてくやうし奉るといふ。げに見奉れば。この世ににたるところにもあらず。」⁹⁴とある。このことから、花の岩やは11世紀には一種の礼拝施設として成立していることが分かる。

一方、その性格についてはあまり一定しない。『いほぬし』の記述では「経をこめ奉りたる」所とし、近世の道中案内では、「大般若山」と呼称され、そこに「三蔵法師の経をくり給ふ所」が存在するとしている。『いほぬし』の「経」が「大般若経」と解され、それを納めた山として「大般若山」の名称が生まれ、「大般若経」の訳者である「玄奘三蔵」の伝承が付会されていったと考えれば、花の窟は仏教的な礼拝施設として認識されていたと言えよう。

一方、『西国三十三所名所図会』においては、日本書紀の記述を引用して花の岩やを伊弉册尊の葬地であるとしている⁹⁵。「花の窟神社所蔵の版木」⁹⁶は花の窟の大岩壁に七五三縄を張り渡した様子を描くもので、天保15(1844)年の銘がある。この版木の文章は、『西国三十三所名所図会』同様、日本書紀の記述を引用して、ここを伊弉册尊の葬地にあてている。このことは、それまで「大般若山」として仏教的な礼拝施設として巡礼者に認識されていたものが、19世紀に「伊弉册尊の葬地」として認識されるように改められたものと考えられる。伊弉册尊は天照大神の父母神である。花の岩やは、これにより伊勢との関係を明確に示すにいたったと考えられる。ただし、熊野の有馬が伊弉册尊の葬地であるという認識はこの時に始まったものではない。熊野有馬村を伊弉册尊の葬地とし、これを理由として伊勢と熊野の同体説が唱えられたことは「長寛勘文」⁹⁷にも見え、平安時代には広く知られていたものと考えられる。19世紀に花の岩やと伊弉册尊との関係性が強調される背景として、こうした歴史的な経緯があったとことには注意しておく必要がある。

加えて、7冊中4冊の道中案内では2月に祭礼が行われることを紹介する。これは今日も行われている「お綱かけ神事」と考えられる。この神事は、梅・椿・菊等の季節の花や扇を吊るした幡形をくくりつけた100尋の長さの綱を、岩壁の頂上から50m程離れ

た松の大木の梢に張り、その際、老若男女が綱を海岸へ曳いていく、というものである。綱に吊す扇をはじめ、この特異な神事は熊野三山との関係性を意識させる。

このように、花の窟は、この地域の地形的特質を背景にしながら成立した、仏教的な礼拝施設であると同時に、伊勢や熊野との関係も想起させる礼拝施設として巡礼者には認識されていたと考えられる。

3) 近世後半に紹介されるようになる礼拝施設と巡礼との関係

続いて、近世後半に入ってから紹介される礼拝施設と巡礼との関係の検討を行う。原大辻観音庵、無量山千福寺、岩船地藏堂が該当する。

ア 原大辻観音庵

原大辻観音庵は三重県度会郡玉城町に所在した寺院で、現在では廃寺となっている。

嘉永6（1853）年の『西国三十三所名所図会』には挿絵入りで紹介がある一方で、道中案内では天保11（1840）年の『天保新增 西国順礼道中細見大全』に「野篠村 蚊野村 原東の入口本尊順礼道引観世音西国札所始り」と掲載されるのみで、それ以前の道中案内には見えない。また、道中日記においては、確認できた範囲においては文化4（1807）年の『西国順礼記』の記述がもっとも古い。

現地を踏査すると、今日の三重県度会郡玉城町に所在する石仏庵（いしぶつあん）がこれにあたる。今日ではすでに廃寺となっているが、旧境内を悉皆調査したところ⁹⁸、享保年間の銘を持つ石燈籠1点をのぞき、境内の石造物は文化2（1805）年の石柱（図35）を遡るものが認められなかった。また、旧庵室正面に立つ石柱の銘文からも、この頃に寄進を募って設置されたものであると考えられる。

以上の調査の結果、観音庵の寺域に存在した、本尊の巡礼道引観世音、役行者、西国巡礼者があわせて巡礼することの多かった金比羅、三十三所巡礼札所本尊の写しである三十三躰観音石仏（図36）、巡礼者をもてなす摂待茶所などはいずれも、この寺院の創建そのものが西国巡礼者の立ち寄りを意図したものであると理解できる。すなわち、原大辻観音庵は、西国巡礼者を主な参詣者とする寺院として、19世紀初頭に開創された礼拝施設であると考えられる。



图 35 石仏庵石柱「巡礼道引観世音」銘



图 36 三十三躰石仏

イ 無量山千福寺

無量山千福寺は三重県度会郡大台町柳原に所在する寺院である。嘉永6（1853）年の『西国三十三所名所図会』には挿絵入りで紹介があり、道中案内では、文政12（1829）年の『新增補細見指南車』に「柳原村 村中ニ無量山 千福寺本尊順礼手引観世音ト号順礼の人行暮たるときハ当寺を頼ミて一夜参籠すべし」、天保11（1840）年の『天保新增 西国順礼道中細見大全』に「柳原村 村中ニ 無量山 千福寺本尊順礼手引観世音ト号 順礼の人行暮たるときハ当寺を頼ミて一夜参籠すべし」という記述があり、いずれも西国巡礼と関係する寺院としての記述がある。また、現地を踏査すると、寺院入口に「順礼手引」と書かれた石柱があり、道中案内の記述と一致する（図37）。

一方、この寺院は文献から創建は中世以前に遡ると考えられる。寛正5（1464）年の荒木田氏経加筆『皇太神宮年中行事』には、「於柳原之御堂之前昼飯用」との記述があり、この御堂は千福寺のことであると考えられる。一方、道中日記には、明和2年（1765）の木村有周『伊勢参宮・西国巡拝道中記』に、「ここに聖徳太子御作の十一面観音堂あり」との記述がある一方で、安永2年（1773）の辻武左衛門『西国順礼日記』には『此所ニ無量山万（ママ）福寺ト云寺有、此の寺に観音堂則三十三所手引之観世音之よし』という記述がある。

このことから、千福寺は、創建は中世以前に遡りながらも、本尊が観音菩薩であったことから18世紀の第3四半期頃に西国巡礼との関係性が新たに主張され、西国巡礼に関連付けられた礼拝施設へと転化したと考えられる。



図 37 千福寺の石柱「順礼手引」銘

ウ 岩船地蔵堂

北牟婁郡紀北町海山区の馬越峠に所在した地蔵堂である。

嘉永6（1853）年の『西国三十三所名所図会』には岩船地蔵堂として挿絵入りで紹介がある（図38）一方で、道中案内では、文政12（1829）年の『新增補細見指南車』に「峠に地蔵堂前に茶や一軒有」、天保11年（1840）の『天保新增 西国順礼道中細見大全』に「峠ニ地蔵堂前に茶や一軒あり」と記述があるが、それ以前の道中案内に記述はない。

一方、現地には、基壇と礎石は遺存するが地蔵堂に関連する建築物や石造物は見られない（図39）。しかし、地蔵堂の本尊であったとされる石造地蔵菩薩像が、尾鷲市南浦に遺存する。船の上部に横向きに地蔵菩薩が立つもので、「享保八年」の銘がある⁹⁹。福田アジオ氏の研究によれば、岩船地蔵は享保4（1719）年に下野国岩船山高勝寺（現在の栃木県下都賀郡岩舟町）に端を発して関東地方で大流行したもので、今日でも関東地方の各地に船の上に地蔵が乗った同様のモチーフの岩船地蔵が遺存しているという¹⁰⁰。関東における岩船地蔵の大流行が享保4（1719）年であり、岩船地蔵堂の地蔵が享保8（1823）年の造立であること、岩船地蔵は峠の茶屋の主人が下野国から地蔵尊を勧請したこと¹⁰¹から考えると、少なくともこの地蔵堂の建立者は、関東における岩船地蔵の特異な状況を了解したうえで地蔵堂を建立しているものと考えられる。また、道中日記の中には、岩船地蔵を下野国岩船山の写しと記すものがあり¹⁰²、巡礼者には関東に関連する地蔵として認識されていたこともうかがい知れる。

このように、岩船地蔵堂は関東地方に関連付けられた礼拝施設として建立されたと考えられる。関東地方は、巡礼者の出発地の1つである。すなわち、巡礼者の出発地に関連付けられた礼拝施設として、少なくとも関東地方の出身の巡礼者には認識されていたものと考えられる。



图 38 『西国三十三所名所図会』「岩船地藏堂」



図 39 岩船地藏堂跡

4) 近世半ば以降紹介されなくなる礼拝施設と巡礼との関係

『西国三十三所道しるへ』に見えながら、以降一部を除き後代の道中案内の記述に見られなくなる礼拝施設が存在する。それらの『西国三十三所道しるへ』における記述は以下のとおりである。

〔長嶋〕 浄光寺と云禅寺あり本尊釈迦わき立文殊普賢額あり本堂ニ浄光禅院月舟の筆門に大勝山と同筆

〔長嶋〕 此所海ばたに大明神の宮あり

〔上里〕 此所に薬師尊ありワき立観音勢至恵心の御作也

〔八鬼山〕 同上り坂の内二十王堂有

〔八鬼山〕 此一丁一丁に石の地藏あり

〔二木島〕 此川むかひに観音堂有

〔新鹿〕 右の方に正崇寺といふ禅寺有

〔新鹿〕 村出口に宮あり

まず、これら施設の立地をみると、長嶋から新鹿の区間に集中している。また、八鬼山の十王堂と地蔵を除き、いずれも低地の集落付近に位置している。さらにこれらの礼拝施設が今日のどの施設に該当するのか検討すると、浄光寺（佛光寺）と地蔵（八鬼山町石）を除き、その施設を特定することは困難である。

さらに、これら礼拝施設と巡礼との関係をみると、これらは、禅寺、宮、薬師尊、十王堂、地蔵、観音堂と記されるが、かならずしも熊野や伊勢、西国巡礼に関連付けられてはいない。西国巡礼と関連付けられてもよい観音堂であっても、西国巡礼との関連性は説かれていない。

紀伊半島東岸は、宝永4（1707）年と嘉永7／安政元（1584）年の2度大規模な地震・津波に襲われており、今日でも津波供養塔が遺されている¹⁰³。低地の集落付近に位置していた礼拝施設はこうした津波の被害に遭い、退転した可能性が考えられる。

また、礼拝施設は巡礼に必ずしも関連付けられていなかったため、礼拝施設が存続していたとしても、道中案内で紹介されなくなっていた可能性が考えられる。なお、八鬼山の十王堂と地蔵については、津波の被害を被ったとは考えにくく、次節でその立地について詳細に検討する。

5) まとめ

道中案内の記述から礼拝施設を抽出し、その記述される状況を整理したところ、礼拝施設には、近世を通じて紹介される礼拝施設、近世後半に新たに紹介されるようになる礼拝施設、近世半ば以降紹介されなくなる礼拝施設の3者が存在することが明らかとなった。このうち、近世を通じて紹介される5箇所（瀧原宮・清水寺）や山頂（日輪寺）、岩屋（天狗岩窟）、巨岩（花の岩や）といった自然環境を背景に中世以前に創祀され、近世には、熊野・伊勢・西国巡礼に関連付けられ、巡礼者に参詣を促す施設であったことが明らかとなった。また、近世後半に新たに紹介されるようになる礼拝施設は、中世以前に創祀された礼拝施設が巡礼地として次第に転化したもの（千福寺）と巡礼に関連付けることを意図して新たに設置されたもの（観音庵・岩船地蔵堂）が存在することが明らかとなった。さらに、近世半ば以降紹介されなくなる礼拝施設は、いずれも巡礼旅に直接関連づけられておらず、道中案内で次第に紹介されなくなっただけでなく、

今日ではその特定も困難な状況である事が明らかとなった。

このように、近世において巡礼旅に関連付けられた礼拝施設は、伊勢山田を出発して熊野を最初の目的地とし、引き続き西国巡礼に向かう巡礼者にとって、その途中で立ち寄るべき礼拝施設として認識されていたと考えられる。いわば、西国巡礼の札所の存在しない伊勢山田から新宮までの区間において番外札所的な役割を果たしていたと考えられよう。

(4) 礼拝施設群の立地と機能

次に、これら礼拝施設群の立地と機能について検討を行う。まず、相賀から三木里の区間を事例に、川越え、峠越えと礼拝施設の立地について検討する。次に、伊勢から熊野までの全体について、礼拝施設の立地について検討する。

1) 川越え・峠越えと礼拝施設の立地

まず、一定の区間における礼拝施設の立地について、検討を行う。事例として検討する区間は、礼拝施設が存在し、地形が変化に富む、相賀から三木里の区間（図 40）とした。すでに第三章において詳細に検討したように、この区間には選択的経路が2箇所認められる。すなわち、銚子川渡河の地点と馬越峠から天狗巖・天狗岩窟の地点である。以上2箇所の選択的経路を考慮にいれ検討を進める。

ア 検討方法

まず、近世末期の19世紀半ばに刊行された『天保増補順礼道中細見大全』と『西国三十三所名所図会』に記載のある礼拝施設について、地図上に位置を

示した。また、合わせて茶屋、宿場の位置を記入した。次に、基本的経路・選択的経路をコンピュータソフトのカシミール¹⁰⁴を用いてトレースし、縦断図を作成した。さらにこの縦断図に、礼拝施設の位置を図示し、合わせて茶屋、宿場の位置を記入した（図 41）。

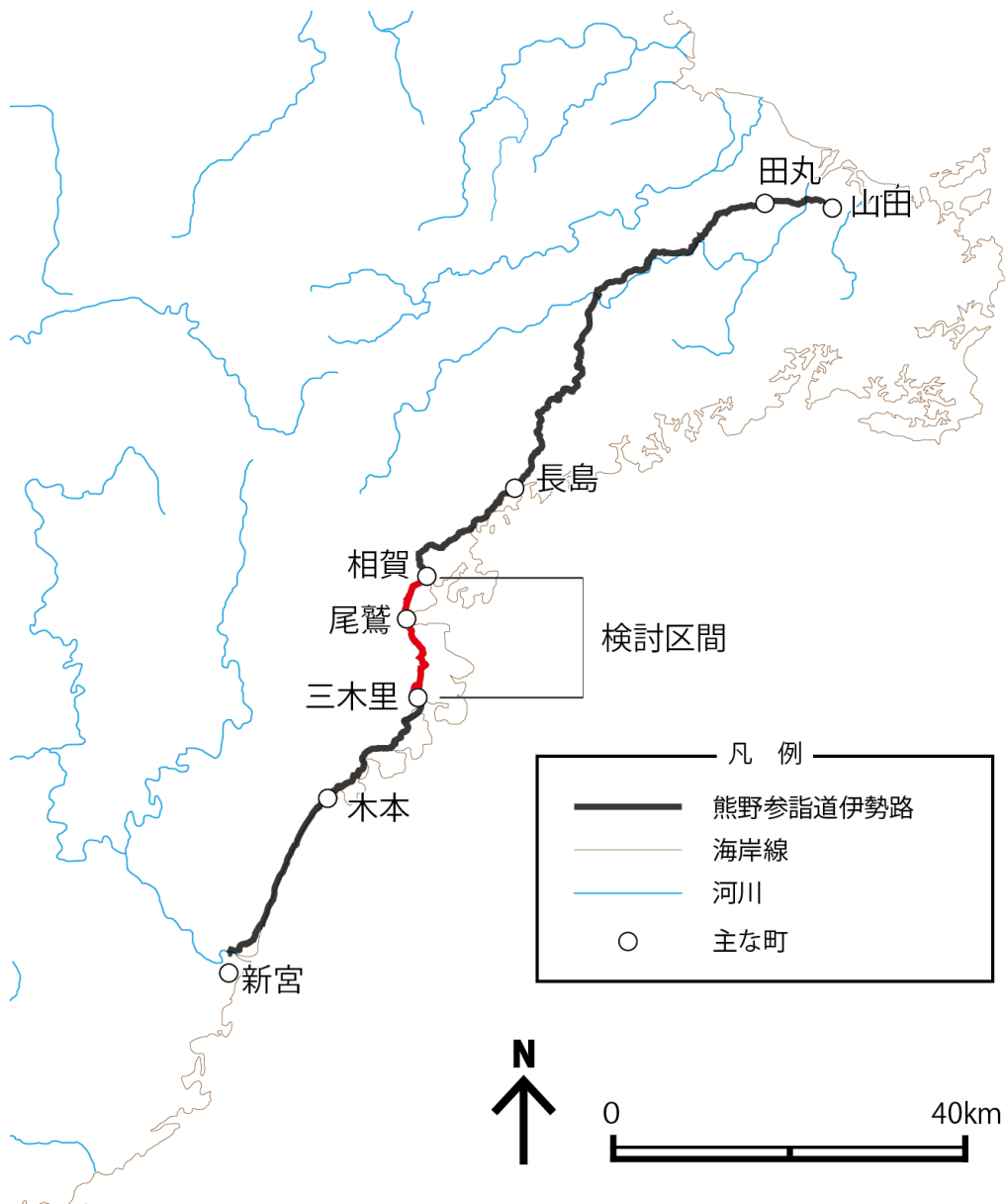
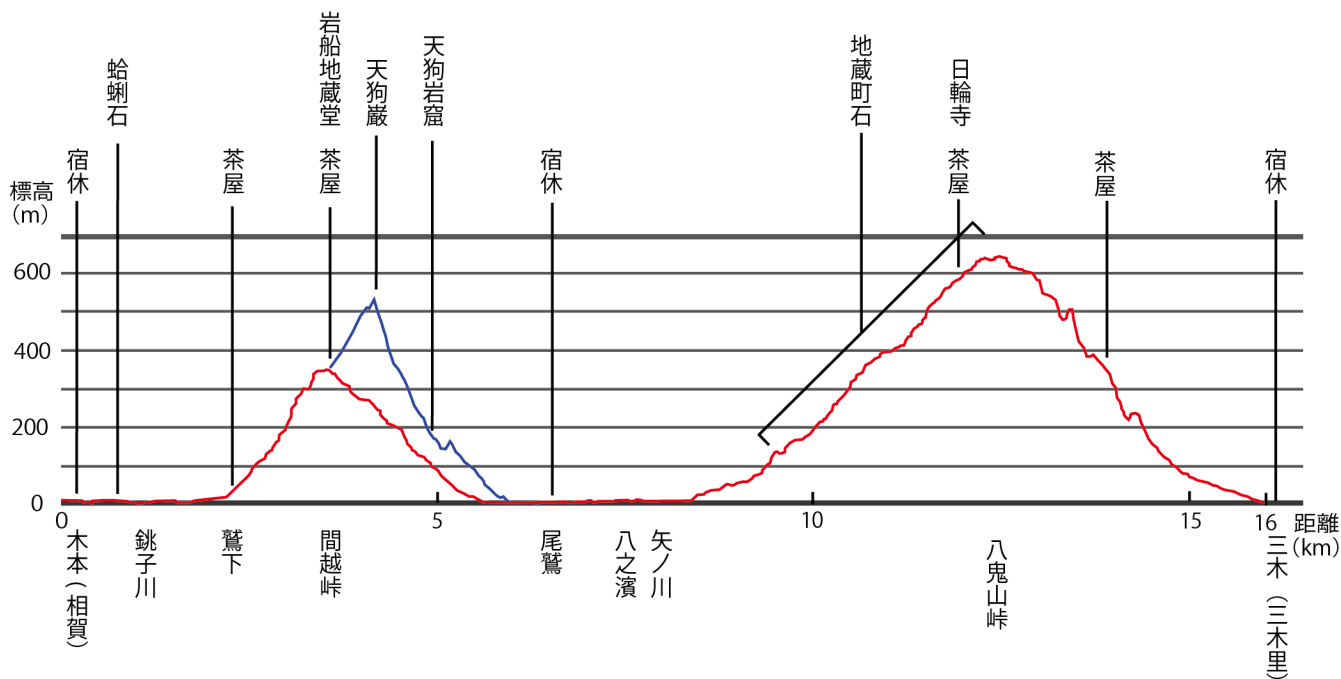


図 40 相賀－三木里区間位置図



※ 基本的経路を赤、選択的経路を青で表示。地形を明示するため縮尺は標高2万分の1、距離10万分の1で表示。

図 41 相賀から三木里の宿休・茶屋・礼拝施設立地状況

イ 縦断図から明らかとなった事項

まず、礼拝施設の配置については、縦断図から、渡河の手前、峠、山頂など街道状況の変化点付近、急な上り坂など、人間が生理的に立ち止まる地点に設置されていたことが分かった。その一方、天狗岩窟・八鬼山日輪寺はこうした原則から外れる礼拝施設であることが判明した。

次に、茶屋は坂道の開始点や峠など傾斜の変化点付近に設置されていたことが分かった。また、休憩施設間の距離の長い地点においては、八鬼山越え下りの茶屋など、傾斜の変化点ではなくとも茶屋が設置されており、それは標高・距離の中間点に位置することが分かった。

ウ 原則から外れる礼拝施設の検討

a) 天狗岩窟

すでに検討したように、天狗岩窟は天狗巖と有機的な関係をもつ中世以前に創始が遡る礼拝施設である。中世にはすでに観音霊場であったところ、三十三体観音石仏が堂内に安置されたことで西国巡礼と関連付けられた礼拝施設となった。しかし、間越峠から天狗巖・

天狗岩窟と回る経路は、間越峠からかなりの傾斜を登攀していく必要があり、道も悪路であることから、近世末まで間越峠越えの本道となることはなかった。それでも、道中案内では間越峠から尾鷲へ下りてゆく選択的経路として紹介され続けることから理解できるように、西国巡礼者にとっては重要な礼拝施設であったと考えられる。

この天狗岩窟の特徴は自然地形の岩屋を利用した仏堂である点にある。すなわち、天狗岩窟が街道状況の変化点でない所に立地するのは、街道に合わせて整備された礼拝施設ではなく、天然の岩屋という自然環境に起源をもち、中世以前に起源をもつ観音霊場であったためと考えられる。

b) 八鬼山日輪寺

八鬼山日輪寺は天正4（1576）年銘の石像三宝荒神立像を本尊とすることから、中世末に創始が遡る礼拝施設である。遅くとも17世紀末には脇侍に熊野三山本地仏が祀られ、日輪寺までの八鬼山登攀道沿いに伊勢より寄進された町石地蔵が並んでいたことから、熊野、伊勢に関連付けられた礼拝施設として認識されていたものと考えられる。また、「西国巡礼前札所」の言説が流布するに及んで、西国巡礼とも関連付けられるに至ったと考えられる。

さて、日輪寺の立地については、道中案内では記述が途中で変化する。茶屋の記述と合わせてまとめたものが表21である。まず、日輪寺の立地については、元禄3年から文化3年まで峠に位置するとしている一方で、文政年間以降は峠よりも手前に位置していると記述し、その状況は現在の状況と一致する。では、文化年間以前は現在と異なる立地であったのであろうか。まず、元禄3年の記述を詳細に検討すれば、上り坂の入口に十王堂、すなわち閻魔堂が存在する。そこから峠の寺まで49丁と記される。このことは、十王堂前に1丁の町石があり、日輪寺前に50丁の町石が置かれていたと考えると整合する。さらに、「此寺向のふもとに九鬼崎と云村あり」という記述がある。現在の日輪寺の位置の「向のふもと」は北東側であって、南東側に位置する九鬼崎と位置は一致しない。このように考えれば、元禄年間には日輪寺は八鬼山の峠（山頂）に所在した可能性が高くなる。同時に、茶屋の記述を見れば、元禄3年の記述では「茶屋もなき大難所」とされるのに対し、天明年間からは茶屋に関する記述が登場する。ここでも変化がある可能性が高いことが理解できよう。

そこで、こうした日輪寺や茶屋の変化についてさらに、道中日記の記述について検討す

る。宝永3（1703）年の「伊勢参宮道中記」によると、「次八鬼山とうげ上り五十丁、次ニふどう堂、左ニ大海見ゆ、下り三十町余熊野一番の難所也」とあって、上り坂を登り切った所に不動堂があると見える。八鬼山日輪寺の三宝荒神立像は頭髪を逆立て、眼をつりあげた忿怒の表情を示し明王像に通じる、という指摘がある¹⁰⁵ことから、この日記が示す不動堂は三宝荒神を祀る日輪寺である可能性が高いだろう。一方、安永2（1773）年の辻武左衛門「西国順礼日記」には「是より八鬼山上り五十丁下り五十丁、峠四五丁下ニ日輪寺ト云堂有、此所ニ茶屋有」とあって、この時期には確実に日輪寺が峠よりも4、5丁下にあり、茶屋が併設されていることが知れる。このことから、天明2（1782）年『順礼道中指南車』や文化3（1806）年『西国巡礼道中細見増補指南車』の示す日輪寺の所在地が峠であるという記述は峠付近に所在するという意味であると考えられる。

つまり、日輪寺が街道状況の変化点である峠に所在しないのは、本来峠に位置していた堂が18世紀の半ばに下ろされたためであると考えられる。

では、そもそも日輪寺が50丁目の峠から45丁目の位置に下ろされた理由は何であろうか。その理由について検討するためには再度日輪寺の性格について議論する必要がある。

表 21 道中案内に見る日輪寺と茶屋の立地状況

年代	日輪寺の位置	茶屋
元禄3年（1690） 『西国三十三所道しるへ』	上り坂の門二十王堂有是より峠の寺まで四十九丁有	茶やもなき大難所なり
享保13年（1728） 『順礼案内記』	とうげやき山日りん寺	
安永5年（1776） 『西国巡礼細見記』	峠に八鬼山日輪寺 峠寺迄四十九丁有	
天明2年（1782） 『順礼道中指南車』	峠に日りん寺と云山伏寺あり	即茶や
文化3年（1806）『西国巡礼道中細見増補指南車』	是より上り坂五十丁 峠に八鬼山日輪寺	山伏寺にて休ミ茶屋なり
文政12年（1829） 『新增補細見指南車』	四十五丁めニ日輪寺山伏寺也	茶所にて食物を売もの有
天保11年（1840）『天保新增西国順礼道中細見大全』	四十五丁目ニ日輪寺	茶所にて食物を売もの有
嘉永6年（1853） 『西国三十三所名所図会』	八鬼山の峠より一丁此方ニあり	右堂にならびて茶所あり餅を商ふ俗に荒神茶屋という尤峠にハ人家なし此所にて休らうべし
平成26年（2014）	峠よりも手前約300mに所在	茶屋跡が日輪寺に隣接して左側に存在し、嘉永6年西国三十三所名所図会』とほぼ一致

すでに、八鬼山日輪寺の本尊は三宝荒神であり、脇侍は熊野三山本地仏であることを指摘し、この本尊・脇侍の関係は元禄年間以前に遡る可能性があることを指摘した。一步進めて考えれば、三宝荒神は熊野三山本地仏の守護者として安置された可能性があるといえるだろう。また、「上り坂の門二十王堂有」とする記述も注目される。十王堂とは閻魔堂の事である。さらに、八鬼山の上り坂には、地蔵の形をした町石が並べられる。すると、八鬼山の麓で閻魔の審判を受け、地蔵菩薩に導かれて登拝し、八鬼山山頂の熊野三山(浄土)へ到着するという巡礼像が描けよう。つまり、八鬼山越えは浄土への登拝道として機能していた可能性があるのである。このことについて参考となるのが、中世末期から近世初頭に描かれた伊勢参詣曼荼羅である。西山克は、伊勢参詣曼荼羅には、清川端に閻魔堂が立地しそこから外宮を経て天の岩戸(高倉山古墳)へ至る状況が描かれており、これは俗なる世界から聖なる世界へ近づくという構図を示しているという。また、伊勢参詣曼荼羅は修験者・穀屋聖(勸進聖)が絵解きをしていた主体であるとも指摘する¹⁰⁶。また、伊藤裕偉によれば、日輪寺の造営と八鬼山町石の造立にはいずれも修験者の関与が想定され、世義寺と伊勢御師が深く関与しているという¹⁰⁷。慶光院清順が勸進聖であり、その供養塔が八鬼山の上り坂に安置されていることから、八鬼山と伊勢との密接な関係は首肯されよう。こうしたことから、八鬼山は伊勢信仰をモチーフに、浄土熊野三山へと至る巡礼路として整備された可能性を指摘できる。

さらに、これが江戸時代中期に45丁目に下ろされることになる理由は、茶屋にあると考えられる。日輪寺は八鬼山の最高地点に所在し、水の便はきわめて悪い。その中で多数の西国巡礼者がここを通過する江戸時代中期になると、茶屋として接待することが期待され、水の確保が容易な地点に移動したのではないかと考えられる。45丁目は水の確保が容易で、現在でも水が十分に確保できる。茶屋にあわせて日輪寺も峠からこの場所に下ろされたとすれば理解しやすい。つまり、江戸時代中期には日輪寺が峠に位置していた意義が忘れられ、熊野三山にかかる浄土信仰の礼拝施設から西国巡礼の通過点へと変質していったものと考えられるのである。

以上のように、日輪寺の成立そのものは、中世以前の信仰の形態である熊野浄土信仰に基づくものである可能性があり、その所在地は江戸時代中期まで峠であったと考えられる。その後、西国巡礼者が増加するに従って、水の便をもとめて45丁目の位置に下ろされた可

能性がある。

エ まとめ

以上の分析から、礼拝施設は、渡河地点や傾斜変換点といった街道の状況が変化する地点や急傾斜地など、人間が生理的に立ち止まる地点に設置されることが明らかとなった。また、そうした原則から外れる地点については、巡礼旅の成立以前から自然環境のもと礼拝施設等が存在した場所や、後世に巡礼旅の便に供するため移動したものが存在する可能性を指摘した。

2) 伊勢山田から新宮までの礼拝施設の立地

次に、伊勢山田から新宮までの礼拝施設全体の立地について検討する。既に前節において検討したように、近世を通じて道中案内に紹介される礼拝施設と、近世の途中で新たに紹介されるようになる礼拝施設はいずれも巡礼に関連付けられ、番外札所的な性格をもつ。そこで、これら巡礼に関連付けられた礼拝施設について、伊勢山田から新宮までの立地を検討する。

ア 元禄年間から天保年間まで記述のある礼拝施設

最初に、先に抽出した、元禄年間から天保年間まで道中案内に記述のある礼拝施設の立地について検討した。

まず、伊勢山田から新宮までの経路をカシミール¹⁰⁸を用いてトレースし作成した縦断図に該当する5箇所の礼拝施設の位置を記入した(図42)。

次に、縦断図に距離を記入するとともに、伊勢から何日目に到達するかを検討した。谷釜尋徳の研究によれば、近世の旅人は1里=3.9kmとして計算した場合、1日辺り平均34.4km歩行していたという¹⁰⁹。谷釜の研究は近世旅人の歩行状況について実証した希有な研究である一方で、里は時間距離であって空間距離としては長短あることを考慮に入れていない。特に熊野参詣道伊勢路では、伊勢から荷坂峠までが三十六町道、荷坂峠から藤代までは五十町道であり、一律に1里=3.9kmとして計算することはできない。そこで、本研究では時間距離である里に基づき、江戸時代の庶民の旅の1日あたりの歩行距離を約9里とし、9里ごとに区切り線を入れた。

その結果、伊勢から熊野までの間、毎日必ずいずれかの礼拝施設を通過することが明ら

かとなった。各礼拝施設までの伊勢からの里数と推定到達日は表 22 のとおりである。

表 22 元禄年間から天保年間まで記述のある礼拝施設の立地

	伊勢からの里数	到達日
瀧原宮	9.4里	2日目
天狗岩窟	19.4里	3日目
日輪寺	22.4里	3日目
清水寺	31里	4日目
花の岩や	32里	4日目

イ 近世後半に紹介されるようになる礼拝施設

近世後半に紹介されるようになる礼拝施設には、観音庵、千福寺、岩船地藏堂がある。

a) 観音庵と千福寺

観音庵と千福寺、瀧原宮の伊勢からの距離を示したものが表 23 である。伊勢から1日目の行程の範囲内に一定の間隔を保ってに観音庵と千福寺が立地していることが理解できる。元禄年間には西国巡礼・熊野・伊勢に関連付けられた礼拝施設のなかった1日目の行程を補完する礼拝施設であると考えられる。先に検討したように、千福寺は創建が中世以前に遡り、江戸時代中期の18世紀半ばには西国巡礼に関連付けられた礼拝施設へと転換したものと考えられる。これは伊勢から瀧原宮までの行程のほぼ半ばに立地していたことが大きく影響していると考えられる。さらに、19世紀初頭には、千福寺のさらに手前に観音庵が西国巡礼の札はじめとして整備される。これも1日目の行程を補完する礼拝施設としての役割を期待したものだったと考えられる。

表 23 観音庵・千福寺の立地

	伊勢からの里数	到達日
観音庵	約3里	1日目
千福寺	約5里	1日目
瀧原宮	9.4里	2日目

b) 岩船地蔵堂

岩船地蔵堂は間越峠に位置する。伊勢からは3日目の行程の範囲に位置する。3日目の行程の範囲にはすでに天狗岩窟と日輪寺が存在する。しかし、天狗岩窟は間越峠から選択的経路によって天狗巖への急峻な登攀を経なければ到達できない。そのため、基本的経路上で人間が生理的に立ち止まる傾斜変換点の峠に岩船地蔵堂が設けられ、天狗岩窟の礼拝施設としての機能を補完したものと考えられる。

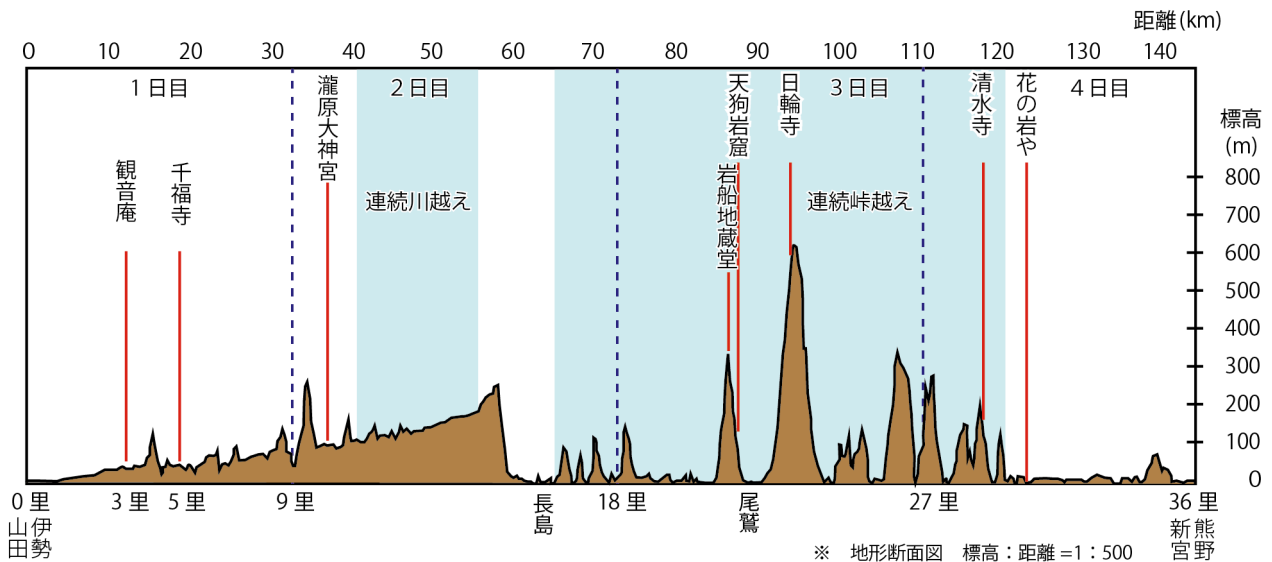


図 42 熊野参詣道伊勢路沿道の礼拝施設立地状況

(5) まとめ

本節の検討から、近世の伊勢山田から新宮までの熊野街道沿道に立地した礼拝施設と巡礼の関係が明らかとなった。

まず、礼拝施設は渡河地点や傾斜変換点といった街道の状況が変化する地点や急傾斜地など、人間が生理的に立ち止まり、巡礼者が認識しやすい地点に設置されることが明らかとなった。また、そうした原則から外れる地点については、巡礼旅の成立以前から自然環境をもとに礼拝施設等が存在した場所や、後世に巡礼旅の便に供するため移動した場所に存在することが明らかとなった。

次に、伊勢山田から新宮までの熊野街道沿道全体について見ると、創祀が中世以前に遡る礼拝施設（瀧原宮・天狗岩窟・日輪寺・清水寺・花の岩や）が存在しており、近世を通じて意図的に礼拝施設（観音庵・千福寺・岩船地蔵堂）を整備することも行われた。これら礼拝施設は、いずれも伊勢神宮、熊野三山、西国三十三所巡礼等の巡礼旅と関連付けら

れていた。さらに、これら礼拝施設は、巡礼者の歩行1日あたり必ず1カ所以上通過するように立地していた。特に、17世紀には巡礼に関連付けられた礼拝施設の存在しなかった伊勢山田から瀧原宮の区間には、18世紀頃に千福寺、19世紀初頭に観音庵が成立し、1日目の行程を補完した。さらに、選択的経路を経由してのみ到達できる天狗岩窟を補完して、18世紀に岩船地藏堂が成立した。このように、巡礼者は、巡礼の目的地に関連付けられた礼拝施設に毎日参詣する状況におかれていたと考えられる。

巡礼者は、巡礼旅の途中でこれら礼拝施設に遭遇し参詣することで、自らの旅が巡礼旅であること、歩く道が熊野から西国三十三所札所へと続く巡礼道であることを確認できたものと考えられる。このことは、道中案内において、時代が下るにつれて巡礼に関連付けられた礼拝施設のみが選択的に紹介されるようになることから理解できる。つまり、礼拝施設は巡礼者に巡礼旅であることを確認させる空間的仕掛けとして機能していたと考えられる。

以上のように、近世において、熊野街道の伊勢山田から新宮までの街道には、巡礼者が認識しやすい地点を中心に、適当な間隔をおいて巡礼に関連付けされた礼拝施設が展開し、巡礼者に巡礼旅であることを確認させる空間的仕掛けとして機能していたことが明らかとなった。

3 見所の展開

(1) 本節の目的

本節では伊勢から熊野までの巡礼路沿いに展開する礼拝施設以外の見所について特定を行い、立地、性格と機能の特定を行う。前節で検討したように、伊勢から熊野までの途中に成立する礼拝施設については、巡礼者に自ら旅が巡礼旅であり、歩行する道が巡礼道であることを確認させる機能があった。しかし、道中案内には礼拝施設以外のいわば「見所」とすべき場所が紹介されている。そこで、本章においては、見所の立地、性格と機能について検討を行い、巡礼旅に施された旅の演出について明らかにすることを目的とする。

(2) 研究方法

道中案内の記述内容から、道（道の状況・宿泊施設・休憩施設）や礼拝施設以外の記述

を抽出し、その記述内容の整理を行う。そうして把握した見所の中から多数の道中案内で取り上げられる重要な見所について、記述内容やその他の文献からその性格を把握する。さらに、見所の立地について、前節同様、その距離や到達日、地勢などから検討を行い、見所の特性を把握する。最後に、見所と礼拝施設について比較を行い、それぞれの特性を把握する。

(3) 礼拝施設以外の見所の把握

1) 道中案内に基づく見所の抽出

まず、現在までに収集した道中案内から礼拝施設以外の見所と考えられる箇所について抽出を行った。道中案内には、巡礼旅において経由する集落の名称（第Ⅲ章で検討）や、礼拝施設の名称（前節で検討）のいずれにも属さない土地や事物等の名称が記されている。これらを「見所」として把握する。見所の抽出は、前節同様、下記の道中案内より行った（表 24）。

見所については、記述内容が各道中案内でことなり、礼拝施設ほどの画一性が見られない。そこで、7冊の道中案内のうち、過半数の4冊以上の道中案内で紹介されている見所について、一定の重要性があると考え、これらについて分析の対象とする（表 25・図 43）。

表 24 分析対象の道中案内一覧

書名	発行年	
	和暦	西暦
『西国三十三所道しるへ』	元禄 3 年	1690
『順礼案内記』	享保 13 年	1728
『西国巡礼細見記』	安永 5 年	1776
『順礼道中指南車』	天明 2 年	1782
『西国巡礼道中細見増補指南車』	文化 3 年	1806
『新增補細見指南車』	文政 12 年	1829
『天保新增 西国順礼道中細見大全』	天保 11 年	1840

表 25 7冊の道中案内のうち4冊以上で紹介されている見所

文献上の 名称	西国三十三所道するへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全	西国三十三所名所図会	
	養流軒一簞子	笠屋五郎兵衛	西川氏	大阪屋長三郎	左楽斎	沙門某	俣野通尚池田東籬	暁鐘成	
	元禄3年	享保13年	安永5年	天明2年	文化3年	文政12年	天保11年	嘉永6年	
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840	1853	
								本文	挿絵
田丸城	○	○	○	○	○	○	○	○	
蚊野の松原			○	○	○	○		○	○
長者屋敷	○	○	○	○	○	○			
伊勢紀伊国界	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西行松	○	○	○	○	○	○	○	○	○
親しらず子しらず	○		○	○	○	○		○	
鬼が城	○	○	○	○	○	○	○	○	
あふま権現二王石	○		○	○	○	○	○	○	
南海の眺望			○	○	○	○		○	○

○は記述が有る事を示す

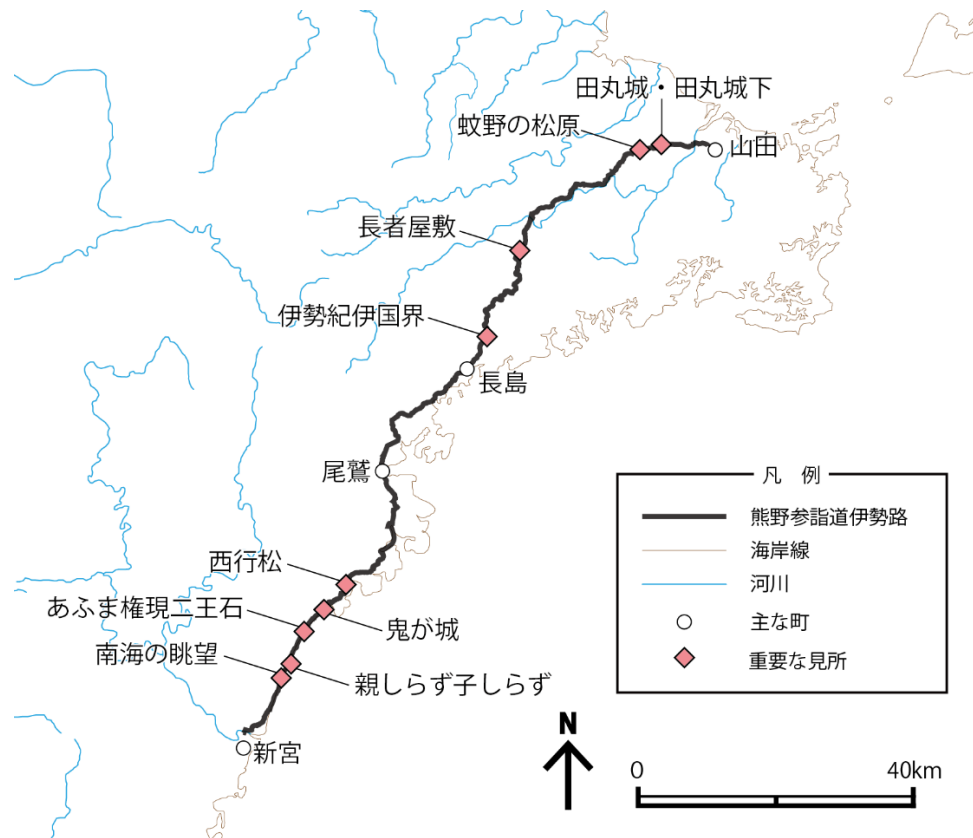


図 43 重要な見所位置図

2) 抽出された見所の分析方法

ついで、抽出された重要な見所について、紹介されている内容を把握する。内容については、道中案内の記載内容について整理するとともに、『西国三十三所名所図会』での本文記述状況と挿絵描写状況も合わせて検討する。

『西国三十三所名所図会』は大坂の暁鐘成の編輯により嘉永6（1853）年に刊行されたもので、題名にある三十三札所のみ案内にとどまるものでなく、名所旧跡、伝承や出土物の類も収録した地誌的なものとなされている。また、ふんだんに挿入された当時の風俗を伝える写実的な図や、道中の景観や社寺の丹念な鳥瞰図などとともに、史料価値を高い

表 26 『西国三十三所名所図会』挿絵一覧（伊勢山田から熊野新宮まで）

名称	内容	分類	道中案内から抽出された重要な見所
柳の渡	川・渡し船・集落	道	
田丸城下	家	見所	該当
蚊野松原	松原・村人・標柱	見所	該当
原大辻観音庵	寺院・村	礼拝施設	
無量山千福寺	寺院	礼拝施設	
三瀬川	川・渡し船・滝	道	
三瀬嶺	山・地藏・茶店・道	道	
瀧原宮	社・道	礼拝施設	
瀧原宮其二	道・寺院	礼拝施設	
荷坂嶺	海・山・集落・茶店・道	見所	該当
間越峠岩船地藏堂	堂・茶店・山・岩	道・礼拝施設	
八鬼山	山・集落・道	道	
八鬼山嶺荒神茶屋	茶屋・堂	道・礼拝施設	
十五郎茶屋	茶店・猿・道・山	道	
西行松	松・道・行人・茶店	見所	該当
木本湊	魚・町人・家	見所	
七里の濱	海浜・並松・海・岩山・道	見所	
花之窟	岩山・並松・行人・海	礼拝施設	

ものとしている¹¹⁰。そのため、本書の挿絵に取り上げられる項目については、本書の記述の中でも特に重要なものであると考えられる。伊勢山田から新宮までの区間において挿絵として描かれたのは全部で18件ある(表26)。これを性格ごとに分類すると、主に道に関係する図像が、柳の渡、三瀬川、三瀬嶺、八鬼山、十五郎茶屋の5件、礼拝施設が原大辻観音庵、無量山千福寺、瀧原宮、瀧原宮其二、間越峠岩船地藏堂、八鬼山嶺荒神茶屋、花之窟の7件、それ以外の箇所が田丸城下、蚊野松原、荷坂嶺、西行松、木本湊、七里の濱の6件である。道中案内から抽出された重要な見所9箇所のうち、田丸城下、蚊野松原、荷坂嶺、西行松の4箇所については挿図を合わせて検討する。また『西国三十三所名所図会』における重要な見所該当箇所の記述もあわせて検討する。

3) 抽出した見所の性格

ア 田丸城・田丸城下

まず、道中案内に見える田丸城・田丸城下の記述を表27にまとめた。

表によると、道中案内の記述には大きく3つの要素があることが分かる。1つには、ここは町であるということである。2つには、ここには紀州和歌山藩の城郭があるということである。3つには、大和初瀬街道と熊野道との分岐点であるということである。このうち、町の記述をみると、『新增補細見指南車』では「名物合羽たばこ入をうる店多し」、『天保新增 西国順礼道中細見大全』では「此所にてもおひつる売あり又名物合羽たはこ入を売店多し」として、巡礼者が購入できる物品についての記述が見られる。これは、田丸が、巡礼者が物品を購入して巡礼旅の準備を整えることができた場所であることを示している。

また、『西国三十三所名所図会』の挿絵を見れば(図44)、「合羽」と示した看板を吊す店で、傍らに笈を置き、笈摺を着用した夫婦もしくは親子と思われる人物が物品を購入している様子や、店の外で、笈を背負い笈摺を着用しているとみられる人物が店内の様子をうかがう様子が描かれる。それに隣接して御宿という看板を吊し、店の中に畳んだ布団や行灯をおく建物が描かれる。さらに往来をみれば、笈摺を着用した西国巡礼者だけでなく、伊勢山田方面へ寄進物を運ぶとみられる馬子や扇を振り上げ賑やかに進む旅人、また、魚を商う人物や道端で口論する人物など、様々な人物が描かれ、町の賑わいと旅人の多さを示している。このように、近世を通して紹介される田丸は、巡礼に関連する町であるとともに、賑わいと活気にあふれる町として巡礼者にとらえられていたものと考えられる。

表 27 田丸城・田丸城下の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事 内容	此所よき町有	田丸町	町家			宿名物合羽 たばこ入を うる店多し 町家多し	田丸 城下 也 宿 休 此所にても おひつる売 あり又名物 合羽たはこ 入を売店多 し 町家多し
	紀州様御屋 しき有	御城あり	御城有	田丸一万石 城主紀州久 野丹波守	一万石紀州 御家老久野 丹波守	田丸御城紀 州様御■城 一万石久野 丹波守	田丸御城 紀州様御■ 城
		町の内より 左りへ行右 ハやまとは せかいたう なり	町すぐに行 ばはせ道、左 りくまの道	町中のはし こへてすぐ に行はせ道 左りじゅん れい道	町中の橋こ ゑてすぐ に行はせ寺道 左巡礼道	大手町直に 行ハ大和初 瀬道左へ行 ハ熊野道	大手町直に 行ハ大和初 瀬道左行ハ 熊野道又高 見越。吉野道 立石有

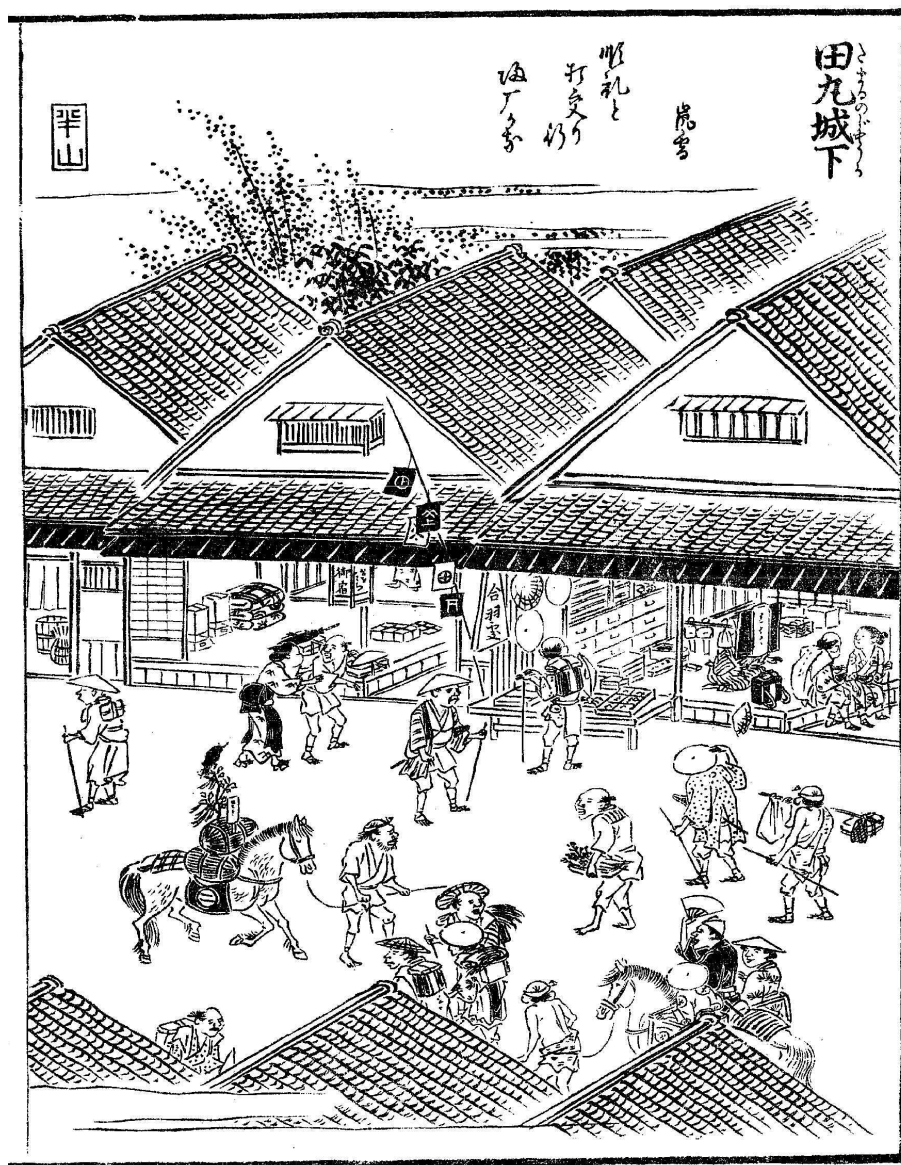


图 44 『西国三十三所名所図会』「田丸城下」



图 45 田丸城下付近現況

イ 蚊野松原

まず、道中案内に見える蚊野松原の記述を表 28 にまとめた。道中案内の記述はいずれも簡素で、その名称を記すにとどめる。次に、『西国三十三所名所図会』の記述を見れば（図 46）、蚊野松原について、「野篠蚊野を経て原にいたる間凡一里半ばかり左右雌松の原にして道ひろく平なり樹下には松茸多く生ずるを以て往来道すじの外行人みだりに入ことを禁ず」とあって、この松原が松茸の産地であることを示す。また挿絵には松原への立入を禁止する標柱が立っているのが見え、巡礼者だけでなく、地元住民と思われる人物が行き交う様子も描かれる。これらの事から、蚊野松原はこの地域の生活に密着した松原として認識されていたものと考えられる。なお、今日では蚊野に松原は現存しない。1940 年代頃に開墾され、現在では柿畑になっている（図 47）。

表 28 蚊野松原の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事内容			次ニかのゝ松原	かののまつばら	かのゝ松原	此間かのゝ松原	



图 46 『西国三十三所名所図会』「蚊野松原」



図 47 蚊野松原付近現況

ウ 長者屋敷

瀧原宮から阿曾へむかう途中に存在する野原で、道中案内には長者屋敷の跡、長者野とも記される。この付近には今日でも字名として「長者野」が残るとともに、昭和 37 (1962) 年の埋蔵文化財包蔵地の調査では 4 基の古墳の所在を確認している。さらに、周辺は縄文時代以降の遺物の散布地であり長者野遺跡となっている¹¹¹。

まず、道中案内に見える長者屋敷の記述を表 29 にまとめた。『西国三十三所道しるへ』には、かつて長者がいた所の野がある、という記述があり、『西国巡礼道中細見増補指南車』や『新增補細見指南車』の「長者屋敷の跡あり」という記述はそれとほぼ同一とみて良いだろう。その一方で、『天保新造西国巡礼道中細見大全』に紹介はなく、『西国三十三所名所図会』にも記載は無い。そこで、「長者屋敷」の具体像をしるため、道中日記の記述内容をみると、文政 10 年 (1827) の『西国順拝道芝の記』に「それより少し行きて長者ヶ野とてむかし長者の住し屋敷跡なるよし間口一町ほど奥行五六丁程有山■■の谷間なり原中に塚二ツ有り長者の墓なりとそ」(■は判読不明文字)として、野原と塚二つが存在している様子が理解できる。

明治 27 (1894) 年の地図¹¹²を見ると、南東から北西に広がる独立丘陵と、山塊から舌状に張り出す尾根筋との間に、幅 100m 程度、奥行 500m 程度の平坦地が広がっている状況が見える。ここが「長者野」であると考えられる。今日では、現地に大紀町立大宮保育園、大宮小学校、大宮中学校が所在し、古墳もすべて削平され、近世の「長者屋敷」の痕跡をみとめることは困難である (図 48)。

さて、道中案内での記述はきわめて簡素で、長者の屋敷跡というのみである一方で、道中日記にはその大きさや、塚があり、長者の墓であるといった情報が記述されている。このことは、この土地がかつての繁栄を彷彿とさせる場所として巡礼者に認識されていたものと考えられる。

表 29 長者屋敷の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄3年	享保13年	安永5年	天明2年	文化3年	文政12年	天保11年
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
記事 内容	長者野とて古へ長者の有し所の野あり	次ニ長者が野	長しが野	長者が野	長者屋敷の跡あり	長者屋しき跡あり	



図 48 長者屋敷付近現況

エ 伊勢紀伊国界

道中案内に見える「伊勢紀伊国界」の記述を表 30 にまとめた。まず、全ての道中案内に共通する記述としては、坂・峠があること、峠が伊勢国と紀伊国の境界であることがみられる。このことから、この見所は境界であることを明示する意味を有していると考えられる。

さらに、『西国三十三所道しるへ』には海が見えるという記述が見られる。また、『西国三十三所名所図会』では挿絵（図 49）を付したうえで、「東南の滄海渺々として、紀の路の浦々遠近に連なり長嶋二江など眼前にありて風景言語に絶す。」という記述があり、海と海岸、集落による眺めを評価している。これらの記述は、この地点が海の見える視点場であることを明示していると考えられる。海が見える地点は、伊勢山田を出発以降この荷坂峠が初めての場所であり、この新しい眺望の対象である海は、境界という認識を一層際立たせるものであったと考えられる。

以上から、伊勢紀伊国界は、巡礼者に、「境界」として認識されていたものと考えられる。

表 30 伊勢紀伊国界の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事 内容	小坂ありまた此間二に坂と云坂あり	此間に坂峠	次に坂有	坂有	坂有	二坂峠上り 十二丁下り 十八丁	二坂峠上り 十二丁下り 十八丁
	此所伊勢と紀州との境なり	せい州き州のさかひ也	峠より伊勢紀伊境也	峠ハ伊勢きしうの国さかひ	峠よりきい	伊勢紀伊国界	伊勢紀伊国界
	海見ゆる						
						茶店	茶店一軒
		是よりくまのちにかかる	是よりくまの路にかゝる				伊勢山田より国界まで卅六丁道十五里 国界より紀州藤代迄五拾丁道六十三里半 すべて熊野といふ

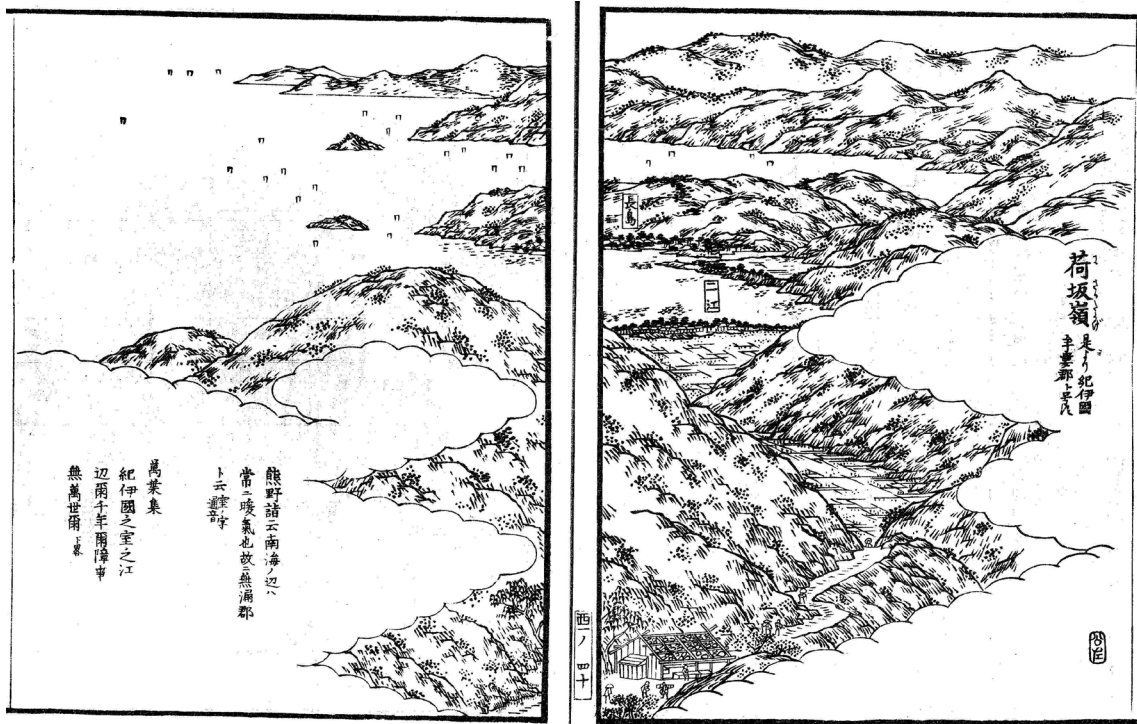


图 49 『西国三十三所名所図会』「荷坂嶺」



图 50 荷坂峠付近現況

オ 西行松

『西国三十三所名所図会』において茶屋の前に大きな松が描かれている地点である(図 51)。道中案内に見える西行松の記述を表 31 にまとめた。表から、「大ふき坂」の峠に「松」があり、これを紹介していることが分かる。次に松の記述をみると、『西国三十三所みちしるへ』は、名称を「さがり松」とし、その内容を「二本一所にはへたる枝のさかりたる松あり」とするのみで、西行の名は見えない。『順礼案内記』では「ほうじの松」と名称を示すのみで、これも西行の名は見えない。しかし、18 世紀後半の『西国巡礼細見記』に至り、「峠に西行の松あり」と、西行の記述が初めて登場し、以降は西行松の記述が継続する。さらに今日では「地元の子どものやりとりに自らの才能の無さを嘆いた西行がこの松の場所で引き返した」という伝承まで付与されている¹¹³。西行は治承 4 (1180) 年に実際に熊野から伊勢へ旅しており、このときの和歌が『山家集』に紹介されていることから、18 世紀頃、この地にあった名木の松に西行の故事が付託されたと考えられる。西行が旅の歌人として近世において著名であったことは松尾芭蕉の『奥のほそみち』にも度々登場することなどからも明らかで、「西行松」の名称は巡礼者に「旅」に対する様々な感情を惹起したと考えられる。

ところで、西行松の場所については、「大ふき峠」に立地すると記述する点はすべての道中案内で共通するが、「大ふき峠」の位置については『西国三十三所道しるへ』から『西国巡礼道中細見増補指南車』までは新鹿～波田須に、『新增補細見指南車』『天保新增 西国順礼道中細見大全』は波田須～大泊にその記述がある。現在「大吹峠」として呼称される峠は波田須～大泊にあり、近世末の道中案内と一致する。しかし、西行松の跡は新鹿～波田須にあるとされており、近世末以前の道中案内と一致する。つまり、西行松の位置と峠の名称に混乱が見られるのである。近世の道中日記の記述には、「生え替わりの松」「今は若木」といった記述が認められる。このことから、江戸時代後期のある時期に、西行松が枯死し、現在の大吹峠の位置に生えていた松を西行松として新たにみとめ、峠の名称とともに移されたのではないかと考えられる。なお、今日、新鹿～波田須間の坂道の名称は残っておらず、このこともこの推論を支持するといえよう。

なお、今日では松の大木は認められない(図 52)。

表 31 西行松の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年	享保 13 年	安永 5 年	天明 2 年	文化 3 年	文政 12 年	天保 11 年
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
区間	新鹿一波田須	新鹿一波田須	新鹿一波田須	新鹿一波田須	新鹿一波田須	波田須一大泊	波田須一大泊
記事 内容	此間大ふき坂として小坂あり	坂有	大わき坂小さかなり	大ぶき坂小坂也	大ぶき坂	大■峠ニ	大引峠大ふきといふ俱也
	此坂にさがり松として二本一所にはへたる枝のさかりたる松あり	峠にほうじの松有名木なり	峠に西行の松あり	峠に西行松あり	峠に西行法師の松有	西行松	峠ニ西行の松
							茶や一軒有



図 51 『西国三十三所名所図会』 「西行松」



図 52 西行松付近現況

カ 鬼が城

まず、道中案内に見える鬼が城の記述を表 32 にまとめた。この「鬼が城」は現在の「熊野の鬼ヶ城」¹¹⁴であると考えられる。道中案内の記述はごく簡素で位置と大岩あるいは岩窟（岩や）であることを記すのが大半で、『西国三十三所みちしるへ』のみ「おそろしき」という言葉を付す。

鬼が城は、『西国三十三所名所図会』所引の「清水寺縁起」に登場し、その中で坂上田村麻呂が征討した鬼の住居であるとされる。現地は、東西 1.2 km にわたって連なる石英粗面岩の大岩壁である。半ドーム状の岩壁は波と風の浸食によって、階段状の平坦面は数回にわたる急激な地盤の隆起によって形成されたもので¹¹⁵、天井部には蜂の巣状の風蝕痕が見え、床面は板のように平らな棚となっており、特異な地形を呈する（図 53）。

つまり、この鬼が城は、この地域の独特な自然地形に「鬼」の伝説が付加され、巡礼者に「おそろしき」印象を与える場所として認識されたと考えられる。

表 32 鬼が城の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行 年	元禄 3 年	享保 13 年	安永 5 年	天明 2 年	文化 3 年	文政 12 年	天保 11 年
	1690	1728	1775	1782	1806	1829	1840
地点	木本	木本	木本	木本	木本	木本	大泊
記事 内容	町東の海中山の出崎に鬼が城とおそろしき岩や見ゆる	鬼か城といふ大岩あり	東海中山の出さきに鬼が城あり	鬼が城といふ大岩	東の海中ニ鬼か城と云う大岩あり	東の海中に鬼が城といふ大岩有	左の岬ニ鬼城といふ岩窟あり此所ハ見えず



図 53 鬼が城現況

キ あふま権現二王石

今日、獅子岩と呼ばれている岩塊とその南側にある岩塊のことである（図 54）。獅子岩は獅子が口をあけて太平洋に向かって吠えているような形状を示すことからそのように呼ばれている。道中案内の記述（表 33）によると、『西国三十三所道しるへ』には、「岩のかしら一つは口をひらき」という記述がみえ、元禄年間から現代まで岩塊の形状に変化はないものと考えられる。一方、いずれの道中案内も西いづち村にある「あふま権現の二王石」として記述されている。つまり、単なる獅子の形状をした特異な岩塊ではなく、「あふま権現」すなわち大馬権現という宗教施設に関連する見所として巡礼者に紹介されていることが理解できる。

表 33 あふま権現二王石の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事内容	海辺に高十七八間ほど ■景気すさまじき大岩 ■つ東向ニあり是より西いづち村と云所にあふま権現の社あり此権現の二王石といふなり此岩のかしら一つは口をひらき一つは口をとちて居る形に見ゆる		次の海辺に高さ十七八間の岩二つ有但し東向き西いづち村といふ所にあふま権現の社有此権現を守護したまふ仁王石なり。此岩のかしら一つは口をひらき一つは口をとちてゐる其のまゝ仁王のごとし	おうま権現二王石	西いづち村にあふま権現の社有二王石と云ふ大岩有	西いづち村にあふま権現の社あり二王石と云ふ大岩あり	次ニ海辺ニ高サ十七八間斗の岩貳つ有あふま権現の二王石といふ



図 54 あふま権現二王石現況

ク 親しらず子しらず

まず、道中案内に見える「親しらず子しらず」の記述を表 34 にまとめた。「親しらず子しらず」は、七里御浜における難所の渡河地点に対し名称を付したものであることがわかる。波が高いときに波が引いた瞬間を見計らって走り渡らないといけないことから、親子であってもお互いに後ろを振り向く余裕がない、として「親しらず子しらず」と名付けられたという名称起源が語られている。現地を荒天時に踏査すると、太平洋から打ち寄せる波は高く、浜へ出ることも危険な程であることから、この地点が非常に大きな旅の障害として認識されたと考えられる。つまり、「親しらず子しらず」は、旅の困難を示す場所として巡礼者には認識されたと考えられる。

なお、その記述は、七里御浜の志原川、市木川に限定されていたものが文化年間には大泊の項目で主に叙述され、志原川・市木川はその名称で紹介されるだけになる。こうした記述の変化と「見所」としての記述の変化は、舟渡しの整備に伴う危険回避経路の確立と

関係しているのではないかと考えられる。

現在、志原川、市木川の河口は七里御浜において確認することができる（図 55）。



図 55 親しらず子しらず現況（志原川河口付近）

ケ 南海の眺望

七里御浜からの海の眺めのことである（図 56）。道中案内をみると（表 35）、志原川・市木川の親しらず子しらずに引き続き記述される。静かな海に廻船が遙かに見える眺めを他になし、として評価している。また『西国三十三所名所図会』において「七里の濱」は「此浜ハ木本の湊より新宮にいたる街道にして右の方は並木の松原百数十丁連なり左は東南の滄海渺々として白浪磯に打ちよせ向うに新宮の岬を見渡し澳を走る大舟釣する海士の小船などの風景言語に絶す実に旅中第一の景地というべし」とあって、その眺めは道中案内の「南海の眺望」とほぼ同一の内容をもつことが理解できる。このように、浜を視点場として捉え、そこから見る絶景の紹介ととらえられよう。

さらに3つの道中案内では峯の上もしくは山上の狼煙台の紹介につづけて中国船の漂着について紹介する。七里御浜の西側の山は実際に目にすることはできるが、そこに所在する狼煙台を目にすることは難しい。さらに、異国船が実際に漂着する状況やそれに伴い狼煙が上がる状況を目にすることは、巡礼者にはほとんどないだろう。つまり、狼煙台や異国船の漂着に関する情報は実際に目にしうるものの紹介というよりはむしろ、眼前の太平洋を異国につながる土地として巡礼者に感じさせる情報の紹介であると考えられる。

南海の眺望においては、浜を視点場として捉え、太平洋を絶景として紹介するとともに、太平洋と狼煙台に外国船の物語を付すことで、異国情緒を強調しているものと考えられる。則ち、この場所では、太平洋の絶景を異国情緒と関連付けて紹介しているものと考えられる。

表 35 南海の眺望の道中案内記述状況

書名	西国三十三所道しるへ	順礼案内記	西国巡礼細見記	順礼道中指南車	西国巡礼道中細見増補指南車	新增補細見指南車	天保新增西国順礼道中細見大全
刊行年	元禄 3 年 1690	享保 13 年 1728	安永 5 年 1775	天明 2 年 1782	文化 3 年 1806	文政 12 年 1829	天保 11 年 1840
記事内容			のどかなる 日は海に浪 なく川水な しはるかか 廻船見ゆる	此所別してあ 海なりりのど るなハ川にミ ななく川は南水 へては海に南か 又他ににし	此辺弓手の方 別しれ共あ海 なれハ川長閑 日海静に水成 遙海に眺見へ又 にのし望	此辺弓手の方 方別しれ共あ海 なれハ川長閑 日海静に水成 遙海に眺見へ又 にのし望	の荒れな水にか南ま の荒れな水にか南ま の荒れな水にか南ま の荒れな水にか南ま
				山の峰に狼煙あ り是ハ異国を遠 入きたるし時ニ 見事あり歌へ山 ふ城和歌へ山連 るの	道筋所、の山 上は異国を遠見 は来る若備へ江 す	道筋所、の山 上は異国を遠見 は来る若備へ江 す	の煙ハ入ししへ の煙ハ入ししへ の煙ハ入ししへ の煙ハ入ししへ
				近くは宝曆十 未ノ年に主しき 此浦に達しき本 なるに	三船来聴てくか 十のれ台有をに 曆土がより命に 宝唐なより命に は年に主しき福 近未此浦に達し なるに	三船の野て長 十州申熊し本 曆福二船着達り 宝年十州漂に送 ハの政蘇に聴へ 近未寛年浦台崎 なるに	曆年政年楚台長本 宝の寛の熊しり ハ未舟申舟着達 く三州二州漂に 近十福十蘇浦聴 なるに



図 56 南海の眺望現況

(4) 礼拝施設以外の見所の立地と機能

次に、これら見所の立地について検討する。ここまでに把握した重要な見所は、合計 9 箇所である。これを、伊勢山田から熊野新宮までの縦断面図に、その立地の状況を図示した(図 57)。その結果、見所が集中して立地する箇所とほとんど立地しない箇所とに分かれることが判明した。このうち、見所の立地する箇所は、地勢が比較的平坦で歩きやすい箇所であること、見所が立地しない箇所は連続川越や連続峠越を行う地勢が険しく歩き難い箇所である事が図から読み取れた。つまり、これら見所は、歩くのが容易で歩行に倦怠する箇所に立地し、巡礼者に歩行を継続させる仕掛けであったと考えられる。

以上のように、熊野参詣道沿道で紹介される見所は様々で、伊勢神宮・熊野三山・西国巡礼に関係しないものばかりである一方で、人の営みなどの日常世界(賑わい、暮らし、かつての賑わい)や、地理的境界、非日常世界(伝説、宗教、絶景、異国情緒)を演出する内容を持っていることが判明した。すなわち、これら見所は、たんなる眺めを提供するだけでなく、場所の意味も合わせて提供していたと考えられる。西田正憲は、日本人の近世以前の伝統的な風景観について「実景よりも文学にあらわれる場所の特別の意味が重要なのである。それは後の<視覚の風景>に比べ<意味の風景>といってもよい。景観よりもよりも意味が大切なのだ。このような意味とは本来環境に内在しているものではなく、われわれが投影するものであり、隠喩にほかならない。中世においては、風景とは隠喩に

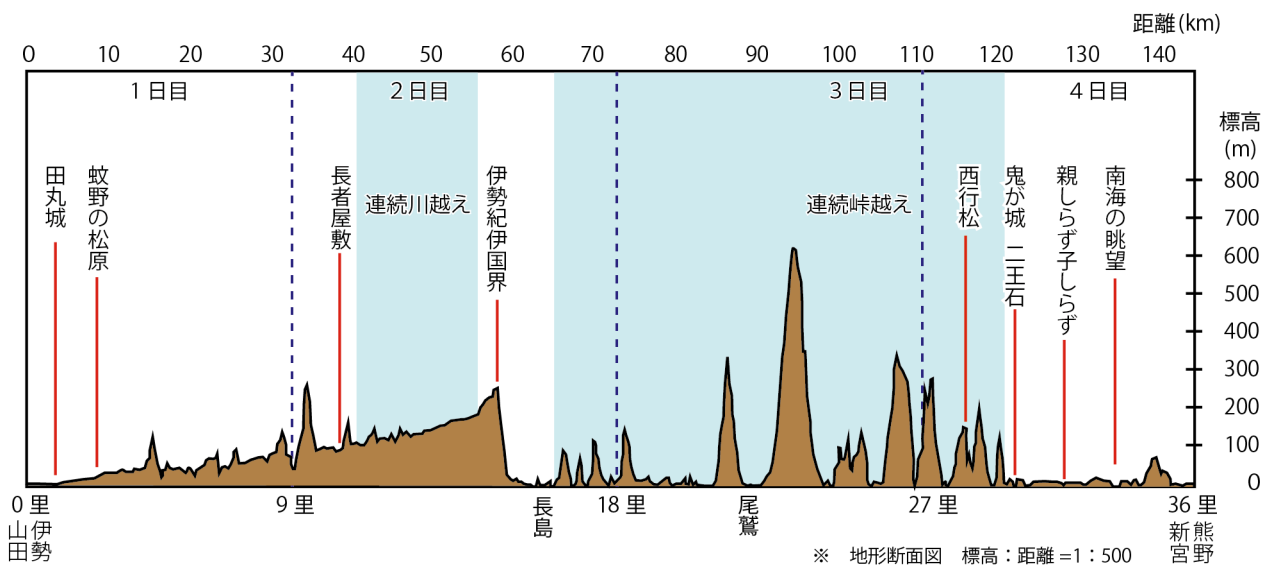


図 57 熊野参詣道伊勢路沿道の見所立地状況

よる場所の意味にはほかならなかった。風景へのこのまなざしは近世まで続く。」¹¹⁶と指摘する。西田のいう「意味の風景」は文学に登場する場所の意味に基づくが、熊野参詣道伊勢路に展開する見所は、単なる「視覚の風景」ではなく、そこに視対象以外の情報を付加することでそれぞれの見所に意味を持たせている点では、これら見所も「意味の風景」として捉えることができるだろう。つまり、見所に場所の意味を持たせている点において、熊野参詣道伊勢路の見所は、「意味の風景」を構成していると考えられる。

さらに、これら見所を構成する意味の風景は、起点に近い伊勢近傍にあつては、人の営みなどの日常世界（賑わい、暮らし、かつての賑わい）を、荷坂峠は伊勢紀伊国界として境界を、目的地に近い熊野近傍にあつては非日常世界（伝説、宗教、絶景、異国情緒）を演出する内容を持っていることが判明した。つまり、熊野参詣道伊勢路は、伊勢から熊野までの旅路の中で、日常世界から非日常の世界への旅を演出する仕掛けが施されていたと考えられるのである（表 36）。

表 36 見所の立地・視対象・情報と性格

名称	視対象	視対象以外の情報	推定される性格	日常／非日常
＜伊勢山田＞				
田丸城・田丸城下	城・町・人々	合羽・たはこ入れ・おひつる・紀州一万石久野家	賑わい	日常世界
蚊野松原	松原・村人・標柱	松茸	暮らし	日常世界
長者屋敷跡	野・谷間・塚	長者屋敷の跡	かつての賑わい	日常世界
＜連続川越区間＞				
伊勢紀伊国界	坂・峠・海・茶店	伊勢紀伊国界	境界	境界
＜連続峠越区間＞				
西行松	坂・峠・松・茶屋	西行	旅の伝説	非日常世界
鬼が城	大岩・岩窟	鬼が城	鬼の伝説	非日常世界
あふま権現二王石	大岩	あふま権現、二王石	宗教施設	非日常世界
親しらず子しらず	川・磯・大海・浪	親しらず子しらず	旅の苦難	非日常世界
南海の眺望	海・廻船・山の峯	眺望・狼煙・異国船・遠見・中国船	絶景・異国情緒	非日常世界
＜新宮＞				

(5) まとめ

以上の検討により、伊勢から熊野までの熊野参詣道沿道には見所が多数成立し、道中案内等で紹介される状況が明らかとなった。熊野参詣道沿道に成立する見所は、いずれも熊野や伊勢、西国三十三所巡礼とは関連せず、礼拝施設とは性格を異にする。これら見所は、地理的条件や地勢的条件を背景にして眺めの特殊性を視対象として示しながらも、人の営みや地理、伝説、宗教、苦難、異国情緒など場所の意味が示されていた。

さらに、これら見所の立地を検討すると、歩行が容易で歩行に倦怠しがちな箇所立地することが判明した。つまり、巡礼者に歩行を継続させる仕掛けであったことが明らかとなった。さらに、その見所の配列を検討すれば、伊勢近傍にあっては、日常世界（賑わい、暮らし、かつての賑わい）を、荷坂峠は伊勢紀伊国界として境界を、目的地に近い熊野近傍にあっては非日常世界（旅の伝説、旅の苦難、伝説、奇異、絶景）を演出する内容を持っていた。つまり、熊野参詣道伊勢路は、伊勢から熊野までの旅路の中で、日常の世界から非日常の世界への旅を演出する仕掛けが施されていたと考えられる。

こうした見所の性格は、礼拝施設と大きく異なる。礼拝施設が巡礼者に巡礼旅であることを確認させる機能を有していたのに対し、見所は巡礼者に日常世界から非日常世界への旅路を演出することで、巡礼旅を続ける意欲をわかせる機能を有していたと考えられる（図58）。

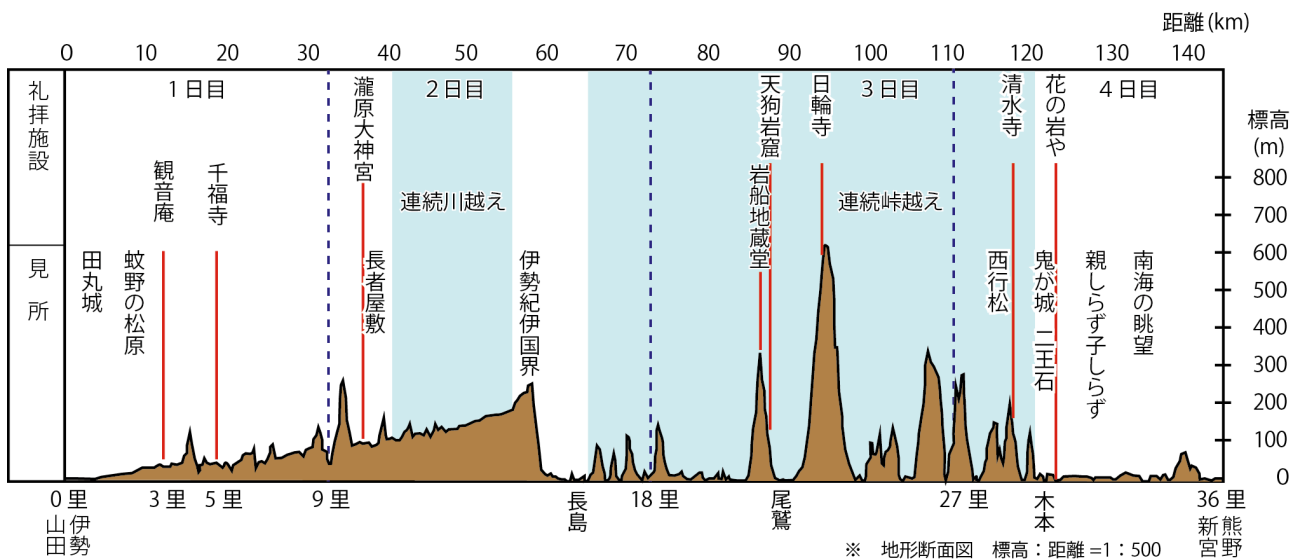


図 58 熊野参詣道伊勢路沿道の礼拝施設・見所立地状況

4 第IV章の小結

本章においては、主に道中案内から重要な礼拝施設・見所を抽出し、史料や自治体史からそれぞれの礼拝施設、見所と巡礼との関係を把握するとともに、巡礼路の縦断図等により、その立地の特性と配列を明らかにすることで、17世紀から19世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路の空間に配置された諸要素を特定した。

まず、礼拝施設については、旅の行程1日毎に巡礼者を礼拝施設に参詣させる空間的仕掛けが存在し、それらは道中案内によって巡礼旅と関連付けられていた。また、見所については、歩行に倦怠しがちな区間に巡礼者に気分を刷新させ、自身の位置を示す空間的仕掛けが存在し、それらは道中案内によって意味の風景を与えられ、日常世界から非日常の世界への旅を演出する意味を与えられていた。礼拝施設と見所は空間的仕掛けと道中案内の情報の組み合わせによって巡礼者の意識に変化を与えていたと考えられ、これら2つの要素は相互補完的であった。

このように、17世紀から19世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路に施された巡礼路の諸要素が抽出された。

第 V 章

現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を構成する諸要素

1 本章の目的

(1) 本章の目的

第Ⅲ章、第Ⅳ章においては、17世紀から19世紀にかけて巡礼路として機能していた熊野参詣道伊勢路を構成する空間と諸要素を特定した。これに対し、本章では現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を構成する諸要素について把握する。

第Ⅱ章でみたように、巡礼路であった熊野参詣道伊勢路の一部は平成14年¹¹⁷、「熊野参詣道」として国の史跡に指定され、平成16年には世界遺産に登録された。巡礼路であった熊野参詣道伊勢路はこれらを経て、現代において文化遺産として把握されるに至ったといえる。その結果、熊野参詣道伊勢路は、法律に基づく行政による保護の対象となり、地域住民らによる管理運営の対象となり、また観光者による観光対象となったと考えられる。

そこで、本章においては、行政（文化財保護部局と地域振興部局）や地域住民、観光者が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなして、保護対象、管理運営対象、観光対象として認識している空間と諸要素について解明する。

なお、本章以降、文化遺産として把握されて以降の熊野参詣道伊勢路は、『文化遺産「熊野参詣道伊勢路」』として表記する。

(2) 研究方法

まず、行政（文化財保護部局）が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」として保護の対象としている諸要素については、文化財保護法に基づき自治体によって実施される保護の指針である「保存管理計画」の特徴と、保護の対象としているもの、またその保護方法から把握する。研究方法は保存管理計画、整備活用計画などの文献調査による。

次に地域住民と行政（地域振興部局）が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」として管理運営の対象として認識している諸要素については、三重県が地域住民と協働して策定したとされる「熊野古道アクションプログラム」の記述内容と、その経時的変化、変化の社会的背景から把握する。研究方法は、熊野古道アクションプログラム、新聞記事、自治体の予算

資料の文献調査による。

さらに、観光者が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」として観光の対象として認識している諸要素については、ガイドブックに記述される内容から、ガイドブックが推奨する観光行動について解明することで把握する。研究方法は行政関係機関、大手出版社、その他の発行主体によって刊行・配布されたガイドブックの文献調査を行い、テキストマイニングやクラスター分析等の統計的な処理を用いてガイドブックの特徴を把握し、ガイドブックの推奨する観光行動を把握する。

最後にまとめを行い、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に関係する行政・地域住民・観光者が認識している文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素について明らかにする。

2 文化遺産保護制度が保護対象とする文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素

(1) 本節の目的

日本における保存管理計画の経緯を踏まえたうえで、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』が意図する保護の対象と方法を解明する。

平成15年、三重県は三重県下に所在する世界遺産の構成資産となる一連の史跡等を対象として保存管理計画を策定した。さらに、世界遺産登録の際に付された勧告に基づき保存管理計画が改定され、平成17年、現行の『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』¹¹⁸が発効し、平成28年現在、行政の文化財保護部局はこれに基づき資産の保護を図っている。しかしその一方で、当該保存管理計画が存在しながらも熊野参詣道伊勢路でも史跡指定範囲においてトレイルランニングイベントが実施される¹¹⁹など、巡礼路という歴史性に必ずしもふさわしくないイベントが行われる一方で、未指定区間については等閑に付されたままであるなど、保存管理計画の実効性も課題となっている。そこで、本節においては、日本における保存管理計画の経緯を踏まえたうえで、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』が意図する保護の対象と方法を解明する。

研究の方法は、最初に、そもそも「保存管理計画」という保護の指針がいかなるものであるのかについて把握するため、「保存管理計画」に関する議論、文化庁の施策からみる「保存管理計画」の経緯、世界遺産条約が求める「management plan」の状況をまとめ、『世界

遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』策定の前提を明らかにする。次に、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』から、熊野参詣道伊勢路に関する部分について、登録推薦書記載事項¹²⁰も参考にしつつ、当該保存管理計画が意図する保護の対象と保護の方法について明らかにする。以上の内容はいずれも文献調査による。

(2) 日本における「保存管理計画」の概要

1) 保存管理計画をめぐる議論

まず、これまでに見られる保存管理計画をめぐる議論について把握する。

我が国において、文化財にかかる記事を最も多く掲載する雑誌は、文化庁が監修する『月刊文化財』であろう。この『月刊文化財』所収の保存管理計画にかかる記事を収集したところ(表37)、題名に「保存管理計画」の単語を含むものは3件、「保存管理計画」に類似する単語を含むものを含めても7本であった。また、それら記事は2000年以降に集中していた。

表 37 『月刊文化財』における「保存管理計画」関係記事一覧

通号	著者名	発表年	論題
＜記念物の保存管理計画＞			
438	平澤 毅	2000	名勝における保存管理計画と保存修理事業 ¹²¹
511	高遠達也	2006	東京都における文化財庭園の保存管理計画
589	柴田慈幸	2012	宮沢賢治の世界観を表す「イーハトーブの風景地」と保存管理計画
＜重要文化財(建造物)の保存活用計画＞			
607	下間久美子	2014	重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について
＜伝建地区の保存計画＞			
444	宮本雅明	2000	歴史的集落・町並みの調査と保存計画
559	上野勝久	2010	伝建地区制度における調査と保存計画
＜近代化遺産の活用＞			
413	深堀 登	1998	「旧横浜船渠株式会社第二号船渠(ドック)」の保全活用計画について

次いで、保存管理計画を取り上げた論考について概観する。

まず、稲葉信子は世界遺産条約のもとめる遺産のマネジメントシステムを端緒に、遺産マネジメントという概念を導入し、これを「遺産の価値に変化を与える要素の管理にかかわる利害関係者の合意形成のプロセス、それを合意事項として行政文書にしたものがマネジメントプラン」と定義した¹²²。

平澤毅は名勝の保存管理に関する経過や保存管理計画策定の実績等について概観し、戦前においては現状を変更することを制度によって禁じるのが適切な方途であったということ、戦後、現状変更の許可申請の増加に伴い、保存管理計画等によって現状変更の取扱い基準が定められているものについてはそれを基準に許可事務を処理するとしたこと、2000年度以降、『史跡等整備のてびき』の策定を契機に、保存管理計画の策定が進展したことなどを指摘した。また、近年では現状変更等規制を主軸とした保護措置から本質的価値と現状とを踏まえて基本的な保存管理と整備活用の理念と姿勢を示す内容に変化してきているとした¹²³。平澤の指摘する『史跡等整備のてびき』とは、文化庁文化財部記念物課が平成16（2004）年に発行した『史跡等整備のてびき～保存と活用のために～Ⅱ計画編』のことで、保存管理計画の策定は「第1章史跡等の整備事業の過程/第3節整備事業の流れと各過程/4. 保存管理計画の策定」の項目において紹介されている。また、その目的は、史跡等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準の策定等とされている。

庄子亮平は、日本の世界遺産における包括的保存管理計画が世界遺産委員会の作業指針が示す内容を満足しているかを検討し、定期的な改定が意図されていないこと、地域住民が策定・改定に参画する仕組みがないこと、保存管理計画の運用責任が明示されていないことなどの課題が存在することを指摘し、日本の文化財保護制度と世界遺産委員会が想定する保護制度には齟齬がある点を明らかにした¹²⁴。

和泉大樹は国指定名勝について観光資源とみなし、『保存管理計画』の活用方案から、鑑賞以外の「有効な活用的観点」として、ニューツーリズムのコンテンツに目を向ける必要があると主張した¹²⁵。

このように、保存管理計画をめぐる議論が進展するのは、2000年代以降のことであり、しかも、その議論は極めて限定的である。また、その議論の状況からは、現状変更の制限

の基準に端緒をもつ記念物の保存管理計画と、世界遺産条約に端緒をもつマネジメントプランの両者が現在混在している状況を示しているとともに、保存管理計画に示される「活用」が観光の文脈からも注目されつつある状況を示している。

2) 文化庁の施策から見る保存管理計画

次に、保存管理計画の経緯について、文化庁の施策を通して整理する。文化庁から発出されている保存管理計画に関する通知等を整理した（表 38）。すると、文化庁の保存管理計画の施策については、現状変更の取扱い基準に端緒をもつ記念物の保存管理計画と、関係者間の合意形成に基づく所有者等による自主的な保存・活用の促進を目的とする保存活用計画の2者が存在することが明らかとなった。

表 38 文化庁による保存管理計画にかかる行政通知等施策

発出年	内容
< 記念物 >	
昭和 48 年 (1973)	「記念物の現状変更に係る審議手続き基準」発出 現状変更の取扱い基準が定められているものについては、これを基準に許可事務を処理する。
昭和 48 年 (1973)	国庫補助による保存管理計画策定事業開始
平成 16 年 (2004)	『史跡等整備のてびき～保存と活用のために～Ⅱ計画編』刊行 史跡等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的
< 建造物等 >	
平成 11 年 (1999)	「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」発出 保存活用計画は、所有者等が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等と都道府県及び市町村教育委員会・文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として策定。
平成 25 年 (2013)	「文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項」 保存活用計画の策定経費が補助対象

3) 世界遺産条約がもとめる” management plan”

近年の世界遺産条約においては、” management plan” が重視されている。「紀伊山地の霊場と参詣道」登録当時の“作業指針¹²⁶”においては、登録推薦書に“management plan”を添付するように求めていた。さらに近年は、この management plan の中に、目的、策定の経緯、資産の概要、資産の価値、主要な課題、政策や目標に適した行動、実施計画、経過観察計画、見直しのスケジュール等をもりこむように求めている¹²⁷。このことは、現在遺産の抱える課題を抽出し、それらに臨機に対処していくための「管理計画」を意図しているものと考えられる。

4) まとめ

保存管理計画は、極めて行政的な課題であり、これまで学術的に検討・検証されることが非常に少なかった。また、日本における保存管理計画は記念物の「現状変更」の取扱い基準の策定に端を発したものと、建造物の保存・活用促進を目的とした保存活用計画の2者が存在していることが明らかとなった。一方、世界遺産条約における“management plan”は、現在遺産の抱える課題を抽出し、それらに臨機に対処していくための「管理計画」を意図しているものと考えられる。

このような保存管理計画を取り巻く状況を踏まえると、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道 保存管理計画』は、世界遺産条約が求める“management plan”と、日本の記念物保護行政における「現状変更」の取扱い基準に端を発した「保存管理計画」の影響を受けているものと考えられる。

(3) 『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道 保存管理計画』の保護

1) 分析方法

『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道 保存管理計画』の意図する保護を明らかにするため、保存管理計画から、順に保護の対象となるものを抽出し、その保護の方法を整理する。その順序は以下のとおりである。

①資産の内容→②指定範囲→③構成要素→④保存管理の方法→⑤現状変更の許可範囲→
(⑥ 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素→⑦構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の保存管理の方法) →⑧整備活用

このうち、整備活用については、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道 保存管理計画』に項目の記載はあるものの、具体的な内容が把握しがたいことから、2006年3月に策定された『熊野街道歴史の道整備活用計画（改訂版）』の内容を参照する。

以上の結果、表 39 として整理された。

2) 分析結果

a) 資産内容と指定範囲の齟齬

文化遺産としての「熊野参詣道伊勢路」は伊勢神宮から熊野三山に至る巡礼路の空間全体として捉えられるが、現在の指定範囲は、「参詣道そのものの線形、復員、沿道の景観が往時の状態で遺存する峠道などを中心」とした総延長 32.9km の区間、七里御浜、花の窟に限定されており、それ以外の区間は指定されていない。これは、「史跡の指定基準」に合致する考古学的遺構の残存する区間のみが史跡に指定されたためと考えられる。また、礼拝施設や見所も、極めて著名で従前から把握されていた「花の窟」と「熊野の鬼ヶ城と獅子巖」のみが保護の対象となっており、その他の礼拝施設・見所は指定の対象となっていない。これは、史跡指定当時、それぞれの礼拝施設や見所が巡礼空間の諸要素として有していた重要性が、十分に解明されていなかったためと考えられる。さらに、伊勢神宮、参詣者はいずれも指定されていない。日本の神社の本宗として広く崇敬される伊勢神宮や熊野への参詣者は、「遺跡」という概念でとらえることのできない、いわば、無形的な要素であり、史跡の構成要素たりえなかったと考えられる。

b) 構成要素と保存管理方法の齟齬

花の窟の「お綱かけ神事」は構成要素として記載されているが、保存管理の方法に記載はない。これは、当該保存管理計画が「史跡」の保存管理計画として記述されているために、三重県指定無形民俗文化財の「お綱かけ神事」の保存管理の方法は記載されなかったものと考えられる。

c) 保存管理の方法と現状変更の許可基準の記載事項

保存管理の方法は、表現にばらつきはあるものの、いずれも「現状の保存」を基本とする。また、現状変更の許可基準と合わせてみれば、「整備」を記載し、現状を保存したうえでの整備を意図していることが理解できる。一方、保存管理の記載がありながら、整備について記述をしないものがある（沿道の景観、七里御浜）。これらは、いずれも、所有者が

個人や国であって、保存管理計画の策定の中心となった三重県教育委員会は整備の記述をし難かったものと考えられる。

d) 無形的要素と整備活用

1998年3月に策定された『三重県歴史の道整備活用総合計画』においては、熊野街道として田丸から新宮対岸の成川までを対象として整備を実施することとしており、街道としての一体性を重視していた。また、世界遺産登録後の2006年3月に策定された『熊野街道歴史の道整備活用計画（改訂版）』においても、田丸から成川までの参詣道に加え、道以外の史跡指定範囲も対象にしている。つまり、指定地の周辺にもその整備活用の対象範囲は及んでいるとみられる。しかし、具体的な整備方法は、史跡指定範囲の峠道部分のみを示しており、当該整備計画が実質上は「峠道」の整備計画となっていると判断される。

このように、整備活用においては、史跡の構成要素たりえなかった要素のうち、指定範囲以外の参詣道と、無形的要素の参詣者が整備活用の対象となっていると考えられる一方で、実質上は指定範囲の「遺構」を対象とした整備が意図されていると考えられる。

e) まとめ

日本における史跡の保存管理計画は、記念物の現状変更許可基準の必要性から始まっており、その性格は今日も強く残っている。そのため、世界遺産条約のもとめる”management plan”の性格とは必ずしも一致しない。『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』は従来の日本の保存管理計画を踏襲し、まず、史跡の指定範囲の保存を対象とし、史跡の構成要素の現状保存を前提としたうえで、それら現状を変更する基準を示すことで、資産の保存を行うことを意図している。その結果、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の資産とすべき伊勢から熊野までの空間としての道全体は保護の対象とはならず、遺構の残存する範囲の道が細切れに保護の対象となっていると考えられる。また、礼拝施設や見所も、極めて著名で従前から把握されていた「花の窟」と「熊野の鬼ヶ城」と「獅子巖」のみが保護の対象となっており、その他の礼拝施設・見所は指定の対象となっていない。このほか、今日も祭祀が継続する伊勢神宮も史跡の構成要素とは見なされていない。

このように、空間としての巡礼路全体は、文化遺産としては保護の対象とはなっておらず、細切れになった巡礼路と、一部の礼拝施設・見所が保護の対象として把握され、それらが象徴的に熊野参詣道伊勢路の歴史性を示すものとして把握されたものと考えられる。

なお、整備においては、史跡指定範囲以外の道や、参詣者にも配慮している状況がうかがえる。このことは、当時の行政内の文化遺産保護担当者が、今日の史跡の指定基準に合致しない要素でも、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の保護にはこれら諸要素が重要であるという認識をもっていたことを示していると考えられる。

表 39 熊野参詣道伊勢路の保存管理方法

価値	属性	資産	指定範囲	構成要素	保存管理の方法	現状変更の許可範囲	整備	
巡礼路	巡礼起点	伊勢神宮	×	×	×	×	×	
	巡礼目的地	熊野三山	あり	あり	あり	あり	あり	
	道	田丸～熊野三山約160kmのうち下記を除く区間	峠道（石畳道、約34km、沿道の茶屋跡・一里塚）	線形	道の線形	現状保存、整備	×	○
				幅員	土道・石畳道・縁石で固めた階段等に分類される路面の形態			
					路面を斜めに横断する「洗い越し」と呼ぶ排水路			
			沿道の景観	ヒノキ・スギなどの針葉樹の人工林、広葉樹林・竹林（※）	現状維持（※）	×	×	
			茶屋跡・一里塚などの関連施設	一里塚、茶屋跡、水飲み場、巡礼供養碑・町石・道標・石仏などの石造物	現状の維持		日常的な管理、自然崩壊に対する復旧、整備、林業施策計画に基づく植栽・伐採、景観阻害工作物の撤去	○
	七里御浜	約18kmの区間	熊野灘の海面、汀線、砂礫浜の地形、岩礁	史跡の保護や自然景観の保全にも配慮したものへと誘導	港湾・海岸管理者が実施・許可した海岸工事、利用者の安全確保・浸食防止の管理工事、安全確保の土地掘削、公益上認められる工作物設置	×		
		加持鼻王子跡	梶ヶ鼻大岩	現状の適切な保存管理	「維持の措置」に当たる行為	×		
	礼拝施設	花の窟	境内地	花の窟の巨岩、王子の岩屋の岩塊、拝所、神社敷地、鳥居、灯籠	現状保存管理	整備	×	
				お綱かけ神事	×	×	×	
		その他の礼拝施設	×	×	×	×	×	
	見所	熊野の鬼ヶ城と獅子巖	鬼ヶ城	凝灰岩の大岩壁、波食洞窟	経過観察	維持の措置、学術調査、整備	×	
			獅子巖	凝灰岩の岩塊	景観を維持、補修			
その他の見所		×	×	×	×	×		
参詣者	参詣者	×	×	×	×	○		

『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』より作成、整備の項目は『熊野街道歴史の道整備活用計画（改訂版）』より作成。○は該当する、×は該当しないを示す。※沿道の景観は構成資産の土地の周辺環境を構成する要素

(4) まとめ

世界遺産条約の作業指針は、登録推薦書に管理計画の添付を要求している。紀伊山地の霊場と参詣道においては、登録時の勧告に基づき 2006 年 3 月『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』が策定され、さらに『熊野街道歴史の道整備活用計画(改訂版)』が策定された。そこで本章では、日本における保存管理計画の概要について把握したうえで、上記 2 計画を対象として、保護の対象と方法を解明した。

まず、保存管理計画が日本で議論されるようになったのは 2000 年代以降であり、現状変更の制限の基準に端緒をもつ記念物の保存管理計画と、世界遺産条約の作業指針を端緒にもつマネジメントプランの両者が混在している状況が看取され、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』、こうした異なる二つの管理計画の発想をもとに、策定されたものと考えられる。

『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』から熊野参詣道伊勢路該当部分を抽出すると、文化財指定範囲は、峠道、七里御浜、花の窟、熊野の鬼ヶ城と獅子巖に限定され、熊野参詣道伊勢路起点の伊勢神宮、峠道以外の道は指定対象に含まれない。これらは考古学的証拠が存しない(史跡等指定文化財に該当しない)として指定されなかったものと考えられる。ついで、指定範囲内の構成要素として挙げられる花の窟境内地における「お綱かけ神事」は保存管理の方法が示されていなかった。さらに、保存管理の方法は現状保存と整備を基本としていた。

また世界遺産登録後に策定された『熊野街道歴史の道整備活用計画(改訂版)』では、田丸から成川までの参詣道に加え、道以外の史跡指定範囲も整備対象にしていた。しかし、具体的な整備方法は、史跡指定範囲の峠道部分のみを示しており、当該整備計画が実質上は「峠道」の整備計画となっていると判断された。

日本における保存管理計画は、記念物の現状変更許可基準を端緒としており、今日もその性格は残っている。そのため、世界遺産条約の求めるマネジメントプランとは必ずしも一致しない。『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』は、文化財指定範囲を対象とし、構成要素の現状保存を意図している。一方、指定対象とならない考古学的証拠の存しない諸要素については、保護の手法は示されない。また、整備については、理念としては考古学的証拠の存しない諸要素についても配慮を示すものの、具体的な方策として

は、指定範囲内の峠道のみ範囲に限定されている。

このように、熊野参詣道伊勢路を本来構成していた空間と諸要素のうち、法的保護の対象となっているのは、考古学的証拠の存する限定的な部分のみであって、空間と諸要素全体には及んでいないことが明らかとなった。

3 行政・地域住民が管理運営対象とみなす文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素

(1) 本節の目的

近年、行政の政策課題として、行政と地域住民の協働が推奨されている¹²⁸。文化遺産や自然遺産の管理運営においても、地域住民が参加することが推奨されている。例えば、遺産保護の世界的枠組みである世界遺産条約においては、平成19(2007)年の第31回世界遺産委員会において「先住的、伝統的、地域的コミュニティの参画が条約の履行には極めて重要である」との認識に基づき、世界遺産委員会の戦略的目標の1つに「コミュニティ」が追加されている¹²⁹。また、世界遺産条約の事務局であるユネスコとその諮問機関であるICROM、ICOMOS、IUCNは「遺産が複雑化するにつれて管理の実践の進化が求められており、(中略)管理運営のアプローチは遺産の管理運営のより広範でより包括的なアプローチへ、そしてコミュニティの参画がより強調されるものへという変化に対応しなければならない(これらはごく最近になって世界の各地で見られるようになったものである)。」と指摘する¹³⁰。日本国内では稲葉信子が世界遺産委員会の求める遺産のマネジメントシステムの議論の中で遺産マネジメントを「遺産の価値に変化を与える要素の管理にかかわる利害関係者の合意形成のプロセス」と定義している¹³¹。こうした考え方に基づき、日本国内でも「地域住民」が策定に参加した文化遺産の管理運営計画として「石見銀山行動計画」¹³²や「富士山世界文化遺産富士宮市行動計画」¹³³等が登場している。

文化遺産「熊野参詣道伊勢路」においては、世界遺産登録を控えた平成15(2003)年に、その管理運営計画を示す『「熊野古道」アクションプログラム(以下、熊野古道AP)』が策定された。策定の事務局を務めた平野昌は、熊野古道APの策定経過を地域住民主体の策定であるとし¹³⁴、西川亮は、策定参加者や内容から官民協働による世界遺産の保全・活用の証拠として評価する¹³⁵など、地域住民と行政の協働による遺産保護の好例として評価

されている¹³⁶。しかし、熊野古道 AP は当初の計画策定後 10 年以上が経過しており、この間 8 編の関連文書が発行されている。その内容は、管理運営の対象である文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を取り巻く状況（利用および保護の仕方）が管理運営の結果変化し、それとともに地域住民の関わり方も変化していることが考えられ、これらも合わせて評価する必要がある。また、このような長期間にわたって修正された遺産の管理運営計画について、特に対象となる遺産を取り巻く状況の変化と、策定における地域住民の関わり方との関係からその変化をみたものはなく、改めてその関係をみることは、今後の管理運営計画策定に当たって意義あることと言える。

本節は、『熊野古道 AP』を対象に、管理運営計画の変化を明らかにし、管理運営の対象となる遺産を取り巻く状況の変化と計画策定における地域住民の関わり方の関係から考察し、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して行政と地域住民が保護と利用の対象とみなす空間と諸要素を解明する。

（２）研究方法

1) 『熊野古道 AP』の概要

熊野古道 AP とそれに関連する計画書は全部で 8 種類ある（表 40）。世界遺産登録前の平成 15（2003）年 3 月に最初の熊野古道 AP が策定された。この計画には、行動計画のみを記述した『平成 15 年度編』、『16 年度編』が別冊として附属する。その後、熊野古道 AP の各編が示す計画対象期間の末年に、本編の改定・追記が行われている。改定・追記は世界遺産登録後の平成 17（2005）年、世界遺産に登録されて 5 年後の平成 20（2008）年、世界遺産に登録後 10 年以上経過した平成 27（2015）年にそれぞれ行われた。このほか、時点修正や編集上の錯誤の修正などの極めて軽微な改定が平成 16（2004）年と平成 18（2006）年に 2 度行われている。以上より本稿においては、平成 15（2003）年、平成 17（2005）年、平成 20（2008）年、平成 27（2015）年に策定・改定・追記された熊野古道 AP（以下、年代順に熊野古道 AP1、熊野古道 AP2、熊野古道 AP3、熊野古道 AP4）を対象とする。

表 40 『「熊野古道」アクションプログラム』一覧

表題	「熊野古道」アクションプログラム	「熊野古道」アクションプログラム	「熊野古道」アクションプログラム	「熊野古道」アクションプログラム	熊野古道アクションプログラム2	熊野古道アクションプログラム2	熊野古道アクションプログラム2 追記編	熊野古道アクションプログラム3
副題	～世界遺産登録をめざす熊野古道の保全と活用のために～	～世界遺産登録をめざす熊野古道の保全と活用のために～	～世界遺産登録をめざす熊野古道の保全と活用のために～	～世界遺産登録をめざす熊野古道の保全と活用のために～	世界遺産・熊野古道の保全と活用のために	世界遺産・熊野古道の保全と活用のために	～世界遺産登録5周年を迎えるにあたって～	保全と活用のための活動指針
発行者(表紙)	三重県	三重県	三重県	三重県	熊野古道協働会議 三重県	熊野古道協働会議 三重県	熊野古道協働会議	熊野古道協働会議
発行者(奥付)	三重県(地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ)	三重県(地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ)	三重県(地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト)	三重県(地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト)	三重県(地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト)	三重県(地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト)	三重県	熊野古道協働会議
発行年月日(表紙)	平成15年3月	平成15年3月	平成15年3月	平成16年6月	平成17年7月	平成17年7月	平成20年12月	平成27年3月
発行年月日(奥付)	平成15年3月	平成15年3月	平成16年3月改定	平成16年6月	平成17年7月	平成18年3月改定	平成20年12月	平成27年3月
備考	熊野古道 AP1	年度編別冊アクションのみ記載	内容の一部(ロゴマーク、関係団体リスト、熊野古道に係わる法律等について)を修正	年度編別冊アクションのみ記載	熊野古道 AP2	内容の一部(三重県立熊野古道センターの名称、関係団体名簿、節番号のミス)を修正	熊野古道 AP3	熊野古道 AP4

2) 方法

熊野古道 AP の内容は、平成 29 (2017) 年現在策定済みである 8 種類の計画書から把握した。まず、熊野古道 AP1 について、地域住民が関係する、a) 策定経過 (策定参加者と策定方法)、b) 遺産の保護、c) 利用 (ツーリズム)、d) 計画の実施方法の 4 項目について確認した。その後、改訂された熊野古道 AP についても同様の作業を行い、上記 4 項目について、内容の変化を把握した。遺産を取り巻く状況は、熊野古道 AP1 策定の前年度である平成 13 年度から熊野古道 AP4 策定の次年度である平成 28 年度までの、熊野古道 AP および地域住民に関係すると思われる、あ) 世界遺産登録、い) 人口および入込客数、う) 住民組織、え) 県の施策の 4 項目について把握した。あ) は世界遺産登録記念誌¹³⁷から、い) は三重県等の公表資料^{138、139}から、う) は新聞記事¹⁴⁰から、え) は行政文書 (予算一覧表)¹⁴¹から把握した。

(3) 結果

1) 熊野古道 AP1 の内容

a) 策定経過（策定参加者と策定方法）

策定には、市民プランナー（一般公募で集まった地域住民）、サポーター（県内で活躍する市民活動・出版・観光などの専門家）・行政職員（国・県・市町村）が参加し、ワークショップにより内容を検討している。これに危機管理・歴史・建築・ユニバーサルデザイン・防災・林業といった各分野の専門家がアドバイザーとして参画していた。事務局は三重県が担うが、行政職員だけでなくライターやボランティア団体の代表が参加している。地域住民と行政だけでなく、多様な主体が、策定者、助言者、事務局員として参加し、それらの意見がワークショップにより計画に反映され、文書にまとめられた。また、ワークショップを補完する目的で関係者へのヒアリングも行われた。

b) 遺産の保護

世界遺産登録されることを見越して、登録後の「保全と活用の前提となること」として、世界遺産条約や文化財保護法、保存管理計画、整備活用計画を考え、具体的に行動していく必要があると述べている。また、文化的景観の説明と、その保全および活用の必要性を示したうえで、保全する責任と次世代への継承を目的に、保全に関する責任を果たすことを提案している。このように、遺産に関係するすべての人々に遺産保護の責任を果たすことを求めていると言える。

c) 利用（ツーリズム）

文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の特徴は「聖地を目指す巡礼路であったということ」、「伊勢からの道」であるということ」にあり、「『歩く』ということと『道』ということ」を基本において実施していくことを明示している。具体的には、平成の熊野参詣道として実際に伊勢から熊野三山まで歩くことができるようにする企画の実施や受入態勢の整備のほか、宿泊施設も近世において巡礼者に提供された善根宿や宿坊を意識して設置していくことを検討するとしている。このように、本来の巡礼路としての性格を基盤として展開しようとしていることが確認できた。また、「環境を損なわず、地域のありのままを一緒に楽しもうというのがエコツーリズム」として、環境を守り伝え、その姿から来訪者に感じ学んでもらうエコツーリズムを実践するとしている。具体的には、「熊野古道ルール」の普及やゴミ

の持ち帰りなど、来訪者に社会的責任を求める内容を示している。さらに、トイレなどの施設整備は必要最小限におさえ、公共交通機関の利用促進とパーク&ライドによる交通拠点周辺での駐車場整備による環境負荷低減を図るなど、保護を優先させた内容となっている。

d) 計画の実施方法

個々のアクションは住民や民間事業者等実施主体が自主的に行い、地域住民、市民団体、事業者、行政機関等を含む「熊野古道にかかわる全ての人」を構成員とする会議体「熊野古道協働会議」において全体の進行管理を行うとしている。実行状況は、1年ごとに上記熊野古道協働会議による「計画」「実行」「チェック」「見直し」というPDCAサイクルを回すマネジメントシステムの実施によって管理するとしている。さらに、管理運営計画の対象期間は3年であり、「原則として3年ごとに大きな見直しを行うことで新しい環境の変化に対応」するとしている。本計画は、前述の遺産の保護およびツーリズムの方針に従って、熊野古道協議会議の管理のもとで多様な主体が自主的に事業に取り組み、状況に応じた展開を図ろうとするものであったといえる。

2) 『「熊野古道 AP」の記載内容の変化

a) 策定経過（表 41）

AP2以降も事務局は三重県が担うが、ライターやボランティア団体の代表は熊野古道 AP3以降見られなくなる。また、熊野古道 AP2以降ワークショップは行われなくなり、熊野古道 AP2では、学識経験者、NPO、事業者、一般参加者（地域住民）、行政（国、県、市町）が参加するシンポジウム、「熊野古道伊勢路シンポジウム ～これからの世界遺産熊野古道を考える～」が行われた。熊野古道 AP2以降、熊野古道関係者が事前申込により自由に参加できる熊野古道協働会議が行われており、以降熊野古道 AP4まで継続している。これらのシンポジウム・会議では、事務局が作成したアクションプログラム案を協議・承認している。また、熊野古道 AP4では事務局案を作成するため、「熊野古道関係者、行政担当者等で構成する検討会議を3回にわたり開催」している。このように、地域住民が意見を述べる機会はあるながらも、アクションプログラムの策定主体は一般公募の地域住民から行政へと変化していることが確認できた。

ヒアリングは熊野古道 AP1 から熊野古道 AP4 まで行われているが、その対象者は変化する。熊野古道 AP1 では「関係者へのヒアリングも積極的に行い、検討成果に盛り込」んだとし、ワークショップの補完に利用していた。ワークショップが行われなくなった熊野古道 AP2 では「学識経験者や地域の関係者、さらには行政の担当者等から、意見や現状」を聞き取ったとし、熊野古道 AP3 では、「研究者、メディア関係者、プロモーション専門家、首都圏から何度もこの地域を来訪されているファンの方、世界遺産登録前後から深くかかわっておられる地元関係者」を対象に、『「熊野古道及び周辺の魅力」「プロモーションのあり方、手法」』をヒアリングしたとしており、外部への情報発信を強く意識していることが理解できる。なお、熊野古道 AP4 では「これまでの熊野古道の保全と活用に係る取組について、その成果と課題等を把握」するため、保存会・語り部等の市民活動団体、有識者を対象に行っており、意向を聞くというよりも現状把握を目的としている。

熊野古道 AP2 からはアンケート調査が採用されている。熊野古道 AP2 では熊野古道関係者を対象に現状評価を調査している。熊野古道 AP3 では地域住民、行政職員に「これまでの活動をどう評価するか。また、それらについて将来に向けてどう取り組むべきか」および「世界遺産登録 5 周年を迎えるにあたって、どのようなことに取り組めば地域がより良い方向にむかうか。また、県が想定している 5 周年記念事業についてどう考えるか」を問うている。熊野古道 AP4 では「熊野古道関係者」を対象に「取組を検証し、課題や今後の取組の方向性を見出すことを目的」として実施している。加えて、来訪者を対象に、来訪者の属性や動機、伊勢路の魅力と課題、再来訪意向等の把握を実施しており、来訪者の意向の把握を強く意識していることが理解できる。

策定経過は、管理運営計画がより広範な地域住民の意見を汲み取ろうとする当初の在り方から、熊野古道関係者と行政の限定的な意見、来訪者の意向を汲み取るものへと変化していた。

表 41 策定経過の変遷

文献 策定方法	熊野古道 AP1	熊野古道 AP2	熊野古道 AP3	熊野古道 AP4
市民事務局員	○	○		
行政向け説明会	○			
ワークショップ	○			
シンポジウム		○		
熊野古道協働会議		○	○	○
関係者検討会議				○
関係者ヒアリング	○	○	○	○
関係者アンケート		○	○	○
来訪者ヒアリング			○	○
来訪者アンケート				○

○：該当する項目

表 42 策定内容の変遷

項目	文献	熊野古道 AP1	熊野古道 AP2	熊野古道 AP3	熊野古道 AP4
保護	「法と条例」	第2章	第3章 第5節	行政の役割	資料編 第5節
	住民組織	自主的な取組	連携 支援	支援 顕彰	支援 顕彰
	対来訪者	社会的責任 求める	社会的責任 求める	ニーズへの 対応	おもてなし
ツーリズム	ツーリズム	エコ ツーリズム	カルチュラル ツーリズム	文化観光	文化的観光 交流人口拡大
	宿泊施設	善根宿・宿坊	善根宿・宿坊	—	民泊・B&B
	トイレ	必要最小限	必要最小限	—	設置検討
	交通	パーク &ライド	交通アクセス整備	—	駐車場充実
実施	対象期間	3年	3年	7年	5年～10年
	進行管理	PDCA	PDCA	—	—
	運営体制	熊野古道協働会議	熊野古道 協働会議	—	—

—：該当する記述なし

b) 遺産の保護（表 42）

遺産の保護については、取り扱いの優先順位を示す章に大きな変化がみられた（表 42）。熊野古道 AP1 においては第 2 章で取り扱われていた「関連する法と条例」の解説は熊野古道 AP2 に第 3 章第 5 節へと縮小し、熊野古道 AP4 においては、本編ではなく、資料編第 5 節で記載される。文化財保護については、熊野古道 AP3 においては、「行政の役割」として「文化財保護の視点から、法や制度を活用して、有形無形の熊野の価値を積極的に保全していく取組が求められ」とあり、特定の部署に限定されていなかった。熊野古道 AP4 においては、文化財保護は、市町教育委員会、県教育委員会が中心的役割を、ボランティア団体である保存会と国が一部役割を担うとされ、そのほかの関係者には全く役割が期待されていない。

一方、遺産の保全を実施する保存会に対しては、熊野古道 AP2 において「語り部・保存会等の住民組織との連携による結合的な保存体制の確立」「保存会活動に対する支援」が明記される。熊野古道 AP3 では「地域の活動を支援することが必要と考え」、「さまざまな地域の活動に目を向け、顕彰することにより、その活動に対する評価を高め、次世代への継承を考え」としている。熊野古道 AP4 では「熊野古道を守り伝える活動をサポートする支援体制の強化を図り」「保存会や語り部の会をはじめ（中略）それらの活動に対する顕彰等を通じて、地域に周知を図るとともに次世代への継承の促進をめざ」すとしており、当初は官民連携による保存体制が企図されていたのが、行政と保存会（住民団体）に分かれてしまっていることがうかがえる。

このように、熊野古道 AP1 で遺産に関係するすべての人々に求めていた遺産保護の責任は、行政の文化財保護担当部局が果たすべき責任として限定されるように変化したといえる。

c) 利用（ツーリズム）（表 42）

熊野古道 AP2 では、熊野古道 AP1 のコンセプトに基づいてルートを選定、整備、情報発信、踏破の催しなどが企画され、沿道集落の魅力創生、環境整備などが計画されるなど、その具現化が図られている。宿泊施設も宿坊の整備を進めることを目指すなど、引き続き巡礼路のコンセプトを継承していることが理解できる。熊野古道 AP3 では、引き続き「文化観光のさらなる推進」を図るとするに留まっており、具体的な内容は示されていない。

熊野古道 AP4 では、通し歩きのイベントなどが計画されながらも、宿泊施設は、活動事例として「空き家の活用等による交流促進 宿泊・休息施設、チャレンジショップ等への活用」や「宿泊施設、休息施設の充実 民泊、B & B 等、民家を活用した宿泊施設の検討」が示され、巡礼路とは無関係なコンセプトが示される。

ツーリズムの種類としては、熊野古道 AP2 では「地域の本来的な魅力を体感できる旅のスタイル」とするカルチュラル・ツーリズムへ変化し、熊野古道 AP3 では熊野古道 AP2 を継承しつつも、「プロモーションの重要性」を訴え、地域外といかに繋がるかが示される。熊野古道 AP4 では地域の「資源を活かして交流人口の拡大、地域活性化をめざす「文化的観光」をはじめ、地域資源を生かした体験型・参加型ツーリズムを提供」するとしている。

来訪者に求めている社会的責任については熊野古道 AP2 まで記述が見られたが、熊野古道 AP4 ではこれまでの「主な成果」欄に「参詣道ルールの制定と普及・啓発」が記され、「今後の計画」欄には記されない。一方、来訪者との関係としては、誘客促進、周遊性・滞在性の向上、おもてなしの醸成が項目として列記されている。加えて、熊野古道 AP4 では、トイレの整備検討と、駐車場の充実化がそれぞれ記されている。

このように、環境を保全し、来訪者に相応の社会的責任と負担を求めるツーリズムから、交流人口を増加させ、来訪者の利便性を優先するツーリズムへと変化していることがうかがえる。また、観光の対象も、地域全体から特定の資源へと変化している。

d) 計画の実施（表 42）

進行管理の記述は熊野古道 AP2 を最後に見られなくなる。また、個々のアクションを書く事業主体が 1 年ごとに見直す P D C A サイクルの記述も熊野古道 AP3 以降見られなくなる。管理運営計画の対象期間は、熊野古道 AP3 以降大幅に延長される。また、運営体制として熊野古道 AP2 までは熊野古道協働会議が示されていたが、熊野古道 AP3 以降は運営体制に関する記述はなくなる。このように、当初その時点での課題を抽出・解決し、改訂を繰り返していくことで、状況に応じた展開を図ろうとしていた管理運営計画は、実施内容の確認方法を持たず、目標を示すのみとなった。

3) 遺産を取り巻く状況の変化

あ) 文化遺産「熊野参詣道伊勢路」と世界遺産

文化遺産「熊野参詣道伊勢路」は「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産として、平成13年(2001)に世界遺産の暫定リストに登録された。平成14年12月には国史跡に指定され、文化庁は平成15年1月、世界遺産登録推薦書をユネスコに提出した。ICOMOSは平成15年10月の現地調査の結果を受けて、世界遺産委員会に対し世界遺産リストに登録すべきという勧告を行うことを決定、その後、平成16年6月に中国蘇州で開催された第28回世界遺産委員会において世界遺産に正式登録された。登録に際して付された勧告に基づき、平成17年度には包括的保存管理計画が作成され、ユネスコへ送付された。その後は6年に1度の定期報告が義務付けられており、平成22年度に紀伊山地の霊場と参詣道としては初めての定期報告を提出している。なお、平成28年度に紀伊山地の霊場と参詣道は追加登録を実施しているが、伊勢路では行われなかった。

い) 人口の減少と入込客数の増加

文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の世界遺産登録資産が所在する三重県内の市町は、現在の大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町の6市町である¹⁴²。これら6市町の総人口は、平成12年に101,873人であったのに対し、平成28年には78,971人へと減少している。一方、入込客数は平成12年に約7万9000人だったのが、AP2発行前年の平成16年には約15万にまで増加した。その後平成20年までほぼ横ばいで、AP3発行後の平成21年以降再び増加に転じ、平成26年には428,698人を記録した(図59)。

う) 住民組織の状況

住民組織の状況変化については、平成11年(1999)に結成され、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の資産の掘り起しと峠道の案内の役割を担ってきた「熊野古道語り部友の会」について把握する。これに関しては記録・公開されている情報がないため、新聞記事¹⁴³から状況を整理し把握した。

熊野古道AP1が発行された平成13年から15年までは、住民組織間のネットワークの構築や、語り部会員の組織化、熊野古道保全への決意表明、世界遺産登録を機に地域の保護意識が高まることへの期待感を表明する記事があった。平成16年には語り部養成講座があり、ガイドすることへの語り部の満足も表明されている。熊野古道AP2が発行された後の

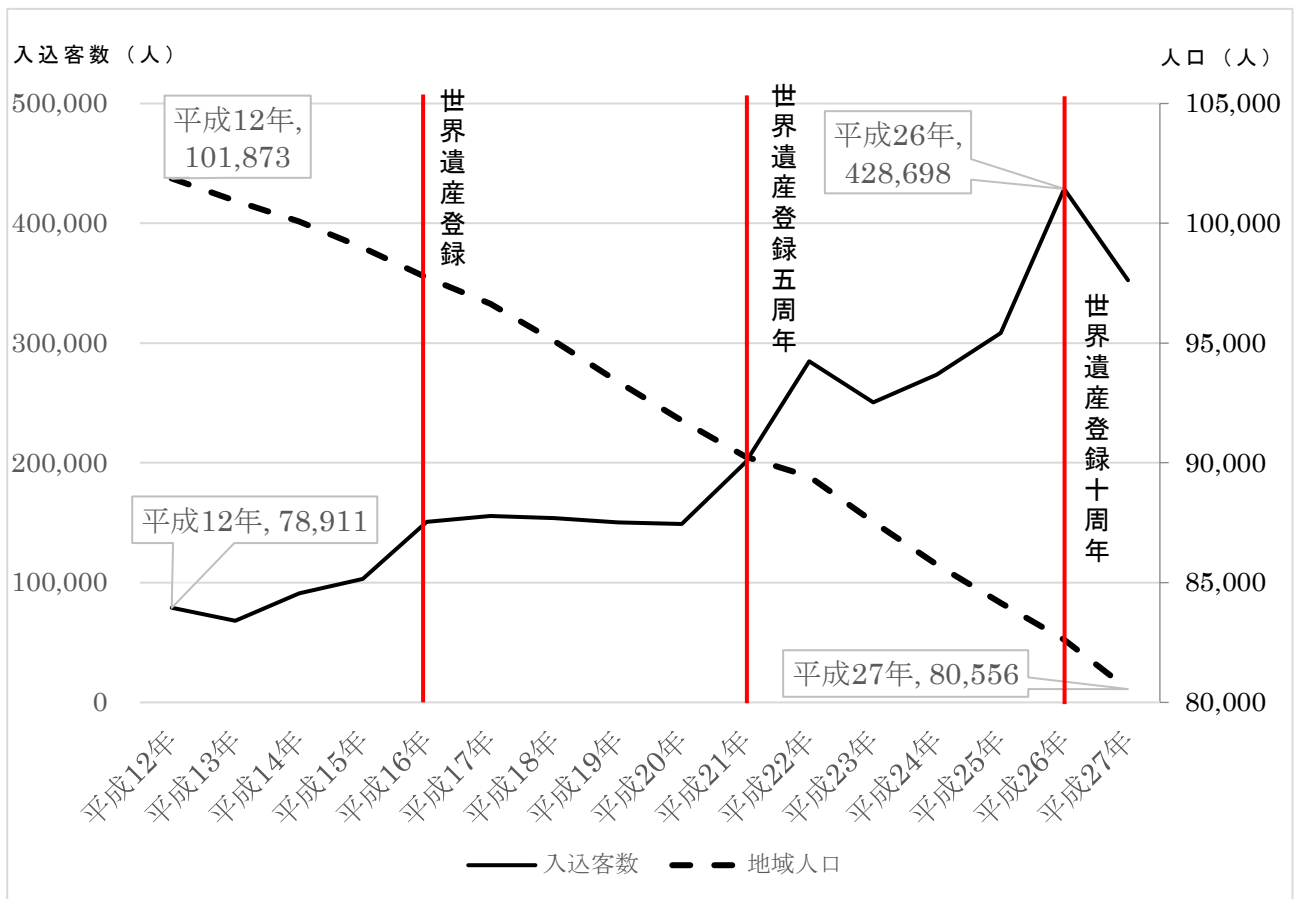


図 59 文化遺産「熊野参詣道伊勢路」所在地の地域人口と入込客数の変化

平成 19 年には、救急対応マニュアルの整備や実際に古道客を救助した記事がみられ、平成 21 年には熊野古道語り部友の会への功労賞の贈与や、エコツアーが広がっていると評価する記事も見られた。平成 25 年 5 月に皇太子行啓があり、これを回顧する内容が、熊野古道 AP4 が発行される平成 26 年、27 年にみられ、熊野古道語り部友の会の活動が着実に充実してきた状況がうかがえる。一方、熊野古道 AP3 が発行された平成 20 年には、若手の語り部会員募集と語り部養成講座の開始を告知する記事があり、語り部の高齢化と人材不足が課題となってきたことが窺える。平成 21 年、23 年、26 年に、語り部の高齢化と人材不足に関する記事が登場しており、この課題が解消していないといえる。語り部の会員数は、記事において 186 人（平成 14 年）、200 人（平成 19 年）、220 人（平成 21 年）と増加していたが、その後、170 人（平成 26 年）、160 人（平成 27 年）と減少に転じている。実際に活動している人数は、200 人中 60 人（平成 19 年）、170 人中 4 割（平成 26 年）と記事中で紹介されており、実働人数は 60 人～70 人程度と考えられる。

え) 県施策の変化 (表 43)

熊野古道 AP の発行者には、熊野古道 AP1 において「地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ」の名称が付されており、三重県の東紀州地域活性化担当部署と考えられる。組織改編によって、東紀州地域活性化担当部署は平成 18 年度から政策部、平成 24 年度には地域連携部へと所属は変化し、平成 29 年度には地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課が相当している。

熊野古道 AP1 発行前の平成 13 年度には、県及び市町村で組織する東紀州地域活性化事業推進協議会により実施されるソフト事業と、紀北、紀南でそれぞれ検討されている交流拠点整備事業、その他の事業 1 件で構成されていた。このうち、東紀州地域活性化事業推進協議会により実施されるソフト事業においては、宿泊施設、体験交流イベント、食、旅行キャンペーン、情報発信等観光振興に関する事業と、住民による地域の歴史・文化研究事業である熊野学取組、地域活性化の人材を育成する東紀州活性化大学など、観光振興事業と地域住民の取組支援とがセットで行われていた。一方、交流拠点整備事業については、「平成 10・11 年度に実施した民活化可能調査の結果を受け、平成 12 年度紀南交流拠点については事業主体の公募を行」い、13 年度「事業主体との契約を」行うとし、紀北交流拠点については「熊野古道等の新たな機能についても検討し、平成 12 年度中に整備の方向性を決め」、平成 13 年度は「事業構造を明確にし、事業推進を図」としている。こののち、紀北交流拠点は熊野古道センターへ、紀南交流拠点は「紀南中核的交流施設（里創人熊野倶楽部）」へと展開するが、平成 13 年度予算案立案段階ですでにそれら整備については一定の方向が打ち出されていたことが確認できる。

平成 14 年度には、世界遺産総合対策プロジェクト推進事業が新規に成立する。また、交流拠点整備事業が紀北と紀南に分離し、以降、ア) 世界遺産対策に係る事業、イ) 紀北交流拠点整備にかかる事業、ウ) 紀南交流拠点整備にかかる事業、エ) 東紀州地域活性化事業推進協議会等にかかる事業が東紀州活性化担当部署の主たる事業となる。そこで、以下ではまず、平成 14 年度以降の上記 4 事業について事業内容の変遷を検討する。

ア) 世界遺産対策に係る事業:平成 14・15 年度「世界遺産総合対策プロジェクト推進事業」平成 16～18 年度「世界遺産（熊野古道）対策推進事業」平成 19～22 年度「世界遺産熊野古道対策推進事業」平成 23・24 年度「古道対策推進事業」と、平成 23 年度に事業名から

「吉野・高野・熊野の国」事業」が分離する。平成 15～18 年度までは、熊野古道 AP の実施を事業の中心に据え、15・16 年度は世界遺産登録記念事業を掲げている。平成 19・20 年度は資料がなく詳細不明だが、平成 21 年度にはアクションプログラムの文言は消滅し、「登録 5 周年記念」の事業の実施を図っている。平成 22 年度には和歌山県・奈良県との広域観光ルート開発、観光プログラム開発、冊子作成へ変化する。平成 23 年度には、広域観光の推進が「吉野・高野・熊野の国」事業として分離、冊子作成とウォークイベントの実施が「古道対策推進事業」として残り、平成 24 年度で廃止となった。

イ) 紀北交流拠点整備：平成 14 年度において「熊野古道センター（仮称）の事業化に向けた取り組み」を実施している。平成 15 年度～18 年度にかけて建設工事を行い、平成 18 年度末に開館。その後は運営費が毎年計上される。運営目的は平成 19～23 年度は「交流促進」が挙げられていたが、平成 24・25 年度は「集客」へと変化し、平成 26 年度からは「集客交流」となっている。

ウ) 紀南交流拠点整備：平成 14 年度には基本計画が策定され、平成 15～18 年度は紀南集客に関するソフト事業が行われている。平成 16 年度以降、三重県の予算書には中核的交流施設整備が平成 28 年度まで継続する。事業は、平成 17 年度に策定された『紀南中核的交流施設整備基本構想』¹⁴⁴によれば、民間事業者が整備を実施し、これに三重県と関係市町が整備費等を 10 年間で上限 30 億円補助するとされる。平成 18 年度に補助事業者が決定し、平成 21 年度に「里創人熊野倶楽部」として開業した。紀北・紀南交流拠点整備は、後述する「三重県中南部地域広域活性化計画」において、拠点施設として位置づけられている。

エ) 東紀州地域活性化事業推進協議会：観光振興事業と地域住民の取組支援とがセットで行われていた事業は平成 16 年度まで継続する。しかし、人材育成事業は平成 16 年度で終了、調査研究事業である熊野学に関する事業も平成 18 年度を最後に予算書から文言が消滅する。替わって平成 19～25 年度には「東紀州観光まちづくり公社」が登場し、「観光振興、産業振興およびまちづくりを総合的に推進」するとなる。さらに平成 26 年度からは「東紀州地域振興公社」へと変化し、「観光商品づくりやエージェントセールス」などによる「集客交流」と「物産展等を通じた販路開拓」を行うと変化している。

オ) その他の事業：上述の 4 事業のほかの事業について概観する。平成 15～17 年度においては、世界遺産登録プレ事業が実施（平成 15 年度）されているほか、エコツーリズム推進

事業モデル地区に選定され（平成 16～18 年度）、体験型観光とその人材育成を実施する「紀北で体験しよらい事業」と「体験の達人育成支援事業」が、体験型観光の広域化を図る「熊野古道ゲートウェイ集客交流構築事業」が実施されている。一方、PR 事業として「紀北紀南連携・熊野古道パワーアップ事業」が、観光者の意向調査である「熊野古道CS調査事業」が実施され、尾鷲ヒノキの商品開発に関する「「尾鷲ヒノキ」で熊野古道関連製品をつくろう！事業」も実施される。このほかダイビング関係事業が 2 件実施されている。

平成 18～20 年度においては、「伊勢と熊野の二つの文化圏を結ぶ「熊野古道伊勢路」を多くの人々が通して歩ける環境やしくみづくり」を行う「熊野古道伊勢路を結ぶしくみづくり事業」が開始（平成 19 年度）し、以降平成 21 年度開始の「熊野古道伊勢路踏破支援緊急雇用創出事業」とともに平成 24 年度まで継続する。

平成 21～23 年度においては、広域的な交流による地域活性化を支援する地域自立・活性化総合支援制度に基づく社会資本整備総合交付金が交付され、この要件に基づいた「三重県中南部地域広域活性化計画（計画期間：平成 19～23 年度）」に基づいた世界遺産登録 5 周年記念事業（平成 21 年）や、首都圏での熊野古道に関する情報発信事業が実施される。また、平成 21～23 年度には、「熊野古道等観光ツアーガイド養成ふるさと雇用再生事業」として、「熊野古道の語り部をはじめとする東紀州地域の観光ツアーガイドの養成」を行う事業が行われ、平成 21 年度には熊野古道センターにおいて熊野古道等の「地域資源の調査研究」を実施する事業が開始し、平成 25 年度まで継続。一方、高速道路延伸を契機とした熊野古道との関係を明示しない広域観光プランの開発を行う「南三重地域広域観光推進緊急雇用創出事業」が平成 21 年度から 25 年度にまで継続して実施されるほか、「観光産業プロデュース」を東紀州観光まちづくり公社が実施する「東紀州観光まちづくりパワーアップ事業」が平成 22・23 年度に実施されている。また、商品開発、販売促進をめざす「東紀州地域ブランド商品開発・販売促進ふるさと雇用再生事業」と「東紀州地域力再生支援事業」が平成 21～23 年度にかけて実施される。このほか、平成 22・23 年度には「インターンシップチャレンジプロデューサー養成ふるさと雇用事業」として長期インターンシップにかかる事業が、平成 23 年度には「紀州地域資源活用支援事業」として「学生等の派遣」による新たな事業展開をめざす事業が実施されている。

期間	平成 14 年度 以前	平成 15～17 年度	平成 18～20 年度	平成 21～23 年度	平成 24～26 年度	平成 27 年度 以降
熊野古道 AP と の関係	熊野古道 AP1 以前	熊野古道 AP1～AP2	熊野古道 AP2～AP3	熊野古道 AP3～AP4		熊野古道 AP4 以降
ア) 世界遺産	熊野古道 AP 策定	熊野古道 AP の実施・登録 記念事業	熊野古道 AP の実施	登録 5 周年 広域観光	広域観光	広域観光
イ) 熊野古道セ ンター	事業化取組	建設工事	開館・運営	交流促進	集客	集客交流
ウ) 紀南中核的 交流施設	基本計画	施設整備	施設整備補 助金	開業 施設整備補助 金	施設整備補助 金	施設整備補 助金
エ) 東紀州活性 化事業推進協 議会	観光振興 地域住民取 組支援	観光振興 地域住民取 組支援	観光振興・産 業振興・まち づくり	観光振興・産業 振興・まちづく り	集客交流 販路拡大	集客交流 販路拡大
オ) その他事業	観光コンテ ンツ整備	世界遺産登 録プレ事業 体験型観光 と人材育成	伊勢路を結 ぶしくみづ くり	伊勢路を結ぶ しくみづくり・人材育成・ 地域資源研 究・登録 5 周 年・観光振興・ 商品開発・販売 促進・インター ンシップ・学生	登録 10 周年 事業観光キャ ンペーン商品 開発・販売促 進	

表 43 三重県施策の変化

平成 24～26 年度にかけては、商品開発・販売促進をめざす「東紀州産品販路拡大支援事業」が実施される。また、平成 26 年度の世界遺産登録 10 周年に向けた観光キャンペーン事業として、平成 24・25 年度「東紀州観光プロジェクト事業」、平成 25 年度「東紀州地域誘客促進緊急雇用創出事業」、「熊野古道情報提供強化緊急雇用創出事業」、平成 25・26 年度「熊野古道世界遺産登録 10 周年事業」が実施される。このほか、平成 25 年度には、「世界遺産を活用した魅力ある観光商品の企画造成」を行う「紀南地域観光商品企画造成緊急雇用創出事業」が実施される。

平成 27・28 年度には、その他事業は実施されていない。

お) まとめ

平成 15 年度の ICOMOS 現地調査は、遺産の価値や保全状況を調査して世界遺産登録の審査をするもので、「保全」が注目されたと考えられる。一方、世界遺産登録後は、地域住民が関わる世界遺産条約上の必要な取組はなく、世界遺産登録資産として「保全」することについては、関心が薄れていくものと考えられる。

来訪者は平成 16 年と平成 21 年を契機に 2 度大きく増加している。一方で、地域の人口減少は着実に進んでいる。住民組織の活動は、熊野古道語り部友の会の場合、平成 19 年頃から若手参加者の不足が表明されており、それは以降継続する。新規参加者の確保は実現していないことが看取できる。

三重県の施策は、平成 13 年度頃、地域住民の人材育成や活動の支援に中心があった一方で、この頃既に後の熊野古道センターや紀南中核的交流施設といった大型施設の建設・誘致を行う方向が打ち出されていた。また、熊野古道 AP1 策定後は、登録記念事業、体験型観光にかかる事業、それにかかる人材の育成、伊勢路を結ぶ仕組みづくりにかかる事業、など熊野古道 AP の実施とその方向性にそった施策が展開し、登録 5 周年をはさんで次第に縮小しながらも平成 24 年度頃までは継続する。しかし平成 26 年度の登録 10 周年を控えた時期に、観光振興と商品開発・販路拡大に施策は変化し、熊野古道 AP との関係性はほとんど見られなくなる。

(4) まとめ

熊野古道 AP1 が策定されたのは、世界遺産登録前の ICOMOS 調査員が調査を行う前であり、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の保護を中心とした気運が高まっていた時期と考えられる。そのため策定に幅広い人々が参画して、遺産の保護と、遺産の価値である巡礼に即したツーリズムを両立させようとした。三重県は AP1 に即した事業を展開するとともに、環境省のエコツーリズムモデル事業を実施し、住民組織は活動内容を充実させていった。この時期、熊野古道 AP は遺産の管理運営計画として有効に機能していたと考えられる。しかし、AP1、AP2 によっては大幅な入込客数の増加はもたらされなかった。世界遺産登録による大幅な来訪者数の増加を期待していた三重県は、熊野古道 AP1 に記載されていなかった大規模宿泊施設や国土交通省の広域的活性化交付金事業による登録 5 周年事業などを活用し、

広域観光による集客を図った。AP3 は策定参加者が限定的で、域外の意見を聞くことになったため、内容は三重県の方針に近いものへ変化した。一方、人手不足を表明していた住民組織に対しては、支援と顕彰による人手確保を示すにとどまり、行政と住民の連携は示されなくなった。この後、入込客数は急増し、登録 10 周年を過ぎた時期、AP4 では住民も民泊や B&B など遺産の価値とは無関係なツーリズムへの参加を促されることになった。一方三重県は AP4 に即した事業は実施しなくなった。

このように、『熊野古道 AP』に記載される内容は、AP3 以降大きく変化した。AP1 においては、世界遺産に登録される巡礼路というコンセプトをもとに、伊勢から熊野までの道全体を利用して、観光者に「巡礼」体験をさせることを意味していた。つまり、策定参加者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間は、伊勢から熊野までの全体として捉えていたと考えられる。しかし、AP3 以降、その内容は観光者数の増加を図るものへと変化した。その結果、巡礼路というコンセプトは大きく後退し、駐車場を整備して世界遺産登録区間を見る観光や、民泊・B&B など宿泊施設の整備促進を謳うようになった。すなわち、AP3 以降、策定参加者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の利用対象となる空間を、伊勢から熊野までの道等のうち世界遺産登録区間という極めて限定的な部分としてとらえ、歩くことも必ずしも推奨しない利用へと変化していったと考えられる。

表 44 熊野古道 AP と取り巻く状況の変化

熊野古道 AP	AP1	AP3	AP4
策定の時期	世界遺産登録前 ICOMOS 調査前 伊勢路の保護気運	大幅な来訪者増を期待	入込客数急増に対応 登録 10 周年経過
策定参加者	幅広い人々	限定的な人々・域外の意見	限定的な人々・域外の意見
内容	遺産の保護 遺産の価値である巡礼に即したツーリズム	三重県の方針に近いものへ変化	民泊や B&B など遺産の価値とは無関係なツーリズムへ住民の参加を促す
行政	AP1 に即した事業を展開 環境省のエコツーリズムモデル事業		AP4 に即した事業は実施しない
住民組織	活動内容を充実	人材不足・高齢化 支援と顕彰で人手確保 行政との連携は示さず	人材不足・高齢化 支援と顕彰
管理運営計画の有効性	有効に機能		有効に機能しない
結果	入込客数横ばい 三重県は AP 不記載事業を実施 大規模宿泊施設 国土交通省の広域的活性化 交付金事業 ⇒広域観光による集客を企図	入込客数急増	

4 観光者が観光対象とみなす文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素

(1) 背景と目的

文化遺産「熊野参詣道伊勢路」は、実際に観光者によって利用されている文化遺産である。すでに前節でもみたように、伊勢路の観光入込客数は世界遺産登録前の平成13年に約68,000人だったのが、平成26年には428,698人を記録している。一方、平成22(2010)年から平成24(2012)年頃にかけて世界遺産登録区間を走るトレイルランニング大会が観光庁等によって行われた¹⁴⁵。これらに対しては、スポーツ登山のような利用は好ましくないとする見解も示されている¹⁴⁶。

伊勢路を含む紀伊山地における観光については、戦前から戦後、さらに世界遺産登録前後にかけて熊野の表象が変化していったことが指摘されており^{147、148、149}熊野を紹介する内容が歴史や伝統の保護・伝達からかけ離れているとする指摘¹⁵⁰も見られる。しかし、これらはいずれも文化遺産に対する観光のあり方に対する検討と批判にとどまっている。

そこで本節においては、紀伊山地における文化遺産の観光利用について、ガイドブックが提示する観光の観点からの捉え方と、観光行動の変遷から把握し、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して観光者が見出した利用の対象となる空間と諸要素を解明する。

観光者は、観光利用を行うに当たって、事前にガイドブック等で情報を収集し、それを基に観光を行うと考えられる。ガイドブックは潜在的観光客に効率的に情報を与え、最終的な動機付けに役立つ生成マーカーの集約される場として機能している¹⁵¹とされることから、ガイドブックの分析によって、観光者の観光行動の傾向を一定把握できることが期待される。また、現在、ウェブサイトもあるが、ガイドブックは、観光動向を踏まえて更新の頻度は早くとも1年ごとであり、情報の更新が早いウェブサイトに比べて観光者への観光利用の定着がされやすく、また編集者が現地情報を基に責任をもって発信することから信頼性が高いと考えられることから、観光利用を俯瞰する情報として適切と考え、調査対象とした。

(2) 研究方法

これまでに刊行・配布された伊勢路をとりあげたガイドブックの文献調査を行う。研究対象とするガイドブックは先行研究¹⁵²を参考として、

表 45 分析対象のガイドブック一覧

番号	発行者	書名	発行年	発行主体	書籍形態	ガイドブックの性格
1～17	JTB/ JTB パブリッシング	るるぶ南紀伊勢志摩	2001～2017	大手出版社	マガジン	地域的ガイドブック
18～23	昭文社	マップルマガジン 南紀伊勢	2001～2006	大手出版社	マガジン	地域的ガイドブック
24～27	昭文社	マップルマガジン 南紀伊勢・志摩	2007～2010	大手出版社	マガジン	地域的ガイドブック
28～33	昭文社	マップルマガジン まっぷる南紀伊勢・志摩	2011～2014, 2016, 2017	大手出版社	マガジン	地域的ガイドブック
34	昭文社	マップルマガジン まっぷる南紀伊勢・志摩 高野山	2015	大手出版社	マガジン	地域的ガイドブック
35	昭文社	上撰の旅 19 南紀・伊勢	2003	大手出版社	書籍	地域的ガイドブック
36	JTB	熊野古道を歩く	1999	大手出版社	書籍	専門的ガイドブック
37	JTB	紀伊熊野古道をあるく	2004	大手出版社	書籍	専門的ガイドブック
38	JTB パブリッシング	熊野古道をあるく	2015	大手出版社	書籍	専門的ガイドブック
39	東紀州地域活性化事業推進協議会	くろしお文庫 熊野古道一甦る神々の道	1997	行政関係機関	書籍	専門的ガイドブック
40	東紀州地域活性化事業推進協議会	熊野古道伊勢路名所図絵 お伊勢さんから熊野三山へ	2001	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
41	東紀州地域活性化事業推進協議会	くろしお文庫 熊野古道を歩く 第3刷	2002	行政関係機関	書籍	専門的ガイドブック
42	東紀州地域活性化事業推進協議会	熊野古道伊勢路 甦る神々のみち	2001～2004の間※	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
43	三重県 地域振興部 東紀州活性化・地域特定プロジェクト	日本の原郷吉野熊野を歩く ルートマップ&アクセスガイド	2004～2005の間※	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
44	東紀州地域活性化事業推進協議会	世界遺産熊野古道伊勢路ガイド ROUTE GUIDE	2004～2006の間※	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
45	伊勢路イラストマップ探検隊 (三重県東紀州対策室)	伊勢から熊野への歩き旅 熊野古道伊勢路図絵 平成の熊野詣 世界遺産登録5周年記念冊子	2009	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
46	三重県立熊野古道センター 東紀州観光まちづくり公社	世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道 熊野古道伊勢路	2010	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
47	東紀州観光まちづくり公社	世界遺産熊野古道を歩く 伊勢から熊野三山へ～熊野古道伊勢路の旅～ 第7刷	2011	行政関係機関	書籍	専門的ガイドブック
48	伊勢路イラストマップ探検隊 (三重県東紀州振興課)	伊勢から熊野への歩き旅 熊野古道伊勢路図絵 新・平成の熊野詣 世界遺産登録10周年記念冊子	2014	行政関係機関	リーフレット	専門的ガイドブック
49	伊勢文化舎	聖地巡礼 熊野・吉野・高野山と参詣道 熊野古道, 大峯・吉野の道, 高野山町石道 巡礼の道 50 コースを歩くガイド	2004	その他	書籍	専門的ガイドブック
50	デージーエス・コンピュータ	熊野古道 II 伊勢路大台ヶ原	2004	その他	リーフレット	専門的ガイドブック
51	川端 守 風媒社	熊野古道世界遺産を歩く ガイド	2004	その他	書籍	専門的ガイドブック
52	世界文化社 森田敏隆	ほたるの本 世界遺産 紀伊山地 熊野古道に行く	2005	その他	書籍	専門的ガイドブック
53	宇江敏勝監修 山と溪谷社	熊野古道を歩く	2006	その他	書籍	専門的ガイドブック
54	山と溪谷社	エコ旅ニッポン④熊野古道を歩く旅	2010	その他	書籍	専門的ガイドブック
55	伊勢・熊野巡礼部メイツ出版社	とっておきの聖地巡礼世界遺産「熊野古道」歩いて楽しむ南紀の旅	2013	その他	書籍	専門的ガイドブック
56	伊藤文彦	熊野古道伊勢路を歩くー熊野参詣道伊勢路巡礼ー	2015	その他	書籍	専門的ガイドブック
57	山と溪谷社	歩いて旅する 熊野古道・高野・吉野 世界遺産の参詣道を楽しむ	2015	その他	書籍	専門的ガイドブック
58	川端 守 風媒社	熊野古道巡礼の道伊勢路を歩く	2015	その他	書籍	専門的ガイドブック
59	春野草結 山と溪谷社	ちゃんと歩ける熊野古道中辺路・伊勢路	2017	その他	書籍	専門的ガイドブック
60	伊勢・熊野巡礼部メイツ出版社	とっておきの聖地巡礼世界遺産「熊野古道」歩いて楽しむ南紀の旅 改訂版	2018	その他	書籍	専門的ガイドブック

※ 発行年の明示がないもので、発行主体の存続期間と「世界遺産登録」等掲載情報から発行年代を特定した

- ア 一般的な観光地を紹介・記載しているもの
- イ 実際に旅行者が利用することを想定しているもの
- ウ 伊勢路（熊野古道伊勢路）が含まれているもの

を条件とし、伊勢路の所在地である三重県の中央図書館（三重県立図書館）に収蔵されている書籍で閲覧可能なもの及び現在入手可能な全ての書籍 60 冊のガイドブックを対象とした(表 44)。

次に、これらのガイドブックを対象に、第三章・第四章で明らかになった熊野参詣道伊勢路の空間と諸要素を参考に、観光の観点からの捉え方と、推奨される観光行動（1 空間、2 礼拝施設・見所、3 体験）との関係を把握した。

まず、ガイドブックが提示する文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の捉え方については、表紙に記載されている書名やキャッチコピー等の文字情報から把握する。表紙は、読者が購入時に最初に目にするページであり、読者に対して書籍が最も重視している内容を端的に伝える役割を担うため、各ガイドブックの観光の観点からの捉え方を把握するのに適していると考えられる¹⁵³。そこで、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」にかかるガイドブックのうち、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の情報を中心的な主題に取り上げる専門的なガイドブックについては表紙に掲載されている文字情報の全てを、南紀から伊勢にかけての地域全体を紹介しそのコンテンツの一つとして文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を取り上げる地域的なガイドブックについては、「熊野古道」にかかる文を抽出した。これらをフリーソフトのテキストマイニングソフトである KH Coder を用いてクラスター分析によって特徴を分類した¹⁵⁴。クラスター分析にあたっては、すべての品詞を分析対象とした。また、強制抽出する語として、本分析においてきわめて重要な「世界遺産」「紀伊山地の霊場と参詣道」「熊野参詣道」「熊野古道」「伊勢路」に加え、ソフトが複数の品詞で別々に集計することのある「熊野速玉大社」「熊野那智大社」「熊野本宮大社」「熊野三山」「高野山」「大辺路」「小辺路」「中辺路」「大門坂」を指定した。さらに、表紙に熊野古道にかかる文字情報のないものについては、「記述無し」の語をあてて分析した。このほか、クラスター分析の際には、全ての品詞を分析対象に、Ward 法を用い、距離は Jaccard 法によって測定し、クラスター数は 5 を指定した¹⁵⁵。さらに、各クラスターで得られた抽出語から Jaccard 係数

を用いてクラスターにおける特徴語を抽出し、それによってクラスターの意味づけを行った。

空間については、ガイドブック本文中で文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を紹介する部分の伊勢から熊野への方向性の意識と起終点を把握した。まず、方向性の意識については、伊勢から熊野への方向に従い、途中で引き返さないものは方向性を意識していると把握した。そのうえで伊勢から熊野への全行程を紹介し、かつ方向性を意識しているものを[全体]、全行程は紹介していないが、方向性を意識しているものがある場合を[一部]、全行程は紹介せずかつ、方向性を意識しているものがない場合を[点]、そもそも空間を紹介していないものを[なし]とした。

さらに、礼拝施設と見所については、第IV章で巡礼旅を確認するうえで重要な礼拝施設として把握された観音庵（石仏庵）、無量山千福寺（柳原観音）、瀧原大神宮（瀧原宮）、岩船地蔵堂、天狗の岩屋（岩屋堂）、日輪寺（八鬼山荒神堂）、比音山清水寺（泊観音）、花の岩や（花の窟神社）の8か所の礼拝施設と、日常から非日常への旅を演出していた重要な見所として指摘されている、田丸城・城下町、蚊野の松原、長者屋敷、荷坂峠、西行松、鬼が城、あふま権現二王石（獅子巖）、親しらず子しらず、南海の眺望の9か所(図60)を対象に、ガイドブックの本文中で紹介されている数を把握した。また、見所については、日常から境界までに相当する田丸城・城下町から荷坂峠の4か所と、非日常の世界に相当する西行松から南海の眺望の5か所に分けて把握した。ただし、ガイドブック中で言及があっても、熊野参詣道伊勢路と関連付けて記述されていない場合には数には計上しなかった¹⁵⁶。

ガイドブックが推奨する体験については、熊野参詣道伊勢路の巡礼体験は伊勢から熊野への徒歩による移動に基づいていたことから、移動方法を取り上げて検討する。本文中の記述から、まず歩行のみか、ドライブ等他の体験を含むかを把握し、次に歩行については、巡礼路沿道の宿泊施設の紹介の有無を把握して宿泊施設と共に紹介されているものを、徒歩による資源間の移動を前提とした【徒歩旅行】、宿泊施設の記述がないものを、限定的に歩く活動中心の【歩行】に区別した。また、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の紹介はあっても行動の記述の無いものを【行動なし】とした。さらに、ガイドブックによる、観光の観点からみた文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の捉え方が、具体的内容に影響を及ぼすだろ

うと考え、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の捉え方と空間、礼拝施設・見所、行動の関係

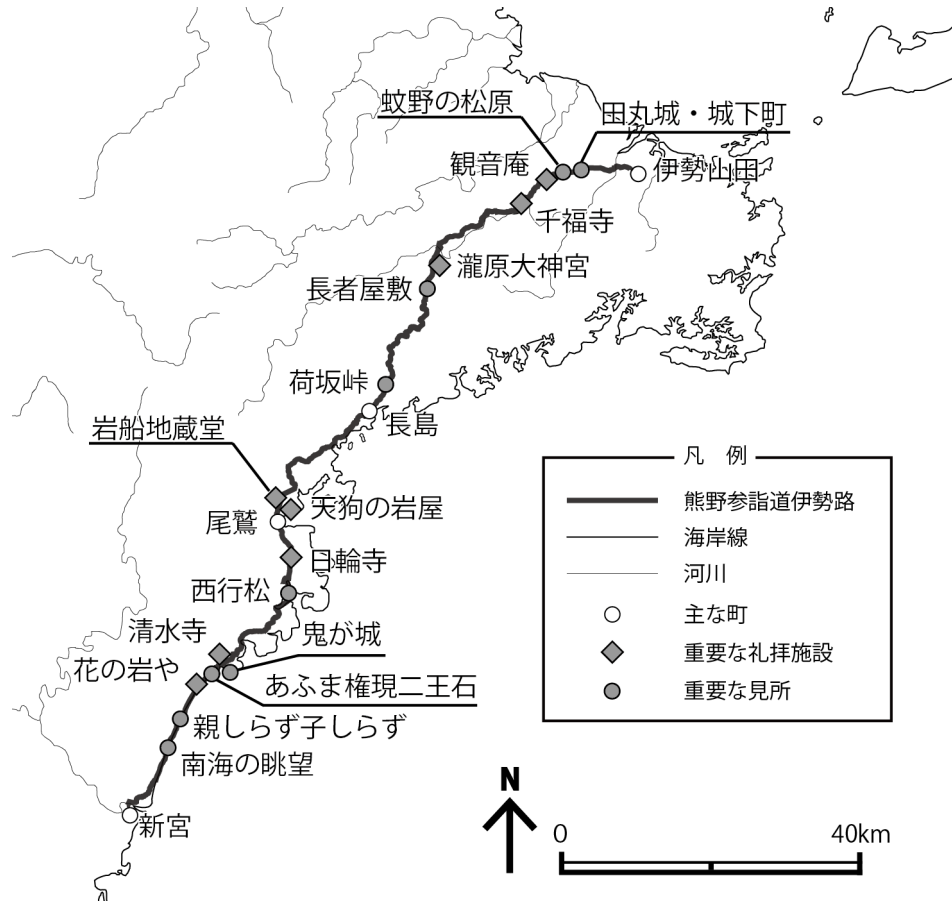


図 60 重要な礼拝施設・見所位置図

をみた。

さらに、ガイドブックが提示する文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の捉え方と、ガイドブックの発行時期および発行主体の関係について整理し、観光者の利用実態の変遷を把握したうえで、観光者が利用対象として見出している文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素を把握する。

(3) 結果

1) 観光の観点からの捉え方と観光行動との関係

a) 伊勢路の観光の観点からの捉え方

テキストマイニングの結果をクラスター分析した結果、クラスター1は11冊、クラスター2には24冊、クラスター3には3冊、クラスター4には8冊、クラスター5には14冊が該当した(図61)。次に各クラスターの特徴的な抽出語からクラスターの意味を解釈すると(表45)、クラスター1では、登録、世界遺産、祝等の語が上位に見られたことから、「世

界遺産」を示すと解釈された。クラスター2 は高野山、熊野三山、伊勢神宮という霊場を示す語が上位に見られ、聖地、パワー、スポットという語も見られたことから、「聖地・パワースポット」を示すと解釈された。クラスター3 は記述の1語で、これは「記述無し」として分析をおこなった熊野古道にかかる文字情報の無いガイドブックであり、「情報なし」と解釈された。クラスター4 では、ガイド、 エリア、 情報、 マップなどの語が上位に見られたことから、「エリア観光」を示すと解釈された。クラスター5 では、伊勢路、中辺路、大辺路、小辺路等の「道」と、歩く、コース、旅が上位に見られたことから、「徒歩旅行」を示すと解釈された。ガイドブックが示す情報は以上の「世界遺産」11冊、「聖地・パワースポット」24冊、「情報なし」3冊、「エリア観光」8冊、「徒歩旅行」14冊に分類された。

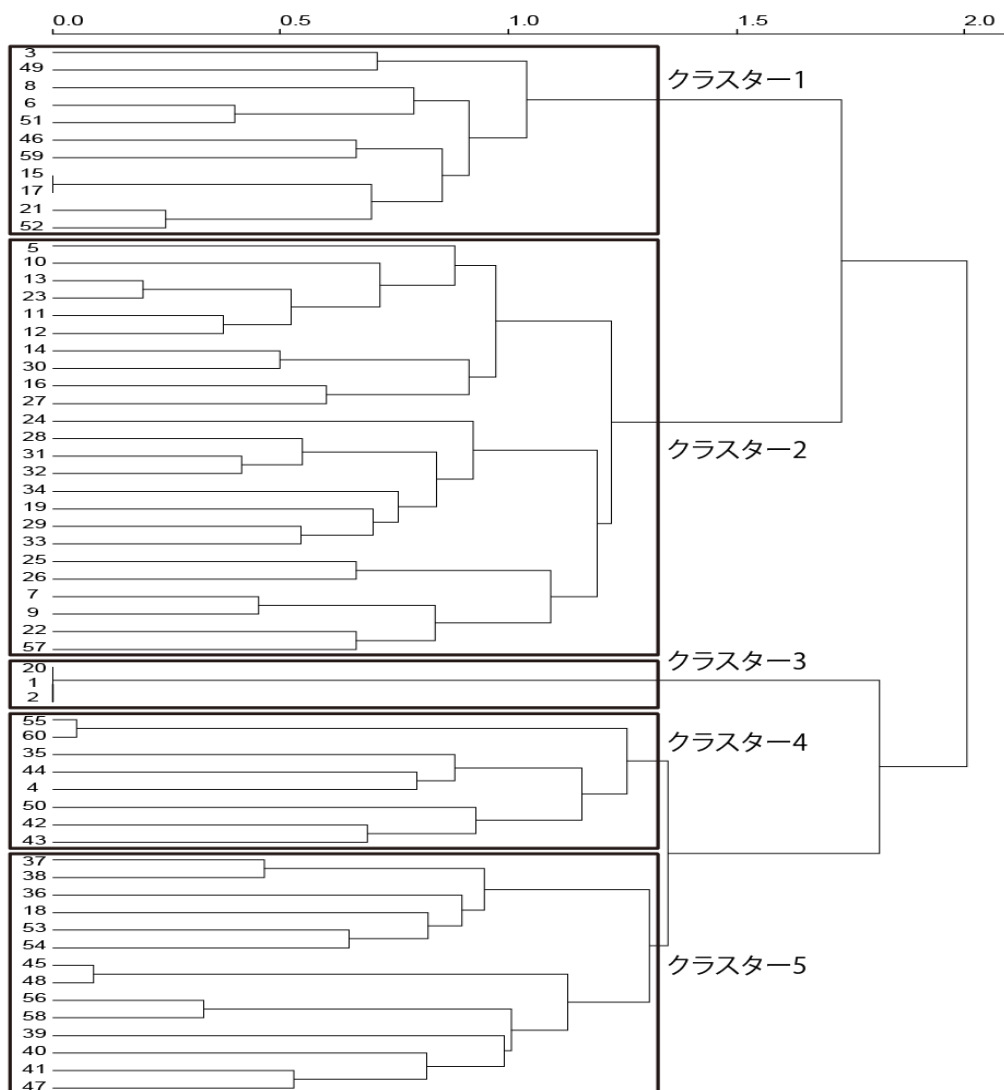


図 61 クラスタ分析結果（左端数字は表 44 文献番号に対応）

b) 空間、礼拝施設と見所、行動

空間については、まず、伊勢神宮から熊野速玉大社までのルートを地図入りで紹介するもの（『歩いて旅する熊野古道・高野・吉野 世界遺産の参詣道を楽しむ』等）は、[全体]と判断された。また、鷺毛バス停から馬越峠を越え尾鷲駅へ至るコースを「馬越峠コース」と紹介するもの（『るるぶ南紀伊勢志摩'06』など）は、伊勢から熊野への方向性は合致しながらも部分的な歩行紹介にとどまることから [一部] と判断された。一方、同じ「馬越峠コース」であって、鷺毛バス停を起点としながらも、峠からは「もと来た道をたどる（『るるぶ南紀伊勢志摩'14』）」とするものは、[点] と判断された。なお、伊勢路の紹介を行いつつも具体的な空間の紹介がないもの（『るるぶ南紀伊勢志摩'03』）があり [なし] と判断された。以上の結果、[全体] 9 冊、[一部] 37 冊、[点] 13 冊、[なし] 1 冊となり、[一部] を紹介するものが多かったが、空間である道はほとんどのガイドブックで紹介されていた。

礼拝施設と見所については、紹介されている個所数の最大は 17 個所中 16 個所、最少は 3 個所だった。また、礼拝施設と非日常の見所については、いずれのガイドブックでも最低 1 個所以上紹介されていたが、日常の見所が紹介されているガイドブックは半数以下の 24 冊しかなかった。ガイドブックが推奨する観光行動については、まず【徒歩旅行】に分類される基準となる宿泊施設の提示方法として、巻末にまとめて宿泊施設の連絡先や料金

表 46 クラスタ分析によるガイドブック表紙の抽出語

クラスター 1 世界遺産		クラスター 2 聖地・パワースポット		クラスター 3 情報なし		クラスター 4 エリア観光		クラスター 5 徒歩旅行	
抽出語	Jaccard 類似性 測度	抽出語	Jaccard 類似性 測度	抽出語	Jaccard 類 似性測度	抽出語	抽出語	抽出語	Jaccard 類似性 測度
登録	0.4286	高野山	0.6667	記述	1	ガイド	0.4615	伊勢路	0.6111
世界遺産	0.2821	熊野三山	0.4839			松本	0.375	歩く	0.375
熊野古道	0.2	伊勢神宮	0.4615			掲載	0.375	大辺路	0.3571
祝	0.1818	世界遺産	0.4318			歩ける	0.3333	中辺路	0.3333
紀伊山地 の霊場と 参詣道	0.1333	熊野古道	0.4038			峠	0.3333	熊野古 道	0.2857
巡礼	0.125	聖地	0.3214			エリア	0.3333	小辺路	0.2857
行く	0.125	旅	0.3125			神	0.3	紀伊	0.2667
結	0.0909	パワー	0.2917			情報	0.3	コース	0.2353
紀伊山地	0.0909	スポット	0.25			マップ	0.2727	旅	0.2308
本	0.0909	行く	0.1923			アクセ ス	0.25	伊勢	0.2222

を掲載するもの（『エコ旅ニッポン④熊野古道を歩く旅』等）や、地図中にも宿泊施設の位置を明示するもの（『歩いて旅する 熊野古道・高野・吉野 世界遺産の参詣道を楽しむ』等）があった。また、【歩行】は、「本コース終点 JR 栃原駅（紀勢本線）へはもうすぐだ。」（『世界遺産熊野古道を歩く伊勢から熊野三山へ～熊野古道伊勢路の旅～第7刷』）、「車を置いて古道ウォーク。」（『マップルマガジンまっふる南紀伊勢・志摩 11-12』）のように、起終点に鉄道駅や自動車をあてている表現がみられた。以上の結果、【徒歩旅行】7冊、【歩行】42冊、【車移動含む】8冊【行動なし】3冊となり、車移動を前提としているものがあることが伺われた。

c) 伊勢路の観光の観点からの捉え方との関係

まず、空間（図62）について検討すると、「徒歩旅行」の捉え方を示すガイドブックは、

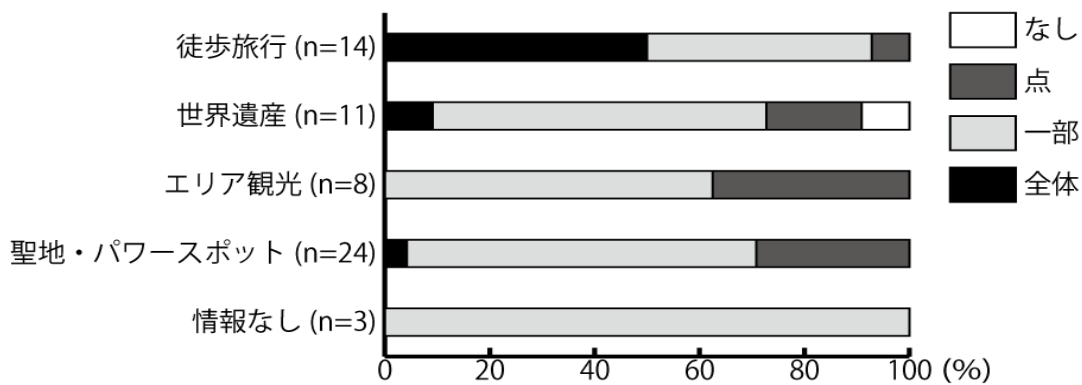


図 62 空間の記述冊数

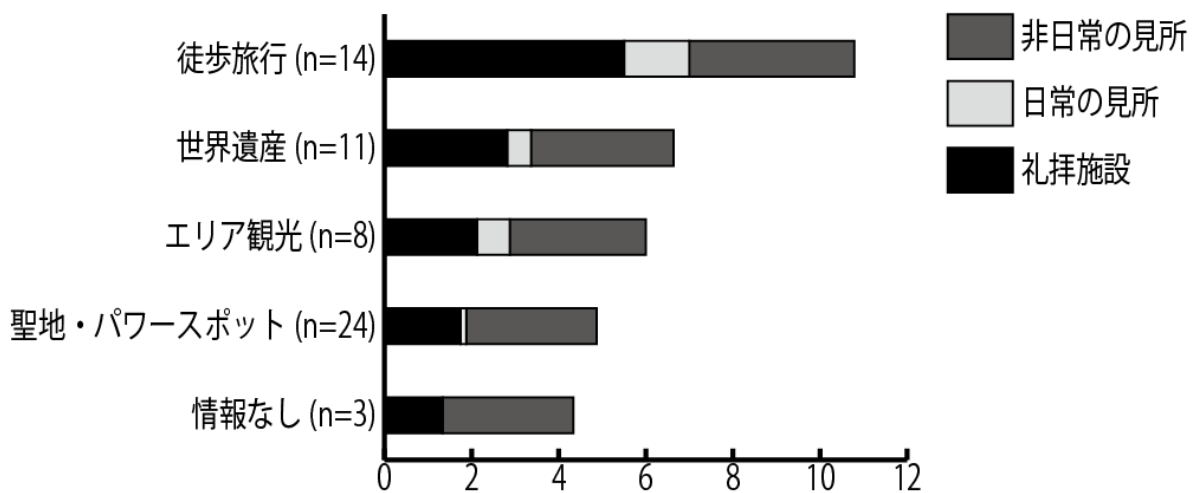


図 63 物（礼拝施設・見所）平均記述個所数

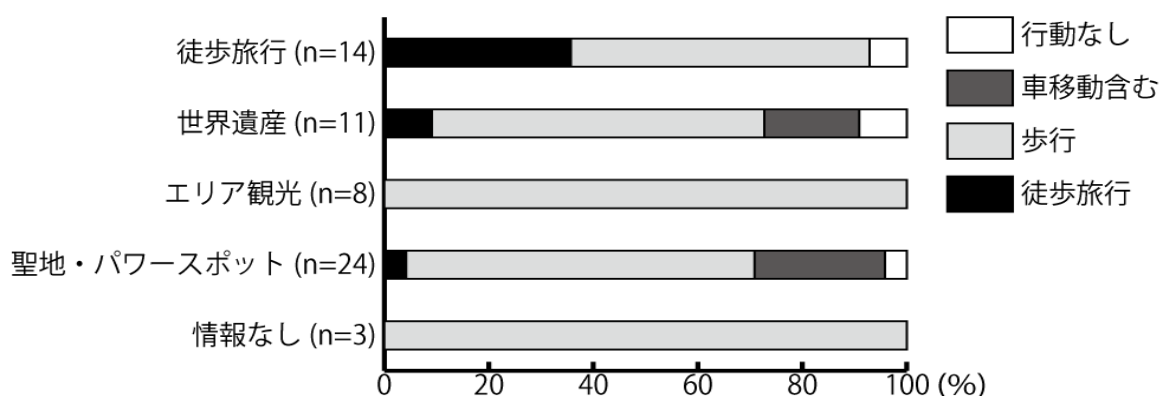


図 64 推奨観光行動記述冊数

約半数が伊勢から熊野までの空間全体を紹介し、残りは「一部」の空間を紹介していた。一方、「エリア観光」と「聖地・パワースポット」を示すガイドブックでは、「全体」を紹介するものは僅少で、約3割が「点」として紹介していた。

次に礼拝施設・見所について伊勢路の捉え方によるタイプ別に平均個所数をみると（図63）、「徒歩旅行」の捉え方を示すガイドブックでは、紹介される礼拝施設・見所個所数が多い傾向がみられた。また、礼拝施設、非日常の見所だけでなく、日常の見所も紹介する傾向が認められた。「世界遺産」、「エリア観光」と捉えているものにおいては、紹介される個所数が「徒歩旅行」に比べて減少する一方で、日常の見所も一定個所紹介されていた。また、非日常の見所が礼拝施設よりも多く紹介されていた。一方、「聖地・パワースポット」と「情報なし」のガイドブックでは、紹介される個所数が5以下であり、非日常の見所が紹介される割合はさらに高まり、日常の見所がほとんど紹介されない傾向がみられた。

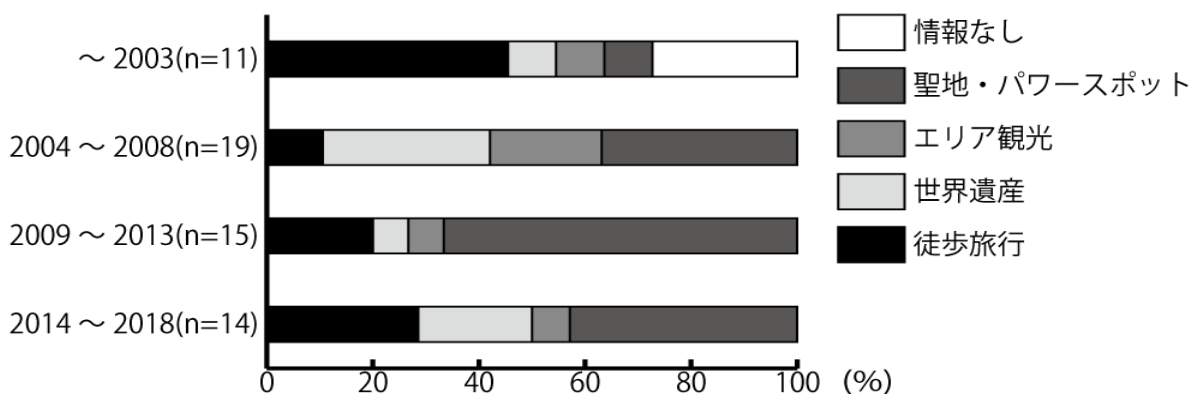
さらに推奨される観光行動の記述を見ると（図64）、「徒歩旅行」を示すガイドブックは14冊中5冊が実際の行動としても【徒歩旅行】を推奨し、8冊が【歩行】を推奨していた。しかし、「エリア観光」では、【歩行】が推奨され、「世界遺産」、「聖地・パワースポット」では、【車移動含む】観光行動も推奨されていた。

2) 発行時期別のガイドブックの特徴

ガイドブックの記述内容は、その発行年次によっても変化すると考えられる。そこで、伊勢路が世界遺産に登録された2004年を基準に、2003年まで、2004～2008年、2009～2013

年、2014～2018年の5年ごとに区分した（図 65）。

まず、世界遺産登録前の2003年までにおいては、「徒歩旅行」として捉えたガイドブックが最も多かった。一方、「世界遺産」「エリア観光」「聖地・パワースポット」と捉えたガイドブックは限定的で、「情報なし」はすべてこの時期に発行されたものだった。ガイドブック執筆者が伊勢路を観光の観点からどのように捉えるべきかを検討していた時期にあたりと考えられる。次いで、世界遺産に登録された2004年からの5年間は、ガイドブックの発行冊数が増加する一方で、「徒歩旅行」を主題にしたガイドブックの割合は大きく減り、「世界遺産」「エリア観光」「聖地・パワースポット」のガイドブックが増えている。世界遺産登録5周年にあたる2009年以降5年間は、全体の発行冊数がやや減少する中で、「聖地・パワースポット」の割合は大きく増加している。一方で「世界遺産」と「エリア



※文献番号 42 は分析対象から除く

図 65 発行時期別ガイドブックの特徴

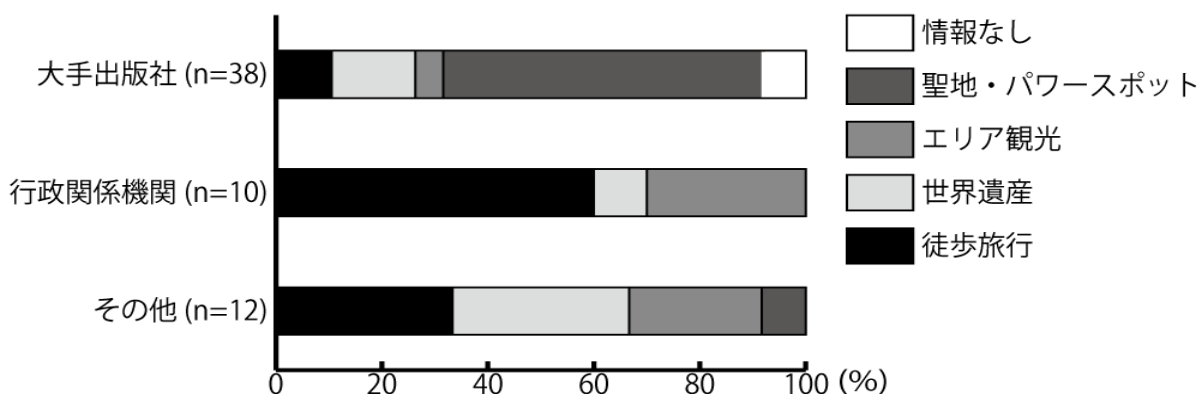


図 66 発行主体別ガイドブックの特徴

観光」はこの時期大きく減少している。さらに世界遺産登録 10 周年を迎える 2014 年からの 5 年間では、「徒歩旅行」の冊数が伸び、逆に「聖地・パワースポット」は減少の傾向を見せている。なお、「世界遺産」の割合が若干増加しているのは、2016 年に紀伊山地の霊場と参詣道は「軽微な境界の変更」、いわゆる追加登録が主に和歌山県において行われた影響と考えられる。

このように、世界遺産登録直後には、「世界遺産」や「エリア観光」も含めた様々な捉え方がされていた伊勢路は、世界遺産登録 5 周年以降は、「徒歩旅行」と「聖地・パワースポット」に集約されていったと考えられる。

3) 発行主体別のガイドブックの特徴

ガイドブックの記述内容は、発行主体が対象とみなす読者層や発行部数などにより、発行主体ごとに異なるものと考えられる。そこで、発行主体を大手出版社、行政関係機関、その他（小規模な出版社や著者名が明記されるもの）に分類し分析する（図 66）。

ア 大手出版社発行のガイドブック

まず、伊勢路の世界遺産登録前から刊行され、毎年版を重ねているマガジントイプのガイドブックである『るるぶ』を刊行する JTB/JTB パブリッシング発行のガイドブックと、『マップル』を刊行する昭文社発行のガイドブックについて検討する。分析は、『るるぶ』シリーズと『マップル』シリーズに加え、伊勢路の情報を記載する単行本のガイドブックも対象としている。ガイドブックの総発行冊数は最も多く 38 冊を数え、その中で「聖地・パワースポット」の捉え方を示すものが 23 冊を占める。

大手出版社が発行するマガジントイプのガイドブックは、紹介されるモデルプランから 2~3 日間の旅行を想定していると考えられる。このことから、時間のかかる伊勢から熊野までの【徒歩旅行】は紹介の対象とならず、行動も【車移動含む】が推奨されたものと考えられる。

ただし、これら出版社も、より広範な読者を得ようとするマガジントイプのガイドブックではなく、より特定の読者層を想定した専門的なガイドブックにおいては、「徒歩旅行」を情報として示し、【歩行】する行動を推奨している。大手出版社はこのようにガイドブックを差別化することで、より広範な読者と、「徒歩旅行」に関心を持つ特定の読者層の両方

に対する旅行案内を行おうとしていたと考えられる。

イ 行政関係機関発行のガイドブック

行政関係機関が発行しているガイドブックは10冊であった。伊勢路の所在地である三重県や、三重県と関係市町村で作る東紀州地域活性化事業推進協議会が、世界遺産登録前の1997年から2014年にかけて、ガイドブックやパンフレットを発行している。

伊勢路の捉え方別に把握すると、「徒歩旅行」が6件、「世界遺産」が1件、「エリア観光」が3件で、「聖地・パワースポット」「情報なし」はなく、「徒歩旅行」が中心であると理解される。

ウ その他発行のガイドブック

伊勢路を取り上げるガイドブックは世界遺産登録後、断続的に発行されており、12件であった。このうち、「徒歩旅行」と「エリア観光」が4件と最も多く、ついで「世界遺産」の3件、「聖地・パワースポット」は1件で、「聖地・パワースポット」「情報なし」の少ない傾向は、行政関係機関発行のものと類似していた。

(4) まとめ

まず、ガイドブックによる観光の観点からみた伊勢路の捉え方をもとに、空間、礼拝施設・見所、行動の把握を行った。その結果、伊勢路の捉え方と、そのガイドブックで示される空間、礼拝施設・見所、行動には一定の傾向がよみとれた(表46)。

「徒歩旅行」の場として捉えているものについては、伊勢から熊野まで[全体]の空間を利用し、礼拝施設・見所については多くの個所を取り上げたうえで礼拝施設をやや多く紹介し、行動は【徒歩旅行】または【歩行】を推奨していた。「世界遺産」と捉えているものでは、[一部]の空間を利用し、非日常の見所がやや多く、【歩行】【車移動を含む】を推奨していた。「エリア観光」においては、[一部]又は[点]の空間を利用し、非日常の見所がやや多く、【歩行】を推奨していた。「聖地・パワースポット」においては、[一部]又は[点]の空間を利用し、礼拝施設・見所の紹介個所は少なく、日常の見所の紹介がない一方で非日常の見所が多く、【歩行】【車移動を含む】を推奨していた。「情報なし」では[一部]の空間を利用し、礼拝施設・見所の紹介個所数は少なく、日常の見所の紹介がない一方で非日常の見所が多く、【歩行】を推奨していた。

以上の伊勢路の捉え方と空間、礼拝施設・見所、行動の関係性の傾向を踏まえ、ガイドブックの発行時期と発行主体に注目して整理し、伊勢路の推奨される観光の変遷をみた。

その結果、世界遺産登録以前、行政関係機関を中心に、伊勢路の観光は「徒歩旅行」として捉えられていた。一方、大手出版社は「情報なし」を出版しており、伊勢路の捉え方を検討していた時期と考えられる。世界遺産登録直後、「徒歩旅行」の捉え方は後退し、かわって「世界遺産」、「エリア観光」、「聖地・パワースポット」が台頭した。伊勢路を「世界遺産」「エリア観光」として捉えるものは、登録直後の5年間に特有のもので、伊勢路の世界遺産登録によってこの地域が注目を集めたためと考えられた。

世界遺産登録5周年を過ぎると「聖地・パワースポット」の捉え方が優勢となった。これは世界遺産登録の際に価値として認められた「信仰の山の文化的景観」の情報を誇張した捉え方と考えられる。空間の利用方法は「一部」もしくは「点」で、観光行動も【車移動を含む】も推奨しており、伊勢路を歩く空間ではなく、見る対象、いわば「物」として捉えたと考えられる。「聖地・パワースポット」の捉え方のほとんどは大手出版社から発行されたもので、これは広範な人々が受け入れやすい、短期間でより多数の観光地をめぐることを意図したものであったと考えられる。

世界遺産登録10周年を過ぎると、再び「徒歩旅行」が伸長してくる。一方、大手出版社による「聖地・パワースポット」の捉え方も継続しており、伊勢から熊野までの伊勢路全

表 47 ガイドブックの傾向と巡礼路の認識

観光の観点からの捉え方	主に推奨される空間	主に推奨される礼拝施設・見所	主に推奨される行動	主な発行主体	主な発行時期			
					世界遺産登録前	世界遺産登録直後	世界遺産登録5周年以降	世界遺産登録10周年以降
徒歩旅行	全体	個所数多い 日常の見所あり 礼拝施設や多い	徒歩旅行 ／歩行	全ての発行主体	○	×	△	○
情報なし	一部	個所数少ない 日常の見所なし 非日常の見所多い	歩行	大手出版社	○	×	×	×
世界遺産	一部 ／点	日常の見所あり 非日常の見所や 多い	歩行／車移動	大手出版社 ／その他	×	○	×	△
エリア観光	一部 ／点	日常の見所あり 非日常の見所や 多い	歩行	行政関係機関 ／その他	×	○	×	×
聖地・ パワースポット	一部 ／点	個所数少ない 日常の見所なし 非日常の見所多い	歩行／車移動	大手出版社	×	○	○	○

○は該当する、△はやや該当する、×は該当しないことを示す

体を歩行空間として捉え、そこに配置された礼拝施設や見所を体験しながら行う徒歩旅行と、伊勢路を物としてとらえ、伊勢路そのものを見る対象として利用する「聖地・パワースポット」の2種類が併存していると考えられる。

改めて近世の伊勢路の利用方法をみれば、伊勢路は伊勢・熊野・西国観音信仰に基づく巡礼空間として捉えられており、そこに配置された礼拝施設や見所を体験しながら行う徒歩旅行がおこなわれていた。今日の観光体験においては、信仰や巡礼という情報は必ずしも強調されていない。しかし、今日の「徒歩旅行」を示すガイドブックに従えば、観光者は空間や礼拝施設・見所、観光行動は近世の伊勢路の利用の方法に近く、信仰や性格の異なる起点・終点の情報が適切に追加されれば、伊勢路を巡礼路として認識することは比較的容易であると考えられる。一方、「聖地・パワースポット」としての捉え方のガイドブックに従えば、観光者は伊勢路を見る対象として捉え、歩行空間としては認識しがたいと思われる。そのため、伊勢路を近世の巡礼空間として認識することは比較的困難であると考えられる。

5 第V章の小結

本章においては、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」沿道の行政・地域住民とそこを訪問する観光者が、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなして、法的保護対象・管理運営対象・観光対象として認識している空間と諸要素について把握した。

まず、第2節では行政（文化財保護部局）が保護の指針としている『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』から、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」として保護の対象としている空間と諸要素について解明した。その結果、現状変更の制限の基準に端緒をもつ記念物の保存管理計画においては、考古学的証拠が存する範囲のみが史跡等に指定され、保存管理の方法が示され、その方法は現状保存と整備を基本としていた。また世界遺産登録後に策定された整備計画は、実質上史跡指定範囲の峠道部分のみを対象としていた。このように、熊野参詣道伊勢路が本来構成要素として有していた空間と諸要素のうち、考古学的証拠の存する限定的な部分のみが法的保護の対象となっていることが判明した。

次いで第3節では、地域住民と行政が協働で策定したとされる『熊野古道AP』を対象に、管理運営計画の変化を明らかにし、管理運営の対象となる遺産を取り巻く状況の変化と計

画策定における地域住民の関わり方の関係から考察し、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して行政と地域住民が保護と利用の対象とみなす空間と諸要素について解明した。その結果、AP1・AP2においては、世界遺産に登録される巡礼路というコンセプトをもとに、策定参加者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の管理運営対象となる空間を、伊勢から熊野までの全体として捉えていた。しかし、AP3以降、その内容は観光者数の増加を図るものへと変化した結果、巡礼路というコンセプトは大きく後退し、策定参加者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の管理運営対象となる空間を、伊勢から熊野までの道等のうち世界遺産登録区間という極めて限定的な部分として捉えるように変化していた。

さらに第4節では、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の観光利用について、ガイドブックが提示する観光の観点からの捉え方と、観光行動の変遷から把握し、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して観光者が見出した観光対象となる空間と諸要素を解明した。その結果、今日の観光体験においては、「徒歩旅行」という情報を示すガイドブックにおいては、空間としては、伊勢神宮から熊野三山までの全域を利用し、その空間に配置されている礼拝施設や見所の多くを対象として認識することができる状況にあり、信仰や巡礼という情報を適切に追加し、起点と終点を明示すれば巡礼路として認識されうることが判明した。これに対し、「聖地・パワースポット」としての捉え方においては、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」は見る対象物として扱われ、歩行空間としては認識されていなかった。

このように、行政（文化財保護部局・地域振興部局）、地域住民、観光者が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなしている空間と諸要素が判明した。行政（文化財保護部局）が保護の対象としていたのは、考古学的証拠の残存する部分のみであった。そのため、伊勢から熊野まで全長約160kmの巡礼道のうち、32.9kmの区間が細切れに保護の対象となっており、ほとんどの礼拝施設や見所も保護の対象となっていなかった。このことから、17世紀から19世紀の熊野参詣道伊勢路の空間と諸要素に比較して、限定的であった。次に地域住民や行政（地域振興部局）が管理運営の対象としていた空間は、時間とともに変化していた。世界遺産登録10周年以前は、伊勢から熊野までの全体として捉え、コンセプトとしての巡礼体験を重視していた。しかし、AP3以降、世界遺産登録区間という極めて限定的な部分として捉えるように変化した。このことから、空間と諸要素は世界遺産登録10周年以前は17世紀から19世紀の熊野参詣道伊勢路の空間と諸要素に近かったものが、AP3以

降は限定的なものへと変化していた。一方、観光者が観光の対象とみなす空間と諸要素も時間とともに変化していた。世界遺産登録以前は、「徒歩旅行」の情報をしめすガイドブックが優勢で、これに従えば空間は伊勢から熊野までの区間で、礼拝施設や見所も紹介されていたが、世界遺産登録以降に優勢となる「聖地・パワースポット」の情報を示すガイドブックでは、空間は細切れ・点となり、紹介される礼拝施設は限定的となり、非日常の世界を示す見所が優勢となっていた。このことから、空間と諸要素は、世界遺産登録以前は17世紀から19世紀の熊野参詣道伊勢路の空間と諸要素に近かったものが、世界遺産登録以降は限定的なものへと変化していた。

このように熊野参詣道伊勢路において巡礼者が認識していた空間と諸要素は、今日の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」において、必ずしも認識しやすい状況にはないと考えられる。

第Ⅵ章 巡礼路に対する価値認識の変遷

1 本章の目的

第Ⅲ・Ⅳ章において、17世紀から19世紀の巡礼者が熊野参詣道伊勢路の巡礼旅において影響を受け、価値を見出した空間と諸要素について解明した。また、第Ⅴ章においては、現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して文化財保護制度、地域住民、観光者が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなす空間と諸要素について解明した。

ここまでの検討でも明らかのように、巡礼路が機能した段階において巡礼者が影響を受け、価値を見出していた空間と諸要素と現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなしていた空間と諸要素は異なっている。しかし、現代においても、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」は法的保護、管理運営、観光の対象となっている。その原因は、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して見出している価値が、巡礼路として機能していた時代に巡礼者が見出していた価値と異なっているためであると考えられる。

そこで、本章においては、これまでの各章で明らかになった熊野参詣道伊勢路および文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素を整理し、それぞれの時代や立場によって巡礼路に対しいかなる価値を見出してきたかについて、その変遷を整理する。

2 巡礼者が熊野参詣道伊勢路に見出した価値

(1) 巡礼空間の装置性

第Ⅲ・Ⅳ章において、17世紀から19世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路を構成する空間に配置された諸要素として、礼拝施設と見所が特定され、当時の人々が影響を受け、価値を見出していた対象であったことが判明した。

まず、礼拝施設については、巡礼者が認識しやすい地点を中心に、適当な間隔をおいて巡礼に関連付けされた礼拝施設が展開し、巡礼者に信仰の旅であることを認識させるとともに、歩行する道が伊勢を起点に熊野三山へ通じる道である事を確認させる空間的仕掛けとして機能していた。また、見所は歩行が容易で歩行に倦怠しがちな箇所に立地し、巡礼者の気分を刷新するとともに、日常世界から非日常世界への旅路を演出し、巡礼旅を続け

る意欲をわかせる空間的仕掛けとして機能していた。このような礼拝施設と見所の機能は相互補完的であり、いずれも熊野参詣道沿道の自然的地理的条件を背景にしつつ、巡礼者の巡礼旅を促進させる空間的仕掛けとして機能していたと考えられる。すなわち、巡礼者はこれら空間的仕掛けによって、「道」を巡礼路として認識していたものと考えられる。

下村彰男らは、「空間の異界性、非日常性を支え、来訪者の心の状態や気持ちの切り替えや高まりに働きかける空間的仕掛け」を「装置性」と定義した¹⁵⁷。熊野参詣道伊勢路は閉じた面的空間ではなく、伊勢神宮と熊野三山という性格の異なる始点と終点を結ぶ細長い線状の空間であり、そこでの体験は連続的である。そこで本稿においては、「性格の異なる始点と終点を結び、その間の移動において、気持ちの切り替えや高まりに働きかけ、連続した関連する体験を促す空間的仕掛け」によって道路空間の装置性は形成されると定義した。この装置性を有する巡礼空間に対し、巡礼者は、信仰の旅である事を認識し、伊勢と熊野を結ぶ道であることを確認し、巡礼旅を促される価値を見出していたと考えられる。つまり、装置性を有する熊野参詣道伊勢路の道路空間に対して、巡礼者は価値を見出していたと考えられる。

そこで本節においては、熊野参詣道伊勢路の装置性について、当時の巡礼者に実際に効果を与えていたか、すなわち、伊勢神宮から熊野三山までの道中において、気持ちの変化を体験していたかについて検証する。第IV章は、主に道中案内の記述内容を基礎史料とし、道中案内の執筆者が一般の巡礼者に提案する巡礼体験の内容にもとづき、道路空間の有する装置性を明らかにしたものであった。そこで、本節においては、このような道中案内による事前の情報提供をうけたと考えられる巡礼者が、実際に巡礼旅を行ったときに、どのような巡礼体験をしたのかを明らかにすることを試みる。すなわち、巡礼者が伊勢から熊野までの道路空間のどの地点においてどのような体験をし、どのような感情を持つに至ったのかを明らかにする。

(2) 研究方法

近世の日記の記述から当時の人々の体験を明らかにする試みとしては、鎌倉について近世の道中日記から観光経路や滞在拠点の成立過程について検討した研究¹⁵⁸や、嵯峨野について風景の重層性について検討した研究¹⁵⁹がある。また、近代以降の紀行文や随筆型

の案内書の記述から松島について旅行者の眺めの体験を明らかにした研究¹⁶⁰がある。これらの研究は、過去の日記等の記述から当時の人々がどのような対象に対して、どのような価値を見いだしていたかを明らかにしようとするものである。

そこで本稿においては、これら先行研究を参考に、17世紀から19世紀の道中日記を基本史料とし、道中日記から巡礼者が記録した視対象・感情を示す語句を抽出・整理することで巡礼者の体験と感情を明らかにする。具体的には、まずこれら日記の記述から視対象と感情に関する語句を抽出する。つぎに、それぞれの語句について、視対象については人物から空までの14項目、感情については、良い感情と悪い感情の2項目に語句を分類した上で、その語句が記述された巡礼路上の位置・区間を特定する。そのうえで、位置・区間ごとに記述される語句の数量や項目の偏り、組み合わせから、各位置・区間ごとの記述内容の特徴を把握し、それぞれの位置・区間を巡礼者がどのように認識していたのかを明らかにする。位置・区間については、礼拝施設および見所の各地点とそれ以外の区間にわけ、それ以外の区間については、地勢的状况にもとづく4区間（伊勢山田から長者屋敷跡の平坦区間、長者屋敷跡から伊勢紀伊国界までの連続川越区間、伊勢紀伊国界から木本までの連続峠越区間、そして木本から新宮までの海浜区間）に分けて把握する。最後に、このようにして把握された視対象や感情の連続する体験のなかにおける変化から、装置性が巡礼者にどのような影響を与え、巡礼者が装置性にどのような価値を見出したかを明らかにし、装置性の効果を検証する。

（3）結果

1）巡礼者の視対象と感情の語句の抽出

18世紀から19世紀に記述された道中日記から視対象と考えられる語句、感情の発露と考えられる語句を抽出した。今回、分析対象としたのは、国立国会図書館の蔵書検索により検索できた西国巡日記や、自治体史・調査報告書所収の翻刻された日記などからこれまでに筆者が入手した道中日記のうち、伊勢山田から新宮までの巡礼旅を行っていることが判読できた18文献である（表47）。

次に、視対象にかかる語句について抽出をおこなった。その結果、視対象としては1379語句を抽出した。さらに抽出した語句を先行研究¹⁶¹を参考に14項目に分類を行った（表

48)。一方、感情・評価にかかる語句としては161語句を抽出した。また、これら語句は言葉の意味と前後の文脈から、良い感情と悪い感情に分類した（表49）。

加えて、抽出・分類した語句について、その記述された地点を特定した。記述された地点は、ここまでの検討で把握した17箇所の礼拝施設および見所の地点と、それ以外の区間に分けた（表50）。

表 48 分析対象とした道中日記一覧

文献番号	筆者	和暦	西暦	書名
①	嵐雪・朝叟	宝永2年	1702	「その濱ゆふ」
②	某	宝永3年	1703	「伊勢参宮道中記」
③	木村有周	明和2年	1765	「伊勢参宮・西国巡拝道中記」
④	釣雪亭桐左	明和7年	1770	「西国三十三番巡礼紀行」
⑤	辻武左衛門	安永2年	1773	「西国順礼日記」
⑥	大馬金蔵	天明6年	1786	「伊勢参宮道中記」
⑦	某	天明6年	1786	「西国道中記」
⑧	某	寛政2年	1790	「西国道中記（加筆）」
⑨	鈴木牧之	寛政8年	1796	「西遊記神都詣西国巡礼」
⑩	龍泉寺州椿禅師	文化4年	1807	「西国順礼記」
⑪	廣三郎	文化9年	1812	「西国順礼道中記」
⑫	某	文政10年	1827	「西国順拝道芝の記」
⑬	角田藤左衛門	天保12年	1841	「西国道中記」
⑭	神戸由左衛門	弘化2年	1845	「道中日記帳」
⑮	福田藤吾	弘化4年	1847	「伊勢西国道中記」
⑯	大和屋（木地屋）某	嘉永3年	1850	「伊勢参宮道中記」
⑰	渡辺吉蔵	安政3年	1856	「道中日記帳」
⑱	宗田伝治右衛門	明治13年	1880	「道中日誌」

表 49 視対象の分類

人物：予、各々、我々、首、足、涙、汗、(人名)、人、姿、真裸、巡礼、同行、同半、友、友雁、二人、三名、四名、四たり、御師、案内、あるじ、宿のこもの、きもいり、舟長、船頭、川越人、山伏、遊女、里人、漁夫、あみ引、種蒔人、人力、夫婦、男女、宿老、女、賤の女、賤、小あるき、わらんべ、人通り、鬮臚

食物：澤水、茶、酒、地藏餅、名物餅、餅、ちまき、魚、大鯛、さくら鯛、鱗、いわし、さわら、さんま、ひらきすくい、さめ、かれい、干物、鯉節、山のいも、ふき、御数、煮、皿、御平、ぜんまい、椎茸、大根の切干、ミソ、豆、生麩、塩焼、青柚、だいたい、夕飯、昼、昼食、中食、弁

当、煙草、なしつばきの葉

道具：荷、つづら笈、白かしの棒、つへ、飯ごり、網すきかけ、扇、草鞋、笠、合羽、きせる、おいつる、順礼記、絵図面、納経、妙薬、二日灸、提重、袖、夏衣、ひとへもの、由来記、縁起、名、こがみ、御祓、御役所下札、船、艫杭、みさほ、のぼり、半弓、升、もり、くじらつきもり、さき本之ほそき所、ほそきつな、ゑ、生柴、まないた、天秤、車、熊野炭

設置物：御仏、観音、千手観音、十一面観音、三十三観音、辻観世音、西国道引きの本尊、守ほんぞん、三法荒神、あみだ、薬師、下野国岩船地藏尊うつし、岩船山地蔵尊、七五三繩、鳥井、地藏、塚、墓、願主の名、俗名、面、右高野大和左なちさん道ト有、碑、石、石碑、石牌、供養塔かき、井かき、鹿垣、石垣、田地、墓石、詠哥、鯨の頭、跡、炉

建築物：茶屋、茶店、峯茶屋、宿、小宿、宿や、泊り、泊り屋、泊り屋敷、旅籠、城、御城、御城下、村、むら、浜、小浜、漁浜、きの浦、町端、町はづれ、村はづれ、町、湊、人家、すすき葺、わらふき家、町、町家、在郷、市中、町中、三四軒、戸三百軒、家数五百軒計、戸数千軒、家数千軒、家千五百軒、家数千五百軒、寺、ふどう堂、十一面観音堂、御堂四間四面、観音堂、千手観音堂、手引観音堂、岩舟観音堂、堂、御堂、地藏堂、岩船地藏堂、日輪寺、大佛堂、三宝荒神ノ社、田村丸観音、北帝山清水寺、社、御社、宮、御宮、宮造り、宮居、両社、二社、三社、瀧原太神宮、鳴尾大神宮、奥玉命、竝大神宮、若宮大神宮、長生大神宮、猿田彦の社、いさなきの宮、滝原神社、並神社、ひむろ、廻船、船着湊、番所、役所

道：道、坂、峠、平地、(地名)坂、(地名)峠、船、渡船、渡し、舟渡し、船渡し、橋、板はし、小橋、歩渡し、歩行渡し、山坂、大坂、小坂、坂上り、坂々、急登り、上り坂、下り坂、式度渡し、山ノ間道、浜路、別道、浜道、敷石、石ノ敷詰、巖石の上、舟路、道二ツ、二た道、野路、あぜ山道、へり道、平ば道、坂なし、道平カ、平平地、松原道、道筋、山道、山路、山の峯、ウネリ

動物：馬、うし、蛭、蚩、雁、鶯

草木：花、櫻麻、萱草、鬼あざみ、山菖蒲、蛇いちご、風蘭、つつじ、もち花、げんけ、萩、薄、鬼薄、麦、ほ、田、苗代、森、大成林、並木、名木、御宝木、松、松原、小松原、かさまつ、五葉之松、似松、弓はり松、狩野松原、西行松、杉、夫婦杉、兄弟杉、はうき杉、三枚屏風杉、鳥居杉、なん除杉、子持杉、男女杉、ヒヨクレンリノ杉、七本杉、七色の杉、屏風杉、杉四杉、山田ノ滝祓杉、角力とり杉、田虫杉、檜ノ木、椎、榊、楓、梅、毛透梅、錦の梅、桜、西行桜、葉桜、榎、紅葉、つげ、大木、枯木、鳳凰竹、よし竹、竹、竹の葉、熟柿、よし、なら、青葉、白檀、壺の

枝、柳、柏、ヒバ、杉山、木立、冬葉ノ木

時節：日和、晴、天気、快晴、五月晴、雨、雨天、小雨、大雨、雨ふり、雪、雲霧、霞、八重霞、暁、地震

川：清水、小流レ、川、河、大川、小川、川々、(川名)川、川ニ夕瀬、川三瀬、川原、川向、向山川瀨、落口、ながれ、谷川、水かさ、出水、瀧、清滝、法滝、青きが滝

野：原、野原、長者野、長者が野、原中、池、大池

山：山、山々、山間、山中、土山、峯、中峯、山の峯、山上、山の中たん、紀の山、やき山、要害山、えぼし山、名山、谷、谷間、岩、大岩、立岩、岩山、六丈岩、天狗岩、阿曇の岩、般若岩、大石、二王石、岩屋、窟、岩家、大岩屋、洞、霊窟、鬼の岩屋、鬼か岩屋、鬼が城、花の岩や、花ノ岩、王子の岩屋、上段の間、下段の間、山岸、嶋、鴛々、小島、大嶋、はなれ嶋、魔見ヶ嶋、岬、赤島

海：くまの浦、紀州浦、海辺、浜辺、海ばた、海ぞへ、海手、江、入江、海、入海、内海、海面、海中、海上、渚、磯、磯山、磯辺、磯辺り、荒磯、海岩、飛岩、大ばんじゃく、波、浪、しら浪、波風、荒波、八月浪、波打ち、際、波間、潮、南海、大洋、大海、沖、浜、荒浜、七里ヶ浜、小砂利浜、砂、玉子石、かたかみの池

空：空、雲井、東雲、雲、海日、日の出、朝日、暁、朧月

※ 情報は取り上げない。例) 屋号、価格、地名、里数

表 50 感情(評価)に関する語句の分類

良い : よし、よろし、能、吉、宜、殊、良し、大よし、上、上々、上々吉、又他なし、見物、おもしろき見物事、をかし、面白し、楽ミ、楽しさ、祝フ、慕ふ、恋し、幸い、涼し、うれし、珍し、ふしぎ、希異、すさまじ、いのちなりけり、却而つかれを忘る、心おかるる旅寝、深切、気もうちとけ、長閑、助る、絶景、景地、筆に及ばぬ景色、筆に尽くしがたし、風情いわむかたなし、景よきこといわんかたなし、景好、古今無双の景地、勝ル風景

悪い : 難所、大難所、難場、難儀、難渋、歩難し、難に迎フ、急、険路、嶮岨、悪し、ひざふるひまなこくるめきぬ、わきまへしらず、また越ゆべきとおもふものひとりもなし、南無大悲、残念、名残、いぶせし、淋し、涙をなかず、床し、哀し、無常を觀ず、固唾を呑む、おそろし、込る、込り入る、心細し、さみし、不自由、わかり難し

表 51 視対象・感情数一覧表

区間	第1区間												第2区間	第3区間												第4区間												
	区間1	田丸城	区間2	蚊野の松原	区間3	観音庵	区間4	千福寺	区間5	瀧原宮	区間6	長者屋敷		区間7	伊勢紀伊国界	区間8	岩船地藏堂	区間9	岩屋堂	区間10	日輪寺	区間11	西行松	区間12	清水寺	区間13	鬼ヶ城	区間14	一玉石	区間15	花の窟	区間16	親しらず子しらず	区間17	南海の眺望	区間18	終点(熊野新宮)	
人物	15	0	0	1	0	1	1	0	4	4	0	0	7	0	9	0	0	0	7	2	22	1	3	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1
食物	2	2	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	3	0	18	2	0	0	10	4	22	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	1	
道具	10	2	0	1	0	0	0	3	3	3	0	1	3	1	20	0	0	0	3	3	14	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	
設置物	0	1	0	0	0	4	1	3	0	0	0	4	3	0	1	3	0	2	4	8	2	0	1	4	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0		
建築物	6	20	0	0	1	3	1	6	11	32	0	1	6	2	26	11	0	0	7	18	30	0	7	12	10	0	5	1	0	1	0	0	2	1	5			
道	7	0	0	0	2	0	4	0	22	0	0	3	13	8	65	4	0	0	11	2	48	8	5	1	13	0	3	0	0	1	6	5	5	1	13			
動物	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
草木	1	0	2	10	0	0	0	0	2	71	0	4	0	1	2	0	0	0	4	0	6	16	26	0	7	2	1	0	0	4	5	1	1	1	0			
時節	2	1	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	3	1	6	0	0	0	5	0	4	0	1	0	1	0	2	0	0	0	4	1	1	0	1			
川	9	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	21	0	20	0	0	0	9	0	12	0	0	2	9	0	2	0	0	0	5	7	5	0	21			
野	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山	0	0	0	1	0	0	2	0	3	0	0	2	1	2	15	5	0	1	3	0	10	0	2	13	3	13	4	4	0	25	0	0	0	0	1			
海	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29	1	0	0	2	1	23	0	0	5	4	1	5	3	4	3	7	7	5	8	3			
空	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0			
合計	55	26	3	13	3	8	13	12	74	111	0	26	66	18	221	26	0	3	67	38	194	25	45	39	51	18	22	8	6	42	32	21	23	11	48			
感情 良い	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	3	16	0	0	0	10	1	17	0	0	0	5	0	3	1	0	3	7	3	2	3	2			
感情 悪い	5	2	0	1	0	0	3	0	9	1	0	0	3	1	15	1	0	1	14	2	10	1	3	1	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1			

2) 視対象数による区間の特徴の把握

次に、視対象の記述数について、4区間の比較検討を行った。まず、区間内で礼拝施設や見所が多ければ視対象数が増加する（表 51）。そこで、礼拝施設や見所についてはこの分析からは除外し、それ以外の区間によって分析を行った。ついで、視対象数は区間距離が長ければ増加し、短ければ減少することから、単位距離当たりの数量で比較を行った。ただ、分析対象区間は地勢の変化が激しく、単位時間当たりの移動距離は地勢によって変化する。そこで、距離を空間距離ではなく時間距離である「里」を用いることにした。すなわち、1里当たりの視対象記述数によって比較を行った。

表 52 距離と視対象数等関係表

	区間距離 (里)	区間のみ の視対象数	礼拝施設・ 見所箇所数	礼拝施設・ 見所での 視対象増加 数	合計視対象 数
第1区間	10	148	6	196	344
第2区間	4	66	0	0	66
第3区間	18	578	6	149	727
第4区間	4	131	5	100	231
合計	36	923	17	445	1368

その結果、伊勢山田から伊勢紀伊国界までの第1、第2区間においては、記述される視対象数が少なく、連続峠越え区間、海浜地帯の第3、第4区間においては視対象数が増加することが判明した（図 67）。合わせて、感情発露件数も検討したところ、同様の傾向を示した。このことから、第1、第2区間は印象的な区間とはいえない一方で、第3、第4区間は印象的な区間であると考えられる。

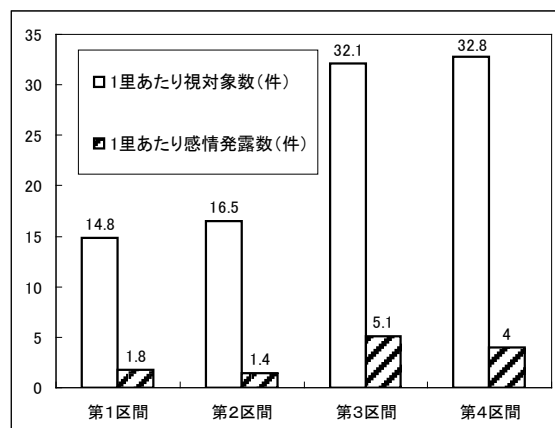


図 67 道中日記に記述される 1 里ごとの内容

次に区間ごとの視対象の特徴を把握するため、区間ごとに、先に分類した 14 項目の記述数の多かった上位 5 項目の比較を行った（表 52）。

その結果、次のような特徴が把握された。まず、全区間を通じて多いのは道と川に関する記述である。巡礼者は道の上を歩き、川は歩行渡りにせよ舟渡しにせよ、歩く際の障壁となる存在であることをふまえると、道と川の記述の多さは巡礼旅が徒歩による移動であるという特性を反映していると考えられる。次に第 1・第 2 区間においては、人物の記述が多い。これは、伊勢山田から田丸付近で、それまで一緒に旅をしてきた旅仲間と別れる記述が多いためと考えられる。地形の変化が著しくなる第 3 区間に至って記述の内容は大きく変化し、建築物や海、食物が多く出現する。建築物は、集落における宿の記述や峠における茶屋の記述が多く、食物の記述もまた宿や茶屋での記述が多い。海は峠や下り坂、集落付近など至る所で記述される。さらに第 4 区間に至って、建築物は大きく後退し、変わって海、時節、草木の記述が上位をしめる。この区間では、海、松原、さらに晴天や雨天といった気象状況が一体となった眺めの記述が増加する。このように、巡礼者が注目する対象は旅が進むにつれて変化することが明らかとなった。

表 53 各区間における視対象記述数の上位 5 項目

	第 1 区間	第 2 区間	第 3 区間	第 4 区間
1 位	道	川	道	川
2 位	川	道	建築物	道
3 位	人物	人物	海	海
4 位	建築物	建築物	食物	時節
5 位	道具	野	川	草木

3) 視対象のタイプ分けによる特徴の把握

以上の分析の結果をふまえ、各区間と礼拝施設・見所も含めた伊勢から熊野の視対象に関する特徴把握を試みた。各地点・区間における視対象は、複数の視対象の組み合わせによって構成されている。そこで、先行研究を参考に、視対象の出現頻度を変数に主成分分析を用いて要素を縮約した上でクラスター分析を行い、視対象をタイプ分けした。

まず、表 50 で示した視対象の一覧表のデータを元に、地点名をケースに、視対象の分類を変数に設定し、主成分分析を行った。その結果、第 4 軸までの固有値が 1 以上で第 4 軸までに累積寄与率が 77.42%となった（表 53）。

表 54 主成分分析結果（1）

主成分	固有値	寄与率	累積寄与率
第 1 軸	6.709	47.92%	47.92%
第 2 軸	1.531	10.94%	58.86%
第 3 軸	1.386	9.90%	68.76%
第 4 軸	1.213	8.67%	77.42%

表 55 主成分分析結果（2）

	第1軸	第2軸	第3軸	第4軸
人物	.773	.023	.312	.082
食物	.870	.274	.172	-.045
道具	.906	.233	.174	-.047
設置物	-.104	.697	.109	.539
建築物	.505	.270	.737	-.058
道	.927	.213	.054	-.121
動物	.624	.005	-.111	.344
草木	-.085	-.153	.874	-.070
時節	.870	-.084	.061	.004
川	.784	-.133	-.099	.069
野	.011	-.041	-.096	.847
山	.216	.829	-.076	-.142
海	.766	.364	.003	-.322
空	.717	.443	-.084	-.111

（網掛けは絶対値が最も大きい軸）

表 56 区間ごとのタイプ数

タイプ名	第 1 区間	第 2 区間	第 3 区間	第 4 区間	総計	実際の位置
視対象少	3		1	4	8	
設置物+建造物	3		2		5	
至近景（建築物・野）	2		3		5	
設置物・野・海以外	2				2	
草+建築物	1				1	瀧原宮
野	1				1	長者屋敷
道中心			1		1	区間 8：連続峠越
道・川・至近景中心		1	1		2	区間 7：連続川越 区間 10：尾鷲付近
道+海			1	4	5	
建築物+至近景			1		1	日輪寺
海+道+営み			1		1	区間 1 1：連続峠越
山			1	1	2	清水寺・鬼ヶ城
山注視				1	1	花の窟
総計	12	1	12	10	35	

第1軸は、食物、道具、道、時節に特に高い値が示されることから「営み性（人の営みを示すものと関係するか）」、第2軸は山と設置物が高い値を示すことから「立体性（立体的なものを対象としているかどうか）」、第3軸は建築物と草木が高い値を示すことから地表から高さを伴って存在する「地物性（地物を対象としているかどうか）」、第4軸は野の値が高いことから、「平坦性（平坦地かどうか）」と解釈された（表54）。これら4軸の因子得点を用いてウォード法によるクラスター分析によりタイプ分けを行った。その結果、至近景（建築物・野）5件、設置物+建造物5件、道+海5件、海以外少4件、視対象少4件、道・川・至近景中心2件、山中心2件、設置物・野・海以外2件、建築物+至近景1件、草+建築物1件、海+道+営み1件、道中心1件、野1件、山注視1件に分類することが出来た。

次にこれらのタイプと地勢との関係を見ると、まず第1区間においては、近景に属する視対象が中心となることが分かった。第2区間の連続川越区間においては道・川・至近景中心、第3区間においては、至近景に加えて、道の要素が多く見られるようになり、第4区間に至って海の要素が強くなることが判明した（表55）。

さらに、タイプとして1箇所もしくは2箇所しか存在しない箇所について検討すると、それらは、近世を通じて紹介される礼拝施設4箇所（瀧原宮・日輪寺・清水寺・花の窟）と、重要な見所2箇所（長者屋敷・鬼ヶ城）、さらに連続峠越・連続川越区間であり、こうした地点・区間が特異な眺めの体験を提供しているといえる。すなわち、熊野参詣道伊勢路の装置性は、巡礼者の特異な眺めの体験として有効に機能していると考えられる。

4) 感情・評価語句の記述数に基づく特徴の把握

さらに、感情・評価の語句について検討した（図68）。

記述される感情の中身について検討すると、第1・第2区間では、「熊野路に趣きて 熊野路の春や淋しき人通り（表47 文献番号⑨、以下表番号は同様に略す）」、「心細くさみしき様に相成申候（文献番号⑩）」「五十三次と違何坎不自由にて入り入申候（文献番号⑪）」など、巡礼者同士の別離の情や旅路への不安が吐露され、悪い感情が優先する。これは第1・第2区間では別離の対象としての人物の記述が多いことと対応すると考えられる。

次に、第3区間の連続峠越区間では、「八鬼山にかかる。各いまだふみ見ぬさきよりひざふるひ、まなこくるめきぬ（文献番号①）」「皆自然石ノ石を段々敷て道ヲこしららゑ至極難所也（文献番号⑤）」「大ニ坂きう也（文献番号⑥）」「聞しに勝る難場也（文献番号⑦）」「それより行きき岩山にて大なん所（文献番号⑧）」「石高く誠ニ難所也（文献番号⑨）」「石すき誠難所也（文献番号⑩）」など、坂道での苦しさに伴う悪い感情が発露される一方で、「峠より少し下りおわせ町海見江而至極風景能処也（文献番号⑪）」「此处至極長閑なり目の下にくまの浦一めに見ゆる波は静やかに最早桜最中つつじ花咲申候ひとへものにて宜敷所なり古今無双の景地寫々数々あり難所を忘るる計にて暫らく相休み一見仕申候（文献番号⑫）」「それより三丁上りて峠なり此所より海辺所々見わたりて景よき事いわんかたなし（文献番号⑬）」「尾鷲といふ所に宿しけるに、折ふしあるじの深切にて同行七人に粽ニツヅゝ振舞ひ、夕飯には山のいもにふきなど取ませ賄なはれ、いかばかりうれしく是にて節供の祝義も調ない侍りて よい宿や気も打とけて粽かな（文献番号⑭）」など、峠で目にす

る眺めの美しさや、宿泊施設に到着したときの安堵感にともない、良い感情が発露される。これは、第3区間で建築物や食物といった宿泊施設や峠の茶屋に関係する要素や、眺めの要素としての海などが視対象の上位に見られることと関係すると考えられる。

さらに、第4区間の海浜地帯に至ると、「扱々面白き浜道也（文献番号⑤）」「廻船遙二見へて南海の眺望又他なし（文献番号⑧）」「松原道よき道筋なり（文献番号⑩）」「みな磯ノ小砂利浜にて景よき磯なり（文献番号⑫）」など眺めの美しさを賞賛する良い感情が多く見られる。これは、視対象で海や草木などの記述が増加することと関係すると考えられる。

このように、伊勢山田から新宮までの巡礼旅は、徒歩旅行という特性に起因して道や川に常に注意を払いつつ、旅の同行や旅を支える人々の営み、海や木々が織りなす眺めなど、巡礼旅をとりまく「風景」に注目して旅を進めており、それら風景と巡礼者の感情は密接に関係していることが明らかとなった。こうした巡礼体験は、伊勢山田から新宮にいたる巡礼旅を単調に終わらせない役割を果たしていたと考えられ、巡礼旅の中で心理的な変化を与え、巡礼者を新宮まで歩かせる上で重要な役割を果たしていたと考えられる。

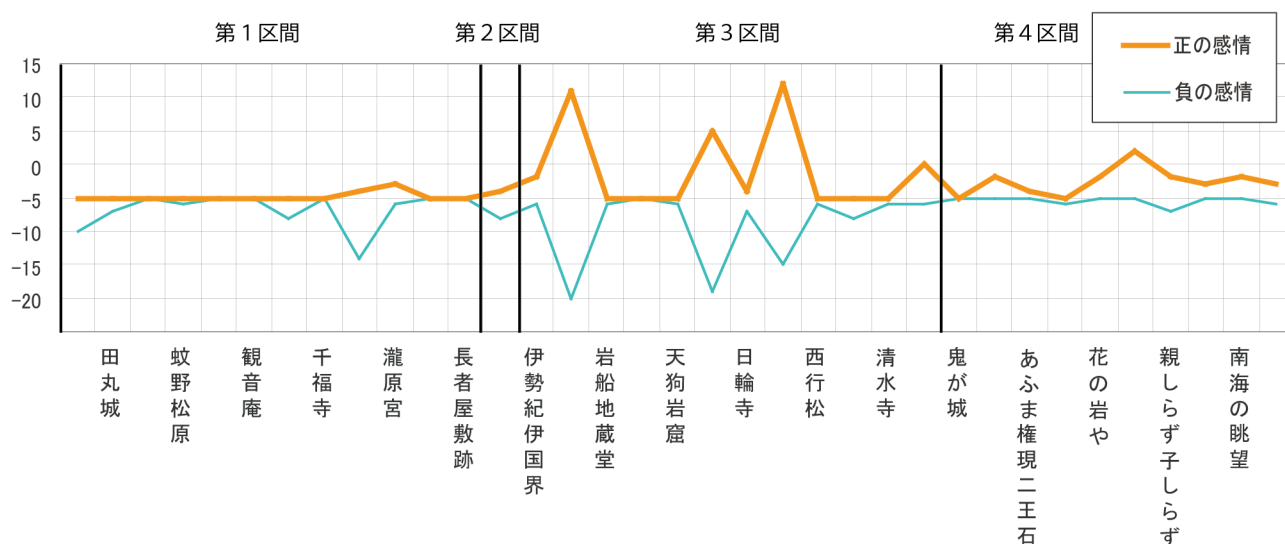


図 68 伊勢山田から熊野までの正の感情・負の感情の変化

(4) 装置性の効果

巡礼者は伊勢山田から新宮までの道中において、変化していく風景の中を、感情を次々と変化させながら旅していたことが明らかとなった（表 56）。

まず、視対象の記述の分析からは、全区間を通じて多いのは道と川に関する記述であることが判明した。このことは、巡礼旅が徒歩による移動であるという特性を反映している

と考えられた。視対象記述数についてみると、第1・第2区間においては、人物の記述が多かった。地形の変化が著しくなる第3区間に至ると、建築物や海、食物が多く出現した。建築物と食物はいずれも集落の宿や峠の茶屋の記述に関連していた。海は峠や下り坂、集落付近など至る所で記述される。第4区間では、海、時節、草木の記述が上位をしめた。次に視対象のタイプ分けからは、まず第1区間においては、近景に属する視対象が中心となることが分かった。第2区間の連続川越区間においては道・川・至近景中心、第3区間においては、至近景に加えて、道の要素が多く見られるようになり、第4区間に至って海の要素が強くなることが判明した。

さらに、タイプとして1箇所もしくは2箇所しか存在しない箇所について検討すると、それらは、近世を通じて紹介される礼拝施設4箇所（瀧原大神宮・日輪寺・清水寺・花の岩や）と、重要な見所2箇所（長者屋敷・鬼ヶ城）、さらに連続峠越・連続川越区間であり、こうした地点・区間は特異な眺めの体験を提供していた。

加えて、日記に記される感情は、第1区間においては負の感情が発露されるのに対し、第2区間、第3区間に至って正と負の感情が交互に激しく発露され、第4区間に至って正の感情が発露される状況がみられた。これら、感情の発露は視対象と密接にかかわっていると見られた。

以上のように、熊野参詣道伊勢路は、地勢とそこに配置された礼拝施設・見所の組み合わせによって感情を変化させる装置として有効に機能していたことが明らかとなった。巡礼者はこのような熊野参詣道伊勢路の装置性に対して、感情を変化させることで巡礼を促進する価値を見出していたと考えられる。

表 57 巡礼者の眺めの体験と感情

		第1区間	第2区間	第3区間	第4区間
視対象数上位		人物	人物	建築物・海・食物 (宿・茶屋)	海・時節・草木
視対象タイプ		近景	道・川・ 至近景中心	至近景・道	海
特異な眺めの体験	区間		○	○	
	礼拝施設	瀧原宮		日輪寺・清水寺	花の岩や
	見所	長者屋敷			鬼ヶ城
感情		負	正/負	正/負	正

3 巡礼路に対する価値認識の変遷

(1) 巡礼路に対する価値の認識モデル

以上の巡礼者の認識に基づき、巡礼路として盛んに利用され機能していた 17 世紀から 19 世紀の巡礼路機能時に巡礼路に対して見出された価値について整理する

まず、巡礼者は西国観音信仰という情報に基づいて、伊勢から熊野に向けて旅を開始していた。その途中の道路空間には、伊勢・熊野・観音信仰に関連付けられた礼拝施設があり、旅人は旅の目的が巡礼であることを確認していた。つまり、観音信仰という情報に巡礼という情報が付加されていた。さらに特異な視体験をすることで感情の変化が起こり、巡礼を促されていた。伊勢から熊野までの道路空間には、さらに、日常から非日常への旅を演出する見所があり、旅人は自分の位置を確認していた。つまり、観音信仰・巡礼という情報に、日常から非日常へという情報が付加されていた。さらに特異な視体験をすることで感情の変化が起こり、巡礼を促されていた。こうした一連の体験を繰り返し、最終的に巡礼の目的地である熊野へ到着し、観音信仰に基づく巡礼を実現していた。

このように、旅人は観音信仰という意味に信仰という効用を、熊野へ至る機能に起点と終点を結ぶという効用を、気持ちを高め切り替える装置性に巡礼を促すという効用を見出していた。つまり、装置性が「観音信仰」という意味、「伊勢と熊野を結ぶ」という機能、「巡礼を促す」という文脈の価値を見出すことを可能にしていると整理できる。

以上の状況に基づき、巡礼路に対する価値の認識をモデルとして整理する。「情報（信仰や位置づけ）」「空間（道路空間）」「物（礼拝施設および見所）」「行為（巡礼）」の 4 要素が設定される。「情報」は「空間」と「物」に付随し、それに基づいて「物」は「空間」中に配置されている。「情報」は行為にも付随し、評価者は「空間」と「物」を、行為を通して体験する。このとき評価者は、行為を通して新たに生み出された情報を、当初与えられた情報に追加し、次の一連の体験をする。こうして、評価者は行為をとおして空間と物に価値を見出す、として整理でき、この一連の流れが成立して装置性が発揮されるといえる(図 69)。

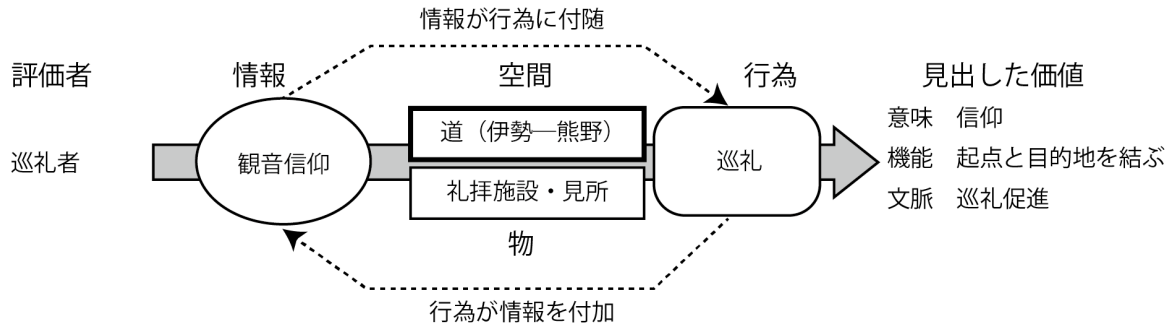


図 69 道路空間の装置性と価値の認識モデル

(2) 巡礼路に対する価値認識の変遷

上記の価値の認識モデルに則して、これまで各章で検討してきた文化遺産「熊野参詣道伊勢路」としてみなされた空間及び諸要素と、それに対して見出された価値について整理する(図 70)。

まず、巡礼路成立以前においては、巡礼にかかる情報は存在しない。しかし、空間としての道は存在していたと考えられる。巡礼の情報が存在しないことから巡礼に関連する物も存在しない。空間で行われる行為は、徒歩等による移動である。行為者は、道に対して、移動の便に供する機能の価値を見出していたと考えられる。

巡礼路機能段階においては、巡礼者は「観音信仰」という情報に基づき、伊勢から熊野までの空間において、そこに配置された空間的仕掛けを体験しながら、巡礼を行っていた。このとき、巡礼者は、「観音信仰」という意味、「伊勢と熊野を結ぶ」という機能、「巡礼を促す」という文脈の価値を道路空間に見出していた。

熊野参詣道伊勢路が世界遺産に登録される直前においては、管理運営計画 (A P 1) の策定と観光者による利用が行われていた。管理運営計画 (A P 1) においては、計画策定者は過去に巡礼が行われた道であるという情報に基づき、計画の策定をすすめていた。そのため、空間は伊勢から熊野までの道全体と捉えられ、礼拝施設や見所は体験の対象となっていた。また、道において行われる行為として、巡礼体験が推奨されていた。しかし、巡礼体験の結果、装置性が体験できるかどうかは想定していなかった。この時、計画策定者は巡礼路に対し、巡礼路という意味、巡礼体験の場という機能の価値を見出していたと考えられる。

一方、世界遺産登録前に行われていた観光においては、観光者は徒歩旅行という情報を与えられていた。空間は伊勢から熊野までの道全体と捉えられ、礼拝施設や見所は体験の対象となっており、そこで行われる行為は徒歩旅行だった。しかし、情報としての「観音信仰」は強調されず、礼拝施設や見所と「徒歩旅行」の間に明確な関係性は示されていなかった。また、性格の異なる起点と終点を結ぶという機能は強調されず、その途上で行われる「徒歩旅行」に焦点が当てられていた。そのため、観光者は徒歩旅行という意味や徒歩による移動という機能の価値を見出していたと考えられるものの、装置性は体験しえなかったと考えられる。

史跡指定段階においては、行政や専門家は歴史上の巡礼路という情報に基づき、不動産でかつ遺構の保存状況の良い部分を歴史的事実を示す証拠としてみなして保護しようとした。そのため、道の一部や、礼拝施設の一部が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の構成要素としてみなされ、道路空間全体が構成要素としてみなされることはなかった。このとき、史跡指定を進めた行政や専門家は、巡礼路に対して、歴史上利用された重要な巡礼路¹⁶²という意味の価値を見出していた。

世界遺産として登録される段階においては、行政や専門家は信仰の山における霊場と霊場を結ぶ道として整理した。ここでは、信仰の山の証拠として、道の一部や、礼拝施設の一部が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の構成要素としてみなされた。しかし史跡指定時同様、道路空間全体が構成要素としてみなされることはなかった。このとき、世界遺産登録を進めた行政や専門家は、巡礼路に対して、信仰の山の模範例¹⁶³という意味の価値を見出していたと考えられる。

世界遺産登録後の管理運営計画A P 3以降においては、巡礼路というコンセプトは後退した。その結果、世界遺産に登録された範囲の道・礼拝施設・見所が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」として捉えられた。同様に、この時期に大手出版社から発行されたガイドブックでは、聖地・パワースポットの情報に基づき、巡礼路の一部を物として扱い、車観光による立ち寄りや「見る」観光を推奨していた。文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の構成要素は、物としての一部の道、一部の礼拝施設、一部の見所であった。そこで推奨される行為は歩行もしくは鑑賞であった。このとき計画策定者や観光者は、巡礼路に対して、聖地・パワースポットという意味や鑑賞対象としての機能、観光地という文脈の価値を見出していたと考えられる。

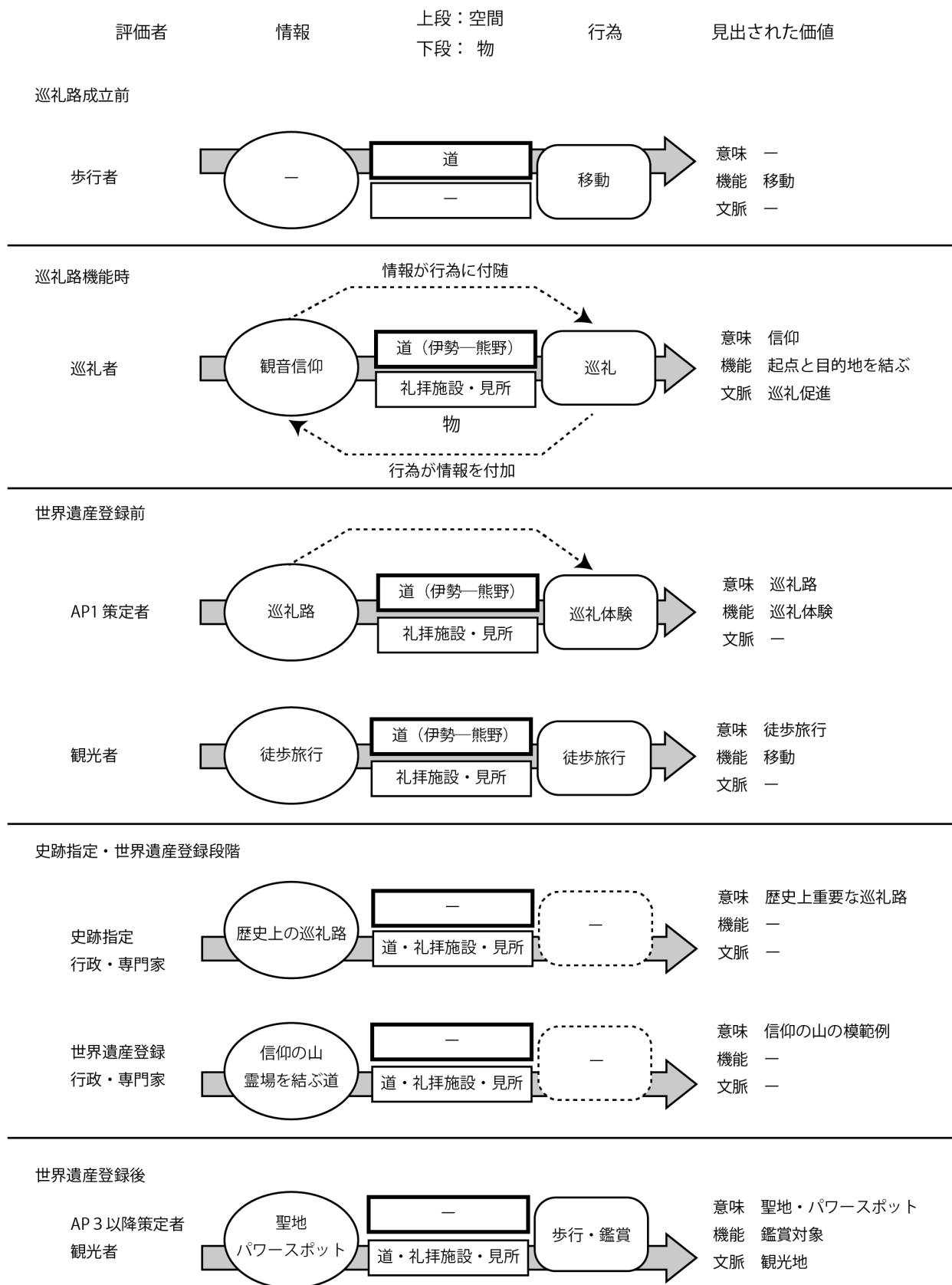


図 70 道路空間の装置性と価値認識の変遷

4 まとめ

以上のように、熊野参詣道伊勢路から人々が影響を受けていた空間と諸要素、ならびにそれらに対して見出していた価値の内容は、巡礼路機能段階から、世界遺産登録前、世界遺産登録時、世界遺産登録後とそれぞれ変化していたことが明らかになった。

まず、熊野参詣道伊勢路機能時に、巡礼者は観音信仰に基づき、装置性によって巡礼を促されながら、伊勢から熊野までたどり着いていた。これは後世において、巡礼路として評価された。その結果、世界遺産登録前の管理運営計画や観光ガイドブックでは、かつて利用された巡礼路という情報に基づき、伊勢から熊野までの全体の空間とそこに配置された対象物に対し「巡礼体験の場」という価値や、宗教色のうすい「徒歩旅行」という価値が見出されたものと考えられる。

ところが、史跡指定、世界遺産登録においては、歴史上重要な巡礼路、信仰の山の模範例という価値が見出された。これは、遺産の顕著性を示すために他の遺産と比較するなかで見出された価値であったと考えられる。そのため、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の構成要素は、遺産が存在する証拠物としての道・礼拝施設・見所の一部に限定され、伊勢から熊野までの空間や巡礼行為は文化遺産の中に含まれなかったと考えられる。

さらに世界遺産登録後の管理運営計画や観光ガイドブックでは、情報として「聖地・パワースポット」が示されていた。これは、世界遺産登録において示された「信仰の山の模範例」という価値の誇張的読み替えであると考えられる。そのため、世界遺産に登録された道・礼拝施設・見所の一部を点的に対象とし、そこに見出す価値も「聖地・パワースポット」となってしまったと考えられる（表 57）。

こうした結果、熊野参詣道伊勢路が巡礼路として機能していた段階に巡礼者によって見出されていた「信仰」という意味的価値、「伊勢と熊野を結ぶ」という機能的価値、「巡礼を促す」という文脈的価値のいずれもが、今日の計画策定者や観光者には見出すことができない状態になっていると考えられる。

巡礼路としての熊野参詣道伊勢路は、観音信仰や伊勢と熊野を結ぶ機能だけでなく、その旅程において気持ち次第に変化していくことが巡礼旅を特色づけている。今日の遺産の保護・管理運営・観光利用においては、いずれも旅程における気持ちの変化は考慮に入れていない。そのため、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に見出している価値は、巡礼者が見出していた熊野参詣道伊勢路に対して見出していた価値とずれがあり、当時の人々が価

値を見出し、影響を受けていた空間の諸要素に対し、今日においても道を歩く人々が価値を見出し、影響を受ける状況にあるという状態を保護されている状態と見做す立場からは、巡礼路の保護の状況は十分ではないといえる。

表 58 価値認識の変遷の関係

段階	情報	空間	物	道路空間に見出された価値	装置性による心の変化
巡礼路機能段階	観音信仰	伊勢一熊野の道	礼拝施設・見所	観音信仰、経路 巡礼促進	あり
遺産指定・登録段階	巡礼路 信仰の山	なし	一部の道・礼拝施設・見所	重要な歴史性 重要な信仰の山の例	なし
登録後段階	聖地・パワースポット	なし	一部の道・礼拝施設・見所	聖地・パワースポット 鑑賞対象、観光地	なし

→は前段階からの影響を示す

第Ⅶ章 結論

1 本研究のまとめ

本研究は、文化遺産としての巡礼路の保護について、今日、文化遺産として把握される過去の道の構成要素は、道が機能していた段階において、当時の人々が価値を見出し、影響を受けていた道という空間の諸要素として把握され、その文化遺産としての保護は、そうした道の機能と、道という空間に付随する諸要素に対し、今日においても道を歩く人々はその影響を受け、そこに価値を見出しうる状態を保ち続けていること、と見做す立場から、熊野参詣道伊勢路を対象に、構成要素の特定と保護の手法について検討することとしたものである。研究目的としては、(1) 巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となる以前に、人々が巡礼路に対して価値を見出した諸要素を解明する、(2) 巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となって以降に、人々が巡礼路に対して価値を見出した諸要素を解明する、(3) 上記2点の比較を踏まえ、文化遺産としての巡礼路の保護を検討するため、人々が巡礼路に対して如何なる価値を見出していたか、道に対する価値認識の変遷を整理し、その相違点を解明する、という3点を設定した。

まず第Ⅱ章では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に対して認められた価値について、世界遺産の登録推薦書、世界遺産登録記念誌、保存管理計画、国指定文化財等データベースおよび伊勢路にかかる歴史研究の論文等の文献から把握し、その構成要素で本稿の研究対象である熊野参詣道伊勢路の特徴を把握した。

その結果、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、「霊場と参詣道を含む深遠なる山岳景観が信仰に関連する顕著な文化的景観を形成している」ことに価値があると認識されていた。次に、これら価値を示す属性には霊場の「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」と「参詣道」が挙げられ、さらに「参詣道」は高野参詣道、大峯奥駈道、熊野参詣道から構成され、熊野参詣道は熊野三山に至る参詣道とされていた。さらに、熊野参詣道は、中辺路、大辺路、小辺路、伊勢路からなっていた。これら4種の経路を比較すると、伊勢路は、盛んに利用された期間が限定的であること、利用者が西国巡礼目的の民衆が多かったこと、通行方向が伊勢神宮から熊野三山への一方通行であることに特徴があることが判明した。

さらに、伊勢路は、史跡に指定のうえ世界遺産に登録されている区間とされていない区

間が存在し、礼拝所である花の窟と景勝地である熊野の鬼ヶ城と獅子巖が含まれるなど、複雑な保護の状況が把握された。

加えて、現在の熊野参詣道伊勢路においては、世界遺産登録区間における来訪者は見られても徒歩巡礼者は見られず、徒歩巡礼復活への取組はなされていても学問的な検証は行われていない状況が把握された。

第Ⅲ章では、伊勢山田から熊野新宮までの巡礼路の経路について、文献史料、地理資料の文献調査および考古資料の現地調査により、基本的経路と選択的経路を特定した。

基本的経路については、集落の消長にともなう地名の増加や消滅はあっても、近世を通じて経路に大きな変化はなかった。これは、伊勢山田から新宮までの区間が峡谷やリアス式海岸といった地勢によって、歩行経路が限定されることによるものと考えられた。選択的経路については礼拝施設への遠回り、危険回避の遠回り、近道・通行容易な道の提案の3者が存在することが判明した。このうち、危険回避の遠回りは渡河地点に代表されるものであり、増水時により安全に旅が続けられるよう準備された経路であった。

その一方で、詳細にみれば、渡河地点の舟渡しが選択的経路として成立しながらも、のちに基本的経路として認識されるものが存在した。これは、より安全に巡礼旅ができるよう、経路の改善が重ねられた結果と考えられる。反対に、より歩行が容易な経路であっても、選択的経路として定着することなく、失われる経路も存在した。このことは、巡礼者の立場だけでなく、巡礼者を支援する宿場等の事情も背景にあったことが想定され、経路の選択は巡礼者と沿道住民との関係性の中で成立していたと考えられた。このように、基本的経路と選択的経路は経時的に変化しながらも、相互補完的な関係のもと、巡礼者が歩く道として一体的に機能していたことが明らかとなった。

第Ⅳ章においては、17世紀から19世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路の空間に配置された諸要素について、道中案内の文献調査と自治体史等の文献調査、現地踏査によって特定し、当時の人々が影響を受け、価値を見出していた対象を解明した。

まず、礼拝施設については、旅の行程1日毎に巡礼者を礼拝施設に参詣させる空間的仕掛けが存在し、それらは道中案内によって巡礼旅と関連付けられていた。また、見所については、歩行に倦怠しがちな区間に巡礼者に気分を刷新させ、自身の位置を示す空間的仕掛けとして存在し、それらは道中案内によって意味の風景を与えられ、日常世界から非日

常の世界への旅を演出していた。礼拝施設と見所は空間的仕掛けと道中案内の情報の組み合わせによって巡礼者の意識に変化を与えていたと考えられ、これら2つの要素は相互補完的であった。

第V章においては、文化財保護制度、地域住民と行政による管理運営、観光者がそれぞれ、現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」と見做し、その対象としている空間と諸要素について明らかにした。

まず、文化遺産保護制度における文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の構成要素については、保存管理計画、整備活用計画などの文献調査により把握した。その結果、峠道、七里御浜、花の窟、熊野の鬼ヶ城と獅子巖に限定され、考古学的証拠が存する範囲のみが保護の対象となっていることが判明した。また、保存管理の方法は現状保存と整備を基本としており、整備は実質上は「峠道」の整備計画となっていると判断された。一方、指定対象とならない考古学的証拠の存しない諸要素については、保護の手法は示されていなかった。このように、熊野参詣道伊勢路本来の構成要素である空間と諸要素のうち、考古学的証拠の存する限定的な部分のみ法的保護の対象となっていた。

次に、熊野参詣道伊勢路沿道の行政・地域住民が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなして、管理運営対象として認識している空間と諸要素について解明した。その結果、まず、地域住民と行政が協働で策定したとされる『熊野古道AP』を対象に、管理運営計画の変化を明らかにしたところ、地域住民や行政は、世界遺産登録10周年以前は、伊勢から熊野までの全体として捉えていた。しかし、AP3以降、世界遺産登録区間という極めて限定的な部分として捉えるように変化していた。

さらに、観光利用について、ガイドブックが提示する観光の観点からの捉え方と、観光行動の変遷から把握し、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して観光者が見出した利用の対象となる空間と諸要素を解明した。その結果、「徒歩旅行」においては、空間としては、伊勢神宮から熊野三山までの全域を利用し、その空間に配置されている礼拝施設や見所の多くを対象として認識していたが、信仰や巡礼という情報や、起点や終点は必ずしも強調されていなかった。これに対し、「聖地・パワースポット」としての捉え方においては、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」は見る対象物であっても、歩行空間としては認識されていなかった。

第VI章では、まず「性格の異なる始点と終点を結び、その間の移動において、気持ちの

切り替えや高まりに働きかけ、連続した関連する体験を促す空間的仕掛け」によって道路空間の装置性は形成されると定義した。次いで、熊野参詣道伊勢路の装置性は有効に機能していたかについて検証を行ったところ、巡礼者は、沿道の礼拝施設や見所は巡礼旅の中で特異な眺めを体験し、感情を変化させながら旅していた。このように、熊野参詣道伊勢路が有していた装置性に、当時の巡礼者は影響をうけ、価値を見出していた状況が判明した。

上記を踏まえて、情報・物・空間・行為からなる価値の認識モデルを設定し、世界遺産登録以降の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に見いだされてきた価値の変遷を整理した。

その結果、熊野参詣道伊勢路から人々が影響を受けていた空間と諸要素、ならびにそれらに対して見出していた価値の内容は、巡礼路機能段階から、世界遺産登録前、世界遺産登録時、世界遺産登録後とそれぞれ変化していたことが明らかになった。

巡礼路としての熊野参詣道伊勢路は、観音信仰や伊勢と熊野を結ぶ機能だけでなく、その旅程において気持ちが次第に変化していくことが巡礼旅を特色づけていた。今日の遺産の保護・管理運営・観光利用においては、いずれも旅程における気持ちの変化を考慮に入れていない。そのため、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に見出している価値は、巡礼者が見出していた熊野参詣道伊勢路に対して見出していた価値とずれがあり、当時の人々が価値を見出し、影響を受けていた空間の諸要素に対し、今日においても道を歩く人々が価値を見出し、影響を受ける状況にあるという状態を保護されている状態と見做す立場からは、巡礼路の保護の状況は十分ではないと判断された。

2 巡礼路の保存と継承に向けて

以上の研究の結果、今日行われている文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の法的保護、管理運営、観光利用のいずれにおいても、17世紀から19世紀の熊野参詣道伊勢路の装置性は十分に享受される状況ではないということが判明した。巡礼路の装置性は、普通の道を巡礼路たらしめるきわめて重要な構成要素であり、文化遺産としての「熊野参詣道伊勢路」を継承していくにあたっては、装置性が発揮されるような保護と整備、管理運営、観光利用がされることが望ましい。

まず、保護については、本研究で明らかになった装置性を構成する経路、礼拝施設や見所について、可能な限り法的保護の対象とするべきである。たとえば、選択的経路におい

て良好に遺構の残存する相賀一馬越峠区間や馬越峠一天狗巖一天狗岩窟（岩屋堂）の経路などは法的保護の対象として、路面の保護を進めるべきである。また、今日も考古学的遺構が明瞭に認められる原大辻観音庵（石仏庵）、千福寺、滝原宮、天狗岩窟（岩屋堂）、日輪寺（荒神堂）、清水寺跡は、保護対象に組み込むことは十分可能である。また、見所については、礼拝施設に比べて遺存状況が良くないが、西行松においては松の補植を行うなどの保護手法が考えられる。

また、整備としては、17世紀から19世紀の見所の状況を看板設置などにより説明する方法もあるが、一方で今日の植生や産業に基づき新たな見所を設置することも考慮すべきである。例えば、蚊野の松原は1940年代頃に伐採・開墾され、今日では一面の柿畑となっている。かつての蚊野の松原は松茸をとおして村の暮らしを感じさせる意味を持っていたが、今日の柿畑は地域の特性と暮らしを感じさせる意味において、同様の意味を付与することが可能だろう。さらに、巡礼者は第3区間や第4区間において海や草木にも注意を払っていた。このことは長大な巡礼路の左右に展開する景観についても整備していく必要性のあることを示唆している。峠からの海の眺めの確保や、七里御浜における松の補植などの整備が望まれる。

管理運営は、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の本来有していた空間と装置性をその対象として再構築する必要がある。そのなかで、徒歩巡礼復活への取組が平成24（2012）年頃から開始していることは注目される。特に、平成27（2015）年の歩き旅用のガイドブックの出版や、平成30（2018）年の地域住民による統一目印設置を目指すセーフティネット伊勢路の立ち上げは、伊勢から熊野までの空間全体を再度、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」としてみなす動きとして捉えられる。今後は伊勢から熊野までの空間全体を管理運営対象に組み込むだけでなく、起点の伊勢神宮、終点の熊野三山を明確にしたうえで、装置性を発揮する礼拝施設や見所、さらに宿場なども含めて管理運営対象としていく必要があるだろう。なお、管理運営計画の策定にあたっては、その策定段階から地域住民をはじめ多様な主体が参画していくことが計画の実効性を高めるために望まれる。

その上で観光利用にあたっては、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を巡礼空間として再度捉えなおし、可能な限り装置性を体験できる観光活動を行うようにすることが望ましい。装置性を有する熊野参詣道伊勢路においては、性格の異なる始点と終点の移動において、連続した関連する体験が促され、そこには感情の変化が伴う。伊勢神宮を起点、熊野三山

を終点とし、伊勢から熊野までの全体を徒歩巡礼旅行することで、装置性を体験し、感情の変化を経験することは、理想的な観光活動となる。しかし、現代において極めて長大な巡礼路をすべて徒歩で旅行することは、実現困難であることもたしかである。そこで、伊勢から熊野までの徒歩巡礼旅行を観光活動の基本に据えながらも、たとえば、第IV章第2節(4)1)で検討した相賀から三木里の区間など、異なる性格を有する始点と目的地の間を移動する中で、装置性を体験し感情の変化が生じる区間を歩行するような観光活動の提案がされると良いだろう。

以上のように、巡礼路においては、普通の道を巡礼路たらしめる装置性を把握し、考古学的証拠の存する範囲に限らず、その巡礼路全体を法的に保護し、整備し、管理運営し、観光利用することで、巡礼路は保護され、継承されていくものと考えられる。

- 1 「文化財」は文化財保護法に定義される法律用語である。文化財と類似する用語として「文化遺産」が存在する。文化財と文化遺産の間に厳密な区別は存在せず、例えば、文化財保護法においては文化財の語を用い、世界遺産条約の邦訳文においては文化遺産の語を用いている。一方、文化財を法的保護の対象となった文化的所産に限定し、文化遺産をひろく未指定物件も含めた文化的所産に広げて解釈する場合もある。本稿においては、文化財と文化遺産の語に厳密な区別は与えず、引用文など除き、原則として「文化遺産」の語を用い、指定等文化財については「文化財」の語を用いることとする。
- 2 文化遺産の保護の方法には法律・条例等に基づく制度的措置によって保護を図る方法のほか、慣習など伝統的手法によって保護が図られる場合がある。本稿における法的保護とは立法措置に基づく制度的措置によって文化遺産の保護が図られることをさす。
- 3 佐藤正知(2015):平成の歴史街道を往く : 歴史の道調査報告書を踏まえて(第1回)「歴史の道」辿り、地域の未来を考える 道路誌上での連載企画開始にあたって:道路:road engineering & management review 892、 p56-59
- 4 昭和二十五年法律第二百十四号
- 5 伊藤 延男(1977):「歴史の道」の整備について:月刊文化財(通号 170):文化庁文化財部監修,p3~7
- 6 佐藤正知(2015):平成の歴史街道を往く : 歴史の道調査報告書を踏まえて(第1回)「歴史の道」辿り、地域の未来を考える 道路誌上での連載企画開始にあたって:道路:road engineering & management review 892、 p56-59
- 7 西村幸夫(2017):文化の道—信仰・人やモノの往来・交易に関する道:世界文化遺産の思想, p150-157
- 8 欧州評議会が発行する『文化の道の管理運営～理論から実践まで』における文化の道の定義は「物理的な道に限られるのではなく、より概念的で一般的な意味で、あるテーマを共有する遺跡網もしくは、地理的範囲を指し、それぞれの遺跡や地域のアイデンティティにより異なる形態をとる。」としている。
“The complex and inclusive character of Cultural Routes has been underlined since the beginning of the programme.⁶ The word “route” is to be understood not only in the restricted sense of physical pathways: it is used in a more conceptual and general sense, meaning a network of sites or geographical areas sharing a theme, taking different forms according to the “identity” of each site or area.” Eleonora Berti(2015):DEFINING THE CULTURAL ROUTES OF THE COUNCIL OF EUROPE: CULTURAL ROUTES MANAGEMENT: from theory to practice: Council of Europe、 p14
- 9 外務省ホームページ 世界遺産条約 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html 2015年9月27日閲覧
- 10 UNITED NATIONS EDUCATIONAL、 SCIENTIFIC AND CULTURAL ORGANIZATION INTERGOVERNMENTAL COMMITTEE FOR THE PROTECTION OF THE WORLD CULTURAL AND NATURAL HERITAGE (2017): WHC.17/01 12 July 2017 Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention: WORLD HERITAGE CENTRE、 p85-86
- 11 ICOMOS(2008): THE ICOMOS CHARTER ON CULTURAL ROUTES : https://www.icomos.org/charters/culturalroutes_e.pdf、 2018年10月20日閲覧
- 12 丸山雍成、服部英雄(1988):「歴史の道」調査・整備事業10年を回顧して:日本歴史 / 日本歴史学会編 (通号 479) 1988.04 p95-104
- 13 伊藤 延男(1977):「歴史の道」の整備について:月刊文化財(通号 170):文化庁文化財部監修, p3~7

-
- 14 丸山 雍成、服部 英雄(1988):「歴史の道」調査・整備事業 10 年を回顧して:日本歴史 / 日本歴史学会 編 (通号 479)、p95-104
 - 15 ICOMOS(2008): THE ICOMOS CHARTER ON CULTURAL ROUTES :
https://www.icomos.org/charters/culturalroutes_e.pdf、2018 年 10 月 20 日閲覧
 - 16 考古学や歴史地理学においては、宮都や国衙をはじめとした官衙や、駅馬の乗継ぎ、食料の支給、宿泊所の提供などの便宜をあたえる施設としての駅家などと古代官道との間に強い関連性が認められている。山中敏史(2003):道:日本考古学事典、p842-843
 - 17 佐藤正知(2015):平成の歴史街道を往く:歴史の道調査報告書を踏まえて(第1回)「歴史の道」辿り、地域の未来を考える 道路誌上での連載企画開始にあたって:道路:road engineering & management review 892、p.56-59
 - 18 西川 亮、西村 幸夫、窪田 亜矢(2015):文化庁「歴史の道」事業による地域への影響に関する研究:1970年代~1980年代前半の事業策定初期の動向に注目して:日本建築学会計画系論文集 80(710)、p895-905
 - 19 小田 誠太郎(2010):世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」-その足跡と課題-:ECPR えひめ地域政策研究センター、p24-30
 - 20 西村幸夫(2016):熊野古道をめぐる議論「顕著で普遍的な価値」と今後の論点:神々が宿る聖地 世界遺産熊野古道と紀伊山地の霊場、p157-174
 - 21 代表的なものとして、新城常三(1964):社寺参詣の社会経済史的研究:塙書房、五来重(1988):遊行と巡礼:角川選書、小山靖憲(2000):熊野古道:岩波新書などが挙げられる。
 - 22 近年の研究としては、森正人(2014):四国遍路:中公新書、土井清美(2015):途上と目的地 スペイン・サンティアゴ徒歩巡礼路旅の民族誌:春風社などが挙げられる。
 - 23 代表的なものに、船越らの一連の研究がある。船越 徹(1988):参道空間の分節と空間構成要素の分析(分節点分析 物理量分析)参道空間の研究(その1):日本建築学会計画系論文報告集 384、p53-61 ほか
 - 24 下村彰男、江頭俊昭(1992):近世における結良空間の装置性に関する考察:造園雑誌 55(5)、p307-312
 - 25 伊藤 弘(2011):近代の松島における風景地の整備と眺めの関係:ランドスケープ研究 74(5)、p769-772
 - 26 西川 亮、西村 幸夫、窪田 亜矢(2010):欧州評議会による「文化の道」政策に関する研究-政策の仕組みと史の変遷:都市計画論文集(45)、p103-108
 - 27 西川 亮、西村 幸夫、窪田 亜矢(2015):文化庁「歴史の道」事業による地域への影響に関する研究 1970年代~1980年代前半の事業策定初期の動向に注目して:日本建築学会計画系論文集 第80巻 第710号、p895-905
 - 28 西川亮(2014):三重県における熊野古道の保全と活用に関する研究:観光文化 = Tourism culture 38(2):日本交通公社、p38-p41
 - 29 峯俊 智穂(2014):文化財「記念物」保護の歴史から世界遺産「参詣道」の保護の在り方を探る-和歌山県田辺市本宮町を対象として:日本観光研究学会全国大会学術論文集 29、p317-320
 - 30 豊岡卓之(2016):史跡大峯奥駈道・史跡熊野参詣道小辺路の現状と保存管理:奈良県立橿原考古学研究所紀要考古学論攷第39冊、p13-20
 - 31 馬場 俊介、樋口 輝久、山元 亮、島田 裕介、横井 康佑、木田 将浩(2012):近世以前の道路遺産(道標・町石・常夜灯)の本質的価値判断に関わる評価基準:土木学会論文集 D2(土木史)68 巻 1号、p107-122
 - 32 外務省ホームページ 世界遺産条約 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html 2015年9月27日閲覧

-
- 33 ユネスコ世界遺産センターホームページ <http://whc.unesco.org/en/list/1142> 2015年12月23日閲覧
- 34 UNESCO World Heritage Centre ホームページ : <https://whc.unesco.org/en/list/1142/> : 2018年11月4日閲覧
- 35 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(2005):「2 登録の価値証明」『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道』、p43-44
- 36 日本国(2016):境界線の軽微な変更に関する提案書
- 37 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(2005):「2 登録の価値証明」『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道』、p43-44
- 38 小山靖憲(2000):熊野古道:岩波新書
- 39 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(2006):世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画
- 40 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(2006):世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画
- 41 管見では、明治12(1879)年以降、西国巡礼の道中案内に伊勢の記述が見られなくなる。また、三重県度会郡多気町所在の石仏庵では、近世の絵図に巡礼者の接待茶所が示されている地点に、現在日清戦争戦没者供養塔がたつ。このことから19世紀末には巡礼者を接待する状況は失われていたと考えられる。その背景には、近世初頭の神祇官制度の改革にともなう伊勢神宮の性格の変化や、蒸気船による沿岸航路の整備にともなう「旅」の形態の変化などが存在すると考えられる。
- 42 三重県多気郡大台町柝原所在の熊野参詣道沿道の旅館岡島屋での聞き取りに基づく。岡島屋の年間宿泊客数は2014年に約50人であり、その大半は歩き旅客であるという。三重県度会郡玉城町田丸から多気郡大台町三瀬谷までの区間で宿泊施設が存在するのは、田丸、柝原、三瀬谷しかなく、歩き旅客は、田丸もしくは柝原のいずれかに宿泊しなければ三瀬谷にたどり着くことが出来ない。そのため、柝原の宿泊客数を2倍した人数を推定歩き旅客数とした。なお、この推定客数は、三重県尾鷲市と熊野市の市境にまたがる曾根次郎坂太郎坂で熊野古道保存会の会長を務める大川善士氏の観察結果とも一致しており、一定程度の蓋然性が認められよう。
- 43 国の指定名称は「熊野参詣道」であるが、愛称として「熊野古道」の名称が使われることは極めて多い。たとえば熊野参詣道伊勢路に限っても、地方公共団体、地域振興公社などのパンフレットのほとんどで熊野古道の名称が用いられている。
- 44 地域は異なるが、中辺路で観光客の視対象を分析した飯田義彦・落合知帆は、その前提として、熊野参詣道における視対象を周囲の森林景観としてとらえている。なお、中辺路にはほとんど石畳は存在しないので、主な視対象からは欠落している。飯田義彦・落合知帆(2009):「熊野古道のシーケンス景観に対する歩行者の着眼点と撮影注視動機:(社)日本都市計画学会 都市計画報告集 No.8
- 45 熊野参詣道伊勢路におけるトレイルランニング大会としては2010年11月27日~28日に行われたものが最初で、これはスポーツ用品メーカーとプロのトレイルランナーが企画したものであった。2012年3月10日~11日にはプロトレイルランナーと観光庁が関係自治体(三重県・大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市)の反対を押し切って「熊野古道伊勢路・トレイルランニングの旅」を実施した。以降、三重県内の世界遺産登録区間においてトレイルランニングの大会は行われていない。
- 46 新鹿の民宿美砂荘での聞き取りに基づく。

- 47 これまでに行われた熊野参詣道伊勢路に関する学術調査は管見で以下のとおりである。
 三重県教育委員会(1981)：歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道
 三重県・三重県教育委員会(2007)：熊野古道と石段・石畳
 三重県教育委員会(2009)：三重県石造物調査報告Ⅰ
 三重大学人文学部塚本明研究室、熊野古文書同好会(2010)：若山家所蔵 熊野街道善根宿納札調査報告書
 三重県教育委員会(2013)：三重県石造物調査報告Ⅱ
 三重大学(2013)：東紀州地域における眺望景観保全の手法に関する共同研究－熊野古道地域(紀北地域)をケーススタディとして－
- 48 筆者である。
- 49 福元ひろこ(2013)：歩く旅の本 伊勢から熊野まで：東洋出版
- 50 伊藤文彦(2015)：熊野古道伊勢路歩き旅～熊野参詣道伊勢路巡礼～：サンライズ出版
- 51 三重県教育委員会(1981)：歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道：三重県教育委員会
- 52 塚本 明(2008)熊野街道『伊勢路』の特質－江戸時代の道中記から－：第9回全国歴史の道会議三重県大会報告書
- 53 田中智彦(2001)：巡礼の成立と展開：日本の宗教文化：高文堂出版
- 54 田中智彦(1987)：愛宕越えと東国の巡礼者－西国巡礼路の復元－：人文地理 39-6
 田中智彦(1988)：石山より逆打と東国の巡礼者－西国巡礼路の復元－：歴史地理学 142
 田中智彦(2001)：巡礼の成立と展開：日本の宗教文化：高文堂出版
- 55 塚本 明(2008)：道中記研究の可能性：三重大史学 第8号
- 56 本論で分析に利用した道中案内は以下のとおりである。
 養流軒一簞子 元禄3年(1690)：西国道しるべ：国立国会図書館蔵
 笠屋五郎兵衛 享保13年(1728)：巡礼案内記：三重県教育委員会(1981)歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道 所収
 西川氏 安永5年(1776)：西国順礼細見記：国文東方仏教叢書 第1輯 第7巻(紀行部)所収
 大阪屋長三郎 天明2年(1782)：巡礼道中指南車：三重県教育委員会(1981)歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道所収
 左楽斎 文化3年(1806)：西国巡礼道中細見増補指南車：青樹堂大阪屋長三郎 和歌山県立図書館蔵
 沙門某 文政12年(1829)：新增補細見指南車：玉樹堂田辺屋新四郎・青樹堂大阪屋長三郎 国立国会図書館蔵
 俣野通尚・池田東籬 天保11年(1840)：天保新增西国順禮道中細見大全 平野屋茂平 齋宮歴史博物館蔵
- 57 三重県教育委員会(1981)：歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道
- 58 国土地理院(2011)：2万5000分の1地形図 伊勢佐原
- 59 大日本帝国陸地測量部(1894)：滝原村
- 60 暁鐘成 嘉永6年(1853)：西国三十三所名所図会：臨川書店復刻版
- 61 例えば、天明6年(1786)の「西国道中記」(三重県教育委員会(1981)『熊野街道』所収)には、「此森に七色の杉とて うへに檜ノ木 榎 松 しい 紅葉 つげ 榊 七色也 同屏風杉 ~~是ハさいなんよけ也~~ 子持杉 夫婦杉 三杉四杉とて壱本ニ而三本と四本ニなりし也 ほうき杉兄弟杉 山田ノ滝祓杉はさいなんよけ也 角力とり杉 其外大 木等殊の外多し 次ニれんりの枝とて有 榊也 誠ニれんりハおもしろき事也 案内取くわしく可相尋 廻てよし」という記述がある。

-
- 62 西国三十三所名所図会は臨川書店から復刻刊行されている(臨川書店(1991):『西国三十三所名所図会』版本地誌体系2臨川書店)ほか、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館のホームページで印影が公開されている。本稿に掲載する図像は、いずれも大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館で公開されているものによった。<https://www.nijl.ac.jp/>
- 63 国土地理院(2015):電子地形図25000
- 64 国土地理院(2015):電子地形図25000
- 65 三重県(2007):『熊野古道伊勢路図絵』
- 66 この踏査は三重県教育委員会の竹内英昭氏・竹田憲治氏と共同で実施した。調査に同行して下さった両氏に感謝する。
- 67 三重県教育委員会の竹内英昭氏の教示によると、この経路については、国史跡指定に伴う事前調査の際に調査が行われている。しかし、経路の痕跡が認められないこと、地籍図においても道の痕跡が認められないことから、経路として機能していたとは考えがたく、国史跡指定範囲には含めなかったという。なお、熊野参詣道伊勢路においては、谷筋を経路とすることは少なく、ほとんどが尾根筋を経路としている。
- 68 ただし、当該遺物については、近世の考古資料として考えられることから、拾得物としての取り扱いを行わず、確認後原位置に戻している。
- 69 三重県教育委員会(1981):歴史の道調査報告書I—熊野街道—、p59
- 70 「銚子川左岸の熊野街道沿いの人家の附近にあったものを、堤防工事のために真興寺にうつされたもの」という記述がある。三重県教育委員会(1981):歴史の道調査報告書I—熊野街道—
- 71 三重県教育委員会(2009):三重県石造物調査報告I～東紀州地域～、p72
- 72 一例として、南方熊楠「田原藤太竜宮入りの話」の中には、蛤は蜃気楼を作る動物であり、蜃気楼は竜宮であるという話が紹介されている。南方熊楠(1994):十二支考:岩波文庫
- 73 伊藤裕偉(2007):VI熊野古道の構成に関する検討:熊野古道と石段・石畳:三重県・三重県教育委員会
- 74 海山町役場(1984):海山町史、p312
- 75 五来重(1968):紀路と伊勢路と:熊野詣—三山信仰と文化:淡交新社、『熊野三山信仰事典』再録
- 76 樋田清砂(1981):熊野街道の歴史的特性:歴史の道調査報告書I熊野街道、三重県教育委員会
- 77 田中智彦(1989):西国巡礼の始点と終点:神戸大学文学部紀要16:神戸大学、『聖地を巡る人と道』再録
- 78 塚本 明(2008):熊野街道『伊勢路』の特質—江戸時代の道中記から—:第9回全国歴史の道会議三重県大会報告書
- 79 塚本 明(2008):道中記研究の可能性:三重大史学 第8号
- 80 伊藤裕偉(2009):熊野街道八鬼山道周辺の中世石造物:三重県史研究 第24号:三重県
- 81 田中智彦(1989):西国巡礼の始点と終点:神戸大学文学部紀要16:神戸大学、『聖地を巡る人と道』再録
- 82 塚本 明(2008):熊野街道『伊勢路』の特質—江戸時代の道中記から—:第9回全国歴史の道会議三重県大会報告書
- 83 伊藤裕偉(2009):熊野街道八鬼山道周辺の中世石造物:三重県史研究 第24号:三重県
- 84 岡田登(1987):第五編宗教 第一章 瀧原宮・瀧原並宮:大宮町史
- 85 『西国三十三所名所図会』では祭神を速秋津彦命、速秋津姫命と記述しており、祭神名は不安定である。今日では、瀧原宮の祭神は天照大神とされている。
- 86 大宮町(1987):大宮町史 歴史編、p31, p743-749
- 87 岩屋堂内には新しい護摩の形跡を残す炉が存在しており、今日でも毎年修験者による参詣があることを地元住民から聞き取った。

-
- 88 田崎通雅・伊藤裕偉(2009)：5岩屋堂の石仏群：三重県石造物調査報告Ⅰ～東紀州地域～
- 89 三重県尾鷲市役所(1969)：尾鷲市史 上巻、 p800
- 90 これら石造物は三重県教育委員会が実施した石造物調査においても未報告である。
- 91 近世の中後期における石仏の型式学的研究はまだ進んでいないが、頭部を大きく胴部以下を小さく表現することや、衣文の表現が単純で写実性に欠けていることなど、嘉永5(1852)年から安政2(1855)年までに造立された三重県菰野町竹成の竹成五百羅漢像や、文化2(1805)年頃造立と推定される原大辻観音庵(石仏庵)の三十三体石仏などとの共通性が見られ、この時期の造立と推定した。
- 太田古朴(1973)：三重県郷土資料叢書第42集 三重県石像美術：三重県郷土資料刊行会
- 92 三宝荒神が仏法僧の守護者とするならば、八鬼山荒神堂の三宝荒神は熊野三山の守護者とも解釈される。和歌山県海南市藤白に所在する藤代神社に平安時代の木造熊野三所権現本地仏同様、熊野との境界を示す可能性がある。
- 93 中屋志津男(1999)：紀伊半島の地質—6 中新世の火成岩類：URBAN KUBOTA 38
- 94 増基法師：いほぬし：群書類従 第十八輯紀行部：塙保己一編
- 95 『日本書紀』卷一第五段一書第五條「一書曰。伊弉册尊生火神時。被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂者。花時亦以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。」を引用し、この地であるとする。
- 96 熊野市指定有形文化財
- 97 「長寛勘文」：群書類従 第二十六輯雑部：塙保己一編
- 98 悉皆調査結果のうち、近世に属する石造物については、共同で調査した竹田憲治氏がすでに公表している。
- 竹田憲治(2014)：熊野参詣道と原大辻観音庵の石造物(1)：伊勢の中世 189号
- 竹田憲治(2014)：熊野参詣道と原大辻観音庵の石造物(2)：伊勢の中世 191号
- 竹田憲治(2014)：熊野参詣道と原大辻観音庵の石造物(3)：伊勢の中世 192号
- 99 三重県教育委員会(2009)：三重県石造物調査報告Ⅰ、 p73
- 100 福田アジオ(2006)：歴史探索の手法—岩船地蔵を追って：筑摩書房
- 101 尾鷲市役所(1969)：尾鷲市史、 p673
- 102 天明6(1786)年の『西国道中記』には、「峠ニ茶屋あり 下野国岩船地蔵尊うつし有」という記述がみえる。
- 103 塚本明(2009)：16地震・津波災害とその記憶：三重県石造物調査報告Ⅰ～東紀州地域、 p60-61
- 104 「3D Landscape Navigator カシミール3D Ver9.1.6」
- 105 三重県教育委員会(2009)：三重県石造物調査報告Ⅰ、 p23
- 106 西山 克(1989)：伊勢参詣曼荼羅の実相：所報 環文研 第14号
- 107 伊藤裕偉(2009)：熊野街道八鬼山道周辺の中世石造物：三重県史研究：三重県
- 108 「3D Landscape Navigator カシミール3D Ver9.1.6」
- 109 谷釜尋徳(2007)：近世後期の庶民の旅にみる歩行の実際—江戸及び江戸近郊地の庶民による伊勢参宮の旅を中心として—：スポーツ史研究 第20号
- 110 臨川書店(1991)：解題：西国三十三所名所図会 版本地誌体系2：臨川書店
- 111 大宮町(1987)：大宮町史 歴史編、 p58
- 112 大日本帝国陸地測量部(1894)：滝原村
- 113 大野草介(2001)西行と伊勢路：熊野道中記 いにしへの旅人たちの記録：みえ熊野学研究会
- 114 国指定天然記念物及び名勝
- 115 三重県教育委員会ホームページ：守ろう活かそう文化財データベース「熊野の鬼ヶ城附 獅子巖」：
<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/bunkazai/da/>、2018年11月13日閲覧
- 116 西田正憲(1999)：瀬戸内海の発見 意味の風景から視覚の風景へ：中公新書

-
- 117 「熊野参詣道」の史跡指定の経緯は、平成12(2000)年11月2日付けで、まず中辺路と熊野本宮大社旧社地の大斎原、熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内が「熊野参詣道」として国の史跡に指定され、平成14(2002)年12月19日付けで、大斎原、熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内が分離されて「史跡熊野三山」となり、伊勢路・熊野川・七里御浜・花の窟が、中辺路(部分)・大辺路・小辺路とともに「熊野参詣道」に追加指定されている。さらに、平成28(2016)年3月1日には中辺路(部分)と大辺路(部分)が追加指定されている。本稿で検討対象とする「熊野参詣道 伊勢路 七里御浜 花の窟」は平成14年に国史跡に指定されたものである。
- 118 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(三重県 奈良県 和歌山県)(2006):世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画
- 119 THE NORTH FACE ホームページ <http://www.goldwin.co.jp/tnfcgi/news/log/20100921114913.html> 2010年9月21日更新、2016年8月3日最終閲覧
- 120 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(三重県 奈良県 和歌山県)(2005):世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道
- 121 平澤は当該論考の中で、「保存管理計画は、管理団体である地方公共団体が名勝の保存管理を適切に行っていく上での行政的指針を整理し明示するもの」と明快に定義している。
- 122 稲葉信子(2011):変化をマネジメントする—対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ—:地域における遺跡の総合マネジメント—平成22年度遺跡整備・活用研究集会(第5回)報告書—:独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所
- 123 平澤 毅(2011):名勝の保存管理計画策定に関する考察:ランドスケープ研究74(5)
- 124 庄子亮平(2015):日本の世界遺産保存管理計画の研究〜「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保存管理計画の今後に向けて〜:2014 学位論文梗概集(世界遺産学・学術):筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻・世界文化遺産学専攻
- 125 和泉大樹(2016):観光資源としての「名勝」—『保存管理計画』にみる活用方案からのアプローチ—:阪南論集 社会科学編51-3、p137-146
- 126 “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention” Provisional Revision WHC.02/2 July 2002 <http://whc.unesco.org/archive/opguide02.pdf>
- 127 UNESCO、ICCROM、ICOMOS and IUCN(2013):Managing Cultural World Heritage (World Heritage Resource Manual):UNESCO World Heritage Centre、<http://whc.unesco.org/document/125840>
- 128 例えば、国土交通省では2008年頃から地域振興の文脈において、「多様な主体による協働」を進めるとしている。国土交通省ホームページ<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000061.html>、2017.8.24 参照
- 129 World Heritage Committee Decision 31COM13B: The “fifth C” for “Communities”:World Heritage Center ホームページ<<http://whc.unesco.org/en/decisions/5197>>、2017.8.24 参照
- 130 UNESCO、ICCROM、ICOMOS、IUCN(2013):MANAGING CULTURAL WORLD HERITAGE、p14
- 131 稲葉信子(2011):変化をマネジメントする—対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ—:地域における遺跡の総合マネジメント—平成22年度遺跡整備・活用研究集会(第5回)報告書—:独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、p42
- 132 石見銀山協働会議(2006):石見銀山行動計画:石見銀山を未来に引き継ぐために
- 133 富士宮市教育委員会(2013):富士山世界文化遺産富士宮市行動計画
- 134 平野昌(2011):熊野古道アクションプログラムから考える遺産のマネジメント:地域における遺跡の総合的マネジメント—平成22年度遺跡整備・活用研究集会(第5回)報告書—:独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、p46-p49

-
- 135 西川亮(2014)：三重県における熊野古道の保全と活用に関する研究：観光文化 38(2)：日本交通公社、 p38-p41
- 136 伊勢路に関しては別に『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』がある。これは文化財保護法に基づき史跡に指定され世界遺産に登録された範囲について、史跡の現状変更や整備の方針について定めた内容で、行政と専門家によって策定されたものであり、本稿で扱う管理運営計画とは性格が異なる。
- 137 本中眞(2005)：「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録の意義と課題：世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道
- 138 三重県(2017)：22 推計人口(総数)：三重県ホームページ
<<http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/26025004161.htm>>、 2017.12.1 参照
- 139 入込客数は東紀州地域振興公社公表数値による。東紀州地域振興公社
<http://www.kumanokodo-iseji.jp/higashikishu/number_visitors.html>、 2017.9.1 参照
- 140 朝日新聞及び読売新聞のデータベースで、平成13年度から平成28年度まで「熊野古道語り部友の会」で検索し抽出されたそれぞれ25件38件の記事を対象とする。
- 141 三重県のホームページに掲載されている担当部局別予算一覧表(部局名称、事業名称、細事業名称、事業費、県費、事業概要(目的)、政策体系名称等の項目を表示)から、「事業名称」に「東紀州」「世界遺産」「熊野古道」を含む事業を抽出した。また、平成19年度と平成20年度の予算一覧表は公表されていないことから、三重県議会の会議録から「予算に関する説明書」を閲覧した。その結果、156件の事業が抽出された。三重県2009 予算に関する説明書：三重県議会定例会臨時会会議録平成19年(別冊)上、三重県2010 予算に関する説明書：三重県議会定例会臨時会会議録平成20年(別冊)四分冊の一、三重県議会図書室蔵
- 142 平成17年2月から平成18年1月にかけてこれらの地域では市町村合併が行われており、合併以前の人口は以下の市町村の人口を合計している。尾鷲市、熊野市、紀和町、大宮町、紀勢町、大内山村、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、鶴殿村。
- 143 朝日新聞及び読売新聞のデータベースで、平成13年度から平成28年度まで「熊野古道語り部友の会」で検索し抽出されたそれぞれ25件38件の記事を対象とする。
- 144 三重県(2005)：紀南中核的交流施設整備基本構想
- 145 三重県立熊野古道センター：11月27日(土)～11月28日(日)トレイルランニング・アカデミー番外編 in 熊野古道伊勢路：熊野古道センターホームページ 2010.11.22 日更新、2018.9.18 閲覧
<http://www.kumanokodocenter.com/system/index.php?itemid=328>
JTB：鏑木毅選手と行く！熊野古道伊勢路・トレイルランニングの旅：JTB スポーツホームページ 2018.9.18 閲覧
<http://sports.jtb.co.jp/triwwwp/tours/view/178/bwt2012-064trailrun>
- 146 西村幸夫(2016)：熊野古道をめぐる議論「顕著で普遍的な価値」と今後の論点：神々が宿る聖地 世界遺産 熊野古道と紀伊山地の霊場：ブックエンド、156-174
- 147 神田孝治(2010)：熊野の観光地化の過程とその表象：国立歴史民俗博物館研究報告第156集、137-161
- 148 天田顕徳(2012)：熊野一霊場と観光地のはざまに揺れ動く聖地：聖地巡礼ツーリズム：弘文堂、94-97
- 149 寺田憲弘(2014)：熊野の観光メディア言説の変動ーガイドブックと旅行雑誌における記述を対象としてー：観光研究 Vol.26
- 150 岡本亮輔(2017)：自己実現する熊野参詣者：現代化される文化資源：CATS 叢書11、73-78
- 151 寺田憲弘(2014)：熊野の観光メディア言説の変動ーガイドブックと旅行雑誌における記述を対象と

- 152 今野理文、十代田朗、羽生冬佳(2002)：観光ガイドブックにみる観光地のアピールポイントの変遷：観光研究 vol. 14、9-16
- 153 櫻井宏樹、下村彰男、小野良平、横関隆登(2014)：雑誌『国立公園』表紙にみる添景人物と自然風景の描かれ方：ランドスケープ研究
- 154 開発者は樋口耕一 <http://khcoder.net/>で、有馬貴之 2015「旅行ガイドブックにみる富士山観光のイメージ変化—『るるぶ富士山』の目次を対象としたテキスト分析—」『地学雑誌』124(6)、pp1033-1045 で利用されている。有馬貴之は旅行ガイドブックにみる富士山観光のイメージについて、目次の文章を対象に、目次に使用された特徴語と類似性測度、共起ネットワーク分析を行っている。本稿においては、表紙はその本の提示する情報を端的に示し、読者に取得意欲を抱かせるページであるにとらえ、表紙の文言を分析対象とした。また、分析対象は、有馬の論考においては1冊全体が「富士山」にかかるものであったのに対し、本稿で対象としたのは1冊全体が「伊勢路」にかかるものだけでなく、伊勢路を部分的に含むガイドブックであるため、ガイドブックごとに情報量が増減することから、目次の共起ネットワーク分析は実施していない。有馬貴之(2015)：旅行ガイドブックにみる富士山観光のイメージ変化—『るるぶ富士山』の目次を対象としたテキスト分析—：地学雑誌 124(6)、p1033-1045
- 155 本分析においては、分析対象数が60であることから、KH Coder 開発者の樋口にならい(樋口耕一(2014)：社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して：ナカニシヤ出版、p69)、60の平方根(7.7)程度のクラスター数とすることを考えて、まず7を選択した。しかし、その結果1クラスターに2ケースしか存在しないクラスターが生じた。そこで、これを排除するため6クラスターを選択した。その結果、得られた抽出語から Jaccard 係数を用いてクラスターにおける特徴語を抽出し、クラスターの意味づけを行ったところ、第5クラスターが「和歌山県内の徒歩移動」、第6クラスターが「三重県内の徒歩移動」を示すと考えられた。本節において検討しているのは「観光の観点からの捉え方」であることから、第5クラスターと第6クラスターを統合して1つのクラスターとして扱うことが適当と判断され、5クラスターを選択することとした。
- 156 例えば、『るるぶ南紀伊勢志摩'12』において花の窟神社は、「世界遺産をたどる海沿いルートコース4伊勢路をドライブ」において紹介されており、伊勢路に関連付けられていると判断された。しかし、瀧原宮は「神々を宿す癒しの聖地 伊勢神宮 もう一つのパワースポット遥宮へ行こう」において紹介されており、紹介文は「参道の自然にも心癒される 宮川の上流、深い溪谷の山の間ひっそりたたずむ瀧原宮と瀧原竝宮。参道に鬱蒼と繁る杉の巨木、そばを流れる清流の心地よいせせらぎや滝の音に心が洗われる。」と、伊勢路については触れられておらず、伊勢路に関連付けられていないと判断された。
- 157 下村彰男、江頭俊昭(1992)：近世における結良空間の装置性に関する考察：造園雑誌 55(5)、p307-312
- 158 押田佳子・横内憲久・岡田智秀・瀬畑尚紘(2011)：紀行文より捉えた近世鎌倉における観光経路および滞在拠点の成立過程に関する研究：ランドスケープ研究 74(5)
- 159 山口敬太・出村嘉史・川崎雅史・樋口忠彦(2010)：近世の紀行文にみる嵯峨野における風景の重層性に関する研究：土木学会論文集D vol. 65 No. 1, p14-26
- 160 伊藤弘(2011)：近代の松島における風景地の整備と眺めの関係：ランドスケープ研究 74(5)
- 161 伊藤弘(2011)：近代の松島における風景地の整備と眺めの関係：ランドスケープ研究 74(5)
- 162 第2章第4節において見たように、国史跡指定において「熊野参詣道」は「我が国の歴史ならびに社会・文化を知る上で欠くことのできない貴重な交通遺跡」としての価値付けが行われており、「歴史上重要な巡礼路」としての価値付けと判断される。
- 163 第2章第2節においてみたように、世界遺産登録推薦書において「紀伊山地の霊場と参詣道」は「信

仰の山の模範例と位置付けることが可能であり、アジア・太平洋地域を代表する信仰の山のひとつとして極めて高い価値を有する」と整理されている。

謝 辞

本論文は筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻に博士論文として提出したものである。指導教官の伊藤弘先生、副指導教官の稲葉信子先生、博士論文をご審査くださった下村彰男先生、黒田乃生先生はじめ、ここまでご指導を賜った全ての先生方に衷心より感謝申し上げたい。とくに、論文演習や査読論文執筆に際しては、伊藤弘先生、武正憲先生から懇切丁寧なご指導を賜わった。私の力では整理のつかない部分について、その都度指導を賜り、ようやく成果として形にすることが出来た。先生方のご指導がなければこの論文はならなかった。篤く御礼申し上げたい。

この研究は、私が平成22年から24年にかけて三重県教育委員会において世界遺産の保護を担当した際、紀伊半島大水害など遺産の危機的な状況に直面する中で、いかに遺産を保護していくのか、その方途を探すべく始めたものである。本研究には、平成24年9月のサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路の現地踏査、平成24年11月から平成26年11月にかけての熊野参詣道伊勢路の現地踏査の調査成果を含んでいる。熊野参詣道伊勢路の現地踏査には、奥田紘三、奥田眞利子、幸崎夏子、近藤典子 (Noriko Ourso)、米盛 (佐藤) 明美、竹内英昭、井西祥次郎、井西貴子、稲波まり子、大石亜美、竹田憲治、堀正典、丸山香代、武藤敏正、広瀬雅信、奥村隆志、坂口修司、鈴木一司、中田奈緒子、中村千恵、宮原佑治、畑中一宝、梅原陽向、梅原康暢、佐原立人、蘇文淑、西尾信廣、味噌井拓志、山口朝、山崎るみ、渡辺慶、杉本裕一の各氏に参加頂いた。心より感謝したい。

研究の過程においては、地元三重県の研究者である榎村寛之氏からは文献史学の観点からのご教示を、竹内英昭氏からは参詣道の石畳や史跡指定の経過などに関するご教示を、竹田憲治氏からは石造物等についてご教示を賜った。さらに、大阪の研究会においては、広瀬雅信、井西貴子、西尾信廣、西尾裕子、今井 (松尾) 奈緒子、丸山香代の各氏からも有益なご意見を賜った。このほか、山川志典、外崎杏由子、庄子亮平、箴島大悟、大藪 (中井) 陽子、内田昌太郎、船木大資の皆さんをはじめ、筑波大学で学ぶ先輩、後輩諸氏との活発な議論は私にとって極めて刺激的で示唆に富んでいた。以上の各氏にも心から感謝申し上げたい。

本研究が自身の職務と関係するとは言え、社会人として大学院に通うことには職場の理解と支援が不可欠だった。ご理解、ご支援いただいた三重県埋蔵文化財センター所長の野原宏司氏をはじめ、職場の同僚諸氏にもこころから感謝申し上げたい。

最後に、家族である父・伊藤宣機、母・千鶴子、兄・久樹、義姉・理絵にも、心から感謝したい。家族の有形無形の支えがなければここまで学びを継続することはできなかった。

私たち全国の文化財保護担当者は日々、文化財の保護と格闘している。しかし、個々の担当者は孤立無援の中で、手探りで保護に取り組んでいるとっていいだろう。その中であって、この筑波大学大学院世界遺産専攻/世界文化遺産学専攻の学びと研究は、私たち文化財保護担当者に勇気と希望を与えてくれるものであると確信する。この学びの場を与えて頂いたことに改めて感謝申し上げたい。そして本研究が、熊野参詣道伊勢路をはじめ、文化遺産としての「道」の保護の一助になることを、心から願うものである。